

第3章 外郭団体の事業（各論）

第1 財団法人岡山市勤労者福祉サービスセンター（愛称 ときめきプラザ）

1 団体の概要

代表者	村手 聡（岡山市副市長）	所在地	岡山市北区春日町5-6						
所管課	保健福祉局子ども福祉課	設立年月日	平成9年4月						
設立目的	中小企業勤労者のための総合的な福利事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与すること。								
事業内容	①共済給付に係る事業 ②健康の維持増進に係る事業 ③老後生活の安定に係る事業 ④自己啓発等に係る事業 ⑤余暇活動に係る事業 ⑥財産形成に係る事業 ⑦その他前条の目的を達成するために必要な事業								
主要事業 (平成20年度)	事業名	事業内容				決算額(千円)			
	共済給付事業	共済給付				42,484			
	福利厚生事業	健康増進、老後生活の安定、自己啓発、余暇活動、財産形成、その他				26,819			
機能	行政サービス提供型の中の行政機能拡大型								
本市からの財政 支出(千円)	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	委託料	65,995	0	0	0	0			
	指定管理料	—	—	0	0	0			
	補助金	32,400	25,600	21,600	18,000	18,000			
	その他	0	0	0	0	0			
	計	98,395	25,600	21,600	18,000	18,000			
役員員数(人) (平成20年4 月1日現在)	区分	役員数				職員数			
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規職員	うち本市 派遣職員	うち本市 OB職員	非正規
	人数	1	21	22	18	4	0	2	2
財政状況 (千円)	平成18年度～平成20年度の3か年間では、25,832千円の黒字								
	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	総収入額	134,591	133,291	129,538	126,751	120,027			
	総支出額	129,979	129,945	121,187	121,915	107,382			
	うち人件費	16,505	16,629	14,022	16,175	16,273			
	うち団体運営費	10,238	9,158	8,122	10,083	5,982			
	差引収支額	4,612	3,346	8,351	4,836	12,645			
	総資産額	134,956	133,178	139,579	144,188	151,786			
	総負債額	9,448	4,554	6,043	5,837	5,709			
正味財産額	125,508	128,624	133,536	138,351	146,077				
出捐状況	出捐金	100,000千円	総出捐額に占める本市の出捐額の割合			100,000千円	100%		

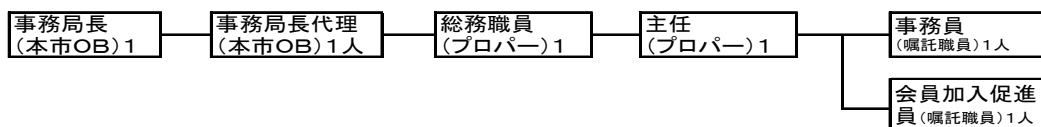
2 チェック項目の充足状況 (○問題なし, ×指摘, △意見, T意見 (提言又は問題意識),
—該当なし)

区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	△	理事長が本市副市長であるため、常勤ではない。経営改善による自立化を図るため、常勤の理事長を選任すべきである。会員増大を図るためにも経済団体との結び付きが強い民間出身者を選任すべきである。
2 職員配置や定員管理は適正か。	△	平成16年度の職員数は10人であったが、平成20年度には6人に減少している。このような状況で、会員管理と入出金の決裁等を行う事務局長と加入促進業務の統括を行う事務局長代理の2人体制が必ずしも必要とは考えられない。本センターは、会員増加を図り、なお一層の営業努力と経費削減を図っていく必要がある、そのためには、民間のノウハウを積極的に取り入れるべきであるから、事務局長と事務局長代理を統合して、民間からの採用等を検討すべきである。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	○	役員に占める民間企業経験者は22人中18人(82%)である。
4 役員任期・報酬は適正か。	△	任期は2年である。役員報酬は支給されない。理事会の費用弁償1回7,500円は他団体に比べて高いので、5,000円に減額すべきである。
5 役員・職員の定年制はあるか。	T	役員に定年はないので、設けるべきである。職員の定年は65歳である。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	T	正規職員4人中プロパー職員は2人(50%)である。プロパー職員の幹部への登用を検討すべきである。
7 民間企業経験者、人材派遣、アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	○	正規職員4人以外は、嘱託職員2人を採用している。
8 本市職員の派遣は必要かつ適正か。	—	職員4人中0人派遣。
9 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	△	職員4人中2人OB職員。採用の理由は不明確である。
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	△	本市の人事・給与制度を参考に、独自の制度を策定しているが、地域手当は不要である。
11 財務数値は適正か (①流動比率, ②自己資本比率, ③経常収支比率)	○	(1) 流動比率 321.5%, (2) 自己資本比率 96.2%, (3) 経常収支比率 107.2%。いずれも適正である。
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	○	基本財産1億円は全額国債で運用されている。
13 本市の財政支出に依存していないか。	T	財政支出18,000千円(本センターの場合は補助金のみ)に依存している(財政支出依存比率は15.6%)。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	T	管理費22,255千円(管理費比率20.7%)。管理費は前年度の26,258千円(管理費比率23.1%)よりも減少しているが、さらなる削減を検討すべきである。
15 補助金は適正か。	△	本市の補助金交付の適否については、本センターの加入率が5.8%であり、5.8%の中小企業勤労者のために、国庫補助金が廃止となる平成22年度以降も、本市が補助金(平成20年度は18,000千円。うち国庫1/2)を支出するのは公益性の観点から不合理であるので廃止すべきである。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	—	委託費はない。随意契約による委託費比率 0%。
17 不要な積立金はないか。	—	該当なし。
18 非営利法人において、収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	○	収益事業の割合 0%
19 不動産について時価を計算し、定期的に含ま損益を計算しているか。	—	不動産はない。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	△	各自立化計画は、会員数見込みと収入見込みに大きな差異があるにもかかわらず、収入減に対応して事業費と管理費が減少して、結果的には、①補助金の平成22年度以降の段階的削減、②平成27年度における自立化というスキームは維持されたままであるが、事業費、管理費の削減の実現可能性が不明確である。そもそも、会員数見込みとそれに連動した収入見込みに大きな差異があるのに、自立化のスキームが変わらないというのでは、数値見込みに信頼性は乏しいと言わざるを得ない。

区分	評価	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	△	平成20年度はボウリング大会、テーブルマナーを開催したが、無料であるため、自主事業の収入は0円である。今後、有料の自主事業や「ときめきプラザ」のフリーペーパー化による掲載料の収入を検討すべきである。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	○	会員カードのクレジット化等を行っている。クレジット取扱手数料として1件2,000円、ショッピングロイヤリティ0.4%を得られる。
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	×	獲得人員1人当たりの会員加入促進員の報酬が6,683円(平成20年度)となり、単年度については、会員の年間会費と入会金の合計6,500円を上回っており、経済的効果が出ていないので、会員加入促進員の人選、研修の充実、さらには給料体系の見直しなどを検討すべきである。
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	△	会報で声を寄せてもらうように募集しているが、回収はほとんどはない。今後はモニターの活用、アンケート等の収集、分析と会員増加につながる魅力ある事業内容の結び付きのための検討を行うべきである。
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	○	個人情報の持ち出しの禁止、個人情報のデータの入ったパソコンのインターネットへの接続の禁止等により、個人情報の保護を図っている。
26 情報公開を制度化しているか(ホームページの活用を含めて)。	○	情報公開規定を設け、ホームページで寄附行為、役員名簿、事業計画、収支予算書、事業報告、収支計算報告、自立化検討報告書を公開している。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	—	受託事業の再委託割合 0 %。
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	—	該当なし。
29 施設の工作物責任及び管理上の責任を追及される法的リスクはないか。	—	該当なし。
30 不要な事業所、施設、設備はないか。	○	事務所は本部だけである。
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	T	特に行っておらず、今後検討すべきである。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	—	該当なし。施設は市の施設である。
33 効果的な職員研修を行っているか。	T	研修は行っていない。会員加入促進に対する営業研修等を実施すべきである。
34 理事会(取締役会)への理事(取締役)及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がされているか。	T	平成20年5月13日:19人出席(内委任状出席6人)。 平成21年2月25日:20人出席(内委任状出席5人)。 委任状出席の割合が高く、議論は不十分である。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論はなされているか。	T	平成20年4月25日:16人出席(内委任状出席6人)。 平成21年2月10日:15人出席(内委任状出席2人)。 委任状出席の割合が高く、議論は不十分である。
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的になされているか(現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む)。	○	公認会計士により適正に監査がなされている。
37 コンプライアンス(法令遵守)体制は確立されているか(コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等)。	△	コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制はないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。
38 契約事務は適正か。	△	賃料の減免申請を平成20年度まで行っていない。より早く本市と本センターは賃料の減免を協議すべきであった。平成19年度の賃料は1,200千円。
39 出納は適正か。	○	現金の納入は、会員加入促進員が直接事業所から入会金や会費を集金したり、事業所が本センターに直接入会費や会費を持参したり、本センターの窓口で割引チケット等を販売する場合になされ、現金は金庫に保管された後、その日か翌日には口座振込がなされている。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	○	規程に基づき適正に処理がなされている。

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	T	職員の出勤簿、副理事長の出張命令書等を確認した。タイムカードによる管理を行うべきである。副理事長の出張日数が16日と多くなっているが、このうち12日は(社)全福センターの理事等の出席であり、本センターは派遣、日当を支給していない。
42 固定資産、備品の管理は適正か。	O	固定資産台帳、消耗備品台帳により、適正に管理がなされている。
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	T	公益認定基準においては、勤労者福祉サービスは入っているが、実際の業務は不特定多数の利益ではなく、会員の利益であるため、公益認定委員会が公益認定を行うとは限らない。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	—	施設はない。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	—	同上
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	—	同上
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	—	同上
48 指定管理の協定内容に問題はないか。	—	同上
49 設立目的自体が不合理な団体はないか。	O	設立目的は適正である。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出捐金は適正か。	△	本センターの総収入額115,191千円の出捐金100,000千円に対する比率は115.2%となっている。例えば、(財)岡山市シルバー人材センターについては経常収入額726,011千円の基本財産51,000千円に対する比率が1436.6%であることからすれば、本センターは総収入額との比較で基本財産が大きすぎるので、本市は出捐の一部引揚げを検討すべきである。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	O	地域性を有した共済事業、福利厚生事業の総合的中小企業勤労者福祉サービスを行っており、設立目的は依然ある。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	T	加入率の伸び悩み、民間企業による共済事業、福利厚生事業への参入により、存在意義が希薄化する可能性はある。
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	T	地域性を有した共済事業、福利厚生事業の総合的サービスを行っているが、事業自体は民間企業でも実施可能である。
54 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。	O	他外郭団体との類似性はない。
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	O	職員数は4人で、経常収益は115,191千円である。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	O	累積欠損はない。
57 法人形式(株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式)が不合理な団体はないか。	O	法人形式は適正である。
58 営利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	—	営利法人ではない。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	△	総収入115,191千円に比べて、出資額100,000千円が大きすぎるので出資の引揚げを検討すべきである。
60 解散又は統廃合すべき団体はないか。	△	数年間、事業の収支を見た上で、加入率が伸びず、経営改善の見込がなければ、本センターは歴史的な役割を終えたものとして、本市は、本センターの解散又は民営化の検討を行うべきである。

3 組織（平成20年4月1日現在）



(意見)

平成16年度の職員数は10人であったが、平成20年度には6人に減少している。

このような状況で、会員管理と入出金の決裁等を行う事務局長と加入促進業務の統括を行う事務局長代理の2人体制が必ずしも必要とは考えられない。

本センターは、会員増加を図り、なお一層の営業努力と経費削減を図っていく必要があるため、そのためには、民間のノウハウを積極的に取り入れるべきであるから、事務局長と事務局長代理を統合して、民間からの採用等を検討すべきである。

4 財務

(1) 平成20年度貸借対照表

科目	金額(円)	科目	金額(円)
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
(1) 現金預金	18,325,046	(1) 未払い金	4,512,720
(2) 未収金	28,800	(2) 前受金	588,000
流動資産合計	18,353,846	(3) 預り金	608,540
2 固定資産		流動負債合計	5,709,260
(1) 基本財産		負債合計	5,709,260
①基本金	100,000,000	III 正味財産の部	
基本財産合計	100,000,000	1 指定正味財産	
(2) 特定資産		出捐金	100,000,000
①出資者	100,000	指定正味財産合計	100,000,000
②積立金	33,299,953	一般正味財産合計	46,077,352
特定資産合計	33,399,253	正味財産合計	146,077,352
(3) その他固定資産		負債及び正味財産合計	151,786,612
①備品	32,813		
その他固定資産合計	32,813		
固定資産	133,432,766		
資産合計	151,786,612		

(意見)

本センターの総収入額 115,191 千円の出捐金 100,000 千円に対する比率は 115.2%となっている。

例えば、(財)岡山市シルバー人材センターについては経常収入額 726,011 千円の基本財産 51,000 千円に対する比率が 1436.6%であることからすれば、本センターは総収入額との比較で基本財産が大きすぎるので、本市は出捐の一部引揚げを検討すべきである。

(2) 平成 20 年度正味財産増減計算書

科目	金額(円)	科目	金額(円)
I 一般正味財産の部		(2) 経常費用	
(1) 経常収益		① 事業費	85,126,757
① 基本財産運用収入	600,000	給付事業(共済給付)	42,484,155
② 会費・入会金収入	95,033,700	福利厚生事業	26,819,040
会費収入	94,540,500	情報提供事業	4,788,294
入会金収入	493,200	会員加入促進事業	11,035,268
③ 補助金収入	18,000,000	② 管理費	22,255,184
④ 雑入	1,557,448	人件費	16,272,990
経常収益計	115,191,148	運営費	5,982,194
		③ 備品減価償却費	83,010
		経常費用計	107,464,951
		当期経常増減額	7,726,197
		当期一般正味財産増加額	7,726,197
		一般正味財産期首残高	38,351,155
		一般正味財産期末残高	46,077,352
		II 指定正味財産増減の部	
		指定正味財産期首残高	100,000,000
		指定正味財産期末残高	100,000,000
		III 正味財産期末残高	146,077,352

5 事業

(1) 事業内容

ア 事業内容の概要

本センターの事業内容は、次のとおり分けられる。

- ① 給付事業
- ② 福利厚生事業
- ③ 情報提供事業
- ④ 会員加入促進事業

福利厚生事業は、さらに、健康増進事業、老後生活の安定事業、自己啓発事業、余暇活動事業、財産形成事業に分けられる。

イ 事業内容の分析

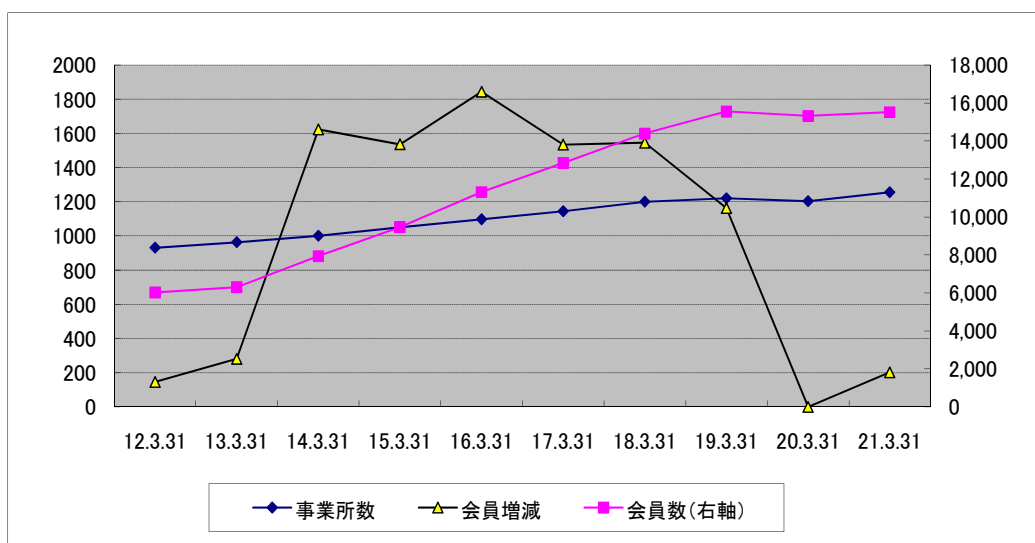
(意見)

給付事業については、例えば、結婚祝金が2万円、子の小・中学校入学祝金が1万円、死亡弔慰金が10万円などとなっているが、さほど高額ではないため、加入のインセンティブが働きにくく、また、福利厚生事業も健康診断受診助成(指定医療機関)が1,500円、宿泊助成2,000円などとなっていて、さほどのインパクトがない。しかも、福利厚生事業の利用方法については、利用券を提出しなければならないものもあり、不便である。

各種割引制度やポイント制度が氾濫する中、本センターの給付事業、福利厚生事業とも、新鮮味と魅力に欠けると考えられるので、事業内容の見直しを検討すべきである。

(2) 加入事業所数、会員数及び会員増減数の推移

加入事業所数及び会員増減数の推移は、次のとおりである。



以上から明らかなおり、会員数は従前は増加していたが、平成19年度末に会員数が減少に転じ、平成20年度末は会員数は再び増加したものの、その増加数は、以前ほどの数値ではないことが分かる。

加入事業所数も同様である。

平成19年度以降は、加入事業所数、会員数とも伸び悩んでいることは明らかである。

(3) 会員加入促進員

本センターでは、会員数を増加させるため、会員加入促進員（嘱託職員）に会員獲得業務を行わせている。

会員加入促進員数の推移は次のとおりである。

(単位：人)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
加入促進員	2	2	2	2	1

(注) 各年度とも4月1日現在の数値である。

会員加入促進員の報酬、獲得会員数、獲得会員数1人当たりの報酬の推移は、次のとおりである。

(単位：円，人)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
会員加入促進員の報酬	3,895,170	4,217,274	3,832,530	3,137,242	4,431,267
獲得会員数	1,719	1,817	1,493	522	663
獲得会員1人当たりの報酬	2,265	2,321	2,566	6,010	6,683

以上の表から明らかなおり、会員加入促進員の獲得会員数は平成19年度に522人となって前年比の約35%と大きく落ち込み、平成20年度は会員加入促進員の報酬総額が増額したものの、獲得会員数の大幅な増加にはつながらなかった。

また、獲得会員1人当たりの会員加入促進員の報酬も増加しており、平成19年度は、6,010円と前年度の約2.34倍となっている。このことは新規会員獲得が非常に困難にな

ってきていることを端的に示すものである。

(指摘事項)

獲得人員1人当たりの会員加入促進員の報酬が6,683円(平成20年度)となり、単年度については、会員の年間会費と入会金の合計6,500円を上回っており、経済的効果が出ていないので、会員加入促進員の人選、研修の充実、さらには給料体系の見直しなどを検討すべきである。

(4) 勤労者加入率

平成19年度の本市を含めた勤労者加入率の上位10者、下位10者とその会員勤労者数と地域中小企業者数は、次のとおりである(社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員団体各種統計情報から抜粋)。

区分	略称団体名	会員 勤労者数 (人)	地 中 小 企 業 者 数 (人)	加入率 (%)	区分	略称団体名	会 勤 労 者 数 (人)	地 中 小 企 業 者 数 (人)	加入率 (%)
—	岡山市	15,316	263,928	5.8	全国	198団体	1,305,947	28,240,267	
上位					下位				
1	中津川広域	14,186	48,906	29	1	名古屋	5,530	1,071,133	0.5
2	士別	1,803	8,759	20.6	2	三浦半島広域	750	155,894	0.5
3	飯田広域	13,176	70,679	18.6	3	広島	4,504	485,035	0.9
4	姫路	40,353	230,605	17.5	4	大阪	15,488	1,764,694	0.9
5	燕市広域	8,099	47,066	17.2	5	兵庫広域	18,891	1,871,613	1
6	諏訪湖広域	5,107	31,619	16.2	6	青森	1,217	114,172	1.1
7	更埴広域	4,318	31,802	13.6	7	港	6,199	585,704	1.1
8	塩尻広域	3,908	29,436	13.3	8	松山	1,798	199,096	1.4
9	大分北部広域	8,961	67,958	13.2	9	千葉	4,287	306,449	1.4
10	奄美広域	4,961	39,692	12.5	10	さいたま	4,852	328,525	1.5
					10	寝屋川	1,554	101,569	1.5
					10	佐賀広域	2,603	175,446	1.5

以上から明らかなどおり、本市と同じ政令市である名古屋市、広島市、大阪市において、それぞれ加入率が0.5%、0.9%、0.9%と1%以下となっている。

6 本センターの見直し

(1) 自立化計画

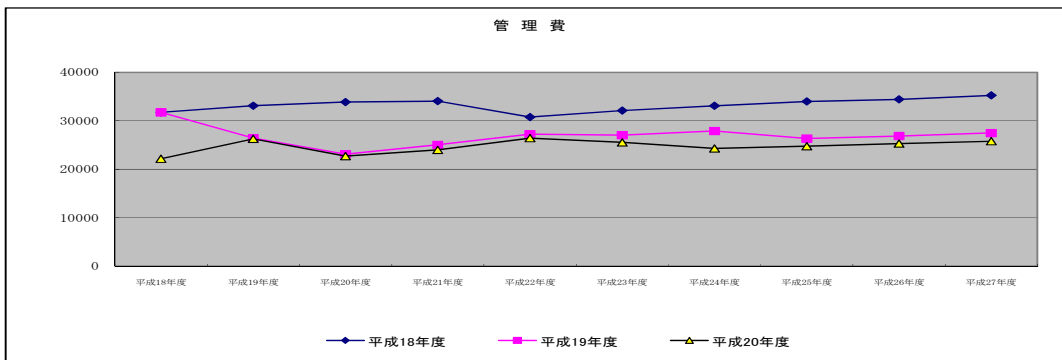
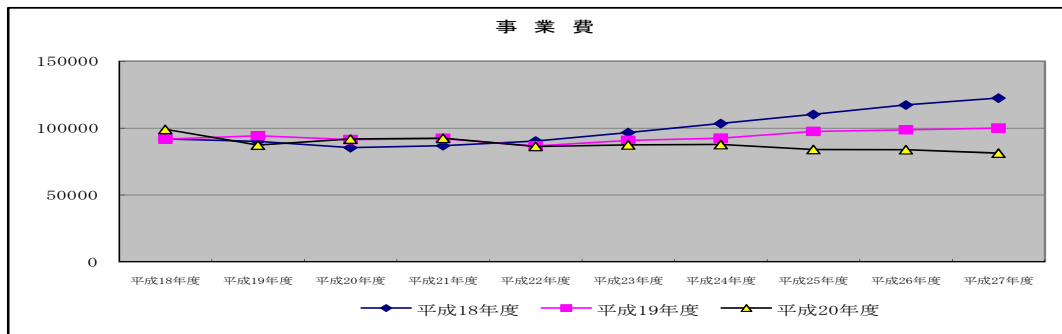
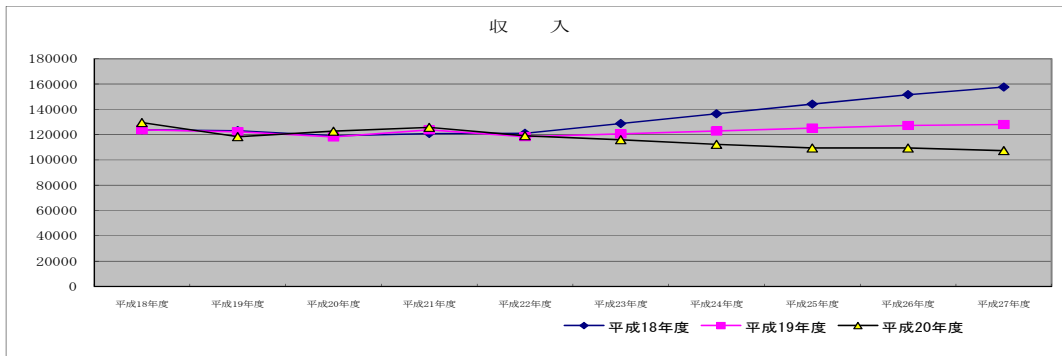
ア 会員増加見込

平成21年度以降の会員数の増加見込は、平成18年度、平成19年度、平成20年度の各自立化計画において、それぞれ1,500人、600人、200人と下方修正されている。

会員増の実績は、前述のとおり、平成19年度はマイナス235人、平成20年度はプラス202人であるから、平成21年度の会員増の見込み数値が下方修正されるのは、やむを得ないところである。

イ 平成18年度から平成20年度の各自立化計画の比較

収入、事業費、管理費について、平成18年度から平成20年度の各自立化計画を比較してグラフ化すると、次のとおりとなる。



事業費が収入の減少によりある程度は連動することは分かるが、管理費がそれほど削減出来るという根拠は乏しいと言わざるを得ない。

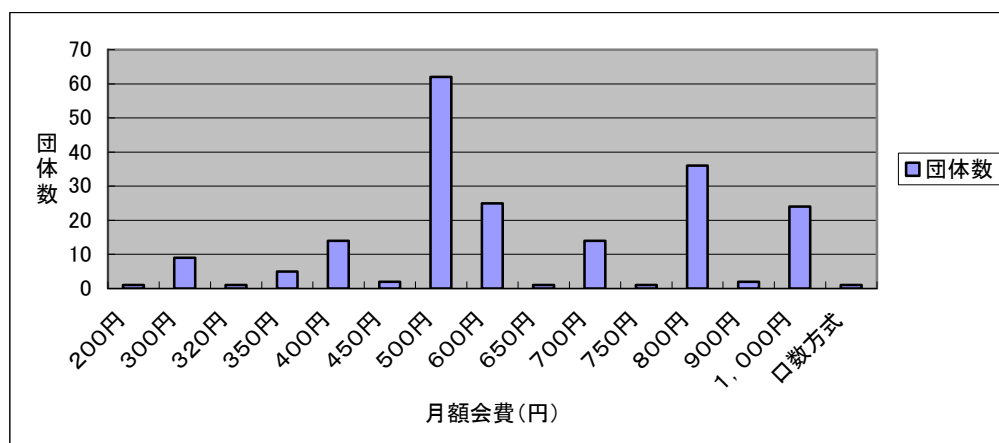
(意見)

各自立化計画は、会員数見込みと収入見込みに大きな差異があるにもかかわらず、収入減に対応して事業費と管理費が減少して、結果的には、①補助金の平成22年度以降の段階的削減、②平成27年度における自立化というスキームは維持されたままであるが、事業費、管理費の削減の実現可能性が不明確である。

そもそも、会員数見込みとそれに連動した収入見込みに大きな差異があるのに、自立化のスキームが変わらないというのでは、数値見込みに信頼性は乏しいと言わざるを得ない。

(2) 会費月額状況

平成20年度の全国のセンターの会費月額の分布は、次のとおりである(全福センターの会員団体各種統計資料から抜粋)。



以上のとおり、会費は月額500円のセンターが最も多く、全体の約3割を占め、これに月額800円、月額600円、月額1,000円が次いでいる。

本市の本センターは月額500円で、概ね平均よりも少し低めの会費である。

例えば、本センターにおいては、平成20年度の会員数は約15,000人であるから、会費を100円値上げをして、会員数の変化がないとすると、1,800万円の収入増となり、平成20年度の補助金と同額となる。

(3) 会費の負担

平成20年度の全国のセンターの会費の負担形態は次のとおりである。

負担形態	団体数	割合
事業主負担	59	29.8%
労使負担	79	39.9%
勤労者負担	1	0.5%
規定なし	59	29.8%

(意見)

会費の負担形態については、勤労者福祉の観点からは、全額事業主負担が望ましいが、事業所加入が原則である以上、全額事業主負担とすると事業主が躊躇して、会員数増加の支障になる可能性があるため、本センターにおいては、労使折半の原則を設けるべきである。

(4) 岡山県内の勤労者福祉サービスセンターの概要

区分	(財)岡山市 勤労者福祉 サービスセンター	倉敷市 勤労者福祉 サービスセンター	津山圏域 勤労者互助会	(財)玉野産業振興 公社玉野勤労者 福祉サービスセンター	井原地域 勤労者互助会
事業開始年月日	昭和63年7月1日	平成10年4月1日	昭和55年5月1日	平成11年10月1日	昭和62年10月1日
基本財産額	100,000千円			90,000千円	
職員数	6人(常勤6)	6人(常勤1,非常勤5)	9人(常勤7,非常勤2)	6人(常勤6)	6人(常勤3,非常勤1)
平成20年度予算額 (補助額等内訳)	114,560千円	91,161千円	51,482千円	23,314千円	25,816千円
国	9,000千円			4,020千円	
市区町村	9,000千円	18,246千円		5,480千円	
自己・その他	96,560千円	72,915千円	51,482千円	13,814千円	25,816千円
会員数(加入率)	15,316(5.8%)	5,443(3.2%)	3,912(6.7%)	1,323(5.7%)	2,067(8.8%)
会員事業所数(加入率)	1,203(4.1%)	910(4.9%)	508(6.6%)	317(1.8%)	226(7.9%)
人口	701,359	478,057	163,377	67,034	62,080
中小企業勤労者数	263,928	168,658	58,807	23,280	23,432
中小企業事業所数	29,139	18,718	7,648	17,514	2,863

これによると、会員加入率が高いのは、井原地域勤労者互助会の8.8%、津山圏域勤労者互助会の6.7%であり、本市の会員加入率5.8%はこれらに比べて低いこと、倉敷市センターへの会員加入率は3.2%で本センターよりも低いこと、岡山県下で4番目に人口の多い総社市には勤労者福祉サービスセンターがないこと等が分かる。

(意見)

本センターと倉敷市勤労者福祉サービスセンターの統合による合理化の検討も行ったが、倉敷市のセンターは同市の任意団体であり、会費が月額700円となっており、本センターよりも会費が高くなっていること、倉敷市のセンターに対しても倉敷市は補助金を支出していることなどから統合は困難であると考えられる。

7 本センターの存続

(1) 他団体との事業の類似

本センターが行っている勤労者福祉事業については、日本フルハップやあんしん財団などの公的団体や民間会社も類似のサービスを行っている。

これらの団体の事業内容等については、インターネットで分かる範囲内で資料を収集したが、それを要約すると次のとおりである。

ア 運営母体

非営利の公的団体と営利目的の民間会社に分けられる。

- ① 公的団体……日本フルハップ・あんしん財団・ソウェルクラブ
- ② 民間会社……リロクラブ・ベネフィットワン・リソル・イーウェル・JTB ベネフィット

イ 加入条件

非営利の公的団体は入会制限が設けられている。民間会社には、入会制限が設けられていない。

① 公的団体

日本フルハップ…原則として企業の事業主を対象としている。

あんしん財団…企業の従業員を対象としている。

ソウェルクラブ…社会福祉事業に携わる者を対象としている。

② 民間会社

中小企業から大企業まですべての者を対象としている（一部詳細不明）。

ウ 会費

金額については、公的団体の会費は本センターと比較すると高い。各公的団体、民間会社の会費の比較は一概にできない。

- ① 公的団体…日本フルハップは月額1,500円、あんしん財団は月額2,000円、ソウエルクラブは年額10,000円。
- ② 民間会社 …一企業の加入者数に応じ、金額が設定されており、大企業になるにつれ、1人当たりの負担が軽減されている。また、付加プランをつけることにより、会費が加算される団体がある。

エ 事業内容

事業内容は、不明な点が多いが、公的団体は災害補償や団体保険や助成金が手厚く、民間会社は、施設の割引が手厚いといえる。

- ① 公的団体
日本フルハップ…災害補償、人間ドック・脳ドック助成、宿泊助成、割引施設等
あんしん財団…災害補償、人間ドック・健康診断助成、宿泊助成、割引施設等
ソウエルクラブ…団体保険、祝品贈呈、健康診断助成、割引施設等
- ② 民間会社
施設割引等

(2) 勤労者福祉サービスセンター事業の存在意義

勤労者福祉サービスセンター事業は行政の監督の下、営利を目的としない公益事業として総合的な福利厚生事業を行っていることと、中小企業の福利厚生を地域レベルで補完していることが最大の特徴といえる。

すなわち、勤労者福祉サービスセンターは、公益団体である日本フルハップが会社役員や個人事業主のほか、従業員が5人以下の事業所の従業員を対象としている点、あんしん財団が災害補償を中心的な事業としている点、ソウエルクラブが社会福祉事業の従業員を対象としている点、営利法人が施設割引を事業の中心としている点において、事業内容が他の団体とは根本的に異なっているため、社会的に十分な存在意義を有していると考えられる。

(3) 補助金の廃止

(意見)

本市の補助金交付の適否については、本センターの加入率が5.8%であり、5.8%の中小企業勤労者のために、国庫補助金が廃止となる平成22年度以降も、本市が補助金(平成20年度は18,000千円。うち国庫1/2)を支出するのは公益性の観点から不合理であるので廃止すべきである。

(4) 自立化のための方策

(意見)

本センターの会員増加のため、現在の会報「ときめきプラザ」をフリーペーパー化して、地元企業の広告を安価で掲載するサービスを展開して、同様にその企業の勤労者に会員になってもらうというシステムを検討すべきである。

地元企業としては、本センターの会員約15,500人とその家族への宣伝効果となる上、本センターは会員増につながることで双方にメリットがあると考えられる。

(5) 会費の値上げ

(意見)

上記会員拡大策が効を奏さなかった場合は、本センターは、最後の手段として月会費を500円から600円に値上げして、補助金に依存しないで、収支の改善を図るべきである。

ただし、会員数が減少する可能性はある。

そして、数年間、事業の収支を見た上で、加入率が伸びず、経営改善の見込がなければ、本センターは歴史的な役割を終えたものとして、本市は、本センターの解散又は民営化の検討を行うべきである。

第2 財団法人岡山市建設公社

1 団体の概要

代表者	村手 聡 (岡山市副市長)		所在地	岡山市北区大供一丁目1番1号					
所管課	都市整備局都市企画総務課		設立年月日	昭和36年4月					
設立目的	市勢振興計画の趣旨にのっとり、それぞれの地域の特性に即応した開発発展を図るうえに必要な事業を推進し、もって市の経済伸張と市民の福祉向上に寄与するとともに、市勢の進展に貢献すること。								
事業内容	①公共用地、工業用地、住宅用地、その他の用地取得造成、管理処分並びにあつせん、②公共施設等の建設、取得、管理、設備、処分並びにあつせん、③保健休養地の造成及び観光施設の整備、岡山市から委託を受けた事業の実施、④前各号に規定する事業に必要な権利の取得、処分並びに前条の目的を達成するため必要な事業及び関連又は付帯する事業								
主要事業 (平成20年度)	事業名	事業内容			決算額 (千円)				
	東古松駐車場	駐車場管理			21,032				
機能	行政サービス提供型の中の行政代行型								
本市からの財政 支出 (千円)	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	委託料	222,547	214,838	183,177	112,137	0			
	指定管理料	—	—	0	0	0			
	補助金	0	0	0	0	0			
	その他	0	0	0	0	0			
	計	222,547	214,838	183,177	112,137	0			
役員員数 (人) (平成20年4月1 日現在)	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規職員	うち本市 派遣職員	うち本市 OB職員	非正規
	人数	0	17	17	0	2	0	2	1
財政状況 (千円)	平成18年度～平成20年度の収支は、5,034千円であるが、平成19年度と平成20年度は赤字となっている。また、累積欠損金額は、平成20年度末において、89,836千円となっており、外郭団体の中で最も累積欠損金額が大きくなっている。								
	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	総収入額	229,024	225,800	196,433	130,501	20,321			
	総支出額	369,448	228,803	189,164	132,023	21,033			
	うち人件費	31,046	35,842	26,544	36,123	6,013			
	差引収支額	△140,424	△3,003	7,269	△1,522	△712			
	総資産額	267,063	213,187	212,023	161,918	130,848			
	総負債額	181,931	131,057	122,624	74,041	43,684			
正味財産額	85,132	82,130	89,398	87,876	87,164				
出捐状況	出捐金	171,000千円	総出捐額に占める本市の出捐額の割合			170,000千円	99.4%		

2 チェック項目の充足状況（○問題なし，×指摘，△意見，T意見（提言又は問題意識），
—該当なし）

区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	—	理事長（本市副市長）は常勤していない。東古松駐車場の管理業務しかなく、職員も2人という本社の規模からみてやむを得ない。
2 職員配置や定員管理は適正か。	△	本社の業務は東古松駐車場の管理業務だけであり、本市への派遣職員1人以外に職員が2人必要かどうかを検討すべきである。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	△	役員15人に占める民間企業経験者は0人。民間のノウハウを生かすという外郭団体の趣旨が生かされておらず、寄附行為を変更して民間企業経験者を役員に加えるべきである。
4 役員任期・報酬は適正か。	○	役員の任期は2年である。報酬はなし。
5 役員・職員の定年制はあるか。	T	役員の定年制はない。職員の定年は60歳である。役員の定年性を設けるべきである。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	—	本社の事業内容と規模からみて必要なし。
7 民間企業経験者、人材派遣、アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	—	同上
8 本市職員の派遣は必要かつ適正か。	—	派遣職員はいない。
9 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	△	職員3人中2人OB職員。採用の理由が不明確である。
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	△	給与制度は本市に準じたものである。地域手当は廃止すべきであり、管理職手当15%は削減すべきである。
11 財務数値は適正か（①流動比率，②自己資本比率，③経常収支比率）	T	（1）流動比率913.1%，（2）自己資本比率66.6%，（3）経常収支比率95.0% 経常収支比率が100%未満であり、支払能力が弱い。
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	T	基本金20,000千円は存在するが、投資補助金150,000千円は99%減資となっている。
13 本市の財政支出に依存していないか。	○	本市の財政支出はない。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	T	管理費比率は100%である。
15 補助金は適正か。	—	なし。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	○	本市からの委託はない。
17 不要な積立金はないか。	△	基本積立金6,000千円はかつて本公社が学校建設等を行っていた時の積立金であって、現在は学校建設等を行っていないので不要であるので、廃止して一般会計に組み入れるべきである。
18 非営利法人において、収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	—	収益事業なし。
19 不動産について時価を計算し、定期的に含ま損益を計算しているか。	—	本公社所有の土地はない。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	T	中長期の目標、計画は策定されていないので策定すべきである。

区分	評定	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	○	東古松駐車場管理事業は自主事業である。自主事業比率は100%である。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	○	平成21年度からは、北区の本市土木農林分室職員駐車場の受託事業を行っている。また、雇用創出事業で新たに嘱託職員を採用している。その際の職務指導手数料で若干の収入がある。
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	—	東古松駐車場の管理であり、「待ち」がある状態なので、営業の必要性はない。
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	T	行っていないが、東古松駐車場の利用者の本市職員が、何かの不便を感じている可能性があるため、アンケート等による情報収集と分析と分析を踏まえた経営改善を行うべきである。
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	○	個人情報のデータの入ったパソコンのインターネットへの接続の禁止等により、個人情報の保護を図っている。
26 情報公開を制度化しているか（ホームページの活用を含めて）。	△	財務内容等の公開は行っていないが、本市の外郭団体である以上公開すべきである。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	—	委託事業の再委託割合0%。
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	○	該当なし。
29 施設の工物責任及び管理上の責任を追及される法的リスクはないか。	T	東古松駐車場における物損等の事故の可能性はあり、管理上の責任追及のリスクはある。
30 不要な事業所、施設、設備等はないか。	△	中島ビル3階62.7㎡は本市への派遣職員1人を除く職員2人には広すぎる。賃借面積の縮小等を検討すべきである。
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	T	行っていない。今後検討を行うべきである。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	T	管理機器の故障、損壊等のリスクはある。
33 効果的な職員研修を行っているか。	T	行っていない。今後検討を行うべきである。
34 理事会（取締役会）への理事（取締役）及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がなされているか。	T	平成20年5月26日：理事11人出席、平成21年2月24日：理事10人出席、本社の新事業の検討の必要性についての議論はなされている。平成20年5月26日：監事1人出席、平成21年2月24日：監事1人出席。いずれも出席者が少ない。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論はなされているか。	—	該当なし。
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的になされているか（現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む。）。	T	年に2度、公認会計士及び市の監査事務局からの監査を受けているが定期的ではない。少なくとも監事に公認会計士を選任すべきである。
37 コンプライアンス（法令遵守）体制は確立されているか（コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等）。	△	コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制はないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。
38 契約事務は適正か。	×	本会社が原状回復義務を負っているが、アスファルト、管理機器については、原状回復義務を修正して構築物の所有権を本市帰属させるべきである。
39 出納は適正か。	△	東古松駐車場の利用者が現金を持ってくることがあるが、出納簿はないので作成すべきである。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	○	規程に基づき適正に行われている。

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	T	就業規則に基づき適正になされていた。給与台帳と出勤簿を確認済み。タイムカードによる管理を行うべきである。
42 固定資産、備品の管理は適正か。	X	経営状況報告書記載の金額（その他の固定資産合計：11,449千円）となっているが、台帳の上では、13,204千円となっている。適正に処理すべきである。
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	T	主たる事業が職員駐車場事業で、公益目的ではないこと、役員がすべて本市職員、本市市議会議員であることにより、公益認定は困難である。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	—	施設なし。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	—	同上
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	—	同上
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	—	同上
48 指定管理の協定内容に問題はないか。	—	同上
49 設立目的自体が不合理な団体はないか。	O	公共用地の造成、公共施設の建設等の当初の設立目的は適正である。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出損金は適正か。	T	投資補助金を除いた基本金20,000千円は適正であるが、投資補助金150,000千円は迂回出資の可能性はある。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	T	施設の建設等の事業はなくなり、東古松駐車場の管理のみであり、設立目的を達成している。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	T	施設の建設等の当初の事業目的はなくなっており、存在意義が薄れている。
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	T	駐車場管理業務は民間でも実施可能である。
54 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。	T	東古松駐車場の管理事業は施設管理を事業とする他団体でも実施可能である。
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	T	小規模外郭団体の典型例である。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	T	89,836千円の累積欠損金があり、平成20年度の収支が△712千円であることから現状では累積欠損金の解消は困難であると考えられる。
57 法人形式（株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式）が不合理な団体はないか。	O	法人形式は適正である。
58 営利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	—	営利法人ではない。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	—	出資の引揚げというよりも解散すべきである。
60 解散又は統廃合すべき団体はないか。	X	本公社の設立目的の事業、すなわち、公共用地の造成、学校の建設、管渠施設整備事業、市道舗装維持修繕、交通安全施設維持修繕、市道清掃、公共施設（桃太郎荘）の管理は、いずれも随意契約から一般競争入札への流れ又は管理委託から指定管理者制度への流れの中で、なくなってしまう。平成20年度においては、東古松駐車場の管理業務だけが残っている状態である。加えて、岡山国際ホテルへの1億5,000万円の出資の99%減資等により、欠損金が存在する上、駐車場管理業務収支も赤字で現在は内部留保金を減少させている状態である。よって、解散をすべきである。

3 組織

(1) 理事会（平成21年6月5日現在）

理事長（岡山市副市長）

理事14人，うち本市市議会議員6人，本市職員8人

監事2人，うち本市職員2人

（意見）

理事は，すべて本市の職員又は本市議会議員であり，民間のノウハウを生かすという外郭団体の趣旨に合致した役員構成になっていない。

寄附行為を変更して，学識経験者のみならず，民間企業経験者を一定数理事に加えるべきである。

(2) 職員配置

事務局長1人，嘱託1人

（意見）

本社の業務は東古松駐車場の管理業務だけであり，本市への派遣職員1人以外に職員が2人必要かどうかを検討すべきである。

4 財務

(1) 平成20年度貸借対照表残高

（単位：千円）

科目		科目	
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	108,291	未払金	12,266
未収入金	2,242	未払費用	0
他会計繰入金	6,066	預り金	503
短期貸付金	0	短期借入金	0
流動資産計	116,599	流動負債計	12,769
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1)その他固定資産		借入金	
構築物	6,081	ア岡山市	30,328
機械装置	3,117	イ(財)岡山市建設	0
車両運搬具	466	公社一般会計	
工具器具備品	1,784	退職給与引当金	587
その他固定資産計	11,449	固定負債計	30,915
(2)投資その他資産		負債合計	43,684
出資金	2,500		
敷金	300	III 正味財産の部	
貸付金		1. 指定正味財産	
長期貸付金	0	基本金	21,000
投資その他資産計	2,800	指定正味財産計	21,000
固定資産計	14,249	2. 一般正味財産	
資産合計	130,848	基本積立金	6,000
		投資補助金	150,000
		繰越利益剰余金	-89,836
		一般正味財産計	66,164
		正味財産	87,164
		負債及び正味財産合計	130,848

ア 一般正味財産の基本積立金

(意見)

基本積立金 6,000 千円はかつて本公社が学校建設等を行っていた時の積立金であって、現在は学校建設等を行っていないので不要であるので、廃止して一般会計に組み入れるべきである。

イ 繰越利益剰余金

繰越利益剰余金が△89,836 千円となっているが、これは、同額の欠損金があることを示しており、具体的には投資補助金 150,000 千円に同額の欠損金があることを示している。

これは、平成 16 年 3 月の(株)岡山国際ホテルへの 1 億 5,000 万円の出資の 9.9%減資及び桃太郎荘の管理運営に伴う赤字により、1 億 4,850 万円の欠損金が生じたためである。

(2) 平成 20 年度正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目		科目	
1 一般正味財産増減の部		2 経常外増減の部	
1. 経常増減の部		(1)経常外収益	
(1)経常収益		①受取利息	300
駐車場使用料収入	19,971	②雑収入	50
経常収益計	19,971	経常外収益計	350
(2)経常費用		(2)経常外費用	0
管理費	21,033	経常外費用計	0
経常費用計	21,033		
当期経常増減額	-1,062	当期経常外増減額	350
		一般正味財産期首残高	-89,124
		一般正味財産期末残高	-89,836
		当期一般正味財産増減額	-712

当期一般正味財産増減額は、712,345 円のマイナスとなっている。本市の財産である東古松駐車場の管理業務のみを行っている団体であるにもかかわらず、収益が赤字になっている。

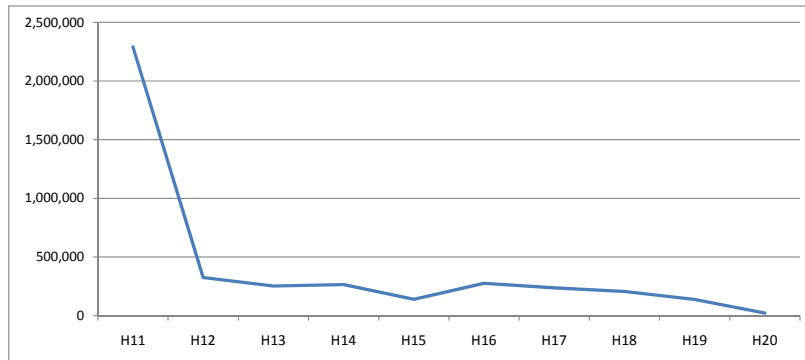
5 事業

(1) 事業規模の推移

ア 収入の推移

本公社の収入の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)



以上から、明らかなとおり、当社は、平成11年度の約2.3億円の収入から平成20年度には2,000万円弱の収入へと収入及び業務が激減した財団である。

イ 収入に占める委託料の推移

収入に占める委託料の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	本公社における収入額				本市からの財政支出額				比率(%)
	一般会計	国民宿舎	東古松駐車特別会計	計	受託事業収入			計	
					造成等事業	補修等事業	管理業務		
16	223,825	6,115	44,978	274,918	80,214	107,951	34,381	222,546	80.9
17	216,069	-	20,965	237,034	63,556	117,758	33,525	214,839	90.6
18	184,349	747	21,002	206,098	39,384	112,031	31,763	183,178	88.9
19	115,807	5	21,028	136,840	-	80,993	31,144	112,137	81.9
20	228	2	21,090	21,320	-	-	-	-	0

これによると、平成16年度から平成19年度までの推移は、収入に占める本市からの委託料が80%を超えていたが、平成20年度には委託料は0円となっている。

ウ 施設管理料の推移

本公社の施設管理料の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
岡山市駐車場案内システム維持管理業務	8,990	8,990	8,978	8,359	0
市営住宅内自動車保管場所管理業務	5,922	5,781	0	0	0
市営住宅維持管理業務	19,469	18,753	22,785	22,785	0
合計	34,381	33,524	31,763	31,144	0

これによると、平成16年度から平成19年度までは、年間3,000万円を超える施設管理を受託していたが、平成20年度には全くなくなっている。

(2) 東古松駐車場管理事業

ア 概要

東古松駐車場事業の概要は、次のとおりである。

① 駐車台数

職員用（有料）	233台
公用車	<u>87台</u> （当初89台）
計	320台
② 使用料	
月額	7,500円

現在、駐車場があった場所に本市東古松庁舎があったが、昭和58年6月5日に火災で焼失したために、その当時の通称で呼ばれている。

東古松駐車場管理業務は、車両のプレートナンバーを赤外線探知機で読み取り、あらかじめ登録しているナンバープレートを感知すると自動的に遮断機が上がるというシステムである。

本社は、平成16年度に東古松駐車場のアスファルト工事、管理用機器の工事を合計34,477千円で行った。駐車場には、管理用機器として、遮断機、カメラ2台が設置されており、本公社事務所内において、随時カメラにて駐車場の全景とゲートの状況を見ることができるシステムとなっている。

東古松駐車場の外観は、次のとおりである。



イ 本市との賃貸借契約

本公社と本市は、平成16年10月1日、次の約定にて東古松駐車場の賃貸借契約を締結している。

- ① 賃貸物件：岡山市鹿田町二丁目64番1，宅地6,680.16平方メートル
- ② 貸付期間：平成16年10月1日から平成21年3月31日まで
- ③ 貸付料：貸付料は、平成16年10月1日から平成17年3月31日までの期間は、4,269,447円、平成17年4月1日から平成19年3月31日までの期間は年額8,538,895円

ウ 構築物の撤去

東古松駐車場のアスファルト工事、管理用機器については、契約書第10条で本公社は原状回復義務を負っている。

（指摘事項）

契約終了時又は本公社の解散時に本公社がアスファルト、管理用機器を撤去するのは、経済的に合理的ではないので、原状回復義務を修正して、「契約終了時には、構築物の所有権を本市に帰属させる」旨の条項を設けるべきである。

エ 駐車場料金

駐車場の料金1か月7,500円での決定根拠は、駐車場より南の地域は1か月約5,000円、北の地域は1か月約1万円～1万5,000円なので、その間をとって1か月7,500円にしたとのことであるが、東古松駐車場がある鹿田町近辺の駐車場の賃料（月額）を調査すると、次のとおりである（平成21年12月現在）。

① 岡山市鹿田町1丁目大供公園南駐車場	14,000円/月
② 岡山市北区鹿田町公会堂丁目	14,000円/月
③ 岡山市北区清輝橋3丁目6-7-29	13,000円/月
④ 岡山市北区厚生町1丁目7番地	12,000円/月
⑤ 岡山市北区大供13	10,000円/月

（意見）

年間数回の使用制限があることを考慮しても、東古松駐車場の7,500円/月は安く、本市職員を優遇する結果となっている。また、利用者が足りないため安く決定しているというわけではなく、前述のとおり待ちがある状態であるので、東古松駐車場の料金を月額10,000円に値上げすることを検討すべきである。

これにより、582,500円の収入増となる。

(3) (株)岡山国際ホテルへの出資

(株)岡山国際ホテルへの出資がどの事業目的に該当するのかを本公社に尋ねたところ、「観光施設の整備」であるとの回答が返ってきた。

しかし、(株)岡山国際ホテルへの出資行為自体は観光施設の「整備」に該当するかどうかは不明である。

（意見）

用地取得の造成等の本公社の事業目的からすれば、(株)岡山国際ホテルへの出資は、本公社の本来業務でない可能性がある。

6 本公社の解散について

(1) 小規模団体

前述のとおり、本公社は、業務量も経常収益も職員も従前より激減しており、業務の中心は東古松駐車場管理業務という「小規模団体」である。

(2) 結論

（指摘事項）

本公社の設立目的の事業、すなわち、公共用地の造成、学校の建設、管渠施設整備事業、市道舗装維持修繕、交通安全施設維持修繕、市道清掃、公共施設（桃太郎荘）の管理は、いずれも随意契約から一般競争入札への流れ又は管理委託から指定管理者制度への流れの中で、なくなってしまい、平成20年度においては、東古松駐車場の管理業務だけが残っている状態である。

加えて、岡山国際ホテルへの1億5,000万円の出資の99%減資等により、欠損金が存在する上、駐車場管理業務収支も赤字で現在は内部留保金を減少させている状態である。

よって、解散をすべきである。

(3) 理事である市議会議員の意向

本会社が解散するためには、寄附行為第29条で、理事会におい理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ、承認を受けなければ解散することができないと規定されている。

理事数は、15人であるから、4分の3以上とは、12人の賛成が必要であるが、本市職員が9人で、市議会議員が6人いるので、少なくとも市議会議員6人のうち、3人の解散への賛成が必要となる。

なお、平成21年12月現在で理事を務めている岡山市市議会議員にアンケート調査を行ったところ、以下のような結果となった(匿名を条件にアンケートを実施したので、匿名とする。)

区分	(財)岡山市建設公社は設立目的を終えたと思われますか	上記公社は解散した方がいいと思われますか。
A	×	×
B	○	○
C	○	○
D	×	×
E		
F	—	—

(注) ○印は「はい」、—印は回答保留、無印は回答がなかったものである。

以上のとおり、市議会議員が全員本会社の解散に反対というのではないことに留意する必要がある。

第3 財団法人岡山市公園協会

1 団体の概要

代表者	村手 聡 (岡山市副市長)			所在地	岡山市大供一丁目1番1号				
所管課	都市整備局公園緑地課			設立年月日	昭和57年				
設立目的	岡山市の公園緑地事業及び緑化推進事業の発展振興を図り、もって公共の福祉の増進に寄与すること								
事業内容	①岡山市の行う公園緑地事業及び緑化推進事業に対する協力、②岡山市緑化基金の造成、管理及び運用 ③公園緑地及び都市緑化に関する調査研究及び普及啓蒙、④公園及び緑地の保全と利用に関する啓蒙、⑤講演会、講習会、研究会、展示会その他催物等の開催、⑥公園、緑地等に関する附帯事業の経営及び受託、⑦機関誌その他印刷物の刊行、⑧その他前条の目的を達成するため必要な事業								
主要事業 (平成20年度)	事業名	事業内容				決算額 (千円)			
	財団管理	財団自体の管理				5,955			
	受託事業	岡山市公園等施設の指定管理者業務その他受託業務				577,013			
	緑化基金	緑化基金の運用、緑化事業の実施				9,451			
	収益事業	自動販売機、物品販売、各種教室				21,738			
機能	施設管理運営型のうち、共同消費型								
本市からの財政 支出(千円)	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	委託料	746,306	918,581	391,670	384,560	32,507			
	指定管理料	—	—	407,711	407,711	380,952			
	補助金	0	0	0	0	0			
	その他	0	0	0	0	0			
	計	746,306	918,581	799,382	792,271	413,459			
役職員数(人) (平成20年4 月1日現在)	区分	役員数				職員数			
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規職員	うち本市 派遣職員	うち本市 OB職員	非正規
	人数	0	11	11	8	21	2	4	22
財政状況 (千円)	平成18年度～平成20年度の3か年とも黒字であり、当期正味財産増減額合計は58,456千円である。								
	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	総収入額	832,017	979,422	978,575	978,183	612,132			
	総支出額	810,625	981,903	944,674	931,173	580,232			
	うち人件費	197,450	195,632	168,343	160,751	170,915			
	差引収支額	21,391	△2,480	33,901	47,010	31,900			
	総資産額	981,725	1,161,753	1,189,629	1,224,221	870,884			
	総負債額	399,081	578,720	586,402	605,125	227,368			
正味財産額	582,644	583,034	603,228	619,096	643,517				
出資状況	出資金	114,000千円	総出資金に占める本市の出資金の割合		57,000千円	50%			

2 チェック項目の充足状況（○問題なし，×指摘，△意見，T意見（提言又は問題意識），
—該当なし）

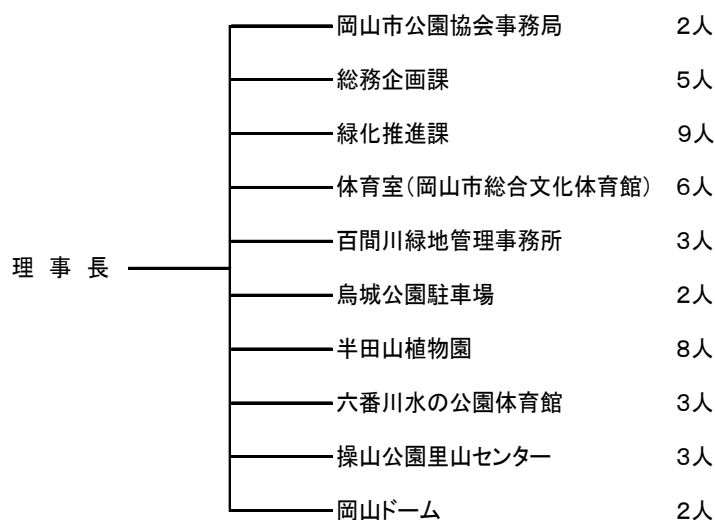
区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	△	理事長（本市副市長）は常勤しておらず，常勤の理事長を選任すべきである。
2 職員配置や定員管理は適正か。	T	指定管理者の年数が限られているため、管理施設数の減少の可能性がある、長期的な配置計画は策定できない。このため、臨時職員の採用で対応している。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	○	役員に占める民間企業経験者の割合66.7%
4 役員任期・報酬は適正か。	○	任期は2年で、更新されることが多い。報酬はない。
5 役員・職員の定年制はあるか。	T	役員の定年はないが、職員は60歳定年である。役員についても定年を設けるべきである。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	T	正規職員21に占めるプロパー職員13人の割合62%。本市の緑化政策の重要性にかんがみ、緑化の専門家の採用計画を明らかにすべきである。
7 民間企業経験者，人材派遣，アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	○	臨時職員，嘱託職員を採用している。
8 本市職員の派遣は必要かつ適正か。	△	職員43人中2人派遣。派遣の必要性，理由が不明確である。
9 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	△	職員43人4人OB職員。必要性，理由が不明確である。
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	△	独自性がなく，地域手当，持家の住居手当等過剰な手当がある。
11 財務数値は適正か（①流動比率，②自己資本比率，③経常収支比率）	○	（1）流動比率222%，（2）自己資本比率73.89%，（3）経常収支比率105%
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	○	基本財産114,000千円は、安全性の高い金融商品で運用されている。
13 本市の財政支出に依存していないか。	T	本市からの財政支出は413,459千円（67.5%）と高い。収入に占める指定管理料のウェイトが高いのでやむを得ない。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	○	管理費9,685千円（管理費比率）は1.7%と低い。
15 補助金は適正か。	—	補助金はなし。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	○	随意契約による委託事業割合は100%。随意契約の理由はある。
17 不要な積立金はないか。	○	積立金はない。
18 非営利法人において，収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	○	収益事業は自販機，スポーツ教室等の収入21,605千円（収益事業比率は3.5%）である。
19 不動産について時価を計算し，定期的に含み損益を計算しているか。	—	不動産はない。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	T	中長期的な目標，計画は策定されていないので，策定すべきである。

区分	評定	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	△	自主事業は自販機、スポーツ教室講座、操山ウォーキングマップ販売等であり、24,343千円（自主事業比率は4.0%）と低いので、さらなる自主事業を検討すべきである。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	T	検討すべきである。
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	T	正規職員の採用は停止されているが、検討すべきである。
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	△	利用者アンケートは実施しているが、回収率は極めて低い。分析している施設もあるが、分析結果の反映まで検討されていない。施設により、対応はまちまちである。団体としての統一した方針に基づき、顧客満足度調査を行うべきである。
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	O	規程に基づき施設の申込書等について適正に処理が行われている。
26 情報公開を制度化しているか（ホームページの活用を含めて）。	△	施設の利用を説明するホームページはあるが、本市の外郭団体である以上、財務内容等を公開すべきである。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	△	再委託比率は平成19年度は65%であったが、平成20年度は33%に下げられている。半田山植物園の水道サービス公社への委託については水道サービス公社からの再委託比率が80.7%と高い業務となっており、随意契約の理由とされる園地管理の知識と経験の帰属は再委託先であると考えられる。水道サービス公社でなくては実施できない調整等の業務は何か明確でないで、本協会は直接民間会社に再委託することを検討すべきである。
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	O	特に問題はない。
29 施設の工作物責任及び管理上の責任を追究される法的リスクはないか。	T	施設管理上の責任追究のリスクがある。
30 不要な事業所、施設、設備等はないか。	O	本協会の事業所は本部事務所だけである。
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	O	コピー用紙等の備品は一括購入されている。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	—	該当なし。
33 効果的な職員研修を行っているか。	O	緑地管理の専門職の研修等を行っている。
34 理事会（取締役会）への理事（取締役）及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がされているか。	T	20.5.27：出11人中5人（委任状出席4人）、20.8.29：出席11人中6人（委任状出席4人）、21.3.25：11人中7人出席（委任状出席4人）、委任状出席が4人と多い。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論はなされているか。	T	20.9.30：18人中3人出席（委任状出席15人）、21.3.23：18人中9人出席（委任状出席9人）。委任状出席が多い。
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的になされているか（現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む。）。	△	監事監査のみであり、監事には税理士が含まれているが、繰入収入と繰入支出に不一致があるなど財務諸表に関する不備が多い。外部公認会計士等専門家による監査を行うべきである。
37 コンプライアンス（法令遵守）体制は確立されているか（コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等）。	O	コンプライアンス規程に則り適正に行われている。
38 契約事務は適正か。	O	特に問題はない。
39 出納は適正か。	O	施設ごとの入金については日報を管理して翌日入金し、総務企画課でチェックしており、適正である。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	△	評議員会運営要綱、給与規程の改正が実体と規程内容が合っていないものがあるので、規程内容に合わせた文書管理、事務処理を行うべきである。

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	T	タイムカードによる管理を行うべきである。
42 固定資産、備品の管理は適正か。	Δ	百間川緑地において、鍵の受払い簿は作成されており、定期的に残額も照合されているとのことであるが、平成21年8月時点でソフトボール場出入口の鍵で14個中2個が不明、テニスコート場の出入口の鍵では36個中4個が不明であった。
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	T	指定管理業務が公益事業目的に認定されるかどうか不明である。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	O	施設の有効利用はなされている。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	O	問題ない。
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	O	緑化の普及促進といったソフト事業も含むこと等から非公募にする合理性が認められている。
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	—	非公募である。
48 指定管理の協定内容に問題はないか。	O	特に問題はない。
49 設立目的自体が不合理な団体はないか。	O	指定管理者業務が中心の現状の運営が公園緑地事業、緑化推進事業等の設立目的とやや乖離するものの、設立目的自体は合理的である。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出捐金は適正か。	Δ	本協会は内部留保金分の57,000千円を本市に返還して、本市100%の出資の外郭団体に位置付けるべきである。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	O	公園緑地事業、緑化推進事業等の設立目的は依然ある。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	O	特になし。
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	T	緑化政策を除く事業は、緑地管理を含め、民間事業者が実施可能である。
54 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。	T	(財)岡山市スポーツ・文化振興財団のスポーツ分野は類似している。
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	O	職員は43人、経常収益は612,132千円。事業の実体はある。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	O	累積欠損金はない。
57 法人形式（株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式）が不合理な団体はないか。	O	法人形式は適切である。
58 営利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	—	営利法人ではない。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	O	必要なし。
60 解散又は統廃合すべき団体はないか。	Δ	(財)岡山市スポーツ・文化振興財団が解散した場合はそのスポーツ分野の吸収統合を行うべきである。

3 組織

(1) 組織図



(2) 職員の派遣

従来から、本市から職員の派遣を受けているが、平成20年度からは本市への派遣2人を開始している。

(意見)

本市からの派遣、本市への派遣ともに、その理由を明確にすべきである。

4 財務

(1) 出資金

本協会基本財産及び本市の出資の推移は、次のとおりである。

(単位：円)

年度	本市出資金	積立金	基本財産合計
S57	5,000,000	0	5,000,000
S58～H8	0	57,000,000	57,000,000
H9	52,000,000	0	52,000,000
合計	57,000,000	57,000,000	114,000,000

基本財産は、本協会の存在の基礎となるものであり、寄付行為により規定されたものに限られる。

(意見)

本来、公益法人は多大な利益を上げることが前提にしていけないので、本協会のように内部留保金が発生した場合は、これを基本財産に組み入れるのではなく、本市に返還すべきである。

本協会は内部留保分の57,000千円を本市に返還して、本市100%の出資の外郭団体に位置付けるべきである。

(2) 平成20年度の決算状況

(貸借対照表)

項目	合計
構成比 (%)	100
I 資産の部	870,884
1 流動資産	359,179
現金預金	235,089
貸付金	6,750
未収入金	116,767
2 固定資産	511,705
(1) 基本財産	114,000
(2) 緑化基金	295,520
(3) その他固定資産	102,186
有形固定資産	63,494
減価償却累計額	△ 54,634
電話加入権	322
預託金	41
退職給与引当預金	65,609
減価償却引当預金	27,354

(単位:千円)

項目	合計
II 負債の部	227,368
1 流動負債	161,759
未払金	133,628
その他	28,131
2 固定負債	65,609
退職給与引当金	65,609
III 正味財産の部	643,517
1 指定正味財産	409,908
2 一般正味財産	233,608

(正味財産増減計算書)

項目	合計
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	612,132
基本財産運用収入	1,197
緑化基金運用収入	3,054
利用料等収入	18,548
利用料金収入	123,882
事業収入	21,808
自主事業収入	2,738
指定管理料収入	380,952
受託事業収入	34,107
負担金収入	14,618
雑収入	1,948
その他の収入	153
繰入金収入	9,128

(単位:千円)

項目	合計
(2) 経常費用	580,232
事業費	547,894
管理費	9,685
法人税及び住民税	12,373
その他の支出	153
繰入金収入	10,128
当期経常増減額	31,900
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	1,548
退職給与引当金取崩額	1,548
(2) 経常外費用	11,055
固定資産売却額	33
構築物減価償却額	75
車両運搬具減価償却額	2,515
什器備品減価償却額	3,852
退職給与引当金繰入額	4,580
当期経常外増減額	△ 9,506
当期一般正味財産増減額	22,394

(3) 検討結果

ア 緑化基金

平成20年度における緑化基金の残高は2億9551万9566円であり、うち一般からの寄付金は3,248件、金額にして1億3427万6,572円(全体の約45.5%)であった。

イ 繰入収入, 支出

(指摘事項)

4つ設けられている会計区分の間で、繰入・繰出しが行われており、正味財産増減計算書に両建て計上されている。これは本協会の内部部門間での振替えにすぎず、本来は繰入収入と繰入支出が同額になると考えられるが、繰入収入9,128千円に対し、繰出支出が10,128千円と100万円の不一致が生じており、内部振替で損失が計上された形になっている。

これは、収益事業から基金事業への繰出支出100万円が緑化基金造成に使用され、収

支計算上は繰入収入に計上されるものの、正味財産増減計算書ではいきなり「指定正味財産」の増加に計上されているためである。

指定正味財産の増加は、本来は用途を指定した寄付金や補助金の受け入れに限定されており、増加の内訳も示すこととされているので、是正すべきである。

ウ 棚卸資産
(指摘事項)

本協会は、物品販売も行っており、棚卸資産を保有しているが、これらは帳簿外になっている。継続した商品管理と棚卸による照合、財務諸表への計上が必要である。

5 事業

- (1) 一般会計（朝顔市等事業、緑化推進事業、公園利用促進事業）
- (2) 緑化基金特別会計（緑化基金の造成、助成金交付事業、緑化啓発事業、岡山市の花いっぱい運動期間及び緑化月間に対する協力事業、ボランティアリーダー養成講座、全国都市緑化おかやまフェア関連事業）
- (3) 受託事業特別会計（岡山市受託事業、岡山市以外からの受託事業、緑・花文化の知識認定試験）
- (4) 収益事業特別会計（スポーツ教室等の開催、付帯事業）
(意見)

本市の「都市ビジョン」で掲げる「水と緑が魅せる心豊かな庭園都市」の都市緑化の項に記載された向こう10年間の市街地の約6万本の植樹計画などに関連付け、緑化の事業計画を明確にして、屋上緑化、壁面緑化等の普及促進といったソフト事業を含めた事業を質量ともに充実させるべきである。

6 指定管理

(1) 緑化事業

施設の指定管理業務の中で、緑化の拠点施設として緑化事業、緑の相談事業等のソフト事業を含めた事業を行っている。

(2) 対象施設

平成20年度の協定書ごとの管理施設は次のとおりである。

施設名	協定書	運動施設	有料駐車場	管理料	入場料	自主事業	合計
浦安総合公園	7	○	○	139,657	48,910	890	189,457
鳥城公園			○	1,797	21,672	189	23,658
半田山植物園			○	55,982	14,085	315	70,382
山田グリーンパーク		○		17,213	2,320	252	19,785
六番川水の公園		○		22,021	8,873	189	31,083
操山公園				25,042	500	1,026	26,568
百間川緑地		○		85,906	10,200	105	96,211
岡山ドーム	2	○		33,333			33,333
ASPO		○		0			0

(意見)

百間川緑地においては、鍵の受け払い簿は作成されており、定期的に残高も照合されているとのことであるが、平成21年8月時点でソフトボール場出入口の鍵で14個中2個が不明、テニスコート場の出入口の鍵では36個中4個が不明であった。

(意見)

駐車場跡地公園については、平成23年6月の契約期限に向けて、施設自体の持続の

可否、民間会社と本市との資金負担、施設を維持する場合の運営方法などにつき、本市が一定の方針を定めることが必要である。

7 契約事務

① 委託の状況

項目	記号	合計	浦安総合公園	鳥城公園	半田山植物園	山田グリーンパーク	六番川水の公園	操山公園	百間川緑地	岡山ドーム	ASPO
事業活動収入		527,402	187,460	22,207	71,006	19,290	30,518	26,579	95,030	56,765	18,548
利用料金	①	137,259	47,090	19,909	15,012	2,074	8,492	570	9,113	21,622	13,377
自主事業		5,856	605	0	2	0	0	953	1	1,177	3,119
指定管理料		387,847	139,657	1,797	55,982	17,213	22,021	25,042	85,906	33,333	0
事業活動支出	②	495,150	173,590	22,047	67,057	17,037	28,597	25,699	87,248	55,330	18,546
人件費		151,074	65,099	3,644	8,225	4,479	10,513	11,490	20,466	5,167	0
運営費	③	190,346	76,758	0	18,387	4,381	11,466	7,895	7,233	45,680	18,546
光熱水費		65,972	37,391	3,602	6,547	412	3,886	1,794	413	8,312	3,614
委託費・支払手数料		112,183	30,799	9,150	6,118	3,475	5,280	4,227	3,720	36,656	12,759
園地管理費	④	152,662	25,372	9,380	38,943	7,263	6,617	5,843	55,444	3,800	-
委託費	⑤	85,719	1,720	9,150	12,940	6,900	5,514	2,150	43,546	3,800	-
事業活動収支差額		32,252	13,871	161	3,949	2,253	1,921	880	7,782	1,435	1
当期収支差額		19,235	4,588	1	2,552	1,753	1,894	380	6,782	1,285	1
事業費対利用料金率%	①÷②	27.7	27.1	90.3	22.4	12.2	29.7	2.2	10.4	39.1	72.1
運営費支出比率%	③÷②	38.4	44.2	0.0	27.4	25.7	40.1	30.7	8.3	82.6	100.0
園地管理支出比率%	④÷②	30.8	14.6	42.5	58.1	42.6	23.1	22.7	63.5	6.9	-
園地管理費委託比率%	⑤÷④	56.1	6.8	97.5	33.2	95.0	83.3	36.8	78.5	100.0	-

園地管理費の委託費比率は56.1%と高い。

② 再委託

(意見)

再委託比率は平成19年度は65%であったが、平成20年度は33%に下げられている。半田山植物園の水道サービス公社への委託については水道サービス公社の再委託比率が80.7%と高い業務となっており、随意契約の理由とされる園地管理の知識と経験の帰属は再委託先であると考えられる。水道サービス公社でなくては実施できない調整等の業務は何か明確でないので、本協会は直接民間会社に再委託することを検討すべきである。

8 課題

本協会の目的は緑化推進等であり、平成9年以降本市の緑化推進業務が本協会へ移され、指導を受けながら、本市と連携して事業を実施している。指定管理者制度による施設の運営受託の占めるウエイトが高いが、これらから生じる収益は、本市の緑化施策を進めるための財源として活用されている。

また、本協会は、樹木医を含む植栽等の維持管理に関し、人材を育ててノウハウを蓄積する方針とのことであるが、現状では、園地管理費に対する再委託費のウエイトが低くなるよう努力している。

(意見)

本市のビジョンの中で、緑化は重要項目とされており、本市の緑化推進等を担う公益団体として、本協会の存在意義は高い。今後は、より園地管理の直営率を向上させていくことで、園地管理のノウハウを蓄積して一層専門性を高めていくなど、本協会の存在意義を高めていくことが求められる。

第4 財団法人岡山市シルバー人材センター

1 団体の概要

代表者	正野 隆士 (ミサワホーム中国(株)特別顧問, (財)岡山YMCA理事長)			所在地	岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 岡山市保健福祉会館9階					
所管課	保健福祉局高齢者福祉課		設立年月日	昭和53年9月11日						
設立目的	定年退職者等の高齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与すること									
事業内容	①臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供。②臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高齢者のために、無料の職業紹介事業。③高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習。④前3号に掲げるもののほか、高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関し必要な事業。									
主要事業 (平成20年度)	区分	事業内容			決算額(千円)					
	浅越スポーツパーク	施設の管理・運営			6,789					
	放置自転車等啓発指導業務	放置自転車防止のための指導			38,164					
	ペットボトル回収業務	ペットボトルの収集運搬			5,171					
	岡山市放置自転車等保管場所	駐輪場の放置自転車の保管業務			16,787					
	東部リユースぶらざ施設運営	施設の管理・運営			5,400					
	岡山市上道墓園清掃業務	墓地の管理・運営			5,608					
機能	行政サービス提供型の中の行政機能拡大型									
本市からの財政支出(千円)	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度				
	委託料	226,154	211,427	236,090	237,846	177,633				
	指定管理料	0	0	43,313	43,313	0				
	補助金	19,121	24,721	23,480	149,529	26,661				
	その他	100	100	100	100	100				
	計	245,375	236,248	302,983	430,788	204,394				
役員数(人) (平成20年4月1日現在)	区分	役員数			職員数					
		常勤	非常勤	総数	うち民間出身者	正規職員	うち本市派遣職員	うち本市OB職員	非正規	総数
	人数	1	10	11	8	11	2	0	13	24
財政状況 (千円)	137,685千円の赤字(平成18年度～平成20年度の3か年)									
	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度				
	総収入額	673,589	737,887	733,751	833,338	726,011				
	総支出額	671,402	735,371	757,279	824,713	709,150				
	うち人件費	42,468	50,694	59,561	73,008	58,616				
	差引収支額	2,187	2,516	▲23,528	8,625	16,861				
	総資産額	149,872	166,792	175,424	146,123	137,801				
	総負債額	73,700	91,414	291,898	109,240	84,109				
正味財産額	76,172	75,378	▲116,474	36,883	53,692					
出捐状況	出捐金	51,000千円	総出捐金に占める本市の出捐金の割合		50,000千円	98.04%				

2 チェック項目の充足状況（○問題なし，×指摘，△意見，T意見（提言又は問題意識），
—該当なし。）

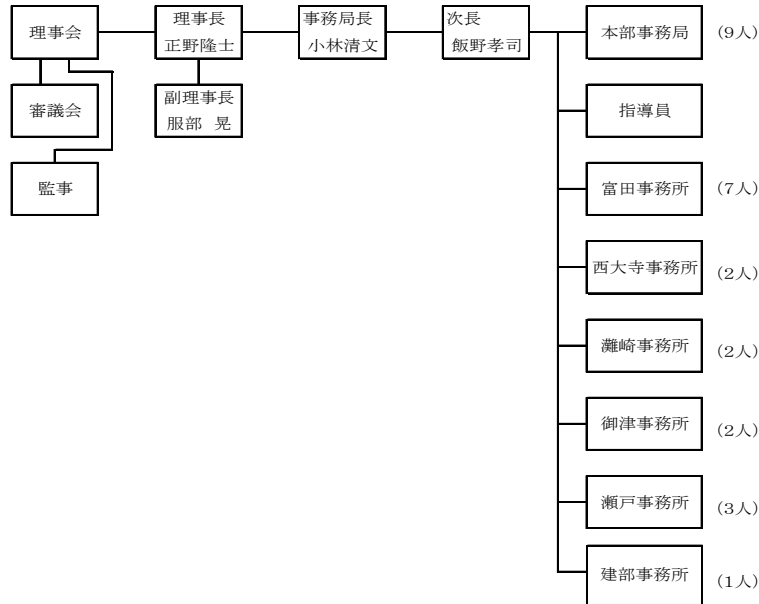
区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	△	理事長は常勤していないので，常勤の理事長を選任すべきである。
2 職員配置や定員管理は適正か。	△	本部と富田事務所が分かれているのは，統制上又は事務処理上不合理であるので，事務局本部を富田事務所へ移して組織と職員の一体化を図るべきである。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	○	役員11人中民間企業経験者は8人（72.7%）と多い。
4 役員任期・報酬は適正か。	○	役員の任期は2年である。役員報酬は，理事長 72,000円/月，常務理事 32,400円/月，非常勤理事・監事 4,500円/日となっている。
5 役員・職員の定年制はあるか。	T	役員の任期は2年である。役員は定年はないが，職員の定年は，60歳である。役員についても定年を設けるべきである。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	○	正規職員（11人）に占めるプロパー職員（9人）の割合は37.5%と高い。
7 民間企業経験者，人材派遣，アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	○	臨時職員11人（内民間経験者10人），嘱託職員2人（内民間経験者2人）により多様な人材活用を行っている。
8 本市職員の派遣は必要かつ適正か。	△	職員24人中2人派遣。不正処理問題の処理と本センターの再建のため，派遣されているが，派遣法第6条2項の本市の人員費負担の理由を明確にすべきである。
9 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	—	該当なし。
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	○	人事・給与制度を独自で策定している。
11 財務数値は適正か（①流動比率，②自己資本比率，③経常収支比率）	T	（1）流動比率164.6%，（2）自己資本比率39.0%，（3）経常収支比率102.4%。自己資本比率が低いので，今後高めるべきである。
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	×	基本財産が取り崩されており，出資額51,000千円を下回っている。
13 本市の財政支出に依存していないか。	○	委託費177,633千円。財政支出依存度28.2%。会員への仕事の配分のための委託であり，適正である。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	○	88,225千円（管理費比率11.0%）。適正である。
15 補助金は適正か。	△	本センターの事務費については，平成20年度に7%から10%に引き上げて，経営努力しているところではあるが，さらにこれを15%まで引き上げるべきである。そうすれば，本センターの自主財源は増加する。すなわち，平成20年度の受取事務費は，55,422千円であるから，受取事務費が10%から15%になると，27,711千円の増加となる。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	○	会員への仕事配分のため随意契約は合理的である。浅越スポーツパークの指定管理料は，会員への配分金等に充てられ，収益事業ではないため，委託事業の扱いとなっている。
17 不要な積立金はないか。	○	該当なし。
18 非営利法人において，収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	—	収益事業の割合 0%
19 不動産について時価を計算し，定期的に含み損益を計算しているか。	—	不動産なし。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	○	（財）岡山市シルバー人材センター再建計画書が策定されており，効率的，効果的な運営のほか，基本財産の修復予定，法人のあり方，第三者による外部監査の実施等中長期的課題にも触れており，適切である。

区分	評定	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	△	刃物研ぎ事業とおさらい教室を実施しているが、収入は3,870千円（自主事業比率は0.5%）と低い。さらなる自主事業を検討、実施する必要がある。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	○	寄付金の募集を行っている。平成20年度の実績は、5,670千円
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	△	営業経験者を就業機会創設員として採用している。平成20年度は2人。ただし、費用対効果は不明なので、この点を明らかにすべきである。
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	△	発注者に請求書を送付する際、アンケート葉書を同封し、満足度を調査しているが分析とそれに基づく経営改善の検討は行われていないので行うべきである。
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	○	会員と発注者の氏名、連絡先等の個人情報を、データはパスワードで管理している。
26 情報公開を制度化しているか（ホームページの活用を含めて）。	○	ホームページで定款、役員名簿、設立趣意書、事業報告、決算書を公開している。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	—	受託事業の再委託割合 0 %
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	T	会員の作業中の事故等のリスクがあるが、損害賠償保険に加入している。ただし、安全配慮義務違反の責任追及のリスクはある。
29 施設の工作物責任及び管理上の責任を追及される法的リスクはないか。	○	該当なし。
30 不要な事業所、施設、設備等はないか。	△	巖崎、御津、建部の各事務所は、会員数が少ないので、廃止すべきである。また、会員への連絡、調整のほか、仕事の配分についても、本部事務局が一元的に行うべきであるため、将来的には他の事務所についても、整理統合を行うべきである。
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	T	行っていないので、今後検討すべきである。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	○	施設は本市の保有なので、補修コストはない。
33 効果的な職員研修を行っているか。	○	他の外郭団体と合同で、接客マナーや心構え等の研修を行っている。
34 理事会（取締役会）への理事（取締役）及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がされているか。	○	平成20年5月26日：12人出席，平成20年7月18日：12人出席，平成20年10月28日：13人出席，平成21年1月29日：12人出席，平成21年3月26日：10人出席 出席率は高く、議論も行われている。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論はなされているか。	—	評議員会はないが、審議会は設置されている。
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的になされているか（現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む。）。	○	公認会計士により監査がなされている。
37 コンプライアンス（法令遵守）体制は確立されているか（コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等）。	△	経理の研修は行っているが、コンプライアンス研修はなされておらず、コンプライアンス規程、マニュアル等もないので、今後コンプライアンス体制の構築を図るべきである。
38 契約事務は適正か。	○	顧客との間の請負契約、委託契約、その他賃貸借契約、物品購入契約について特に問題なし。
39 出納は適正か。	○	現金はレジで保管され、出納帳にその明細が記され、毎日事務局次長の確認がなされている。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	○	事務局規程に基づき、適正に処理がなされている。

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	T	就業規則に基づき、適正になされていた。瀬戸事務所ではタイムカードによる管理が行われていたが、本部や他の事務所でもタイムカードによる管理を行うべきである。
42 固定資産、備品の管理は適正か。	O	固定資産台帳、備品台帳に基づき適正に管理されている。
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	△	基本財産の回復がなされていないことが公益認定の支障となる。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	O	浅越スポーツパークにおいては、施設の有効利用はなされている。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	T	利用者数、収納料金とも前年度に比べて減少している。
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	T	浅越スポーツパークは公募制が相当である。
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	—	非公募である。
48 指定管理の協定内容に問題はないか。	O	特に問題なし。
49 設立目的自体が不合理な団体はないか。	O	設立目的は適正である。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出捐金は適正か。	O	出資金51,000千円は適正である。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	O	設立目的は高齢化社会を迎え、依然大きい。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	O	同様に、高齢化社会を迎え、存在意義は特に認められる。
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	T	襖、障子の張り替えが、民間事業と類似している。
54 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。	O	他の団体との類似性はない。
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	O	職員数は24人、経常収益は726,011千円。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	O	累積欠損金はない。
57 法人形式（株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式）が不合理な団体はないか。	O	社団法人への移行を検討している。
58 営利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	—	営利法人ではない。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	O	出資の引揚げの必要性はない。
60 解散又は統廃合すべき団体はないか。	O	解散の必要性はない。

3 組織

(1) 組織図（平成 21 年 4 月 1 日現在）



(2) 本部，事務所と職員配置

ア 本部，事務所の概要

本センターにおいては、事務部門の本部事務局と作業部門の富田事務所が分かれている。

西大寺事務所、灘崎事務所、御津事務所、瀬戸事務所は合併の経緯により設置されている。事務所の事業内容は、各地域での会員への連絡や調整及び地域での受注事務である。

(意見)

職員配置については、事務部門の本部事務局（事務局長がいる。）と作業部門の富田事務所（事務次長がいる。）が分離しているのは、統制上又は事務処理の円滑の観点からは望ましくない。

事務局本部を富田事務所へ移して組織と職員の一体化を図るべきである。

イ 事務所の廃止

また、平成 20 年度の各事務所が所管する支部の会員数は次のとおりである。

(単位：人)

区分	富田	西大寺	灘崎	御津	瀬戸	建部
会員数	994	166	31	43	167	12

(意見)

灘崎、御津、建部の各事務所は、会員数が少ないので、廃止するべきである。

また、会員への連絡、調整のほか、仕事の配分についても、本部事務局が一元的に行うべきであるため、将来的には他の事務所についても、整理統合を検討すべきである。

(3) 理事長の出勤簿

(指摘事項)

理事長の出勤簿はなかったが、本センターの会務を総括するので、理事長の承認がいつ適法になされたかを後日確認できるようにするためにも、出勤簿は付けるべきである。

(4) 本市OB職員の採用状況

本市OB職員の在籍期間、本市での役職は次のとおりである。

役職	氏名	在籍期間	本市での役職
理事長	A	H9. 7. 10~H19. 3. 31	元代表監査委員
理事長	B	H19. 4. 1~H21. 3. 19	元水道事業管理者
常務理事兼 事務局長	C	H13. 4. 1~H19. 12. 27	岡山市参与
嘱託職員	D	H15. 4. 1~H20. 3. 31	岡山市環境事業局次長

前々理事長のAの在籍期間が約9年半、前常務理事兼事務局長のCの在籍期間が約6年半と、それぞれ長期にわたっている。

(意見)

外郭団体においては、その自立性と責任を持たせるため、本市OB職員採用の必要性自体が問われるべきである。その上で、本市OB職員採用の必要性があったとしても、長期間にわたる在籍は、組織の規律の緩みをもたらす可能性があることに留意すべきである。かかる弊害を防止するため、本市OB職員の外郭団体への在籍期間は原則3年間という限定を設けるべきである。

4 財務

(1) 平成20年度貸借対照表

(貸借対照表)		(単位:千円)	
科目	平成20年度	科目	平成20年度
I 資産の部		II 負債の部	
1.流動資産		1.流動負債	
現金	118	未払金	62,643
普通預金	10,833	預り金	560
ゆうちょ銀行	1,707	仮受金	33
未収金	90,690	短期借入金	0
仮払金	746	流動負債合計	63,236
流動資産合計	104,093	2.固定負債	
2.固定資産		長期借入金	6,750
(1)基本財産		退職給付引当金	14,123
基本財産(定期預金)	15,100	固定負債合計	20,873
基本財産合計	15,100	負債合計	84,109
(2)特定資産		III 正味財産の部	
退職給付積立資産	0	1.指定正味財産	116,000
減価償却積立資産	0	(うち特定資産への充当)	6,023
経営安定化造成基金積立資	6,023	2.一般正味財産	△ 62,308
財産運営資金積立預金	4,491	(うち基本財産への充当)	15,100
特定資産合計	10,514	正味財産合計	53,692
(3)その他の固定資産		負債及び正味財産合計	137,801
建物	3,187		
什器備品	1,745		
車輛運搬具	2,439		
電話	678		
預託金	44		
その他の固定資産合計	8,094		
固定資産合計	33,708		
資産合計	137,801		

ア 未収入金

(意見)

90,690千円のうち、約1,100万円は回収不能なので、早期に償却する必要がある。

(2) 平成20年度正味財産増減計算書

(正味財産増減計算書)

科目	金額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1)経常収支	
受託事業収益	651,007
指定管理受託事業収益	11,012
独自事業収益	3,870
労働者派遣事業等収益	291
受取補助金等	53,322
受取寄付金	5,670
基本財産運用益	18
雑収益	821
経常収益計	726,011
(2)経常費用	
事業費	631,064
受託事業費	585,117
指定管理受託事業費	10,106
独自事業費	1,821
普及啓発費	1,420
就業開拓提供費	24,929
安全・適正就業推進費	981
調査研究費	8
福祉・家事援助費	4,822
地域高齢者社会参加促進事業費	1,861
SP事業費	0
共同作業所費	0
管理運営費	0
管理費	78,086
人件費	58,616
一般運営費	19,470
経常費用計	709,150
当期経常増減額	16,861

(単位:千円)

科目	金額
2 経常外増減の部	
(1)経常外収益	
固定資産売却益	0
前期損益修正額	0
退職給付引当金戻入	0
経常外収益計	0
(2)経常外費用	
固定資産除却損	53
経常外費用計	53
当期経常外増減額	△ 53
当期一般正味財産増減額	16,809
一般正味財産期首残高	△ 79,117
一般正味財産期末残高	△ 62,308
II 指定正味財産増減の部	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	0

ア 補助金

本センターへの補助金は、本市からの補助金と国からの補助金(岡山県連合交付金)の2本建てであり、その推移は次のとおりである。

(単位:千円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
シルバー人材センター運営費補助金	14,200	19,800	18,559	28,608	23,740	23,280
地域高齢者社会参加促進事業費補助金	921	921	921	921	921	—
高齢者生活援助サービス及び高齢者活用子育て支援事業補助金	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000	—
高齢者生活援助サービス事業補助金	—	—	—	—	—	4,000
地域社会貢献特定分野事業費補助金(子育て分野)	—	—	—	—	—	3,500
地域社会貢献特定分野事業費補助金(介護分野)	—	—	—	—	—	2,000
計	19,121	24,721	23,480	33,529	26,661	32,780
岡山県連合センター交付金	19,121	24,721	23,473	33,391	26,661	28,780
計	19,121	24,721	23,473	33,391	26,661	28,780
合計	38,242	49,442	46,953	66,920	53,322	61,560

(注) 1 平成21年度は、予算額である。

2 平成19年度に岡山市が交付した1億1,600万円の岡山市シルバー人材センター経営自立化基金造成事業補助金は含めていない。

① 補助金と加入率の関係

本市の補助金は、平成20年度は26,661千円である。

ところで、平成20年度の本センターの会員数は1,413人であるから、会員1人当たり年間18,868円もの補助金を支出していることになる。また、平成20年度の全国シルバー人材センター協会と本市の補助金を合計すると、53,322千円となる。会員1人当たりの補助金合計は年間37,737円となる。すなわち、本センターは会員から生きがい事業団の会費として年間3,600円の会費を徴収した上で、粗入会率がわずか0.7%の入会率の高齢者会員に対し、1人当たり年間約38,000円の補助金を支出してシルバー事業を継続していることになる。

(意見)

本センターの喫緊の重要課題として、全国平均の加入率への増加を掲げ、それを早急に実現すべきである。

具体的には、同じく本市の外郭団体である(財)岡山市ふれあい公社と協働して地区の諸活動を通じた会員増加活動、本市の広報活動、本市庁舎、区役所における広報活動等による本センターの積極的な広報活動を展開して加入率アップを図るべきである。

② 補助金の減額等

(意見)

本センターの事務費については、平成20年度に7%から10%に引き上げて、経営努力しているところではあるが、さらにこれを15%まで引き上げるべきである。そうすれば、本センターの自主財源は増加する。すなわち、平成20年度の受取事務費は、55,422千円であるから、受取事務費が10%から15%になると、27,711千円の増加となる。

イ 業務受託費

本センターの経常収益のうち、最も大きな割合を占めるのが、受託事業収益で、これは、本センターが会員への配分金、事務費及び材料費として発注者から仕事を受注した契約金額である。

本センター配分金及び事務費規程によると、本センター会員の就業に対する配分規程は最低賃金法及び家内労働法で定める基準を尊重して定めることとされ、価格表において仕事の内容、標準見積単価等が規定されている。事務費は本センターが発注者から受け取る配分金収入の10%程度とされている。

5 事業

- (1) 会員数、粗入会率、平均年齢、就業実人員、就業率の推移

区 分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
会員数(人) (岡山市)	1,685	1,742	1,443	1,370	1,413
(全国)	424	496	567	566	575
粗入会率(%) (岡山市)	1.0	1.0	0.9	0.9	0.7
(全国)	2.4	2.3	2.3	2.2	2.1
平均年齢(歳) (岡山市)	70.3	70.6	71.1	71.2	71.1
(全国)	69	69.2	69.5	69.8	69.7
就業実人員(人) (岡山市)	1,320	1,366	1,289	1,370	1,300
(全国)	342	408	470	471	471
就業率(%) (岡山市)	78.3	78.4	89.3	89.6	92.0
(全国)	80.7	82.2	82.9	83.2	82.0

これによると、本市センターの入会者数は、平成18年度、平成19年度と減少していたが、平成20年度に増加に転じたこと、本市センターの平成20年度における粗入会率は0.7と低く、全国平均の2.1を大きく下回っていること、本市センターの就業率は増加しており、平成20年度は全国平均を10%も上回っていることが分かる。

以上をまとめると、本市センターの粗入会率は0.7%と低いですが、いったん会員になった場合の就業率は極めて高いといえる。

(2) 配分金の公平性

ア 配分金の公平性のための制度

会員の就業に関しては、「本センター就業の基準に関する要綱」で、一人一職種を原則とすること、1か月の就業日は原則14日を限度とすること、原則として配分金月額6万円を限度とすること、その他業務によって年齢の限度（年齢ガイドライン）が設けられている。

イ 配分金の分布

会員への支払額	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1～50万	人数	852	783	788	832	783
	割合	64.55	59.50	62.00	60.77	60.23
50万～100万	人数	371	420	386	426	415
	割合	28.11	31.91	29.01	31.12	31.92
100万～150万	人数	76	6.53	83	86	79
	割合	5.76	6.53	6.22	6.28	6.08
150万～200万	人数	14	20	23	15	17
	割合	1.06	1.52	1.96	1.10	1.31
200万～250万	人数	7	5	8	8	6
	割合	0.53	0.38	0.61	0.58	0.46
250万～	人数	0	2	2	2	0
	割合	0	0.15	0.2	0.15	0
合計		1320	1316	1290	1369	1300

(指摘事項)

本センター就業の基準に関する要綱によると、配分金は月額6万円、すなわち1年72万円が限度となること、平成20年度では、100万円以上の会員が7.9%も存在し、同要綱に反した結果となっている。

一方、1万円～50万円の配分金の受領者が60.2%で、さらには、配分金を受領し

ていない者も、平成20年度では113人存在するので、配分金が年額72万円以下となるよう公平な仕事の配分を実現する方策が必要である。

(3) 就業機会創設員

会員の就業機会の創設のための営業活動を行っている。

就業機会創設員の活動実績日数、活動実績時間、謝金の推移は次のとおりである。

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
活動実績日数(日)	15	149	11	225	240	640
活動実績時間(時間)	75	745	55	1,125	1,200	3,200
謝金(千円)	75	745	55	1,125	1,200	3,200

これによると、平成19年度、平成20年度に活動費が大幅に増えていることが分かる。

(意見)

営業経験者を就業機会創設員として採用している(平成20年度は2人)が、費用対効果が不明確なので、この点を明らかにすべきである。

6 施設管理

(1) 岡山駅南駐車場管理業務等

本センターのほか、民間会社3社からの応募があり、本センターは平成18年度に指定管理者に選任されなかった。

そこで、審査基準及び配点表、ヒアリングメモ、募集関係等の資料を調査したところ、本センターは価格点では4者中最下位であったが、一方運営点では4者中最高位であった。

(2) 社会体育施設

以上から明らかなおおり、本センターは平成18年度の指定管理者制度導入時に、岡山駅南駐車場管理業務等、大元駅前自転車等駐車場管理業務等の業務について、指定管理者への選定を受けられなかった。

このため、本センターは、会員への就業場所を確保すべく社会体育施設の指定管理者の選定に当たって応募し、指定管理者に選定された。

ところで、本センターの平成18年度と平成19年度の社会体育施設の収支は、次のとおりで、合計約19,211千円の赤字を出していることになる。

(単位：千円)

区分	平成18年度	平成19年度
収入合計	62,787	61,022
受託管理料	43,313	33,338
利用料金	19,474	17,709
支出合計	71,334	71,686
収支差額	▲ 8,547	▲ 10,664

指定管理者選定の際の入札額の比較は、次のとおりであり、本センターは、低価格の

応募価格で応募して、指定管理者の選定を受け入れたことが窺われる。

本センター	43,313,110 円
A社	61,473,000 円
B社	51,210,000 円
C社	63,415,000 円
D社	54,370,000 円

この点、指定管理料提案書と収支計画書の各積算を検討したところ、再委託料の見通しが甘かったことは明らかではあるが、人件費を本当に低く見積もるなどの操作は行っていないので、理事や役員が最初から採算が赤字になることが分かっていたとまでの確たる証拠は見当たらなかった。

(3) 浅越スポーツパーク

本施設については、公募ではなく、優先指定により、本センターが指定管理者となっている。また、本施設については、利用料金制は採っていない。

浅越スポーツパークの利用者数と収入実績は次のとおりである。

(単位：人，千円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
利用者数	26,005	34,176	44,399	49,351	46,235
収納料金	3,108	3,382	4,054	4,374	4,217

以上によると、利用者、収納料金とも増加していたが、平成20年度はいずれも減少している。

7 不正経理問題

(1) 経緯

- 平成19年6月 平成19年度決算にあたり不適正な経理の疑いがあったので、理事長が本センター監事に調査を依頼
- 7月 本市保健福祉局が「センター経営改善検討委員会」を設置し、調査を開始
- 9月 第三者委員で構成される「センター経営検討専門委員会」が設置され審議を開始
- 11月 平成15年4月から平成19年5月までの間に75,600千円の使途不明金があることが判明
- 12月 粉飾決算書を作成し、基本財産を取り崩し、使途不明金の発生を含め、センターに財政的な危機をもたらし、名誉及び信用を傷つけたとして事務局長、次長、総務担当主幹の3人を懲戒解雇
- 平成20年1月 被疑者不詳・業務上横領の罪名で岡山西警察署に刑事告訴した。
- 3月 本市から経営安定化基金造成事業補助金として116,000千円の交付を受けた。
- 6月 元(前々)理事長、前事務局長、前次長、前総務担当主幹を相手に損害賠償請求訴訟を提起した。

平成22年1月 元総務担当主幹が業務上横領罪で実刑判決を受けた。

(2) 問題点

本センターの不正経理問題については、上記の経緯のとおりであり、概ね決着がついているので、今後の本市の外郭団体の見直しに関連する事項について検討する。

本センターにおいては、事務局長、次長は、会計処理規程に規定された経理責任者、実質上の出納責任者としての任務を果たしておらず、総務担当主幹が、短期借入金の勘定科目に替えて未収金、未払金及び仮受金の勘定科目を使用する伝票操作を行い、決算書に記載すべき短期借入金を隠蔽した粉飾決算を看過し、理事長は、借入決済権限を事実上行使しておらず、人任せにしていた。

また、理事長と事務局長は、経営責任者、経理責任者として全く機能していなかった。役員、理事会、監事の統制が不十分であったこと、コンプライアンス体制及び業務運営マネジメントの欠如が原因である。

8 本センターの経営改善

(1) 今後の資金計画

本センターの今後の資金計画については、既に平成21年度に借入金返済を完了しており、新公益法人の認定公益法人格取得申請を2年後に控えて、平成23年度中に取崩された基本財産の積み立ての完了を目指すこととしている。

また、経常利益の20%を経営安定化基金に積み立て、平成32年度を目標として、経営安定化基金造成事業補助金と同額である1億1,600万円まで積み立て、経営の再建が達成されたと判断されたときは、これを本市へ納付することとし、その後、退職金積立や運転資金である財産運営資金積立を行うこととしている。

(2) 本センターの方向性

(意見)

本格的な高齢化社会の到来や団塊世代の大量退職等、高齢化対策へのニーズはますます高まっている。このため、今後少子化対策における子育て支援や、高齢化社会に備えた高齢者福祉の充実に向けた新たな就業機会が見込まれるので、本センターは子育て支援、安全安心ネットワーク等本市の重要政策の実現に寄与する事業への積極的参入を推進すべきである。

また、シルバー事業は、働くことを通じた「生きがづくり」だけでなく、近年、年金だけでは生活できない高齢者が働く機会を求めて経済的な理由で入会するケースが増加しており、高齢者の就労支援の役割も担っていることから、受注拡大と経営の合理化などにより、一層の財務体質の改善・強化を図り、その役割が十分に発揮できるシルバー人材センターを目指すべきである。

第5 財団法人岡山シンフォニーホール

1 団体の概要

代表者	岡崎 彬 (岡山商工会議所会頭)		所在地	岡山市北区表町一丁目5番1号						
所管課	市民局文化振興課		設立年月日	昭和59年						
設立目的	岡山シンフォニーホールの管理及び運営を行うとともに、自主文化事業を行うこと等により、地域文化の振興を図り、住民福祉の向上に寄与すること									
事業内容	①岡山シンフォニーホールの管理運営に関する事、②自主文化事業の企画及び実施に関する事、③岡山フィルハーモニック管弦楽団の組織及び運営に関する事、④地域文化の振興にかかわる調査研究及び普及啓発等に関する事、⑤岡山シンフォニーホールの管理運営に資するために必要な財産の取得管理に関する事、⑥その他									
主要事業 (平成20年度)	事業名	事業内容			決算額 (千円)					
	ホール管理運営	ホールの維持・管理・運営			146,961					
	財団運営	財団自身の運営			7,257					
	自主事業	音楽普及活動			50,277					
	友の会運営	イベント情報の提供等			12,111					
	岡フィル事業	岡フィルの演奏会等事業			49,502					
	岡フィル管理	岡フィルの管理・運営事業			14,885					
機能	施設管理運営型 (個人消費型)									
本市からの財政 支出 (千円)	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度				
	委託料	156,146	165,682	—	—	—				
	指定管理料	—	—	157,604	152,206	154,279				
	補助金	6,000	21,000	13,200	5,301	5,000				
	負担金	22,707	23,623	19,000	18,000	17,000				
	計	184,853	210,305	189,804	175,507	176,279				
役職員数 (人) (平成20年4 月1日現在)	区分	役員数			職員数					
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規職員	うち本市 派遣職員	うち本市 OB職員	非正規	総数
	人数	2	10	12	5	11	0	0	9	20
財政状況 (千円)	平成18年度～平成20年度の3か年において、赤字合計の2番目に大きい団体となっている (△36,143千円)。									
	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度				
	総収入額	371,012	395,253	322,385	291,793	291,689				
	総支出額	378,235	406,657	341,272	306,055	294,683				
	うち人件費	87,691	88,547	86,125	85,939	85,801				
	差引収支額	△7,222	△11,404	△18,887	△14,262	△2,994				
	総資産額	263,163	233,285	224,304	227,370	219,337				
	総負債額	74,343	55,265	65,405	82,499	77,460				
正味財産額	188,820	178,020	158,899	144,871	141,877					
出捐状況	出金	100,000千円	総出資額に占める本市の出資額の割合			35,000千円	35.0%			

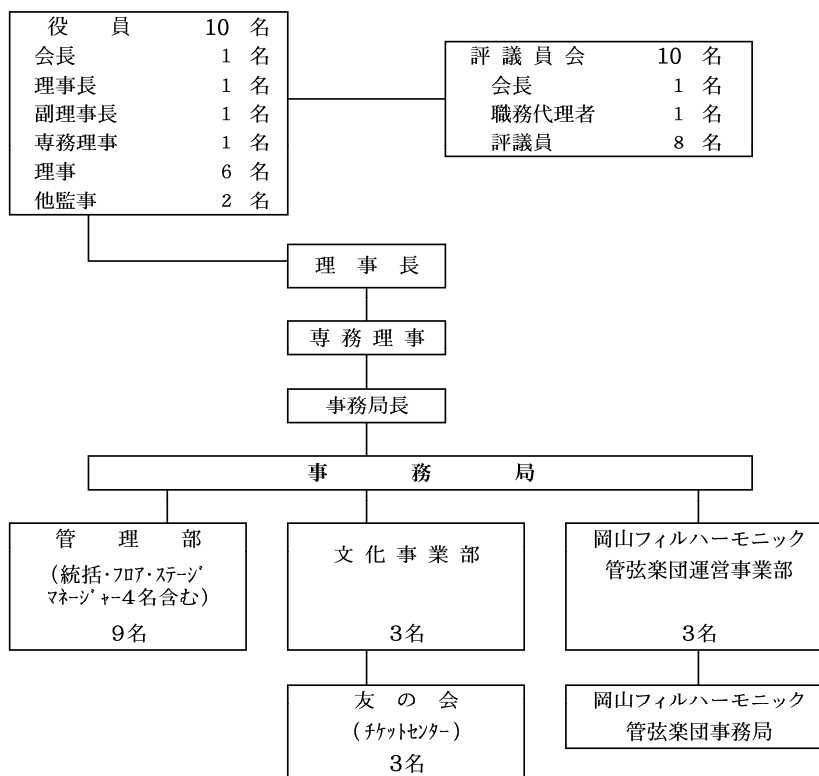
2 チェック項目の充足状況 (○問題なし, ×指摘, △意見, T意見 (提言又は問題意識), 一該当なし)

区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	△	会長, 理事長ともに常勤ではないので, 常勤の理事長を選任すべきである。
2 職員配置や定員管理は適正か。	○	職員配置及び定員管理はいずれも適正である。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	T	民間企業経験者理事9人中3人 (33.3%) と少ない。
4 役員任期・報酬は適正か。	○	任期は定められており, 報酬はない。
5 役員・職員の定年制はあるか。	T	役員に定年はないが, 職員は60歳定年である。役員についても定年制を設けるべきである。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	○	正規職員 (20人) に占めるプロパー職員 (10人) の割合は50%である。
7 民間企業経験者, 人材派遣, アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	○	プロパー職員以外に, アルバイト等を活用している。
8 本市職員の派遣は必要かつ適正か。	—	職員20人中0人派遣
9 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	—	職員20人中0人OB
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	△	地域手当, 住宅手当 (持家の場合も2,500円) といった過剰な手当があるので, 廃止等を検討すべきである。
11 財務数値は適正か (①流動比率, ②自己資本比率, ③経常収支比率)	○	(1) 流動比率 237.1%, (2) 自己資本比率65%, (3) 経常収支比率98.9%。経常収支比率が低い。自主事業の収益確保等が課題である。
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	○	基本財産100,000千円は適正に管理されている。
13 本市の財政支出に依存していないか。	T	本市からの財政支出は176,279千円 (依存率は60.4%) と高い。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	○	管理費5,975千円 (管理費比率は2.0%) と低い。
15 補助金は適正か。	○	補助金5,000千円。順次削減されている。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	—	委託はない。
17 不要な積立金はないか。	T	自主事業積立金は、16,799千円と事業規模に比べ多額ではなく、事業に使われる予定と考えられる。ただし同額の負債に計上されている引当金の負債性はない。また、周年事業など具体的な使用予定と必要金額を明記して承認されるべきである。
18 非営利法人において、収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	○	公演等は、民間企業では収益事業であるが、収益事業の範囲を、財団の公益目的に適合しないものと考えたと極めて少なく、2.7%である。
19 不動産について時価を計算し、定期的に含み損益を計算しているか。	—	不動産はない。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	○	中長期の目標, 計画が策定されている。

区分	評定	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	△	自主事業（自主文化事業43,353千円+友の会事業13,191千円+岡フィル事業40,820千円＝97,364千円）で自主事業比率は33.4%である。ただし、自主事業は全体として赤字であるので、民間のプロモーターから情報を収集するなどしてさらなる自主事業を企画、実施する必要がある。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	T	特に検討していない。今後、検討、実施すべきである。
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	T	特に行っていない。今後、検討、実施すべきである。
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	△	アンケート用紙を置いているが、8件しか回答がない。顧客満足度の調査、分析を実施すべきである。岡フィルのモニター制度も検討すべきである。
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	O	個人情報保護要綱に基づき適正に処理されている。
26 情報公開を制度化しているか（ホームページの活用を含めて）。	O	ホームページにより、組織、財務等が詳細に公開されている。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	△	受託事業の再委託割合は25%である。清掃業務については、随意契約で行われているが、入札にすべきである。
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	－	該当なし。
29 施設の工作物責任及び管理上の責任を追及される法的リスクはないか。	T	工作物責任は生じないが、機器の損壊、椅子の留金のゆるみ、将棋倒し等の施設管理上の法的リスクはあり得るが、損害賠償保険で対応している。
30 不要な事業所、施設、設備等はないか。	－	該当なし。
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	O	備品の一括購入を行っている。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	T	現在の指定管理者協定によると、1回の修繕の金額が130万円までを指定管理者が負担することとされている。施設の老朽化に伴い、修繕コストの上昇が懸念される。
33 効果的な職員研修を行っているか。	O	高齢者、障害者の誘導研修1回、AEDの研修2回を行っている。
34 理事会（取締役会）への理事（取締役）及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がされているか。	T	平成20年度の4回の理事会では平均して12人中9人の出席でそのうち委任状出席が2人であり、議事録上は議論も十分ではない。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論はなされているか。	T	21.3.30は10人中5人出席で、すべてが委任状出席であり、議事録上財団の運営に関してはあまり審議されていない。
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的に行われているか（現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む。）。	△	監事は公認会計士等の専門家が含まれておらず、専門家による外部監査も行っていないので公認会計士等の専門家による監査を実施すべきである。
37 コンプライアンス（法令遵守）体制は確立されているか（コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等）。	△	コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。
38 契約事務は適正か。	△	岡フィル事務所の減免申請を行うべきである。
39 出納は適正か。	O	利用料金を現金で収納しているが、日報等での集計、照合が実施され、管理状況は良好である。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	O	規程に基づき適正に行われている。

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	△	次長、主幹に管理職手当が支給されていて時間外勤務手当が支給されていないが、労基法の管理監督者ではない可能性があるため、労基法上のリスクがある。
42 固定資産、備品の管理は適正か。	○	管理簿に基づき、適正に管理されている。
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	T	施設管理業務が公益目的事業に認定されるかどうかは現在のところ不明である。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	○	施設の有効利用は、実現されている。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	△	本財団自体の維持管理が補助金で賄われているのであれば、民間企業と競わせる場合、公平性の点で問題となる。管理費を別途設定した上で、これらの収益を管理費からマイナスするような指定管理料の設定とすべきである。指定管理料に光熱費を含めて、その上で、光熱水費については、実費精算をせず、定額にすることで、光熱費削減を図るべきである。
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	○	本財団の施設管理業務は民間でも実施可能であるため、公募による指定管理者制度の導入を検討すべきである。
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	—	非公募である。
48 指定管理の協定内容に問題はないか。	○	4月に支払われると定められている指定管理料の支払いが5月に支払われている。これは、協定書が毎年更新されることが要因と思われる。このため、本財団は年度当初の資金を余分に手当てする必要がある。協定書を実態に合わせて変更するか、協定書の締結を早くするかに改めるべきである。
49 設立目的自体が不合理な団体はないか。	○	設立目的は合理的である。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出捐金は適正か。	○	主事業である岡山シフオーネールの指定管理者事業は本市からの受託であるが、もともとシフオーネールの入居するビルが再開発により建設されたこともあり、県、民間と合わせて設立されたため、本市の比率は35%であり、適正と考えられる。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	○	設立目的は依然存在する。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	T	指定管理者に選定されないと存在意義はやや薄れる（自主事業のみになる。）。
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	T	当財団が行う公演は、市民参加でのミュージカル公演、合唱団育成、発表機会の創出等、市民の文化振興に資するという目的の下なされている。
54 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。	T	(財)岡山市スポーツ・文化振興財団の文化分野と類似している。
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	○	職員数は20人、総収入額は278,106千円。事業の実体はある。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	○	累積欠損金はない。
57 法人形式（株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式）が不合理な団体はないか。	○	財団法人という法人形式は合理的である。
58 営利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	—	営利法人ではない。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	○	出資の引揚げは必要ないと考えられる。
60 解散又は統廃合すべき団体はないか。	△	指定管理者に選定されなかった場合の自主事業の実績や本市の文化振興における本財団の役割等を検証し、(財)岡山市スポーツ・文化振興財団の文化部門との統合を含め、あり方を検討すべきである。

3 組織



4 財務

(1) 平成20年度貸借対照表

(貸借対照表)

科目	金額
I 資産の部	219,337
1 流動資産	53,956
現金預金	52,346
未収金	1,169
内部未収金	0
前払金	440
2 固定資産	165,381
(1)基本財産	100,000
投資有価証券	95,542
定期預金	4,458
(2)特定資産	62,619
退職給付引当資産	37,909
自主事業の積立資産	16,799
減価償却引当資産	7,911
(3)その他の固定資産	2,761
什器備品	1,069
電話加入権	192
投資有価証券	1,500

(単位:千円)

科目	金額
II 負債の部	77,460
1 流動負債	22,752
未払金	15,256
内部未払金	0
前受金	50
預り金	7,445
2 固定負債	54,708
退職給付引当金	37,909
自主事業引当金	16,799
III 正味財産の部	141,877
一般正味財産	141,877
負債及び正味財産	219,337

正味財産は、用途を指定されている指定正味財産とそれ以外の一般正味財産とに区分される。本財団では、すべて一般正味財産とした上で、県、市及び民間企業の出捐のうち、寄付行為で維持すべしとしている1億円を基本財産としている。

(指摘事項)

当初の出捐の意図を考えると、1億円は指定正味財産とすることが妥当である。

(3) 平成20年度正味財産増減計算書

(損益計算書)

科目	金額
1 経常増減の部	△ 2,994
(1) 経常収益	278,107
基本財産運用益	653
基本財産利息収入	653
事業収益	204,948
指定管理料収入	154,279
入場料収益	31,257
事業受託収益	19,412
受取会費	4,852
受取補助金等	5,000
受取負担金	36,449
受取寄付金	7,905
雑収益	18,300
受取利息	343
雑収益	17,957
他会計からの繰入額	0
他会計からの繰入額	0
経常収益計	278,107

(単位:千円)

科目	金額
(2) 経常費用	281,101
事業費	275,126
給料手当	85,801
臨時雇用賃金	1,620
退職給付費用	10,998
福利厚生費	11,850
旅費交通費	9,283
通信運搬費	1,926
減価償却費	625
消耗品費	3,650
修繕費	7,325
印刷製本費	3,572
燃料費	54
光熱水料費	639
賃借料	24,768
保険料	146
諸謝金	31,443
租税公課	5,608
支払負担金	1,502
委託費	65,919
雑費	8,399
管理費	5,975
福利厚生費	177
会議費	30
旅費交通費	103
通信運搬費	23
消耗品費	1,250
印刷製本費	637
光熱水料費	218
賃借料	1,267
保険料	208
諸謝金	1,214
租税公課	208
支払負担金	139
雑費	435
他会計への繰出額	0

5 事業

(1) 岡フィル運営事業

規約によると、年に2回の定期公演のほか、自主事業等にも参加することとされている。

直近3年間の事業状況は次のとおりである。

項目	単位	18年度	19年度	20年度
公演数	公演	65	63	53
(うち)当施設	公演	11	12	13
入場者	人	33,606	46,612	31,529
(うち)当施設	人	13,840	16,834	17,825
レッスン数	レッスン	4	4	4
参加者	人	126	129	88
のべ演奏者数	人	1,138	1,241	1,019
ロビーコンサート	回	-	-	7

(2) 自主文化事業、音楽活動普及事業

ア 平成20年度自主事業収支

(単位：千円)

区 分	収入	支出	収支差額
パパイヤ鈴木の踊るクラシック	2,763	6,280	△ 3,517
日本の歌100年Ⅲ	6,280	3,576	2,704
NHK交響楽団第12回岡山定期演奏会	14,981	16,019	△ 1,038
ベルリン弦楽四重奏団&松本和将講演会	2,444	3,051	△ 607
館野泉ピアノリサイタル	2,312	2,554	△ 242
歌え！わが心クリスマススペシャル	613	707	△ 94
栗本尊子リサイタル	1,138	1,166	△ 28
ベートーベン第九演奏会2008	7,416	7,354	62
歌えわが心事業	2,257	1,176	1,081
女声合唱団あきつ	1,653	1,096	557
名曲を歌いましょう	1,586	1,078	508
その他	3,074	4,672	△ 1,598
小計	46,517	48,729	△ 2,212
共通経費	140	2,726	△ 2,585
合計	43,353	50,343	△ 4,797

イ 分析

自主事業の大半が収支赤字となっており、これは、入場料収入の予測の甘さである。

例えば、「パパイヤ鈴木は踊るクラシック」では、1,991席中販売は546枚、「日本の歌100年Ⅲ」では、1,991席中販売は948枚、「NHK交響楽団第12回岡山定期演奏会」では、1,943席中販売は1,100枚と予測を下回った結果が赤字につながっている。

(意見)

自主事業〔自主文化事業 43,353千円+友の会事業 13,191千円+岡フィル事業 40,820千円=97,364千円〕で自主事業比率は33.4%である。ただし、自主事業は全体として赤字であるので、民間のプロモーターから情報を収集するなどしてさらなる自主事業を企画、実施する必要がある。

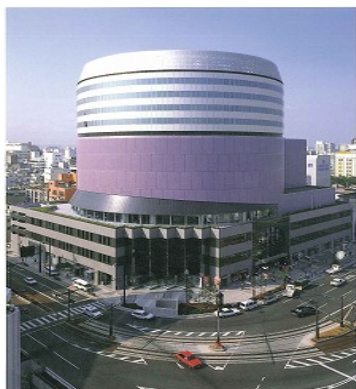
6 施設管理

(1) 建物の管理方法

ア 建物の概要

本財団の建物は、再開発により3つの建物に分けて建設され、本財団は中心的な建物であるA棟の中に設置されている。

(A棟外観)



(内装)



イ 行政コスト計算

文化振興課，都市計画課の歳入歳出から，平成20年度に支払われたシンフォニーホール関連収支に加え，建物耐用年数を40年と仮定し，資本コストを2%とした場合の行政コスト計算書は次のとおりである。

項目	摘要	H17	H18	H19	H20
使用料収入	総務使用料	(109,471)	(105,561)	(98,094)	(94,365)
シンフォニービル管費費負担金	都市計画総務費	129,485	129,485	129,485	129,485
管理費負担金精算還付額	土木雑入	(10,783)	(8,294)	(10,030)	(9,672)
ホール費	総務費	189,606	192,623	205,054	202,817
光熱水費		21,719	22,189	20,505	19,512
修繕費		2,205	12,831	32,340	28,298
印刷製本費		0	0	2	0
委託料		165,682	157,604	152,206	154,279
備品購入費		0	0	0	729
歳入歳出計上差額		201,326	205,764	226,414	228,265
減価償却費	40年定額法	142,500	142,500	142,500	142,500
資本コスト	2%	140,100	137,250	134,400	131,550
小計		282,600	279,750	276,900	274,050
合計		483,926	485,514	503,314	502,315
利用者		280,671	295,035	257,887	243,375
1人当たりの行政コスト(円)		1,724	1,646	1,952	2,064

ホール利用者（控え室等を除く）の1人当たり行政コストは平成20年度は2,064円であり，増加している。

(2) 施設の概要

ア シンフォニーホール

本財団は，シンフォニーホールの有効活用のために設立された団体であり，管理施設はシンフォニーホールだけである。

シンフォニーホールは，①大ホール（3層構造2,001席）及びその利用に付随する楽屋等，②イベントホール（200席），③和風ホール（100席，48畳の畳），④スタジオ1（定員120名），⑤スタジオ2（定員20名）で構成されている。チケットの販売を行うチケットセンターは施設外である1階部分に本財団が賃借して設けられている。

イ 指定管理料

① 支払方法

(意見)

4月に支払われると定められている指定管理料の支払いが5月に支払われてい

る。これは、協定書が毎年更新されることが要因と思われる。このため、本財団は年度当初の資金を余分に手当てする必要がある。協定書を実態に合わせて変更するか、協定書の締結を早くするかに改めるべきである。

② 指定管理料の範囲

指定管理料を上限に精算を行う際に、指定管理料には本財団自体の管理費という項目がない。

民間業者であれば、本部管理費を何らかの経費項目に混入しているのなければ、施設の管理を受託するメリットは想定できない。

(意見)

本財団自体の維持管理が補助金で賄われているのであれば、民間企業と競わせる場合、公平性の点で問題となる。管理費を別途設定した上で、これらの収益を管理費からマイナスするような指定管理料の設定とすべきである。

③ 光熱費

光熱費のうち、指定管理料に含める範囲は、施設ごとに異なっている。当施設のホール部分の電気料は多額であるが、指定管理料に含まれていない（平成20年度の金額は19,512千円である。）。

当施設は協定額を上限として指定管理料を実費精算しており、必要額を予算化することで解決されるが、光熱費の節減インセンティブはそがれることになる。

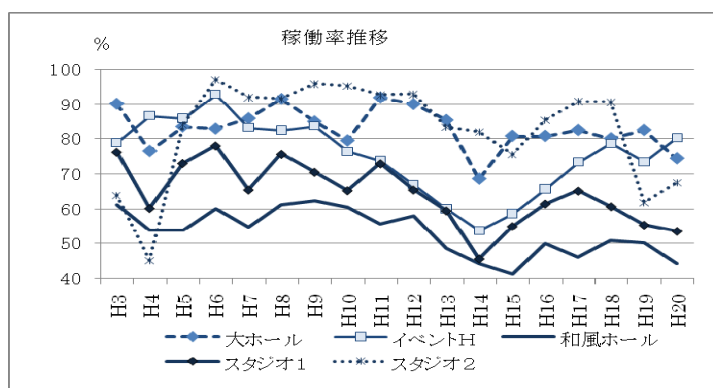
(意見)

指定管理料に光熱費を含めて、その上で、光熱費については、実費精算をせず、定額にすることで、光熱費削減を図るべきである。

ウ 稼働率

平成3年度からの稼働率をホール毎にグラフ化すると次のとおりである。

和風ホールの稼働率が低いこと、スタジオ2の稼働率が低下していることが懸念されており、また全体に利用が低下傾向にあることは景気の影響と思われるとのことであるが、課題となっている。



7 契約

(1) 施設管理に関する委託

施設管理に関する委託は、本市から見ると指定管理者の行う再委託であるため、協

定に基づき委託内訳を本市に報告する。この主要な内訳は次のとおりであり、契約方法、内容は随時見直されている。

委託業務名	㊴	㊵	㊶	㊷	委託先	摘要
	年間金額	年間金額	年間金額	年間金額		
1 清掃業務	19,008,000	17,107,200	17,107,200	17,107,200	栢建美装社	18年度、21年度見直し
2 管理業務 ①ごみ処理業務	1,524,600	1,512,000	1,512,000	1,512,000	株式会社日本テムシー	18年度、21年度見直し
3 管理業務 ②ボイラー運転・施設・設備等の管理業務	390,600	378,000	378,000	378,000	山要電熱工業㈱	21年度見直し
3 警備業務 H8年10月 後藤義富 ↓ 舞台運営業務(照明)	3,389,400	3,376,800	3,376,800	3,376,800	株式会社日本テムシー(警備) ↓ ホールマネージャー制の導入 21(舞台運営業務)	18年度、21年度見直し
4 舞台運営業務(音響)	4,284,000	4,284,000	4,284,000	4,158,000	株式会社日本テムシー ↓ 20年度(株)プロサウンド	17年度プロポーザル3社参加 20年度プロポーザル4社参加
7 1・2号機エレベーター・13号機エスカレーターの点検業務 年1回法定点検・月1回点検	1,764,000	1,764,000	1,764,000	1,764,000	東芝エレベーター㈱ ビル管理会社が委託している業者と直接契約することによる経費 の見直しと業務の連携	17年度見積り合わせ 3社 2,860千円→1,764千円
8 舞台設備保守点検業務	2,205,000	2,192,400	2,192,400	2,192,400	三精輸送機㈱	18年度見直し
9 舞台照明調光設備保守点検業務	1,890,000	1,680,000	1,680,000	1,680,000	松下電工エンジニアリング㈱ 当ホール用の照明設備製造業者であり 施行請負業者	18年度見直し
10 音響設備保守点検業務	1,496,000	1,464,750	1,464,750	1,464,750	不二音響㈱ 当ホール用の音響設備製造業者であり 施行請負業者	18年度見直し
20 その他再委託契約10件	5,890,976	5,239,226	5,157,867	5,442,445		
再委託契約合計金額	41,842,576	38,998,376	38,917,017	39,075,595		

このうち、金額が多額である清掃業務について、発注は見直されているが、契約は入札ではなく、随意契約により実施されており、見積もり合わせなども行われていない。

また、4や7のように、見積もり合わせやプロポーザルによる業者選定が行われているものについても、毎年実施されてはいない。

本財団は公募によらず選定されており、また、管理料も実費精算されているため、本財団の委託契約の内容が経済的に優れていることが求められる。

また、本財団は公的性格を有する本市の外郭団体であることから、自治体に準じた契約事務の公平性、透明性を求められている。

(意見)

清掃業務は指名競争入札を実現すべきである。

また、現状は複数年度契約のメリットを享受できていないので、複数年度での見積もりも徴収し、単年度契約と比較の上、メリットがあるようであれば複数年度での契約を実施する形にすることを検討すべきである。

(2) 自主事業等に関する委託

2,500千円以上の委託契約3件を抽出し、契約書類等の閲覧、承認手続により支出内容、金額、手続きなどの妥当性を検討した。

金額(千円)	イベント	委託先	特別会計
① 2,809	パパイヤ鈴木の踊るクラシック	株式会社アスペン	ホール事業
② 3,050	日本の歌100年Ⅲ	有限会社塚田音楽企画	ホール事業
③ 14,439	NHK交響楽団定期演奏会	財団法人NHK交響楽団	ホール事業

自主事業の委託は、相対の交渉により内容、金額などが決まり、随意契約という形態を取らざるを得ない実情にある。このため、業界（相場）に精通した者の承認を得ることが必要である。

8 課題

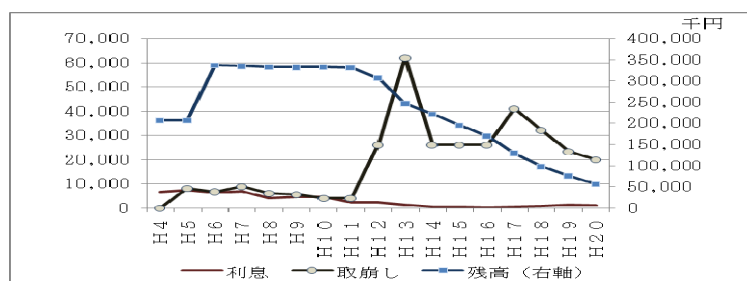
(1) 本市からの補助金

本市からの補助金は、「岡山シンフォニーホール文化事業基金」の取り崩しにより支出されている。

この基金は、ふるさとづくり事業交付税から 130,717 千円と市債 69,488 千円を合わせて平成 4 年度に作られ、平成 6 年度のふるさとづくり事業交付税で増額されている。

使用は地域の音楽文化の振興を図るための経費とされるため、他施設の事業にも使用は可能であるが、シンフォニーホールの事業に使われている。

基金の状況は次のとおりで、平成 12 年度から取り崩しにより事業運営されている。



(意見)

このままの運営を続ければ、2～3年で岡山シンフォニーホール文化事業基金は枯渇するので、今後方針を検討すべきである。

(2) 公募による指定管理者制度への対応

(意見)

公募による指定管理者選定に備えて、本法人では、人件費等の販管費の削減とさらなる自主事業の実施等による既存の指定管理者制度の収益に頼らない底力としての収益力の向上と指定管理業務の安定した実績を残す必要があると考える。

(3) 本財団の在り方

(意見)

職員はオーケストラや舞台演出等に関するノウハウを蓄積しているので、民間企業とのJVや寄付行為の改定により、他の施設の管理者になったり、ソフト事業を行うなど、様々な方向性の検討が望まれる。

また、(財)岡山市スポーツ文化振興財団の文化部門との統合を含め、在り方を検討すべきである。

第6 財団法人岡山市水産協会

1 団体の概要

代表者	佐古 親一 (岡山市副市長)		所在地	岡山県岡山市北区丸の内一丁目 9-6					
所管課	岡山市農林水産課		設立年月日	平成4年					
設立目的	岡山市地先及びその周辺の海域における、栽培漁業の推進、漁場の環境保全等に必要なる事業を行うことにより水産資源の維持増大と漁業経営の安定等を図り、水産業の振興に寄与すること。								
事業内容	①栽培漁業推進対策事業、②後継者育成対策事業、③漁業調査研究事業、④漁業経営安定対策事業、⑤漁場環境保全対策事業、⑥組合漁業振興対策事業、⑦稚魚中間育成事業								
主要事業 (平成20年度)	事業名	事業内容			決算額 (千円)				
	栽培漁業推進対策事業	付加価値の高い稚魚の放流で、自治体事業等の負担金分助成			1,463				
	水産物ブランド化事業	水産物のPR等			350				
	地産地消推進事業	地産地消の推進			600				
	漁場環境保全事業	環境保全			29				
機能	サービス提供型の行政代行型、補償事業型								
本市からの財政支出 (千円)	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	委託料	0	0	0	0	0			
	指定管理料	0	0	0	0	0			
	補助金	0	0	0	0	0			
	その他	0	0	0	0	0			
	計	0	0	0	0	0			
役員員数 (人) (平成20年4月1日現在)	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	うち民間出身者	正規職員	うち本市派遣職員	うち本市OB職員	非正規
	人数	0	9	9	7	1	0	1	0
財政状況 (千円)	平成18年度～平成20年度の3か年のうち、18年度以外は赤字であるが、いずれもその額は少額であり、3年間の合計額は148千円である。								
	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	総収入額	3,103	4,418	4,824	3,761	3,257			
	総支出額	4,984	2,964	3,988	4,216	3,786			
	うち人件費	62	62	62	62	62			
	差引収支額	△1,881	1,454	836	△455	△529			
	総資産額	254,523	255,978	256,812	256,358	255,828			
	総負債額	115	116	114	114	114			
	正味財産額	254,408	255,862	256,698	256,243	255,714			
出捐状況	出捐金	253,000千円	総出捐金に占める本市の出捐金の割合		230,000千円	90.9%			

(1) 経緯

設立時の趣意書には、都市雑排水などによる漁場の荒廃や後継者不足等により、漁業をとりまく状況は厳しく、これらの問題に対処するとともに、水産資源の維持拡大、漁業の振興を図るとされている。

(2) 設立経緯の検討

本市事業である公共下水道の汚水処理施設である岡東浄化センターの建設時に、浄化センター近隣漁民との協議が円滑に行われなかった経緯などから設立されたとのことであるが、設立経緯は、設立時からの管理部署である農林水産課ではなく、下水道局と打ち合わせしたメモとして保存されているに留まる。

(意見)

これによると、岡東浄化センターの放流する処理水に対する漁業補償について、漁協側の要求額に対し、規定に従って積算する額との差額のうち2億3千万円を漁業振興基金として積むこととした、と記載されている。

そうであれば、本市の基金として、条例を定め、使途を漁業資金として運用されるべきであるが、財団とされた経緯は不明である。

2億3,000万円もの多額の出捐の決定経緯につき、本市は調査を行うべきである。

2 チェック項目の充足状況（○問題なし，×指摘，△意見，T意見（提言又は問題意識），
—該当なし）

区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	T	理事長は本市副市長であり，常勤ではない。
2 職員配置や定員管理は適正か。	—	職員は本市嘱託職員と併任の1人である。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	O	9人中7人は民間出身者である（75%）。6名は漁業関係者で，1人は消費者からの市民代表である。
4 役員任期・報酬は適正か。	O	役員の任期は3年であるが，報酬はゼロである。
5 役員・職員の定年制はあるか。	T	役員・職員の定年制はない。役員にも定年制を設けるべきである。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	—	職員は本市嘱託職員と併任の1人である。
7 民間企業経験者，人材派遣，アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	—	職員は本市嘱託職員と併任の1人である。
8 本市職員の派遣は必要かつ適正か。	—	職員1人0人派遣
9 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	△	職員1人中1人がOB職員である。本市の農林水産課に所属し，一部水産協会の事務を併任する形となっている。OB職員採用の必要性と理由が不明確である。
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	×	事務局長の月額報酬は5,200円で，本市の嘱託職員の報酬は136,100円となっており，本市が本協会の大部分の件費を実質的に負担している。本協会の事務量が多いので本協会は事務量に応じた件費の負担を行うべきである。
11 財務数値は適正か（①流動比率，②自己資本比率，③経常収支比率）	T	（1）流動比率5051.1%，（2）自己資本比率100%，（3）経常収支比率86.0% 基本財産運用益で事業を行っているが，運用利回りの低下とともに，事業費が賸えなくなっている。
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	×	複合金融商品での5千万円の運用については，30年満期の流動性リスクのある金融商品で運用されており，問題である。
13 本市の財政支出に依存していないか。	—	本市の財政支出はない。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	T	管理費1,340千円（管理費率35.4%）。運用益の低下に伴い，管理費比率が高くなっている。
15 補助金は適正か。	—	該当なし。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	—	本市からの委託はない。
17 不要な積立金はないか。	O	基本財産以外の多額の預金等はない。
18 非営利法人において，収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	O	収益事業は実施していない。
19 不動産について時価を計算し，定期的に含み損益を計算しているか。	—	不動産はない。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	T	中長期の目標，計画は策定されていないので策定すべきである。

区分	評定	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	O	自主事業率100%。本市に依存していないことから、すべて自主事業と考えられる。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	T	検討、実施はしていない。今後検討、実施を行うべきである。
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	—	特に顧客というものはない。
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	—	同上
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	—	保有している個人情報は無い。
26 情報公開を制度化しているか（ホームページの活用を含めて）。	Δ	財務内容等が公開されていないので、情報公開をすべきである。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	Δ	本協会では、契約実施にあたり、本市の規定に準じて見積り合わせをすること、随意契約とする理由、また保証人を免除する理由を記載して決済を受けることとしているが、規程化されておらず、また全件には実施されていないので、規程化するべきである。
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	O	問題はない。
29 施設の工作物責任及び管理上の責任を追及される法的リスクはないか。	O	問題はない。
30 不要な事業所、施設、設備等はないか。	O	特になし。
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	T	アウトソーシング、資材等の一括購入等は行われていない。ただし、事務効率化の余地も少ない。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	O	該当なし。
33 効果的な職員研修を行っているか。	T	研修は実施されていない。今後検討すべきである。
34 理事会（取締役会）への理事（取締役）及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がされているか。	T	出席率は高いが、財団の運営を視点とする本来の議論は不十分である。費用弁償がないのに、理事会出席となっていたり、委任状出席の場合に委任状が保管されていない。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論はなされているか。	—	評議員会はない。
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的になされているか（現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む。）。	T	少なくとも公認会計士等の専門家を監事に選任すべきである。
37 コンプライアンス（法令遵守）体制は確立されているか（コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等）。	T	コンプライアンス体制は確立されていないが、現状では、本市担当部署による一定の統制が行われている。
38 契約事務は適正か。	T	事務所賃貸料月額が6万円（約184千円の坪単価）が高い。会議室の使用料やコピー使用料も含まれているが、賃料の妥当性、事務所設置の必要性を定期的に検討すべきである。
39 出納は適正か。	×	職員数1人の団体で2億5千万円の有価証券を管理することはもともと統制の面で問題がある。現状の運営状況を前提とすると、岡山市担当部署が一定の責任を引き受けることが妥当な状況である。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	×	平成11年度以前の理事会議事録が保管されていない。庶務規定、事業実施規定等の内容について、職員1名だけの現状と合致していない。

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	×	事務局長の月額報酬は5,200円で、本市の嘱託職員の報酬は136,100円となっており、本市が本協会の大部分の人員費を実質的に負担している。本協会の事務量が多いので本協会は事務量に応じた人員費の負担を行うべきである。
42 固定資産、備品の管理は適正か。	T	管理簿はない。ただし、固定資産自体ほとんどない。
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	T	解散の場合の財産の帰属が公益認定の支障となる可能性がある。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	—	該当なし。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	—	同上
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	—	同上
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	—	同上
48 指定管理の協定内容に問題はないか。	—	同上
49 設立目的自体が不合理な団体はないか。	T	実質的には、本市が外郭団体への出捐の形を借りて漁業補償の追加支出を行ったとも考えられる状況である。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出捐金は適正か。	△	岡東浄化センターの放流する処理水に対する漁業補償について、漁協側の要求額に対し、規定に従って積算する額との差額のうち2億3千万円を漁業振興基金として積むこととした、と記載されている。そうであれば、本市の基金として、条例を定め、使途を漁業資金として運用されるべきであるが、財団とされた経緯は不明である。2億3千万円もの多額の出捐の決定経緯につき、本市は調査を行うべきである。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	O	特になし。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	T	基本財産運用益が減少しており、事業規模を縮小せざるを得ない。
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	O	特になし。
54 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。	O	特になし。
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	T	典型的な小規模団体である。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	O	累積欠損はない。
57 法人形式（株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式）が不合理な団体はないか。	O	特に問題はない。
58 営利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	—	営利法人ではない。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	△	本協会の設立経緯や現況から見て、漁業補償の追加支出を行ったと考えられても仕方のない状況であること、事業内容が乏しい小規模外郭団体であることなどから、本市は出捐金を引揚げるべきである。
60 解散又は統廃合すべき団体はないか。	O	特に必要ないと考える。

3 組織

理事会、監事のほか、本市の嘱託職員が兼務する事務局長が1人である。

4 財務

(1) 平成20年度決算概要

(単位：円)

正味財産増減計算書		貸借対照表	
科目	21/3期	科目	21/3月残高
1.経常増減の部		流動資産	5,754,060
(1)経常収益	3,256,673	現金	6,773
基本財産利息収入	3,248,418	普通預金	5,471,121
受取利息	8,255	未収利息	276,166
収益計	3,256,673	固定資産	250,074,184
(2)経常費用		基本財産	250,000,000
①事業費	2,444,920	利付国債	200,000,000
栽培漁業推進対策事業費	1,463,840	投資有価証券	50,000,000
稚魚中間育成事業費	350,840	その他固定資産	74,184
地産地消推進事業費	600,525	電話加入権	74,184
漁場環境保全対策事業費	29,715	資産合計	255,828,244
②管理費	1,340,832	流動負債	113,918
給料手当	62,400	未払費用	113,138
会議費	22,680	預り金	780
旅費交通費	135,000	負債合計	113,918
通信運搬費	57,868	一般正味財産	255,714,326
公租公課	50,000	(うち基本財産)	250,000,000
消耗品費	34,102	(うち運用財産)	3,000,000
印刷製本費	20,000	正味財産合計	255,714,326
貸借費	720,000	負債及び正味財産合計	255,828,244
図書研修費	38,192		
事務委託費	159,165		
雑費	41,425		
経常費用計	3,785,752		
当期経常増減額	△ 529,079		
当期一般正味財産増減額	△ 529,079		
一般正味財産期首残高	256,243,405		
一般正味財産期末残高	255,714,326		
指定正味財産期末残高	0		
Ⅲ 正味財産期末残高	255,714,326		

ア 人件費

本市OB職員である事務局長は、本市の嘱託職員と併任している。本市の月額報酬は136,100円、本協会の報酬月額が5,200円であるが、本協会に常駐している。本市が事務局である児島湾漁業振興協会の業務も、本協会事務所で行われている。

なお、前任の事務局長に対しては、一定の報酬が本協会から支払われていたとのことである。過去の計算書類によると、平成5,6年度は年額120万円、7年度は80万円

円、8年度から10年度までは60万円が給与として計上され、11年度から13年度までは逆に0となっている。

平成10年度以降は、本市からの給与が大部分を占める。

(指摘事項)

事務局長の月額報酬は5,200円で、本市の嘱託職員の報酬は136,100円となっており、本市が本協会の大部分の人件費を実質的に負担している。本協会の事務量が多いので本協会は事務量に応じた人件費の負担を行うべきである。

イ 租税公課

租税公課に5万円が計上され、これは市税の均等割り部分である。

(意見)

本協会は申告書の控えを保管していない。

正式な文書である申告書の控えは本協会に保管されるべきであり、提出にあたって、十分内容を理解の上押印する必要がある。

また、地方税については、水産協会は県税の均等割分は納付していない。

公的性格を有する団体に対しては、減免規定があるが、申請書の控などが保管される必要がある。金額(均等割)自体は年額2万円と少額である。

(2) 表示等の検討

(指摘事項)

会計方針のうち、有価証券の評価方法が記載されていない。また、時価についても注記を求められているが、記載されていない。財団は、そもそも基本財産を活動基盤とするため、これが毀損されない運営が重要である。国債等、一般的な資産以外でも運用されており、本財団での有価証券の時価は極めて重要な情報である。

(3) 基本財産の運用

基本財産は、寄付行為第8条によると、「郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、または国債、公債その他確実な有価証券に代えて保管しなければならない。」とされている。

現状では、2億円を国債で、5千万円を「上限金利付コーラブル型パワーリバース債」という金融商品で運用している。

これは2002年12月に購入されたものであり、外国企業の債券ではあるが、元本は円貨建であり、また償還価格も購入価格と同額が保証されている。

当初1年間は、3.5%の利回りが保証されているが、米ドルに対して円が高くなると金利が下がり、円が安くなると金利が上がるタイプの商品であり、金利は0から4%の間に設定されている。

このため、2009年7月時点の95円の水準では、0.8%と、高利回りとは言えない状況になっている。

また、この商品は、発行者側からの払い戻しはできるが、購入者から見た換金性が低く、最大30年間資金が固定される流動性リスクの高い商品となっている。

(指摘事項)

複合金融商品での5千万円の運用については、30年満期の流動性リスクのある金融商品で運用されており、問題である。

寄付行為の運用方針に合致しているか、運用対象の金融商品の内容を十分理解、検討して運用されているかについて客観的な説明が可能と判断できる状況にはない。

5 事業

(1) 対象

平成20年度実施の4事業につき、寄付行為との整合性、事業実施方法の妥当性について検討する。

項目	合計	a 栽培漁業推進対策事業費	b水産物ブランド化事業	c地産地消推進事業	d漁場環境保全事業	振込料
金額(千円)	2,445	1,463	350	600	29	3
比率(%)	100.0	59.8	14.3	24.5	1.2	0.1

(2) 各事業の検討

ア 栽培漁業推進対策事業費負担金

①事業の内容

県が県施設で行う稚魚育成事業であり、県、本市、漁業者が分担負担している。本協会は、漁業者負担部分を支出している。

②支出手続の検討

岡山県水産課から負担金請求書に基づき、児島湾漁業協同組合連合会負担分の全額を支出している。

(意見)

財団法人岡山市水産協会事業実施規程では組合の要請に基づき予算の範囲内で支出するとされているが、平成6年度から継続して支出され、慣行化している。組合からの負担依頼を毎年入手し、支出の必要性等につき検討する手続が必要である。

③事業の妥当性

岡山県域内に放流される有用魚種の稚魚の生産にかかわる負担分であり、本市が推進している「つくり育てる漁業」の推進につながる事業ではある。

計算根拠は、県が事業の受益者負担を考慮して、本市と漁業者との負担割合を定めたものである。

(意見)

漁業者負担の肩代わりと見られ、負担の妥当性について検討が必要である。

なお、平成6年度から20年度までの累計負担額は23,884千円である。

イ 水産物ブランド化事業

①事業の内容

ノリ原藻活用研究会への委託である。この研究会は岡山県漁業組合連合会に事務局があり、くらしき作陽大学、企業などに研究委託をするために作られた任意の団体である。

②支出手続の検討

契約に記載のように、委託契約が実施され、金銭は契約に基づき支払われている。委託額自体は少額ではあるが、自由度の高い内容の業務である。

ウ 地産地消推進事業

①事業の内容

とれたて岡山魚フェスタの負担金である。桑野ふれあいセンターで漁業者が魚を持ち込み、販売することにより、本市産の魚を PR している。主催はとれたて岡山魚フェスタ実行委員会である。

平成20年度は6回目の開催であるが、本協会では第1回から負担している。

②支出手続の検討

(意見)

とれたて岡山魚フェスタ実行委員会の趣旨説明書、収支報告等を入手していなかった。とれたて岡山魚フェスタが実施されたことは確認できるものの、支出された経費が適正に事業目的に沿って使用されたことを確認することは必要であり、収支報告書の入手と内容の検討を行うべきである。

エ 漁場環境保全事業

①事業の内容

漁業者が底引き網により引き上げた海底堆積ごみの処理費用である。

②支出手続の検討

委託は入札されている。

(3) 委託

随意契約により実施されている委託契約が3件ある。全体の支出額は小額であるが、事業費、管理費のうち委託費は538,565円であり、随意契約比率は94.5%である。

(意見)

本協会では、契約実施にあたり、本市の規定に準じて見積り合わせをすること、随意契約とする理由、また保証人を免除する理由を記載して決済を受けることとしているが、規程化されておらず、また全件には実施されていないので、規程化するべきである。

6 今後の課題

(1) 出捐の引揚げ

(意見)

本協会の設立経緯や現況から見て、漁業補償の追加支出を行ったとも考えられる状況であること、事業内容が乏しい小規模団体であることなどから、本市は出捐金を引き揚げるべきである。

(2) 解散の場合の残余財産の帰属

本協会の寄付行為を見ると、解散する場合は、同様の目的を持つ他の公益法人に残余財産を寄付するとされている。また、その対象は理事会で決定される。

法規上は、国や自治体を対象に加えることも可能であり（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第18項など）、本市の他の外郭団体、例えば公園協会

などではそのように規定されている。

(意見)

本市としては、理事会で解散となった場合は、残余財産を本市に寄付するよう提言すべきである。

第7 財団法人岡山市水道サービス公社

1 団体の概要

代表者	隅田育佳(元岡山市水道局統括審議監)			所在地	岡山市北区三野一丁目2番1号					
所管課	岡山市水道局 企画総務課			設立年月日	平成2年					
設立目的	水道に関する知識の普及啓発事業等を行い、もって岡山市水道事業の健全な運営と公共福祉の増進に寄与すること									
事業内容	①水道事業に係る調査、研究及び普及宣伝に関する事、②給水装置等の適正管理に係る調査、指導及び広報に関する事、③水道従事者等に対する研修会、講習会の支援に関する事、④水道記念館の管理運営に関する事、⑤岡山市から委託を受けて行う水道施設等の維持管理業務その他水道事業に関する事、⑥その他公社の目的達成のために必要な事業。									
主要事業 (平成20年度)	事業名		事業内容			決算額(千円)				
	水道管路図面管理業務		図面管理			62,910				
	水道メーター検漏取替作業事務		水道メーター取替			21,442				
	水道資材管理業務		水道資材の管理			13,104				
	浄水施設運転・点検・保守管理、水道施設等環境整備業務		浄水場の維持、管理業務			186,941				
	半田山植物園園地管理事業		園地管理			10,353				
	水道管路埋設道路点検業務		管路埋設道路の保守・点検			12,495				
	給水装置完工検査補助業務		給水装置に関する完工検査補助			15,000				
	貯水槽巡回点検サービス業務		貯水槽の保守・点検			11,424				
	水道記念館受付案内業務		水道記念館の業務全般			4,064				
機能	各種の公的サービスを提供、創出することを目的とするもののうち、行政代行型									
本市からの財政支出(千円)	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度				
	委託料	549,278	577,317	573,731	587,702	317,794				
	指定管理料	—	—	—	—	—				
	補助金	0	0	0	0	0				
	負担金	4,851	4,654	4,657	4,654	4,628				
	計	554,129	581,971	578,388	592,356	322,422				
役員員数(人) (平成20年4月1日現在)	区分	役員数			職員数					
		常勤	非常勤	総数	うち民間出身者	正規職員	うち本市派遣職員	うち本市OB職員	非正規	総数
	人数	1	10	11	2	29	8	21	41	70
財政状況 (千円)	平成18年度～平成20年度の3か年において、いずれも当期収支は黒字であり、合計額は77,282千円と他団体に比べて多額である。									
	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度				
	総収入額	594,429	622,077	632,331	636,979	361,931				
	総支出額	566,012	585,926	595,502	605,714	352,743				
	うち人件費	259,811	269,999	274,476	270,622	185,258				
	差引収支額	28,417	36,151	36,829	31,265	9,188				
	総資産額	352,931	399,135	434,814	471,207	442,482				
	総負債額	30,460	41,035	41,734	46,862	8,948				
	正味財産額	322,471	358,100	393,080	424,345	433,534				
出資状況	出資金	51,000千円	総出資額に占める本市の出資額の割合			20,000千円	39.2%			

2 チェック項目の充足状況 (○問題なし, ×指摘, △意見, T意見 (提言又は問題意識),
—該当なし)

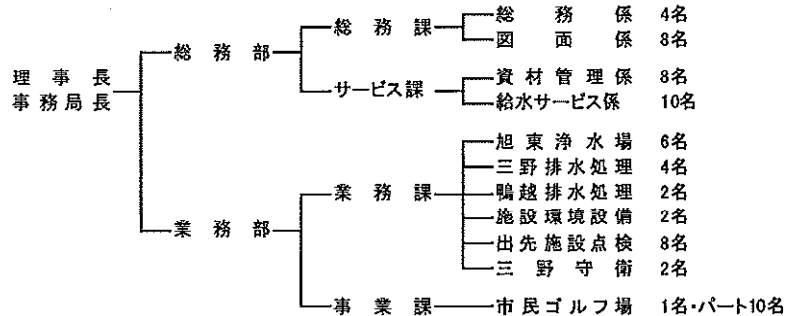
区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	○	理事長が常勤している。
2 職員配置や定員管理は適正か。	○	職務に合わせて雇用を更新している。職員配置等は適正であると考えられる。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	△	役員9人に占める民間企業経験者は2人(22.2%)と少ない。少なくとも半数は民間企業出身者とすべきである。
4 役員任期・報酬は適正か。	T	役員の任期は2年。理事長の報酬は4,350千円(平成20年度)と他の外郭団体の常勤役員に比べてやや高い。減額を検討すべきである。
5 役員・職員の定年制はあるか。	T	役員の定年はない。職員の定年は60歳である。職員のうち水道局退職職員は、本市の退職者と同等の年数の雇用となるよう定められている。役員にも定年制を設けるべきである。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	T	正規職員に占めるプロパー職員の割合は4.3%と少ないのでより活用すべきである。
7 民間経験者, 人材派遣, アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	T	行っていない。さらなる人件費削減のため多様な人材活用を検討すべきである。
8 職員の派遣は必要かつ適正か。	△	職員71人中8人派遣と多い。必要性和理由が不明確であるので、決裁文書で明確にすべきである。委託事業により、派遣職員の給料が負担されている。
9 OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	△	職員71人中47人OB職員。必要性和理由が不明確であるので、決裁文書で明確にすべきである。
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	△	地域手当, 住居手当(一律5,000円)は不要である。
11 財務数値は適正か(①流動比率, ②自己資本比率, ③経常収支比率)	○	(1) 流動比率 3241.0%, (2) 自己資本比率 98.0%, (3) 経常収支比率 103.0%。多額の留保金が預金にされているため、流動比率が異常に高い。
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	○	基本財産51,000千円は、リスク商品では運用されていない。
13 本市の財政支出に依存していないか。	T	本市の財政支出は322,422千円。財政支出依存比率は89.2%と高い。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	○	管理費44,015千円(管理費比率12.5%)。適正であると考えられる。
15 補助金は適正か。	—	補助金はない。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	△	随意契約による委託事業割合100%。水道メーター管理, 水道施設等維持管理, 水道管路埋設道路点検, 給水装置完工検査補助, 貯水槽巡回点検サービス等の個々の委託事業の随意契約の理由がなく、民間会社でも実施可能である。
17 不要な積立金はないか。	△	受託事業から留保された金額が多額(3億円程度)となっている。水道事業から発生した留保利益であり、特に使用目的がないのであれば、水道局への寄付等の検討が望まれる。
18 非営利法人において、収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	○	ゴルフ場運営及び関連事業を行っている。収益事業費は21,909千円(収益事業比率は6.1%)
19 不動産について時価を計算し、定期的に含み損益を計算しているか。	○	ゴルフ場のプレハブ(未登記)があり、減価償却がなされている。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	T	中長期的な目標, 計画がないので、策定すべきである。

区分	評定	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	T	水道局行事への協賛等とゴルフ場運営収益25,582千円（自主事業比率は7.1%）と少ない。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	T	行っていないので、検討すべきである。
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	T	営業の強化は行っていないので、行うべきである。
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	Δ	水道記念館と市民ゴルフ場については、アンケートの収集と分析を実施すべきである。
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	O	内規に基づき、個人情報保護体制を確立し、運用している。
26 情報公開を制度化しているか（ホームページの活用を含めて）。	O	組織、事業、財務内容等がホームページで公開されている（平成22年1月から）。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	Δ	会計規則によると、少なくとも合見積もりが必要とされているが、水道施設等維持管理業務の一部において合見積もりを徴収することなく、委託者からの見積もり徴収だけによって、継続して同じ業者に発注しているが、契約金額の適正性を確保するため、少なくとも見積り合わせは実現すべきである。また、本社は、契約に関する規程を定め、随意契約による場合はその理由を明確にした上で決裁をとる方法とするよう、改善すべきである。
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	T	水道施設等維持管理業務等における注意義務違反の法的リスクはある。
29 施設の工作物責任及び管理上の責任を追及される法的リスクはないか。	T	ゴルフ場におけるゴルフボール事故や渡し船の転覆等の法的リスクがある。
30 不要な事業所、施設、設備はないか。	Δ	水道記念館と市民ゴルフ場は廃止等も含めて検討すべきである。
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	T	水道局との共同購入などの特別な工夫はしていないので、検討すべきである。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	T	収益事業として実施しているゴルフ場のプレハブ等が冠水すると、回復させるためのコストが発生する可能性がある。
33 効果的な職員研修を行っているか。	T	行っていないので検討すべきである。
34 理事会（取締役会）への理事（取締役）及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がされているか。	T	20年11月の理事会は9人の出席（うち5人が委任状出席）で、監事の出席は0人であり、出席率、議論とも不十分である。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論はなされているか。	T	出席率は良好であるが、議論は不十分である。
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的になされているか（現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む。）。	T	平成20年度は公認会計士等の専門家による監査は実施されていない。ただし、平成21年度からは実施されているが、外部の監査は受けていない。
37 コンプライアンス（法令遵守）体制は確立されているか（コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等）。	T	コンプライアンス規程はあるものの、コンプライアンスマニュアルはなく、研修もなされていない。今後体制の構築を図るべきである。
38 契約事務は適正か。	O	再委託以外特に問題はない。
39 出納は適正か。	Δ	預金残高が補助帳簿の残高と照合されていなかった。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	O	規程に基づき、適正に処理がなされていた。

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	△	就業規則に基づいて管理がなされていた。職員2人を抽出し、基本給及び諸手当のチェックを行ったが、規定どおり実施されていた。タイムカードによる時間管理を行うべきである。なお、管理職手当の支給は課長級以上であり、時間外勤務手当は支給されていないが、管理監督者ではない可能性があるため、労基法上のリスクがある。
42 固定資産、備品の管理は適正か。	△	固定資産台帳、備品台帳は作成されているが、現物との照合がなされていないので、照合を行うべきである。
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	T	役員構成の点について、本市の関係者の割合が高いことが公益認定の支障であると考えられる。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	－	該当なし。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	－	同上
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	－	同上
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題点はないか（外郭団体に有利な選定方法になっていないか。）。	－	同上
48 指定管理の協定内容に問題点はないか。	－	同上
49 設立目的それ自体が不合理な団体はないか。	O	水道に関する知識の普及啓発事業を行うという当初の設立目的は合理的であった。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出捐金は適正か。	△	出捐金51,000千円のうち31,000千円は内部留保金であり、この部分は本市へ寄付すべきである。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	T	自主事業、受託事業とともに、民間会社で実施可能であるので、設立目的を達成した可能性がある。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	T	同上
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	△	水道メーター、資材管理、水道施設等維持管理、水道記念館受付案内、水道管路埋設道路点検等、貯水槽巡回点検サービス等の受託事業は民間会社でも実施可能である。
54 設立目的及び事業が他の外郭団体のそれと類似している団体、事業はないか。	O	他の団体との類似性はない。
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	O	職員数70人。支出額352,743千円。事業の実体はある。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	O	累積欠損金はなし。
57 法人形式（株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式）が不合理な団体はないか。	T	基本財産等の運用益で行う事業のウエイトは低く、株式会社、社団など、他の運営形態でも可能である。
58 営利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	－	営利法人ではない。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	△	解散の上、出資の引揚げを検討すべきである。
60 解散又は統廃合すべき団体はないか。	x	本公社の受託事業は、本公社でしか行えないという専門性は見当たらず、随意契約とする理由は説明困難である。また、委託料の積算内容を検討した限りにおいては、民間会社に委託した方がコストダウンの可能性は高いと考えられる。地方自治体においては、今後、事務部門を含めた徹底的なアウトソーシングを実施していくべきであり、民間でやれることは、徹底的に民間委託を行っていくべきである。よって、本公社は解散を検討すべきである。

3 組織

(1) 組織図



(2) 派遣職員

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
人数(人)	21	23	23	23	8

派遣職員の給料は委託料に含まれており、平成20年度の本社の総務課長、主任、(事務局、派遣職員業務の総合調整が仕事内容)のみ本会社が給料を負担している。

本社の受託事業の一部は派遣職員により行われているため、水道局からの受託事業により給与負担が賄われている。

(意見)

水道局派遣職員の行う業務内容が、水道局直営で行えないかどうかを検討するとともに、直営で行うことができないと仮定した場合は、委託業務の内容を細分し、委託内容を水道局職員の実施範囲以外とすることを検討すべきである。

(3) 本市OB職員

ア 概要

平成20年度の本市OB職員は47人であり、外郭団体の中で最も多い(外郭団体OB職員全体の66.7%)。

本市OB職員の雇用の延長は、60歳で退職した場合、3年間は職員として雇用される。その後、1年ごとに嘱託職員として雇用契約を結び、1回は更新できる。このため、2年間は嘱託職員として勤務可能である。また、後任がない場合、臨時職員として雇用の延長されている。

イ OB職員の採用

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
人数(人)	19	16	18	19	21

ウ 給与比較

OB職員の月額給料は、等級により、次表のように定められている。この点、水道局の

再任用職員は、1級186,800円から9級451,600円と定められ、また水道局の正規職員の平均年齢である41歳の平均額は333,200円である。

職務の等級	1	2	3
給料月額	161,000	170,000	179,000
職務	係長, 主任その他の職員	課長, 課長補佐	事務局長, 事務局次長, 部長

4 財務

(1) 出捐金

出捐の内訳、推移は次のとおりである。

(単位：円)

	設立時	平成3年	平成11年	現在
水道局	10,000,000	0	10,000,000	20,000,000
サービス協会	15,000,000	15,112,016	0	30,112,016
サービス公社	0	887,984	0	887,984
	25,000,000	16,000,000	10,000,000	51,000,000

本協会からの出捐の経緯について調査したところ、前身である任意団体の水道サービス協会から、平成2年の財団化にあたり15百万円と本協会残余財産の15,112,016円を受け入れ、出捐としている。これによると、基本財産に百万円未満の端数が発生するため、本公社の正味財産から887,984円を基本財産に組み入れて41百万円としている。

これらの資産は、本協会から本公社に引き継がれた資産と負債の差額で、本公社が現在まで行っている事業からの収益や留保された資金からの利息などで造成された内部留保である。

(意見)

31,000千円の内部留保金を基本財産にするのではなく、本市に寄附すべきである。

(2) 平成20年度貸借対照表

(貸借対照表)

科目	合計
流動資産	289,972
現金預金	263,128
未収金	26,738
棚卸資産	106
固定資産	152,509
基本財産	51,000
特定資産	48,421
その他固定資産	53,088
有形固定資産	3,073
有価証券	50,015
資産合計	442,482

(単位：千円)

科目	金額
流動負債	8,948
未払金	680
未払費用	4,251
預り金	816
納税充当金	3,201
正味財産	433,534
指定正味財産	20,000
一般正味財産	413,534
負債及び正味財産合計	442,482

特定資産は、用途を特定し、資金を固定するものであり、会計規則には「将来の特定の支払い等に充てるため」とされている。

特定資産各項目の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

項目	会計区分	H18	H19	H20
① 退職給付引当資産	受託事業	3,391	-	-
② 減価償却引当資産	受託・収益事業	20,652	20,952	6,421
③ 経営安定化積立資産	受託事業	22,000	22,000	22,000
④ 公益事業積立資産	受託事業	-	-	15,000
⑤ 古用施設復旧積立資産	収益事業	5,000	5,000	5,000
合計		51,043	47,952	48,421
減価償却累計額		-	12,459	12,029
退職給与引当金		3,391	-	-

(指摘事項)

特定資産は、資金の用途を拘束するものである。現状では、予算・決算の説明を通じて理事会承認を得たと解されているが、積立ルール又は積立自体の目的を明確に説明した上で、理事会で承認される必要がある。

減価償却引当資産については、現状では資金に余裕のある場合に積み増しされているが、本来は資産の再取得するために減価部分を積み立てるものであると考えられる。再取得する資産の範囲、積立のルールを明確にする必要がある。

経営安定積立資産、公益事業積立資産は積立の根拠を明確にし、目的の曖昧な部分は取り崩す必要がある。

5 本社の解散論

(1) 平成20年度包括外部監査人の意見

平成20年度の包括外部監査は、「効率的な事務事業のあり方と収納事務について」をテーマとするものであるが、その中で、本公社を含めた4つの外郭団体の事業内容に言及している。

そして、平成20年度の包括外部監査人は、本公社については、「解散の可能性に関して厳正に再検討すべきである。」との意見を出しており、その意見の説明として、次の点を掲げている。

ア 本公社の事業には、本公社の固有の自主事業が僅少であり、本公社の主体性、独立性が認められにくい。残っている公益事業の大半は、水道局が本来的に行うことが可能かつ相当な事業である。残っている受託事業は、民間の水道業者でも実施可能であり公益性が薄い。従って、本公社は、解散の可能性に関して厳正（真剣）に再検討すべきである。

イ 解散について検討する場合においても、個別問題として特に水道記念館は廃止の検討をすることが相当である。

ウ 残っている収益事業のうちのゴルフ場の運営は、経常収益に占める人件費の比率が50%となっており、これに委託費を足すと80%をこえており、本市からの支援がないと実態は赤字であり、早期の廃止が相当である。

(2) 本社の対応

ア 水道局の検討

上記包括外部監査においては、本公社は解散を含めて外部団体に諮問するべきという意見を付されており、これに対して、管理部署である本市水道局は、独自で検討するとともに、その結果を岡山市水道事業審議会にかけている。

平成21年11月30日の審議結果、その骨子は、水道事業の関連業務を、①水道局が直営で行うべき核事業（公共性、専門性が高く、水道事業自体であり、水道局が実施すべき事業）、②その周辺事業であり、民間委託に適さない準核事業（公共性、専門性が

中程度である水道事業周辺事業で、水道局と本公社が連携を取り、技術力を保持するべき事業。),③周辺事業(公共性,専門性が低い分野での民間事業者が実施すべき分野)に区分し,準核事業を本公社の業務としている。

このほか,公益法人である本公社の原点として,自主事業としての公益事業を推進するとしている。

これらの分類によると,本公社の事業は次のように分類され,本公社自体は存続することとしている。

分類	方向	業務
核業務	水道局事業	水道管路図面等管理業務
準核業務	本公社事業	水道メーター管理業務・資材管理業務,水道施設等維持管理業務・水道管理設 道路点検業務・給水装置工事完工検査補助業務
委託業務	民間事業	水道施設等管理業務の一部,三野浄水場守衛業務
公益業務	本公社自主事業	水道記念館受付案内業務・貯水槽巡回点検サービス業務

そのほか,水道記念館,市民ゴルフ場については存続としており,審議会の意見は,記念館については有益な施設であることからPRによる有効利用,ゴルフ場については経営負担にならないような運営を求めている。

イ 本市議会への報告

平成21年12月17日付の本市議会委員会報告では,本公社及び水道記念館,ゴルフ場は継続するが,本公社の事業内容や運営方法などについては内容を検討し,方針を定めるとの結論であった。

6 事業

(1) 一般事業

ア 概要

一般事業会計では,公益事業を実施している。これは,公益法人としての本来事業であり,収益事業とともに自主事業と位置付けられる。

平成20年度の事業内容は,次のとおりである。

(単位:千円)

事業内容	金額	内訳
水道週間行事	1,538	①水道フェア・アトラクション 1,480 ②景品代等 58
水道記念館運営	867	①淡水魚水槽管理 356 ②パンフレットカレンダー 157 ③スタンプ台修理等 305 ④水の実験工作備品消耗品 49
災害対策	752	災害対策用水袋(2,000袋)
その他水道事業のPR	516	①寒波ポスター・チラシ等の印刷代 463 ②広告代 53
計	3,673	

イ 本公社の事業としての適格性

現状では水道局の依頼により,水道局の広報事業等の一部費用負担を行っている状況であるが,この点に関しては,水道局からの受託事業の収益を一般会計に繰り出し,こ

これから水道局の要請に従って、水道局の事業に本公社から直接支出するという構造は不適切である。

(意見)

水道局の広報事業等一般事業をあえて外郭団体である本公社が行う必要性、理由はないと考えられるので、広報事業等の一般事業を廃止するか水道局の直営とすべきである。

(2) 受託事業特別会計

ア 概要

平成20年度の各事業の受託収益、配置人員、関連する委託費を比較する。

科目	H20	配置人員	職員	嘱託	臨時	パート	水道局	人件費	外注費・委託料	再委託比率
単位	千円	人						千円	%	
水道管路図面等管理事業収益	62,910	8	0	3	0	0	5	56,633	424	0.7
水道マナー・資材管理事業収益	34,546	8	7	1	0	0	0	25,724	767	2.2
水道記念館受付案内事業収益	4,064	2	0	0	2				356	8.8
水道施設等維持管理事業収益	186,941	25	5	6	14	0	0		84,132	45.0
水道管路埋設道路点検事業収益	12,495							101,159	0	0.0
給水装置完工検査補助事業収益	15,000	8	5	3	0	0	0		0	0.0
貯水槽巡回点検サービス事業収益	11,424								0	0.0
平田山植物園園地管理事業収益	10,353	0	0	0	0	0	0		8,423	81.4
受託事業	337,733	51	17	13	16	0	5	183,516	94,101	27.9
収益部門（ゴルフ場）	21,909	11	1	0	0	10	0	7,672	4,979	22.7
総務	-	5	1	2	0	0	2			
管理職	-	4	3	0	0	0	1			
合計	359,642	71	22	15	16	10	8	191,189	99,080	-

イ 検討の方針

まず、委託費の算定において、人件費、諸経費等が事業実績よりも高額すぎるとその差額がそのまま本公社の収益になり、本市から見た場合の事業経費の削減の観点からは不合理であるので、委託費の積算と事業実績の積算の比較を行い、それが、乖離していれば、委託費の積算方法を是正すべきである。

次に、その事業が民間会社で行うことができないかどうかが問題となる。同じく、本市から見た場合の事業経費の削減という観点からは、随意契約をする理由が合理的であるかどうか厳密に問われるべきである。

平成20年度の監査においては、「受託事業は民間の水道業者でも実施可能であり、公益性は薄い。」と断定されているが、具体的に検証する必要がある。

ウ 水道管路図面等管理事業

① 概要

水道管路図面（都市情報システム）には、本管、給水管の位置を示した図面のみならず、管種、口径、施工年度、深さ等のデータ等が記載されており、本管、給水管の新設等があれば、随時データの入力が行なわれている。水道局のコンピューターを本公社事務所内に設置し、業務は水道局からの派遣職員が5名、本公社嘱託職員3名があたっている。

② 実施状況

入力件数は、次のとおりである。

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
件数	5,555	6,330	10,119

約 10,000 件の入力件数を年間稼働日を 250 日として徐すると 1 日当たり 40 件となり、これを 8 人で担当すると、1 人当たり 1 日 5 件の入力件数となる。

③ 公社の事業としての適格性

本社は、本事業の実施に当たって、水道局職員 5 人の派遣を受けており、水道局職員が水道局からの受託事業を本公社への派遣により実施するという構造は極めて不自然である。

本事業においては、本管、給水管等の図面を単に都市情報システムに機械的にデータ入力できるというのではなく、図面の解析能力が必要であるため、入力業務は、水道局において実際に図面の作成を行った経緯がある職員が行っている。

また、個人の住宅敷地内の工事状況など、個人情報を含むために民間委託に適さない。

水道局では、この事業が核業務であるとして、平成 22 年度から水道局の直営とするとのことである。

エ 水道メーター・資材管理事業

① 概要

水道メーターは、製造されてから 8 年以上経過したものを使用することは法令で禁止されている。このため、水道局は取替のデータを管理しており、取替計画に基づき、メーターを発注している。

水道メーターの管理は、パソコン上の数量管理だけではなく、1 個 1 個のメーターの番号を管理するとともに、回収したメーターの記録された指示数についても現物と台帳を照合している。また、回収メーターについては、一定の基準に基づき修理可能なものとそれ以外への区分などの出庫管理も行っている。

② 実施状況

本市の水道メーターは約 28 万個であり、それを水道メーターの有効期間 8 年で徐すると年間約 3 万 5,000 件の水道メーターの交換となる。

取替件数、付帯工事の件数の推移は次のとおりである。

(単位：件)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
検査満了取替	30,735	35,770	36,180
付帯工事	911	2,035	1,585

③ 本公社の事業としての適格性

随意契約の理由は、水道メーターについては、計量法、同法施行基準の知識と経験が必要で、資材については、水道用材料の知識と突発事故に対する適切な対応が昼夜を問わず求められていること等とされている。

(意見)

随意契約の理由については、単に専門的知識が必要というのは合理的な理由にはならないし、突発的な事故に対する対応についても民間会社との合意次第であるから、随意契約の理由はない。

オ 水道施設等維持管理事業

① 概要

施設管理事業は、水道施設の運転を含む管理事業であり、水道局の施設運営状況にあわせ、人員を配置している。

平成20年度の人員の配置状況は次のとおりである。

業務	配置人員	作業内容	21年度
出先施設（ポンプ場・配水池等212か所）点検	8	施設の点検、残留塩素測定、放水量調整等	継続
旭東浄水場管理	6	夜間監視 排水処理施設運転	夜間監視は中止・排水処理施設運転は継続
各浄水場・施設環境整備	2	浄水ケーキの運搬・緩速ろ過池の汚砂削り取り等	継続
三野排水処理	4	排水処理施設運転	継続
鴨越排水処理	2	排水処理施設運転	事業休止
三野守衛	2	守衛業務	公社への委託は中止・厚生会へ

② 実施状況

出先施設（ポンプ場、配水池等）の点検は、2名1組の4班で行われる、ポンプ場内施設・設備の点検、配水池等の施設点検業務である。各班には、水道施設管理技師が各1名と15年以上の経験者が配属されている。4班がそれぞれ担当区域を持ち、ポンプ場、配水池のモーターや配水池の残留塩素濃度を確認するとともに、運転モーターの記録、解析、配水流量の測定などを行っている。モーターの故障により水道水の供給に万が一支障が出れば、市民の生活に多大な支障が出るため、点検を行っている。

③ 本公社の事業としての適格性

随意契約の理由は、水道法上の衛生措置により厳正な衛生管理下での作業が求められることと、業務ノウハウの蓄積等である。

（意見）

水道法上の衛生措置に関しては、民間業者に対しても厳正な衛生管理義務を課せばよいし、本公社の業務ノウハウの蓄積についても確かにあるにはあるが、特別な専門性はないので、随意契約とする理由はない。

カ 水道記念館受付案内事業

① 本公社の事業としての適格性

随意契約の理由は、水道事業に関する高度な専門的知識と本公社の事務所が水道記念館に隣接していて、急な団体の案内に対応できるということ等である。

（意見）

上水道の説明は本公社の職員でないとできないわけではないし、集中的に来客があった場合にも全く対応できないほどの集客があるわけではないので、随意契約とする理由はない。

② 水道記念館の現状

水道記念館は水道局の施設であり、三野浄水場内で今も使用されている日本最古の

緩速濾過池などとともに、登録有形文化財に指定されている。
水道記念館の現状は次のとおりである。



アルキメデスのポンプ、アクアシューター、ワークショップ、ナベの中の噴水といったアミューズメント的な設備のほか、岡山市民1人が1日に使用する水の量（ペットボトルの表示）、本市の水道事業の歩みなどの展示物があった。

③ 検討

年度ごとの利用者の推移と、平成17年改装の耐用年数を10年と見て、行政コスト計算をすると次のように1人当たり1600円程度となる。

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20
大人	380	281	3,285	3,370	2,243	2,928
小人	2,729	2,360	5,146	5,647	5,460	6,036
計	3,109	2,641	8,431	9,017	7,703	8,964
受託料			4,007	4,350	4,286	4,063
年あたり改装費負担（10年）			9,891	9,891	9,891	9,891
合計（千円）			13,898	14,241	14,177	13,954
利用者一人当たりコスト（円）			1,648	1,579	1,840	1,557

この金額を入場料として徴収する場合、これを払ってまで入館しようという利用者も少ないことは推測できる。

（意見）

水道記念館については、限られた用途の中で、水道事業の広報という役割にかける管理コストとしてどの程度が妥当なのか、支出額の水準だけではなく、効果も含めて利用方法を検討し、本施設の廃止も含めて継続して検討すべきである。

キ 水道管路埋設道路点検事業・給水装置完工検査補助事業

① 概要

これらの事業は、水道局からの連絡に基づき、工事が申請どおり出来ていたか、工事場所が陥没などしていないかなどを検査・点検する業務である。

② 実施状況

水道管路埋設道路点検，給水装置完工検査の件数の推移は次のとおりである。

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
道路点検	595	575	643
給水完工検査	5,579	5,727	5,103

③ 本公社の事業としての適格性

随意契約の理由は，道路点検は水道管路施設管理技士の資格と業務ノウハウの蓄積と担当課との連絡調査の円滑さ等であり，給水完工検査は豊富な知識経験と公平，公正な判断等であるとされている。

(意見)

随意契約の理由は，業務ノウハウ，豊富な知識経験などといった抽象的な理由であって，合理的な理由ではないと考える。

また，道路点検，給水完工検査のいずれも，本公社に特殊な専門性はないと考えるので，随意契約とする理由はない。

ク 貯水槽巡回点検サービス事業

① 概要

10m³超の貯水槽の点検は法律で義務付けられているが，岡山市水道局では平成16年度から，法規を補完する形で10m³以下の小規模貯水槽を水道局費で点検することとし，この業務を本公社に委託している。

② 実施状況

無料であるにもかかわらず，平成20年度は，通知1,601件対し，点検件数は556件と実施率は34.7%にとどまっている。

③ 本公社の事業としての適格性

随意契約の理由は貯水槽の構造材質，衛生管理等に対する豊富な知識と業務ノウハウの蓄積等である。

(意見)

随意契約の理由は豊富な知識とか業務ノウハウなどといった抽象的な理由であり，合理的な理由ではない。

(4) 委託料の分析

ア 設計金額と契約金額

(単位：千円)

区分	契約金額 (A)	実績 (B)	差引 (A-B)
水道管路図面等管理業務	62,910	63,959	△1,049
資材管理，水道メーター管理業務	34,546	33,832	714
水道施設等維持管理業務	177,251	172,728	4,523
水道記念館受付案内業務	4,064	4,937	△873
水道管路埋設道路点検業務	12,495	9,252	3,243

給水装置完工検査補助業務	15,000	15,216	△216
貯水槽巡回点検サービス業務	11,424	10,838	586

イ 委託料（契約金額）の積算

一例として、水道管路埋設道路点検業務をとり上げる。

委託料（契約金額）の積算は次のとおりである。

① 直接費

点検員人件費 594 人×8,600 円=5,108,400 円

自動車損料 480 日×3,102 円=1,488,960 円

小計 6,597,360 円

② 間接費

諸経費（福利厚生、光熱費）5,108,400×0.7=3,575,880 円

技術経費 1,726,760 円

小計 5,302,640 円

合計 11,900,000 円

（この金額に消費税を加えると上記の水道管路埋設道路点検事業の契約額 12,495 千円となる。）

(5) 岡山市民ゴルフ場

ア 事業の概要

本社は、三野浄水場で浄水される水源の集水管が埋設されている、旭川の中州を利用し、本会社が6ホールゴルフ場を運営している。

本社の職員1人とパート10人で事業を行っている。



中州ゴルフ場への船での渡船と入口から見たゴルフ場

イ 利用状況

区分	開場日数（日）	入場者数（人）	1日平均（人）	入場料金（円）
平成17年度	307	8,219	26.8	16,516,620
平成18年度	291	7,727	26.6	15,130,420
平成19年度	307	7,930	25.8	13,965,480
平成20年度	315	9,131	29.0	14,979,420

ウ ゴルフ場の利用者1人当たりのコスト

収益事業特別会計は、水道局から負担金約460万円を毎年受け取っている一方、余剰金を財団一般会計に振り替えて公益事業を実施している。

水道局、本公社を合わせた管理コストは、一般会計に振り替える前の利益から負担金を引いた部分であり、平成20年度であれば約340万円である。

これを利用者1人当たりで算出すると、378円となり、1人当たり約400円の利用料アップが望めれば、水道局からの維持管理負担がなくとも採算は取れることになる。

(意見)

市民ゴルフ場については、単に収支が赤字であるから廃止というのではなく、他に利用方法があるのかどうかの検討とその利用者数の推移、満足度、利用者1人当たりのコスト比較などを総合的に分析して、本施設の廃止も含めて継続して検討すべきである。

エ 本公社の事業としての適格性

(意見)

本事業を本公社が行うべき理由はなく民間会社でも十分実施可能である。

7 契約

(1) 再委託

(意見)

受託事業の再委託割合27.9%、水道施設維持管理事業は45.0%と高くなっており、すべて随意契約で行われている。水道施設維持管理事業は水道局が直接民間会社に入札で委託すべきである。

(2) 見積り合わせ

(意見)

会計規則によると、少なくとも合い見積もりが必要とされているが、水道施設等維持管理業務の一部において合い見積もりを徴収することなく、委託者からの見積もり徴収だけによって、継続して同じ業者に発注している。契約金額の適正性を確保するため、少なくとも見積り合わせは実現すべきである。

また、本公社は、契約に関する規程を定め、随意契約による場合はその理由を明確に記載した上で決裁をとる方法とするよう、改善するべきである。

8 本公社の見直し

(1) 解散

(指摘事項)

本公社の受託事業は、本公社でしか行えないという専門性は見当たらず、随意契約とする理由は説明困難である。

また、委託料の積算内容を検討した限りにおいては、民間会社に委託した方がコストダウンの可能性は高いと考えられる。

そもそも、地方自治体においては、今後、事務部門を含めた徹底的なアウトソーシングを実施していくべきであり、民間でやれることは、徹底的に民間委託を行っていくべきである。

よって、本公社は解散を検討すべきである。

なお、解散により、本市は残余財産として、正味財産額相当額433,534千円(平成2

0年度末)を回収できる可能性が生じる。

(2) 水道事業の民間的経営手法

水道事業については、従来型業務委託、第三者委託、指定管理者制度といった民間的経営手法が複数の地方自治体で既に導入されている。

民間委託等の具体例は次のとおりであり、民間会社の参入は問題ないと考える。

事業者名	区分	受託者	受託した業務の範囲	委託料	委託施設	給水能力 (立方メートル/日)	給水人口 (人)	給水面積 (平方メートル)
稚内市	第三者委託	㈱稚内振興公社	運転操作、水質管理、施設の監視・巡視、故障修理、緊急時の措置、業務の記録・帳簿作成等	非公開	※北辰ダム、萩ヶ丘浄水場等	48,090	40,449	760.8
太田市	プロポーザル公募型	㈱アドバンスビジネスサービス	取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設、給水施設、施設管理業務、衛生管理業務、購買管理業務	5～6億円/年間	※渡良瀬浄水場、利根浄水場、尾島南前小屋浄水場等	114,650	218,478	176.5
和歌山市	※非公開	※クボタ環境サービス㈱大阪支社	運転管理業務	非公開	※有本水源地	32,000 (213,034)	364,130	※非公開
飯塚市	※第三者委託	※水道機工㈱福岡支店	運転管理、保守点検、水質管理業務、環境整備業務、簡易な故障の修理、緊急的な事故(停電、災害、水質異常等)の処理、業務の記録、帳簿等の作成	5億8000万円/3年間	※鮫田浄水場、明星寺浄水場等	46,380 (72,353)	約128,000 (129,646)	108 (214.1)
薩摩川内市	第三者委託	月島テクノメンテサービス㈱九州事業部	丸山浄水場の運転業務、送水施設及び配水施設の管理業務並びに軽微な修理・調整、管末水の消毒の残留効果の測定及び市内水道施設の運転維持管理	非公開	※丸山浄水場等	26,400 ※ (38,176)	61,000 ※ (78,831)	265.5
高山市	指定管理者	高山管設備グループ	取水から配水池までの施設の維持管理及び機械の運転業務、水質管理	非公開	※上の浄水場、宮第1水源地及び宮第2水源地等	36,800 ※ (40,970)	65,281 ※ (72,490)	24.8
洲本市	※第三者委託	※日本ヘルス工業㈱姫路オフィス	取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設の運転・運用業務、保全点検業務、非常緊急事態の対応業務、自家用電気工作物の保安管理に関すること	非公開	※洲本市五色町地区(旧五色町)の全域	4,150 (26,330)	約10,000 (50,081)	約90 (182.5)
宇和島市	第三者委託	㈱東芝四国支社	運転維持管理に関する業務(運転管理業務、保守点検業務、在庫管理業務、水質管理業務、緊急時対応業務、安全・衛生管理業務)	5億5650万円/5年間	※柿原浄水場及び宇和島水道局等	19,300 (54,305)	85,212	92.1
館林市	※第三者委託	※㈱明電舎	運転・維持管理業務	7億9800万円/5年間	※取水施設(取水井)、集水施設(集水場)等	56,500	79,999	61.0
石狩市	※第三者委託	※㈱ジャパンウォーター	運転監視業務、電気及び機械設備の保全業務、巡回監視業務、水質管理業務、修繕・改修業務、調達業務、防犯業務、維持管理業務、各種業務、その他	非公開	※浄水場、配水場、取水施設	14,814 ※ (21,894)	57,102	120.0
泉南市	※プロポーザル公募型	※アイテック㈱	運転監視・保守点検業務	3億1405万5千円/5年間	※浄水場、配水場等	8,450 ※ (33,190)	65,107	19.0

注1) ※印は各自治体から聴取したものを示す。

注2) 無印は各自治体等のホームページから得た情報。ただし、給水能力及び給水人口は平成19年度公営企業年鑑から記載。

注3) 事業者の一部地域を委託している場合の給水能力及び給水人口の数値は2段書きとし、上段が委託、下段(かっこ内)が事業者全体の数値。

第8 財団法人岡山市スポーツ・文化振興財団

1 団体の概要

代表者	天野 勝昭（前岡山市副市長）		所在地	岡山市北区幸町10番16号 （西川アイプラザ内）						
所管課	市民局文化振興課		設立年月日	昭和62年10月						
設立目的	スポーツ・文化の普及、振興のために多彩な事業を行うことにより市民福祉の向上に寄与すること。									
事業内容	ア スポーツ・文化事業の企画実施に関すること、イ スポーツ・文化指導者の養成に関すること、ウ スポーツ・文化功労者の表彰及び顕彰に関すること、エ スポーツ・文化の普及及び振興に関すること、オ スポーツ・文化の調査及び研究に関すること、カ スポーツ・文化の情報収集及び広報に関すること、キ 岡山市からの委託を受けて行うスポーツ・文化事業に関すること、ク 岡山市からの指定を受けて行う岡山市有施設の管理運営に関すること、ケ その他この法人の目的を達成するために必要な事業。									
主要事業 （平成20年度）	事業名	事業内容			決算額（千円）					
	西川アイプラザ	西川アイプラザの維持・管理			80,495					
	ジュニアオーケストラ	岡山市ジュニアオーケストラの運営			12,982					
	市民の文芸	活動支援			2,198					
機能	施設管理運営型の個人消費型									
本市からの財政支出（千円）	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度				
	委託料	291,499	285,562	16,529	15,363	15,181				
	指定管理料	—	—	79,453	79,451	79,417				
	補助金	2,550	2,405	673	850	0				
	その他	—	—	—	—	—				
	計	294,049	287,967	96,655	95,664	94,598				
役職員数（人） （平成20年4月1日現在）	区分	役員数			職員数					
		常勤	非常勤	総数	うち民間出身者	正規職員	うち本市派遣職員	うち本市OB職員	非正規	総数
	人数	0	19	19	13	6	0	0	1	7
財政状況 （千円）	平成18年～平成20年度の3か年において、当期収支差額の支出超過の合計が4,357千円となっている。									
	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度				
	総収入額	315,032	344,799	105,853	108,859	102,445				
	総支出額	312,492	350,344	107,773	111,227	102,516				
	うち人件費	103,334	140,885	31,053	35,122	30,539				
	差引収支額	2,539	△5,545	△1,919	△2,367	△71				
	総資産額	529,460	513,759	455,394	445,225	442,851				
	総負債額	90,790	80,634	24,188	16,387	14,085				
	正味財産額	438,670	433,124	431,205	428,837	428,766				
出捐状況	出捐金	421,330千円	総出捐額に占める本市の出捐額の割合			419,459千円	99.6%			

2 チェック項目の充足状況 (○問題なし, ×指摘, △意見, T意見 (提言又は問題意識),
—該当なし)

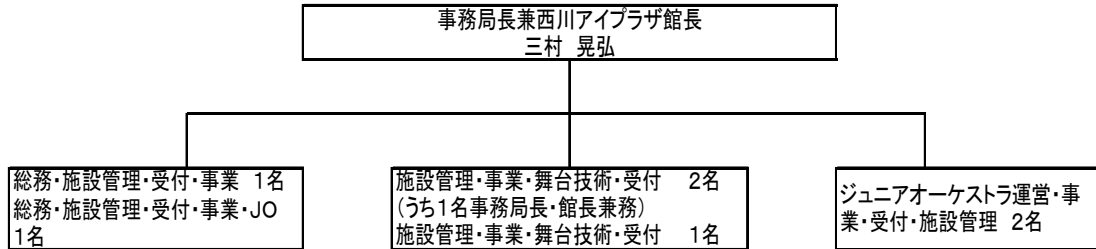
区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	T	理事長 (本市副市長) は非常勤であり, 常勤の理事長を選任すべきである。
2 職員配置や定員管理は適正か。	○	適正に実施されている。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	○	役員に占める民間企業経験者は19人中13人 (68.4%) であり, 民間企業経験者を登用している。
4 役員任期・報酬は適正か。	○	役員の任期は2年。非常勤の常務理事以外の役員報酬はない。
5 役員・職員の定年制はあるか。	T	役員の定年はないので, 役員についても定年を設けるべきである。職員の定年は60歳。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	○	職員7人中6人がプロパー職員 (85.7%) であり, 積極的に活用している。
7 民間企業経験者, 人材派遣, アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	○	職員全員が民間からの採用であり, そのうち嘱託職員1人も採用している。
8 本市職員の派遣は必要かつ適正か。	—	職員7人中0人派遣
9 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	—	OB職員はいない。
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	△	財団独自の給与制度により運営されているが, 調整手当は不要である。
11 財務数値は適正か (①流動比率, ②自己資本比率, ③経常収支比率)	T	(1) 流動比率458.3%, (2) 自己資本比率96.8%, (3) 経常収支比率98.9%。 経常収支比率が100未満となっている。
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	×	基本財産のうち, 2,496千円は定期預金等で運用されていない。
13 本市の財政支出に依存していないか。	T	本市の財政支出は94,598千円 (財政支出依存率は92.3%) であり, 高い。本市の財政支出に依存している。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	○	管理費は32,363千円 (管理費比率は31.6%) と高めであるが, 人件費をすべて管理費に計上しているためであり, 大きな問題はない。
15 補助金は適正か。	—	補助金はない。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	△	ジュニアオーケストラについては, 演奏会入場料相殺後も, 団員・指導者1人当たり平成20年度に約9万円弱の行政コストがかかっていることになる。この行政コストの適否については, 全国で初めて創立されたジュニアオーケストラでもあり, 次代を担う青少年の育成や教育・文化活動の観点からも政令指定都市岡山の都市づくりにおいて必要だとの意見もあることも踏まえ, 教育・文化活動についての支出として適正かどうかについては検討する必要がある。
17 不要な積立金はないか。	○	特になし。
18 非営利法人において, 収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	○	収益事業はスポーツ事業と文化事業の2,024千円 (収益事業比率は2.0%) であり, 低い。
19 不動産について時価を計算し, 定期的に含み損益を計算しているか。	—	不動産を所有していない。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	T	指定管理に伴う5年間の中期目標計画はあるが, それ以上の長期的目標計画は策定されていない。

区分	評定	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	△	スポーツ事業と文化事業を行っているが、自主事業収入2,025千円（自主事業比率が2.0%）と少ないので、さらなる自主事業を検討すべきである。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	○	毎年単年度事業ではあるが新しい事業を開催しているし、継続事業としては、21年度よりおみや国際音楽祭を開催している。
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	T	指定管理者として、施設の利用向上につながる営業の強化を検討すべきである。
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	△	ホール利用者に対するアンケート等は実施していない。アンケートを実施して、その結果を施設管理の改善に生かすべきである。
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	○	個人情報保護規程が整備されており、適正に管理されている。
26 情報公開を制度化しているか（ホームページの活用を含めて）。	○	施設利用等のためにホームページを作成しており、ホームページには、西川アイブラザの施設案内や、今月の催し物案内、岡山市ジュニアオーケストラのページや財団の紹介等が記載されており、適時更新されている。本財団の財務内容等も公開されている。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	○	受託事業の再委託割合は39.3%となっている。再委託の内訳は、ビル電気機械管理業務やビル清掃業務等であり、適正に実施されている。
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	T	スポーツ事業における監視業務違反等のリスクはある。前納制を採用しているが、返金はしない事となっており、本財団においてリスクはない。
29 施設の工作物責任及び管理上の責任を迫られる法的リスクはないか。	○	施設管理上の責任迫及のリスクはあるが、損害賠償保険に入っている。
30 不要な事業所、施設、設備等はないか。	○	特にない。
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	T	消耗品費の一括購入は行われているが、アウトソーシングは行っていない。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	○	必要が生じた範囲の修繕については、修理費の予算を超過しても実施しており、適切な修繕が実施されていた。
33 効果的な職員研修を行っているか。	○	安全講習等適正に行われている。
34 理事会（取締役会）への理事（取締役）及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がされているか。	T	第1回理事会は理事17人出席（うち7人委任状出席）、第2回は理事15人出席（うち6人は委任状出席）。委任状出席が多い。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論はなされているか。	T	第1回評議員会は評議員15人出席（うち6人は委任状出席）、第2回は評議員14人出席（うち2人は委任状出席）。委任状出席が多い。
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的になされているか（現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む。）。	△	監事による監査のみである。内部取引の相殺処理がなされていない。公認会計士等の専門家を監事に選任すべきである。
37 コンプライアンス（法令遵守）体制は確立されているか（コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等）。	△	コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。
38 契約事務は適正か。	○	適正である。
39 出納は適正か。	○	特に問題ない。貸室、備品に料金は日報に記載の上、本市に納入されている。消耗品の販売についても出納簿により管理されている。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	○	規程に基づき適正に行われている。

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	○	就業規則に基づき適正に実施されている。
42 固定資産、備品の管理は適正か。	×	平成20年度にパソコン1台を購入したが、備品台帳に記載されていない。備品台帳等が整備されていない。
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	T	施設管理業務が公益目的事業に認定されるかどうかは現在のところ不明である。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	T	必要な修繕等が実施されているが、本市に納付する使用料収入は指定管理料の5%程度と低くなっており、改善する必要がある。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	△	使用料金の改定を検討すべきである。今後、利用料金制を検討すべきである。
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	—	公募である。
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	○	公募は適正に実施されていた。
48 指定管理の協定内容に問題はないか。	○	特に問題はない。
49 設立目的自体が不合理な団体はないか。	○	特に問題ない。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出捐金は適正か。	○	設立当初より、外部からの寄付があった場合、本市は同額の出捐を行っており、適正である。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	T	スポーツ・文化事業のうち、スポーツ分野は親子体育遊び教室、ベタンク交流大会のみで内容が乏しくなっており、文化事業も市民文芸祭とジュニアオーケストラ以外はめぼしいものはない。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	T	西川アイプラザが公募により他者が指定管理者に選定された場合は存在意義が希薄化する。
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	T	指定管理業務の西川アイプラザの管理運営については、民間企業でも実施できる内容である。
54 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。	○	該当なし。
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	○	職員数7人。総収入額102,445千円。指定管理業務等の事業を実施しており、事業の実体を備えている。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	△	現在までは累積欠損はないが平成17年より赤字が続いており、繰越収支差額がだんだんと少なくなっている。このため、将来もこの状況が続けば欠損となる可能性が高い。
57 法人形式（株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式）が不合理な団体はないか。	○	特に問題ない。
58 営利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	—	財団法人である。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	○	特に引き揚げる理由はない。
60 解散又は統廃合すべき団体はないか。	△	本財団の運営が施設管理に依存することがないよう、おかやま国際音楽祭をはじめとする本市の文化振興策や本財団の自主事業を、機動的、効果的、安定的に実施できる体制を早急に整える必要がある。また、スポーツ分野における（財）岡山市公園協会や、文化分野における（財）岡山シンフォニーホールなど同様の設立目的や事業をもつ団体との統合が本財団の存続の条件であると考ええる。

3 組織（平成20年4月1日現在）

(1) 組織図



4 財務

(1) 平成20年度貸借対照表

(貸借対照表)

科目	合計
I 資産の部	
1. 流動資産	9,514
現金預金	8,381
未収入金	1,132
前払金	0
2. 固定資産	433,336
(1) 基本財産	421,330
投資有価証券	418,834
普通預金	2,491
預り金	3
(2) 特定資産	12,006
退職給付引当資産	12,006
(3) その他の固定資産	0
その他の固定資産	0
資産合計	442,851

(単位:千円)

科目	合計
II 負債の部	
1. 流動負債	2,078
未払金	2,078
前払金	0
預り金	0
2. 固定負債	12,006
退職給付引当金	12,006
負債合計	14,085
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	0
2. 一般正味財産	428,766
正味財産合計	428,766
負債及び正味財産	442,851

正味財産については、公益法人会計基準において、寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途について制約が課されている場合には、当該受け入れた資産の額を、貸借対照表上、指定正味財産の区分に記載するものとされており、用途を指定されている指定正味財産とそれ以外の一般正味財産とに区分される。

本財団では、過去に出捐した寄付者等の意思等が確認できないので、すべてを一般正味財産とし、寄付者等及び本市からの出捐額 419,459,332 円全額と、平成4年に発生した剰余金 1,870,678 円とを合わせた合計 421,330,010 円を基本財産としていた。

(指摘事項)

寄付者等及び本市からの出捐金 419,459,332 円については、指定正味財産とすることが妥当である。

(2) 平成20年度正味財産増減計算書

(損益計算書)

科目	合計
I 一般正味財産増減の部	
1 一般正味財産増減の部	
(1)経常収益	
①基本財産運用益	4,823
基本財産利息収入	4,823
②事業収益	81,441
事業収入	2,024
指定管理料収入	79,417
③受託事業収益	15,181
受託事業収入	15,181
④補助金等収益	404
補助金収入	400
助成金収入	4
⑤雑収益	595
受取利息	36
広告料収入	0
その他の収入	558
経常収益	102,445

(単位:千円)

科目	合計
(2)経常費用	
①事業費	68,690
②管理費	32,363
③退職給与引当金繰入額	1,461
退職給与引当金繰入額	1,461
経常費用	102,516
当期一般正味財産増減額	△ 71
一般正味財産期首残高	428,837
一般正味財産期末残高	428,766
II 指定正味財産増減の部	0
当期指定正味財産増減額	
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	428,766

ア 基本財産

本財団寄付行為において、基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公債等確実な有価証券に換えて保管しなければならないとされている。

(指摘事項)

平成20年度末の本財団の基本財産421,330,010円のうち、418,834,220円は利付国債で運用されており、寄付行為どおりの運用となっていたが、残りのうち3,814円は野村證券岡山支店への預け金、2,491,976円はおかやま信用金庫本店への普通預金とされており、寄付行為に規定された定期預金等とは異なる運用となっており、速やかに定期預金等に変更するのが望ましい。

イ 正味財産残高

(意見)

本財団の今後の正味財産の残高については、決算において毎年赤字の状態が続いているため貯えも底をついてきており、今後基本財産を毀損しないよう注意が必要である。

5 事業

(1) 施設管理事業 (アイプラザ勘定)

本市から指定管理者に選定されて、西川アイプラザの5階ホール・会議室展示コーナーの運営並びに、図書館部門・友好交流サロンを含めた西川アイプラザ岡山市立幸町図書館全館の建物管理を実施している。本財団の収入のうち77.5%を占める。

(2) 岡山市市民文芸祭受託事業 (市民文芸祭勘定)

本市市民局文化振興課内岡山市芸術祭実行委員会より委託を受け、岡山市芸術祭主催事業である岡山市市民文芸祭において、市民の文芸作品(一般5部門・ジュニア2部門)を募集・審査し、市民文芸祭において各受賞者の表彰を行うとともに各受賞者の作品並びに優秀作品を掲載した岡山市市民の文芸集の発刊を行っている。

(3) 岡山市ジュニアオーケストラ運営受託事業 (ジュニオケ勘定)

本市教育委員会より委託を受け、岡山市ジュニアオーケストラの団員募集・定期及び

強化練習・定期演奏会・スプリングコンサート・依頼講演・3年に1度開催の全国公立ジュニアオーケストラフェスティバル等の運営事務・調整を実施している。

(4) スポーツ事業（一般会計）

ア 親子体育あそび教室

自主事業として、市内幼稚園及び保育園において、園児と保護者を対象にした親子体育あそび教育と同日実施する幼児教育に携わる教育関係者と保護者を対象とした親子体育あそび啓発研修会の講師の派遣を行っている。平成20年度においては、41会場で実施し、親子あそび教育においては、2,167組約4,400名の参加があった。

イ ペタンク交流大会の実施

自主事業として、ペタンク交流大会を実施している。

ペタンクとは、南フランスで生まれ、フランス語圏を中心に世界各国で愛されているニュースポーツで、2チームでビュット（目標球）めがけ、金属製のボールを寄せ合い、得点を競い合うゲームである。

平成20年度は平成20年11月24日奥市公園補助野球場で、3名1チームで1チーム2,100円の参加費で開催され、52チーム156名の参加があった。

(5) 文化事業（一般会計）

ア ジュニア合唱教室

自主事業として、ジュニア合唱教室を実施している。

月3回西川アイプラザ及び旧岡山市立内山下小学校での教室で1人月3,000円の会費で実施し、平成20年度は14名の参加があった。

イ ジュニアヴァイオリン教室

自主事業として、ジュニアヴァイオリン教室を実施している。

月3回西川アイプラザでの教室で、1人月6,000円の会費で実施し、平成20年度は11名の参加があった。

ウ 浴衣着付教室

自主事業として、浴衣着付教室を実施している。

平成20年度は平成20年7月26日に岡山新装学院学院長黒田千住子氏を講師に西川アイプラザにおいて実施し、参加費1人2,000円で第一部9名、第二部5名の計14名の参加があった。

エ 三曲ジュニアフェスティバル(平成20年度で21回開催)

自主事業として、三曲（箏、尺八、三絃）ジュニアフェスティバルを実施している。

平成20年度は平成21年2月1日に西川アイプラザ5階ホールで開催され、小学生から高校生までの46名と賛助者3名が出演し、入場料500円で延べ240名が入場した。

オ 西川アイプラザボランティアスタッフ活動事業

西川アイプラザボランティアスタッフ活動事業として、登録者は男性7名、女性11名で西川アイプラザ5階ホール及び振興財団自主事業開催会場において活動している。

6 指定管理

(1) 使用料の改定

西川アイプラザ指定管理業務における指定管理料は79,417千円であるのに対し、本財団から本市に納付する使用料収入は、3,965千円と、指定管理料の5%程度となっている。

ただし、西川アイプラザ指定管理業務には、西川アイプラザのホール等の運営だけではなく西川アイプラザ岡山市立幸町図書館全館の建物管理が含まれているため、単純に指定管理料と使用料収入を比較することは適当ではないが、この差が大きいということは、それだけ本市の実質的負担額が大きいということを示している。

(意見)

西川アイプラザの使用料は、平成12年4月1日施行後変更がなく他施設に比べて低いことや、実質的に優先使用できる本市又は岡山市教育委員会が主催する事業の場合の施設使用料は全額免除になるなど、使用料の減免制度もあるため、使用料収入が少なくなっているが、毎週土曜日曜日はほぼ施設使用がなされており、土曜日、日曜日だけでも使用料を増額すれば、本市の実質的な負担額も減少すると予測されるため、使用料の改定を検討すべきである。

(2) 施設の管理

ア 施設の概要

西川アイプラザの施設の概要は、以下のとおりである。

- ① 所在地 岡山市北区幸町10番16号
- ② 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階地上5階建

階	内 容
地下2階	機械室
地下1階	駐車場 中央監視室
1階	エントランスホール 喫茶コーナー 幸町図書館
2階	幸町図書館
3階	幸町図書館 ビデオシアター 総合事務所 研修室(1) 研修室(2)
4階	友好交流サロン 展示コーナー 会議室(1) 会議室(2) 倉庫
5階	多目的ホール ホワイエ 機械室

イ 使用料金制

(意見)

西川アイプラザのような有料施設では、使用料を指定管理者に収納させる利用料金制をとることにより、指定管理者のインセンティブが増し、施設の利用度が増すとともに、指定管理料が低くなるという効果が期待されるとされているので、利用料金制の導入を検討すべきである。

ウ 受託関係の一人当たりの金額

- ①西川アイプラザ指定管理料

年度	指定管理料(円)	来館者(人)	1人当たり(円)
平成19年度	79,451,000	375,296	212
平成20年度	79,417,000	401,053	198

②岡山市民文芸祭受託料

年度	参加者等計(人)	受託料(円)	1人当たり(円)
平成19年度	906	1,887,399	2,083
平成20年度	1,711	2,198,554	1,285

③ジュニアオーケストラ受託料

年度	入場料差引後の受託料(円)	1人当たり： 団員・指導者のみ(円)	1人当たり： 団員・指導者・ 演奏会入場者(円)
平成19年度	11,704,189	85,432	3,879
平成20年度	11,653,216	88,956	4,833

(意見)

ジュニアオーケストラについては、演奏会入場料相殺後も、団員・指導者1人当たり平成20年度に約9万円弱の行政コストがかかっていることになる。この行政コストの適否については、全国で初めて創立されたジュニアオーケストラでもあり、次代を担う青少年の育成や教育・文化活動の観点からも政令指定都市岡山の都市づくりにおいて必要だと意見もあることも踏まえ、教育・文化活動についての支出として適正かどうかについては検討する必要がある。

(3) 賃貸借契約

本財団が借主となり、本市から岡山市立幸町図書館1Fの喫茶スペースを月額18,900円で賃借している。この喫茶スペースについては、同額で民間業者に賃貸し、喫茶の運営をしてもらっている。

(意見)

本財団は、口頭により本市から転貸の許可を取って行っていたが、本市から賃借したものを他社に転貸する場合には、その許可書を口頭ではなく文書により受け取り、本財団として保管しておく方が望ましいものとする。

7 本財団の見直し

(意見)

本財団の運営が施設管理に依存することがないように、おかやま国際音楽祭をはじめとする本市の文化振興策や本財団の自主事業を、機動的、効果的、安定的に実施できる体制を早急に整える必要がある。また、スポーツ分野における(財)岡山市公園協会や、文化分野における(財)岡山シンフォニーホールなど同様の設立目的や事業をもつ団体との統合が本財団の存続の条件であるとする。

第9 財団法人岡山市ふれあい公社

1 団体の概要

代表者	高谷茂男 (岡山市長)		所在地	岡山市中区桑野715-2					
所管課	保健福祉局 福祉援護課		設立年月日	平成4年10月14日					
設立目的	岡山市民一人一人が、心豊かに健康で、ともに生きることが出来る社会の実現に向けて、必要な人材育成等条件整備を推進するとともに、市民と一体となり新しい発想に立った多様な在宅福祉サービス等、福祉・健康・生涯学習に関する各種サービスを開発し、提供することにより、市民福祉の向上に寄与すること。								
事業内容	①豊かで活力ある長寿社会の推進に関する各種調査及び研究、②市民の福祉・健康・生涯学習活動を支える人材育成及び啓発、③市民の福祉・健康・生涯学習活動に関する多面的なサービスの開発及び推進並びに商品の開発及び販売、④岡山市が設置するふれあいセンターの管理運営、⑤岡山市が設置するふれあい児童館の管理運営、⑥岡山市が設置する高齢者デイサービスセンターの管理運営、⑦地域包括支援センターの受託運営、⑧指定居宅介護支援事業及び指定居宅サービス事業、⑨指定介護予防支援事業及び指定介護予防サービス事業、⑩その他設立目的を達成するために必要な事業								
主要事業 (平成20年度)	事業名	事業内容				決算額 (千円)			
	岡山市ふれあいセンター管理運営事業	(1)貸室事業、(2)保守管理事業、(3)福祉バス運行事業、(4)浴場事業 等				895,298			
	福祉関連受託事業	(1)はつらつ元気のつどい事業、(2)生活支援訪問事業、(3)児童館運営事業 等				102,003			
	地域包括支援センター運営事業	(1)総合相談・支援事業、(2)地域における高齢者支援ネットワークの構築、(3)高齢者虐待の早期発見・防止・及び権利擁護事業、(4)介護予防ケアマネジメント 等				759,220			
	介護保険事業・介護予防サービス事業	(1)居宅介護支援事業、(2)居宅サービス事業 等				813,987			
機能	行政機能拡大型及び施設管理運営型								
本市からの財政支出 (千円)	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	委託料	1,048,244	970,969	483,643	493,033	500,553			
	指定管理料	—	—	860,762	837,537	794,493			
	補助金	41,742	67,041	65,952	78,424	76,288			
	その他	0	0	0	0	0			
	計	1,089,986	1,038,010	1,410,357	1,408,994	1,371,334			
役職員数(人) (平成20年4月1日現在)	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	うち民間出身者	正規職員	うち本市派遣職員	うち本市OB職員	非正規
	人数	1	16	17	13	59	15	6	672
財政状況 (千円)	平成18年度△10,221千円、平成19年度11,074千円、平成20年度25,950千円となっている。								
	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	総収入額	2,390,687	2,370,273	2,741,178	2,666,463	2,648,048			
	総支出額	2,357,062	2,344,008	2,751,399	2,655,389	2,622,098			
	うち人件費	1,522,864	1,562,156	1,812,024	1,772,402	1,748,413			
	差引収支額	33,625	26,265	△10,221	11,074	25,950			
	総資産額	878,651	911,288	932,617	942,488	1,021,317			
	総負債額	422,301	446,197	483,643	454,873	508,322			
正味財産合計額	456,350	465,091	448,974	487,615	512,995				
出捐状況	出捐額	100,000千円	出捐総額に占める本市の出捐割合			100,000千円	100%		

2 チェック項目の充足状況（○問題なし、×指摘、△意見、T意見（提言又は問題意識）、
—該当なし）

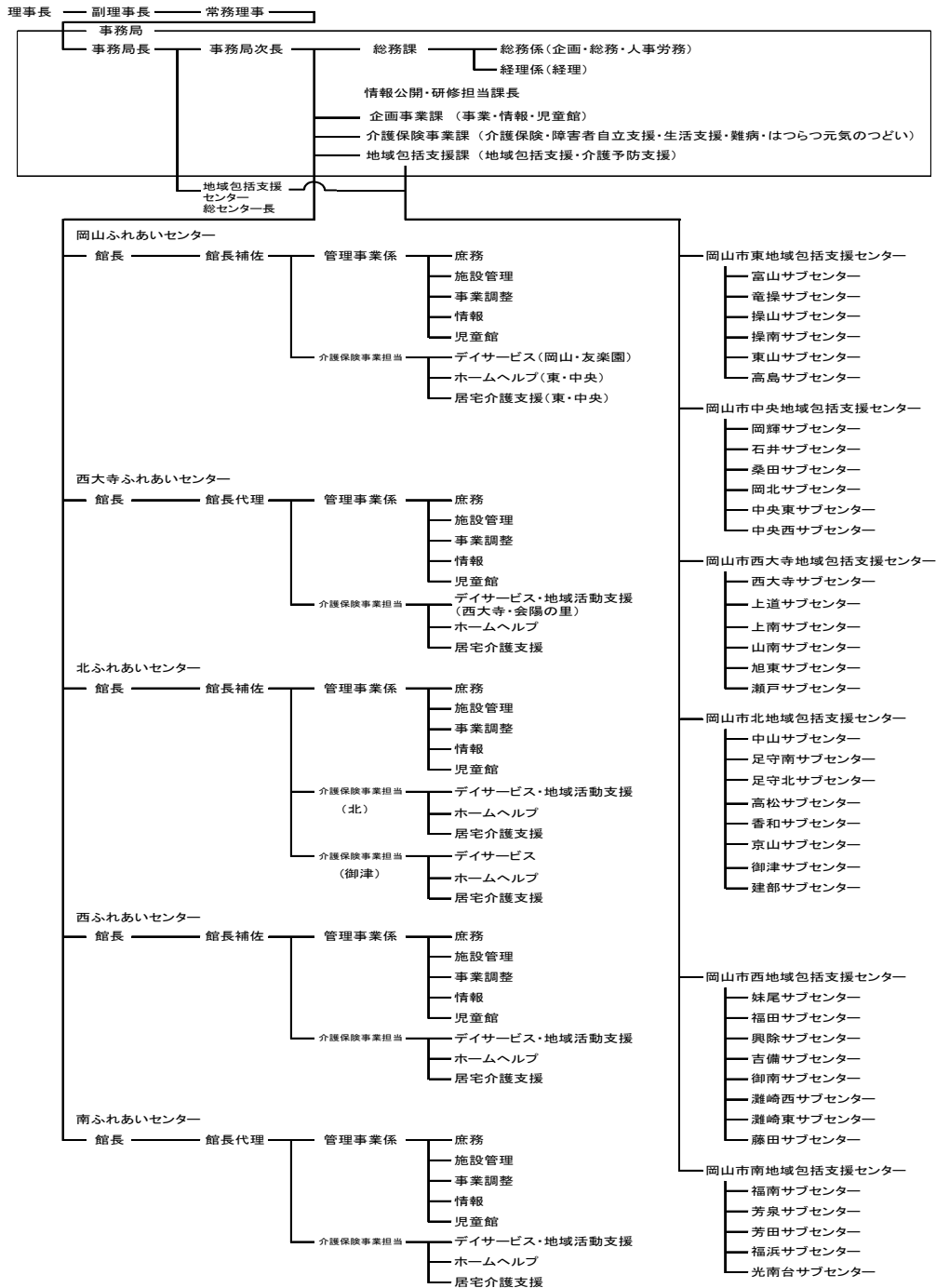
区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	△	理事長（本市市長）は常勤ではないので、常勤の理事長を選任すべきである。
2 職員配置や定員管理は適正か。	T	予算と事業計画の中で、業務量に応じて人員の配置を決定しているが、定員管理の考え方はない。ヘルパーの配置等については、法令に基づき適正に行っている。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	○	17人中13人が民間出身（76%）。
4 役員任期・報酬は適正か。	○	任期は2年。役員に対しての報酬はない。
5 役員・職員の定年制はあるか。	T	役員の定年はないので定年を設けるべきである。OB職員は63歳の定年、65歳まで延長あり。職員については、原則60歳で延長あり。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	T	正規職員に占めるプロパー職員の割合64.4%（59人中38人）。プロパー職員38人のうち48歳以上の職員を10人中8人管理職に採用しており、プロパー職員の活用を行っているが、幹部へのさらなる積極的登用が必要である。
7 民間企業経験者、人材派遣、アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	○	パートヘルパー220人、福祉職員110人等多様な人材活用を図っている。
8 本市職員の派遣は必要かつ適正か。	△	市民と行政の一体化性、福祉・保健・生涯学習を有機的、総合的に展開し、諸機関とのネットワーク化を図る必要性は理解できるが、そのことと本市からの多数の派遣職員の現実的な必要性との関係が不明確であり、派遣職員がいらないと上記必要性が実現できないとは考えられない。本公社に対して政策は反映しつつも、行政の縛りから解放して自主性と自立性を持たせて、「高感度の行政サービス供給主体」として機能させるためには、平成22年度から派遣職員を毎年度数人ずつ減少させていくべきである。
9 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	△	天下り体質ではプロパー職員の士気が損なわれる。また、このような人事では、独創性かつ新規の事業の実施が困難となってしまったり、民間の経営ノウハウを生かすという外郭団体の趣旨に反してしまう。そこで、平成22年度中には、5つの館長のポストの少なくとも1つをプロパー職員の登用か民間公募による採用にするとともに、その後も順次、プロパー職員の登用と民間公募による採用を図るべきである。
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	△	給与規程の中で、特別昇給などインセンティブの働く制度が導入されているが、地域手当は不要である。
11 財務数値は適正か（①流動比率、②自己資本比率、③経常収支比率）	○	（1）流動比率193.8%、（2）自己資本比率50.2%、（3）経常収支比率101.2%。いずれも適正である。自主事業比率は41%である。
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	○	基本財産100,000千円は定期により運用している。
13 本市の財政支出に依存していないか。	T	本市の財政支出は1,371,334千円（財政支出依存比率54.4%）と高い。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	T	管理費比率は、平成18年度は5.8%、平成19年度は6.6%、平成20年度は8.0%と増加しているが、管理費として租税公課・岡山市返納金などを計上していることによるものであり、純粋なコスト増加ではないが、削減に努めるべきである。
15 補助金は適正か。	△	本市の財政状況から見て、ふれあい公社基金の元本の補てんは難しいと考えられ、この水準での運営費補助金の継続は困難であると考えられるので、方針を検討すべきである。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	○	随意契約による委託事業割合100%。指定管理と福祉関係の委託であり、随意契約の理由はある。
17 不要な積立金はないか。	○	本公社自体の基金はなし。
18 非営利法人において、収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	—	非営利法人（公益法人）であることから、営利目的である収益事業はない。
19 不動産について時価を計算し、定期的に含み損益を計算しているか。	—	不動産はなし。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	○	平成21年3月に「魅力的なふれあいセンターの創造」を策定し、事業、施設の利活用・廃止の検討まで行っている。

区分	評定	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	T	介護保険事業、障害者自立支援事業（自主事業比率は41.0%）を行っているが、新たな自主事業の検討はなされていないので、今後検討すべきである。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	T	特に行っていないが検討すべきである。
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	T	行っていない。入館者・利用者の増加や使用料の増収など営業の強化を検討すべきである。
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	Δ	講座についてアンケートを行っているが、分析を行っていない。センター内に利用者からの声を聴くためアンケート用紙を設置しているが、平成20年度の回答数は58件と少なかった。施設全般についての顧客満足度の調査、分析は行っていないので、行うべきである。
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	O	(財)岡山市ふれあい公社個人情報保護規程に基づき、適正に行っている。
26 情報公開を制度化しているか（ホームページの活用を含めて）。	Δ	図書コーナーにおいて冊子にて財務内容などが確認できるが、ホームページ上での情報公開を行っていないので、公開すべきである。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	Δ	1件ごとの金額は少額であるが、植栽関連の委託業務は、規定に従って見積り合わせが行われているものの、すべて同じ業者が落札しており、見積り合わせが形骸化している可能性が高いものが1件見受けられた。また、やむを得ない業務を除き、さらに積極的に入札を行うべきである。
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	T	誤嚥等の介護事故のリスクがあるが賠償責任保険に加入している。
29 施設の工作物責任及び管理上の責任を追及される法的リスクはないか。	T	施設管理上の責任のリスクはあるが、施設賠償保険、自動車任意保険、ボランティア保険、講座受講者保険、賠償責任保険（デイサービス等）に加入し、対応している。
30 不要な事業所、施設、設備はないか。	Δ	調理実習室はいずれも稼働率が低い。また、南ふれあいセンターの和室1,2については、いずれも稼働率が20%を切っているため、和室1,2のうちのいずれかを廃止すべきである。
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	T	コピー用紙及びトイレットペーパー等の一括購入を行っている。アウトソーシングは行っていない。検討すべきである。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	Δ	平成20年度の修繕費用総額18,279千円である。開館から10年から16年が経過しており、施設及び設備の老朽化が進んでいると思われる。必要な調査を行い、本市と協議のうえ、対応すべきである。
33 効果的な職員研修を行っているか。	O	管理職、一般職、新入職員に行っている。平成20年度の研修回数は11回である。
34 理事会（取締役会）への理事（取締役）及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がされているか。	O	平成20年5月23日：第1号議案提案時15人（うち委任状出席3名）等、同年11月21日：第1号16人（うち委任状出席2人）等、平成21年3月17日：17人（うち委任状出席5人）。議事録を確認したが、内容は多岐にわたっていた。議論は活発である。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論はなされているか。	O	平成20年7月31日：12人出席 議論はなされている。
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的になされているか（現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む。）。	Δ	本部（総務課長、総務主任、主事）の監査はなされているが、監事には公認会計士等の専門家はいない。公認会計士等の専門家を選任するとともに、外部監査も実施すべきである。
37 コンプライアンス（法令遵守）体制は確立されているか（コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等）。	Δ	コンプライアンス研修等を年1回行っている。介護職員には、コンプライアンス規程があるが、一般職員には規程、マニュアルはない。内部通報の窓口も整備されていない。改善すべきである。
38 契約事務は適正か。	Δ	岡山ふれあいセンター清掃業務については、平成20年度が19,355千円（税抜）で、入札になった平成21年度が7,159千円（税抜）であることからすれば、早期の入札が必要であったと考えられる。また、他の業務については、平成21年度は、やむを得ないものを除いて入札を行っているが、今後もより一層積極的に入札を行うべきである。
39 出納は適正か。	O	出納担当者の方でチェックの上、一括管理をして、翌日には入金等の処理行っている。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	O	規程に基づき適正に処理がなされている。

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	△	時間外労働については、タイムカードによる管理はなされておらず、時間外勤務命令簿により管理されている。なお、福祉職員は就業規則上は1年契約になっているが、実質的には契約期間の定めのない職員となっているので、正規職員への位置づけを明確にすべきである。なお、課長補佐級以上に管理職手当が支給されており、時間外手当が支給されていないが、管理監督者ではない可能性があるため、労基法上のリスクがある。
42 固定資産、備品の管理は適正か。	×	備品台帳に上がっている備品のうち所在不明になっているものがあるので、備品には本社の資産であることを明示し、備品番号を付して定期的の実施すべきである。平成20年度からは改善されているものの、図書の管理と廃棄が適切になされていない。
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	T	介護事業が公益目的になるかどうかは現在のところ不明であり、その他の要件についても現在不明である。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	△	入館者、貸室利用者が減少傾向にある。多様な施設の入居を図るべきである。各センターごとに施設、設備がばらばらである。本社工では、平成21年3月に「魅力的なふれあいセンターの創造」を策定して対応策を検討しているが、入館者数増加のための方策を検討する専門家委員会を立ち上げ、実効的な増加策を早急の実施すべきである。ふれあいセンターの機能を最大限に発揮するようさらに努めるべきである。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	T	現状では、介護保険事業については、施設を無償で使用させてもらっているが、介護保険事業の法人税対策として、賃料を本市に返納すること等を検討すべきである。
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	T	公募を検討すべきである。
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	—	現在は非公募である。
48 指定管理の協定内容に問題はないか。	T	本公社以外の使用者に当該部分の修繕費を負担させるべきである。
49 設立目的自体が不合理な団体はないか。	O	設立目的自体は合理的である。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出捐金は適正か。	O	出資金100,000千円は事業規模等からみて適正である。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	O	設立目的は依然あると考える。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	T	施設の指定管理者が公募になり、他者が指定管理者に選定されれば、存在意義が薄れる可能性有り。
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	T	介護保険事業や各種講座が民間と競合している。なお、本公社の介護保険事業は、処遇困難ケースや合併地域など一般民間介護事業者が対応しにくいサービスの確保を行っている。
54 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。	T	社協と類似している講座の支出の合計は本公社で946,669千円（全支出の36.1%）、社協で159,460千円（全支出の24.8%）となる。類似事業を別団体が実施する必要はないので、事業を統合すべきか団体を統合すべきである。
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	O	職員数731人。経常収益2,617,689千円。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	O	累積欠損はない。
57 法人形式（株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式）が不合理な団体はないか。	O	財団法人の形式は合理的である。
58 営利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	—	営利法人ではない。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	△	解散して出資金100,000千円の引揚げを行うべきである。
60 解散又は統廃合すべき団体はないか。	△	本公社と社協は、介護保険事業、児童館事業、各種講座事業において事業内容が類似している。また、本公社の事業はふれあいセンターの施設運営管理を中心とするものであるが、本公社でないふれあいセンターの施設管理運営を行えないものではなく、一方、社協の事業も本公社が行おうとすれば、行えないものではないので、本公社と社協を統合すべきである。しかるに、財団法人である本公社と社会福祉法人である社協をそのまま統合することは法律上不可能であるので、いずれかを解散してその事業を他方に移管することになるが、①本公社の収入の大きな役割を占める介護保険事業は、社会福祉法人の形式であれば課税されないこと（平成20年度は介護事業から980万円の法人税等を支払っている。）、②社協は法会上設立が強制される団体ではないものの、「中四国をつなぐ、福祉の拠点」を目指す本市にとって、地域福祉を目的とする社会福祉協議会を解散することの不合理であることから、本公社を解散して、社協に本公社の事業を移管すべきであると考える。本公社の解散により、出資金100,000千円は本市へ返還すべきである。

3 組織

(1) 組織図 (平成20年4月1日現在)



(2) 職員配置

(単位: 人)

区分	岡山市からの派遣職員	正規職員	福祉職員	契約職員	臨時職員	パートタイム職員	介護予防プラン作成職員	契約ヘルパー	パートヘルパー	地域包括支援センター・サブセンター出向職員	合計
事務局総務課 (事務局長含 む)	3	10	0	3	0	0					16
事務局企画事業課	0	3	0	2	1	0					6
事務局介護保険事業課	0	3	1	3	0	0					7
地域包括支援課 各館管理事業係 (館長・館長補 佐・館長代理含 む)	8	4	41	13	2	2	25			33	128
介護保険事業担 当	4	18	5	60	3	59					149
	0	6	63	45	4	53		34	220		425
合計	15	44	110	126	10	114	25	34	220	33	731

以上の731人の職員のうち、正規職員は、本市からの派遣職員15人と正規職員44人合計59人であり、全体の8.1%である。非正規職員の割合が極めて高いことが特徴である。

(3) 本市OB職員

5か所のふれあいセンターの全館長と事務局長、事務局次長という管理部門のトップの多くが市OBで占められている。

本公社のOB職員採用の決裁文書を確認したところ、その理由は記載されていなかった。

(意見)

このような天下り体質ではプロパー職員の士気が損なわれる。また、このような人事では、独創性かつ新規の事業の実施が困難となってしまったり、民間の経営ノウハウを生かすという外郭団体の趣旨に反してしまう。そこで、平成22年度中には、5つの館長のポストの少なくとも1つをプロパー職員の登用か民間公募による採用にするとともに、その後も順次、プロパー職員の登用と民間公募による採用を図るべきである。

(4) 派遣職員

派遣の理由

本市は、本公社における本市の職員の派遣理由について、本公社は長寿社会を豊かで活力あるものとするを目的とした本市の「活力ある長寿社会づくりプロジェクト」の中心事業として市民と行政が一体となって福祉・保健・生涯学習を有機的・総合的に展開し、関係諸機関とのネットワーク化を図るために設置されており、その施策の推進を図るため人的援助を行う必要があるとしている。

(意見)

市民と行政の一体化性、福祉・保健・生涯学習を有機的、総合的に展開し、諸機関とのネットワーク化を図る必要性は理解できるが、そのことと本市からの多数の派遣職員の現実的な必要性との関係が不明であり、派遣職員がいないと上記必要性が実現できないとは考えられない。

本公社に対して政策は反映しつつも、行政の縛りから解放して自主性と自立性を持たせて、「高感度の行政サービス供給主体」として機能させるためには、平成22年度から派遣職員を毎年度数人ずつ減少させていくべきである。

(5) 本公社からの本市への派遣

平成12年4月1日以降、常時1名が派遣されている。その必要性和理由を確認した

ところ決裁文書に記載がなかった。

(意見)

本公社から本市へ派遣する場合、その派遣の必要性と理由に関する記載を決裁文書にしておくべきである。

4 ふれあいセンターの施設

(1) 各ふれあいセンターの概要

区分	岡山ふれあいセンター	西大寺ふれあいセンター	北ふれあいセンター	西ふれあいセンター	南ふれあいセンター
事業開始年月日	平成5年5月	平成8年8月	平成10年4月	平成10年6月	平成11年4月
所在地	中区桑野715番地2	東区西大寺中二丁目16番33号	北区谷万成二丁目6番33号	南区妹尾880番地1	南区福田690番地1
敷地面積等(現況)	敷地 40,536㎡	敷地 6,103.72㎡	敷地 8,652㎡	敷地 6,484.67㎡	敷地 6,989.13㎡
構造規模等	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造2階(一部4階) 延 13,248㎡	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造5階 延 7,302.81㎡	鉄骨鉄筋コンクリート造・一部鉄筋コンクリート及び鉄骨6階建 延 7,296.68㎡	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造地下1階地上5階建 延 7,297.38㎡	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造4階 延 7,382.98㎡
職員数	98人(うち正規11人)	75人(うち正規6人)	68人(うち正規6人)	53人(うち正規6人)	51人(うち正規6人)
平成20年度予算額	278,681千円	136,315千円	105,962千円	122,726千円	119,653千円
総事業費	7,682,783千円	5,935,240千円	5,167,995千円	5,386,914千円	5,437,236千円

以上のとおり、ふれあいセンターの総事業費は合計約296億円にも上る。

利用者1人当たりの施設運営コスト(概算)を算出すると約955円となる。なお、算出方法は、土地購入費を時価と仮定して年2%の利回り分(71,235千円)とそれ以外の事業費(総事業費:29,610,167千円-土地購入費:3,561,738千円=26,048,429千円)を60年の減価償却として60で割った数値(434,140千円)と平成20年度の本市の財政支出額(1,371,334千円)の合計を平成20年度の利用者数(189万人)で割った数値である。

(2) 現状

(外観)



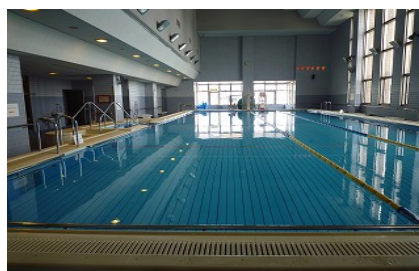
(情報コーナー)



(桑の湯)



(西大寺プール)



- (3) 各ふれあいセンターの入居施設、設備
 ふれあいセンターにおける入居施設、施設の差異は次のとおりである。
 ア 岡山ふれあいセンターには、福祉事務所が入居していない。
 イ 西大寺ふれあいセンターには、保健センターは入居しておらず、保健センターは別建物に入居している。
 ウ 西大寺ふれあいセンターのみに、シルバー人材センターの事務所、岡山市社会福祉協議会の事務所が入居している。
 エ 北ふれあいセンターにだけ、可動式座席・可動式ステージを有する多目的ホール、プレイルーム（児童館）がない。
 オ 北ふれあいセンターにだけシャワールーム（デイサービス）がある。
 カ 岡山ふれあいセンターにだけ、世代間交流室、調理実習室併設保育ルーム、貸出本返却ポストがある。
 キ 西大寺ふれあいセンターにだけアスレチックコーナー内のシャワー設備、健康遊歩道がない。

(意見)

入居施設、設備について各センターごとの差異があるので、5つのふれあいセンターの施設、設備の再編成を行うべきである。

具体的には5つのふれあいセンターの施設、設備の公平を図るための検討委員会（外部有識者も加える。）を設置し、改善策を検討するべきである。

5 財務

(1) 平成20年度貸借対照表

(貸借対照表総括表)			
科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
I 流動資産		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金預金	392,327	仮受金	0
未収金	187,648	未払金	248,092
前払金	3,057	未払消費税	4,008
立替金	55	未払法人税	12,432
仮払金	54	前受金	3,218
流動資産合計	583,141	預り金	13,089
2 固定資産		短期借入金	20,000
(1) 基本資産		流動負債合計	300,839
定期預金	100,000	2 固定負債	
基本財産合計	100,000	退職給付引当金	207,483
(2) 特定資産		固定負債の部	207,483
退職給付引当資産	207,483	負債の部合計	508,322
運営改善積立資産	8,063	III 正味財産の部	
岡山市ふれあい公社積立資産	106,000	1 指定正味財産	
特定資産合計	321,546	岡山市交付金	8,063
(3) その他の固定資産		指定正味財産合計	8,063
建物	3,465	(うち特定資産への充当額)	8,063
建物減価償却累計額	-1,084	2 一般正味財産	504,933
車両運搬費	24,088	(うち基本資産への充当額)	100,000
車両運搬具減価償却累計額	-22,825	(うち特定資産への充当額)	106,000
什器備品	92,197	正味財産合計	512,995
什器備品減価償却累計額	-85,523	負債及び正味財産合計	1,021,317
無形固定資産	4,328		
電話加入権	1,660		
その他	325		
その他の固定資産合計	16,631		
固定資産合計	438,177		
資産の部合計	1,021,317		

(2) 平成20年度正味財産増減計算書

(正味財産増減計算書総括表)		区分	金額(千円)
I 一般正味財産増減の部		[2]経常費用	
[1]経常収益		(1)事業費	2,475,497
(1)基本財産運用益		給料手当	832,297
(2)事業収益		諸賃金	458,928
岡山市受託収益		活動手当	266,677
自催事業収益		退職給付費用	33,563
利用料金収益		福利厚生費	177,870
自動販売機手数料収益		会議費	384
公衆電話手数料収益		旅費交通費	1,099
コピー利用料金収益		通信運搬費	26,245
テレホンカード販売手数料収益		什器備品費	6,052
居室介護支援事業収益		消耗品費	50,260
訪問介護事業収益		修繕費	22,697
通所介護事業収益		図書購入費	3,144
要介護認定調査受託収益		印刷製本費	2,139
住宅改修理由書等手数料収益		燃料費	73,878
介護予防支援事業収益		光熱水費	13,489
食材料費		使用料及び賃借料	41,818
居室介護事業収益		保険料	10,765
(3)受取補助金等		諸謝金	37,898
受取補助金		租税公課	33,483
受取民間補助金		支払負担金	1,711
受取岡山市交付金(指定正味財産からの振替額)		委託費	363,394
(4)受取負担金		手数料	10,368
(5)受取寄付金		支払利息	76
(6)雑収入		建物減価償却費	223
経常収益計		車両運搬具減価償却費	553
2,617,689		什器備品減価償却費	2,645
		無形固定資産減価償却費	3,841
		(2)運営改善特別事業費	4,674
		(3)地域応援人づくり事業費	4,592
		(4)岡山市緊急経済・雇用対策事業費	127
		(5)管理費	35
		(6)岡山市への返納金	102,264
		経常費用計	2,587,189
		当期経常増減額	30,500
		2 経常外増減の部	
		当期経常外増減額	-446
		当期一般正味財産増減額	30,055
		一般正味財産期首残高	474,878
		一般正味財産期末残高	504,933
		II 指定正味財産増減の部	
		(1)一般正味財産への振替額	-4,674
		一般正味財産への振替額	-4,674
		当期指定正味財産増減額	-4,674
		指定正味財産期首残高	12,737
		指定正味財産期末残高	8,063
		III 正味財産期末残高	512,995

(3) 管理費

正味財産増減計算書においては、管理費には租税公課と手数料しか計上されておらず、法人運営費、人件費が含まれていない。

このため、本公社運営事業費、法人税等、事務局長、総務課長の人件費、返納金を管理費に含めて試算すると、管理費は210,139千円となり、管理費比率は8.0%となる。

なお、平成18年度の管理費は156,633千円(管理費比率は5.8%)、平成19年度の管理費は174,926千円(管理費比率は6.6%)と年々増加している。

(意見)

管理費比率は、平成18年度は5.8%、平成19年度は6.6%、平成20年度は8.0%と増加しているが、管理費として租税公課・岡山市返納金などを計上していることによるものであり、純粋なコスト増加ではないが、削減に努めるべきである。

(4) 会計区分

本公社は、平成16年新会計基準に従って、特別会計ごとに計算書類を作成している。

平成20年度の特別会計数は8と多い。

会計区分と受託事業の関係は、次表のとおりである。

(単位：千円)

	財団運営事業	一般事業	福祉健康生活学 習事業	施設管理運営 関連事業	福祉関連受託 事業	地域包括支援セン ター運営事業	介護予防支援事業	介護保険事業	障害者自 立支援事 業
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
総資産額	438,549	82,971	19,726	440	16,099	83,449	56,677	314,739	9,991
経常収益	53,034	778,072	124,759	1,219	102,039	549,138	196,142	832,789	31,057
うち岡山市受託	0	770,228	4,785	0	67,648	548,892	0	0	0
うち岡山市補助金	0	0	48,400	0	31,023	0	0	0	0
経常増減額	9,469	△ 469	△ 341	△ 328	△ 125	△ 273	8,606	14,069	△ 105
他会計繰入、繰出し(△)	8,800	0	0	△ 800	0	0	0	△ 8,000	0
精算の有無	無	有	有	無	有	有	無	無	無
法人税額	-	-	-	-	△ 144	-	△ 2,181	△ 9,840	△ 265
市委託費支出									
ふれあいセンター管理運営	0	748,792							
児童館					45,700				
地域包括支援センター運営						477,871			
元気回復箱カトレーニング			4,600						
はっつ元気のつどい					3,904				
生活支援訪問					11,582				
難病患者等居宅生活支援					154				
要介護認定調査					2,335				

(5) 補助金

補助金の金額は平成17年度から増加している。この補助金は岡山市ふれあい公社基金からの補助であるが、元本の取り崩しによる補助の増額を本市が決定したものである。

(意見)

補助金については、本市の財政状況から見て、ふれあい公社基金の元本の補てんは難しいと考えられ、この水準での運営費補助金の継続は困難であると考えられるので、方針を検討すべきである。

平成16年度から平成20年度までの基金（運用利息、前年度実績調整額、補助金交付額（取崩金）、年度末基金残高、補助金確定額）の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	運用利息	前年度実績調整 額（補助金精算返 納額）	運営費補助金交 付額（取崩金）	年度末基金残高	運営費補助金確 定額
平成16年度	2,211	394	8,100	836,704	7,900
平成17年度	2,133	200	49,000	790,037	47,382
平成18年度	4,048	1,618	60,000	735,703	58,448
平成19年度	8,735	1,552	52,400	693,589	49,110
平成20年度	8,255	3,290	42,400	656,735	41,026

(6) 介護保険事業特別会計

介護保険事業特別会計には、ふれあいセンターを拠点としたホームヘルパーの派遣及びデイサービス等にかかる収支が計上されている。同事業は、平成11年度までは本市の委託事業として行われてきたが、介護保険制度や指定管理者制度の導入に伴い、現在は、デイサービスセンターは指定管理者として、ホームヘルパー派遣は本公社の自主事業として実施されている。

(意見)

同特別会計の収支は、主に介護保険制度の制度変更の影響により、近年厳しさを増しており、20年度には18.9百万円の黒字となっているものの、本市所有施設を無償で使用した上での金額となっていることから、実質的には赤字の可能性がある。

(7) 障害者自立支援事業特別会計

障害者自立支援事業特別会計には、20年度でみると、ふれあいセンターを拠点としたホームヘルパーの派遣にかかる収支が計上されている。この事業は、介護保険制度とのすみ分けによる対象者の見直しや、障害者自立支援制度の導入などの影響により、16～18年度の累計で△22.6百万円の赤字を計上し、19年度以降も収支均衡程度にとどまっている。

同事業にかかるホームヘルパーの派遣単価は、介護保険に比して、単価が低いが、支払う人件費は介護保険と同水準で行うこととなるために、構造的に利益を生み出しにくい状況にある。

こうした事情から、介護保険事業と兼営する事業者の場合には、障害者自立支援制度によるヘルパー派遣を劣後とするところが多いとのことであり、ふれあい公社の高い公益性を見出すことのできる取り組みである。

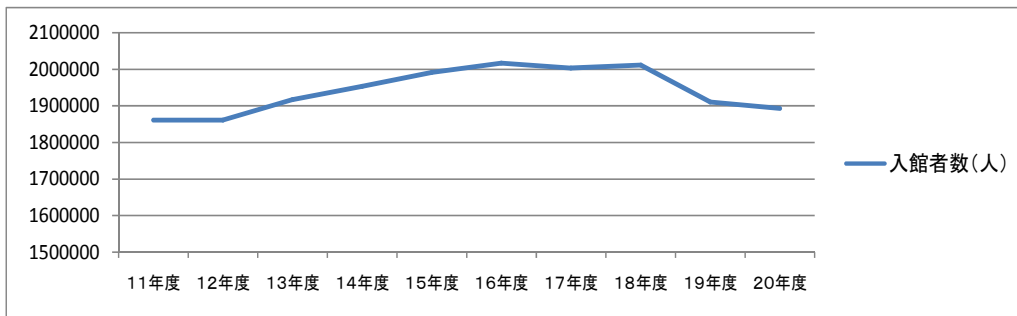
6 事業

(1) 施設管理運営事業

本公社は、ふれあいセンターの指定管理者として、ホール・研修室等の貸出、福祉バスの運行、機械保守などの各種メンテナンスを行っている。

休館日は、毎月第3土曜日及び年末年始（12月29日から1月3日）で、開館時間は、午前9時から午後9時までである。

ア 入館者数の推移



(意見)

入館者数の減少傾向は、多額の事業費をかけた各ふれあいセンターの存在意義に関わる重大問題である。入館者数増加のための方策を検討する専門家委員会を立ち上げ、実効的な増加策を早急に実施すべきである。

イ 貸室事業

貸出施設の管理運営と使用料の徴収を行っている。

① 利用者数の推移

平成16年度から平成20年度までの利用者数の推移は、次のとおりである。

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
利用者数(人)	431,810	431,438	420,275	422,703	409,087
使用料(千円)	48,592	48,150	45,700	45,107	41,605

以上のとおり、上記の入館者数の減少傾向と同様、貸室の利用者数と使用料も減少傾向にある。

(意見)

調理実習室はいずれも稼働率が20%を切っているため、岡山ふれあいセンターに集中統合し、それ以外は廃止すべきである。

また、南ふれあいセンターの和室1、2については、いずれも稼働率が20%を切っているため、和室1、2のうちのいずれかを廃止すべきである。

ウ 福祉バス運行事業

福祉バスの利用者は、平成20年度になって増加している。しかし、平成20年度の福祉バスの1日当たりの利用者数は岡山30人、西大寺24人、西19人となっている。

(意見)

現に、年間2万人弱が利用している以上、廃止とまでは言えないが、便数の減少と大型バスからマイクロバスへの変更と便数の削減を検討すべきである。

エ 浴場事業

平成20年度の収支は△8,902千円と悪化している。また、一般(中学生以上)の利用者が減少傾向にあるのに対し、障害者の利用は増加している。

(意見)

事業収支が悪化しているため、利用料金の増額(中学生以上は400円から450円へ50円アップ、小学生以下は150円から200円へ50円アップ)、利用時間の短縮化(現在は午前11時から午後8時半)を検討すべきである。

仮に利用者は減少しないとすれば、1,399千円の収入増となる(ただし、平成20年度の入浴者数をベースとする。)

オ 屋内温水プール事業

収支については、平成20年度の収支は△18,767千円と悪化している。

(意見)

もともと、西大寺地区にだけ、250円という低料金で入れる温水プールがあるというメリットがある上、65歳の高齢者を一律に免除する理由が不明確であり、また、中学生以上の利用者数の減少及び高齢者・障害者の利用の増加により、年々収支に開きが出ていることは明らかであり、この点からも免除を廃止すべきである。また、障害者に対しても半額免除にすべきである。

仮に、利用者が減少しないと仮定すれば、4,107千円の収入増となる(ただし、平成20年度の利用者数をベースとする。)

(2) 介護保険事業・介護予防サービス事業

本社の介護保険事業は、建部・瀬戸地区においては行っていない。

その理由は、建部・瀬戸地区は、(社福)岡山市社会福祉協議会が合併前からの事業を引き継いでおり、建部地区においては、通所介護事業、訪問介護事業、居宅介護支援事業の三事業を、瀬戸地区においては、通所介護事業をそれぞれ岡山市社会福祉協議会が行っているためである。

(意見)

介護保険事業を本公社と(社福)岡山市社会福祉協議会という別々の外郭団体が行う理由は乏しい。

いずれか、一方にまとめて効率化を図るか、前述のとおり、税金面を考慮して、社会福祉法人を指定管理者とする方向性を検討すべきである。

(3) 福祉・健康・生涯学習推進事業

ア 図書貸出等事業

① センター別の貸出者数、貸出件数の推移

(単位：人、件)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
貸出者数	107,389	92,196	89,121	80,137	70,054
貸出件数	228,776	198,554	191,493	174,393	154,866

貸出者数と貸出件数は減少している。

(意見)

読みたい本について、利用者アンケートを取っていないとのことなので、早急にアンケートを取り、市民ニーズに合った図書の選定を行うべきである。

② 図書等の所蔵数の推移

平成20年度は、59,258冊である。

(意見)

利用者が少ない上、蔵書も少ないため、岡山市図書館との連携を検討すべきである。

③ ふれあいセンター別の図書、ビデオ等の紛失、廃棄状況

(単位：件)

区分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
岡山	紛失	4	14	3	10	505
	廃棄	84	471	71	404	3,778
西大寺	紛失	20	22	4	18	20
	廃棄	12	13	8	36	96
北	紛失	0	0	0	0	156
	廃棄	224	318	333	198	184
西	紛失	51	46	0	38	98
	廃棄	73	2	73	117	866
南	紛失	7	26	3	1	56
	廃棄	41	166	26	66	124
全体	紛失	82	108	10	67	835
	廃棄	434	970	511	821	5,048

上記の紛失数と廃棄数については、それぞれ平成20年に増加している(平成19年度と比較して紛失数は12.5倍、廃棄数は6.2倍)。

紛失数については、過去何年間かの未返却等を平成20年度に、まとめて除籍したためである。

また、廃棄数の増加については、古くなったものや、内容的に現代とマッチしない不要なものを平成20年度にまとめて廃棄したためである。

(指摘事項)

平成20年度からは適正な管理を行っているものの、未返却等のものを長年にわたって放置していたので、毎月末に未返却等の図書、ビデオ等の管理を行うとともに、年度末に紛失の処理を今後とも行うよう運用を改めるべきである。

また、古くなったり、不要なものについても、タイムリーに廃棄を行うべきである。

④ 未返却の図書に対する対応

期限までに返却されなかった図書については、「督促リスト」が打ち出され、貸出者の氏名等の情報、図書の明細が記載されている。

(意見)

未返却者に対する督促については、何月何日に誰とどのような交渉をしたのかを含めた記録を作成しておくべきである。

さらに、盗難防止のため、監視カメラの設置を行うべきである。

(4) 再委託

ア 入札

内規によると、5万円を超える場合が見積り合わせ、50万円を超える場合が入札とされ、さらに金額により細分化して条件を定めている。

(意見)

1件ごとの金額は少額であるが、植栽関連の委託業務は、規定に従って見積もり合わせが行われているものの、すべて同じ業者が落札しており、見積り合わせが形骸化している可能性が高いものが1件見受けられた。また、やむを得ない業務を除き、さらに積極的に入札を行うべきである。

イ 随意契約

平成20年度の主な岡山ふれあいセンター分の随意契約は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	A	B	C	D	E	F
設計価格(税込)	20,443	1,848	1,089	1,304	13,194	8,120
契約額(税込)	20,322	1,704	1,083	1,299	13,100	8,100
比率	99.4	92.2	99.4	99.6	99.2	99.7
業務	1,3,4階清掃業務	特別清掃(窓ガラス、ブラインド)	事業ごみ収集	機械保守(4月)	2階清掃業務	福祉バス運行管理業務
随意契約の理由	(注)	実績があり、業務優秀、信頼がある。	実績があり、業務優秀、信頼がある。	5~3月の契約を入札にするため、4月のみ前年度の業者と随意契約	知的障害者の雇用、就労の機会を支援	巡回コースの熟知、一部関連企業の駐車場(停留所)を利用させてもらっている。
その後の状況	H21入札	H21入札	H21入札	平成20年5月入札	随意契約	随意契約

(注) 母子家庭、生活困窮者、身体障害者、高齢者の雇用、ならびに福祉事業を市と一体となって行う公益法人であり、市も本庁舎の清掃委託をしている。内容も申し分なく本市と同様にこの法人を支援するためとされている。

以上のうち、清掃業務は本市本庁舎での実績に準じて、継続してAと随意契約をしてきたが、本市の方針変更を受け、平成21年度から入札に切り替えている。

入札の結果は、次のとおりであり、入札にした結果、平成20年度の19,355千円(税抜)から7,159千円(税抜)へと大幅にコストダウンが実現されている。

加えて言えば、平成20年度の受託者のAが平成20年度の契約額が19,355千円(税抜)であるのに、平成21年度の入札では、13,500千円(税抜)と大幅に入札額を減少させていることも注目される。

業者	a	b	c	d	e	f	A	落札者
入札額	25,400	23,000	19,500	18,500	18,000	18,000	13,500	7,159

(意見)

岡山ふれあいセンター清掃業務については、平成20年度が19,355千円(税抜)で、入札になった平成21年度が7,159千円(税抜)であることからすれば、早期の入札が必要であったと考えられる。

また、他の業務については、平成21年度は、やむを得ないものを除いて入札を行っているが、今後もより一層積極的に入札を行うべきである。

(5) (社福) 岡山市社協との事業の重複

(社福) 岡山市社協と重複している事業は、次のとおりである。網掛部分が重複している。

事業名	経費(千円)	市社会福祉協議会事業	事業名	経費(千円)
貸室事業		自主事業	※小地域福祉活動推進事業	
保守管理事業			ひまわり福祉相談事業 (心配ごと・よろず相談)	
福祉バス運行事業			子育て支援事業	
浴場事業			高齢者支援事業	
屋内温水プール事業			障害者支援事業	
福祉・健康・生涯学習推進事業 ①人材育成事業(講座) ②高齢者いきがい支援事業(講座) ③障害者支援事業(講座) ④少子化対策事業(講座)	92		※ボランティア支援事業	190
⑥ボランティア活動支援事業(講座) ⑥地域活動支援事業(講座) ⑦健康増進支援事業(講座) ⑧心の豊かな支援事業(講座) ⑨介護・生活習慣病予防調査研究事業 ⑩生涯学習調査研究事業 ⑪イベント事業 ⑫図書貸出等事業 ⑬福祉啓発事業			※災害被災者に対する援護	
元気回復筋力トレーニング事業			低所得者援護対策事業 (つなぎ資金の貸付)	
※地域応援人づくり事業			共同募金運動への協力	
※①介護予防ケアマネジメント ※②総合相談・支援事業 ※③成年後見制度・高齢者虐待防止等 ※④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業				
はつらつ元気のつどい事業 (高齢者福祉課)		福祉関連受託事業	ひまわり在宅支援サービス事業 (福祉援護課)	
難病患者等居宅生活支援事業 (保健管理課)			低所得者援護対策事業(生活福祉 資金の貸付等;福祉援護課等)	
児童館運営事業 (こども福祉課)	45,723		児童館運営事業 (こども福祉課)	31,552
地域生活支援事業 ・地域活動支援センターⅡ型 ・移動支援事業 ・生活サポート事業 (障害福祉課)	4,079		地域生活支援事業 ・移動支援事業 (障害福祉課)	21,574
			※日常生活自立支援事業(地域 福祉権利擁護事業:県社協)	
			ひまわり給食(配食型)サービス事業 (高齢者福祉課,障害福祉課)	
			ふれあい給食(会食型)サー ビス事業(高齢者福祉課)	
		施設管理運営事業 (高齢者福祉課)		
		福祉の店「元気の輪」「テルペ」 運営事業(障害福祉課)		
生活支援訪問事業 (高齢者福祉課)	14,445	生活支援訪問事業(建部) (高齢者福祉課)	1,378	
居宅介護支援事業	118,080	介護保険事業	居宅介護支援事業(建部)	14,765
居宅サービス事業	733,087		居宅サービス事業(建部・瀬戸)	82,264
介護予防通所介護事業	介護保険事業へ含む	介護予防サービス事業	介護予防通所介護事業(建部・ 瀬戸)	介護保険事業へ含む
介護予防訪問介護事業			介護予防訪問介護事業(建部)	
障害者居宅支援事業 ・居宅介護(身体介護・家事援助・ 通院介助) (障害福祉課)	31,163	障害者自立支援事業	障害者居宅支援事業 ・重度訪問介護 ・居宅介護(身体介護・家事援 助・通院介助) (障害福祉課)	7,737
	946,669			159,460

以上のとおり、本公社と(社福)岡山市社協との事業について類似のものが多々ある。

網掛部分の支出の合計は本公社で 946,669 千円（全支出の 36.1%）、社協で 159,460 千円（全支出の 24.8%）となる。

7 本公社の事業分析

(1) 施設の多角的利用の再検討

（意見）

本市と本公社は、5つのふれあいセンターについて、人寄せのため、施設の多様化を図るべきである。

具体的には、①本市の窓口業務の開設、②シルバー人材センター等他の公的施設の入居、③図書、ビデオコーナーの岡山中央図書館の連携、④コンビニエンスストア等の民間事業者の入居等を今後検討すべきである。

(2) 本公社と社協との統合及び本公社の解散

（意見）

本公社と社協は、介護保険事業、児童館事業、各種講座事業において事業内容が類似している。

また、本公社の事業はふれあいセンターの施設運営管理を中心とするものであるが、本公社でないとふれあいセンターの施設管理運営を行えないものではなく、一方、社協の事業も本公社が行おうとすれば、行えないものではないので、本公社と社協を統合すべきである。

しかるに、財団法人である本公社と社会福祉法人である社協をそのまま統合することは法律上不可能であるので、いずれかを解散してその事業を他方に移管することになるが、①本公社の収入の大きな役割を占める介護保険事業は、社会福祉法人の形式であれば課税されないこと（平成20年度は介護事業から980万円の法人税等を支払っている。）、②社協は法令上設立が強制される団体ではないものの、「中四国をつなぐ、福祉の拠点」を目指す本市にとって、地域福祉を目的とする社会福祉協議会を解散するのは不合理であることから、本公社を解散して、社協に本公社の事業を移管すべきであると考ええる。

本公社の解散により、出捐金100,000千円は本市へ返還すべきである。

第10 財団法人岡山市建部町観光公社

1 団体の概要

代表者	森清 隆昭 (建部町合併特例区区长)		所在地	岡山市北区建部町建部上5 1 7 番地 1						
所管課	経済局 観光課		設立年月日	平成2年8月						
設立目的	建部地域の観光関連施設の管理運営をはじめ、観光振興のための諸施策を実施し、もって地域経済の活性化と発展に寄与することを目的とするとされている。									
事業内容	①観光関連施設の管理運営、②地域特産品の研究開発、③郷土料理の研究開発、④その他前条の目的を達成するために必要な事業									
主要事業 (平成20年度)	事業名	事業内容			決算額 (千円)					
	温泉会館事業	温泉事業			43,520					
	サンタケベ事業	宿泊研修等			60,554					
機能	施設管理型 (個人消費型)									
本市からの財政 支出 (千円)	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度				
	委託料	22,950	21,301	2,414	1,732	886				
	指定管理料	—	—	25,306	24,168	23,659				
	補助金	10,700	9,871	0	360	360				
	その他	0	0	0	0	0				
	計	33,650	31,172	27,720	26,260	24,905				
役員員数(人) (平成20年4月1 日現在)	区分	役員数			職員数					
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規職員	うち本市 派遣職員	うち本市 OB職員	非正規	総数
	人数	1	10	11	6	7	0	0	26	33
財政状況 (千円)	平成18年度から平成20年度の収支の合計は、1,259千円の黒字である。									
	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度				
	総収入額	147,239	162,245	148,900	153,543	146,228				
	総支出額	146,653	138,043	124,469	128,507	120,767				
	うち人件費	59,188	55,392	49,737	50,889	49,013				
	差引収支額	352	3,616	229	605	425				
	総資産額	86,530	88,882	86,052	86,859	83,420				
	総負債額	15,556	14,079	10,869	11,266	7,517				
正味財産額	70,964	74,803	75,183	75,593	75,903					
出捐状況	出捐金	50,000千円	総出捐額に占める本市の出捐額の割合		50,000千円	100%				

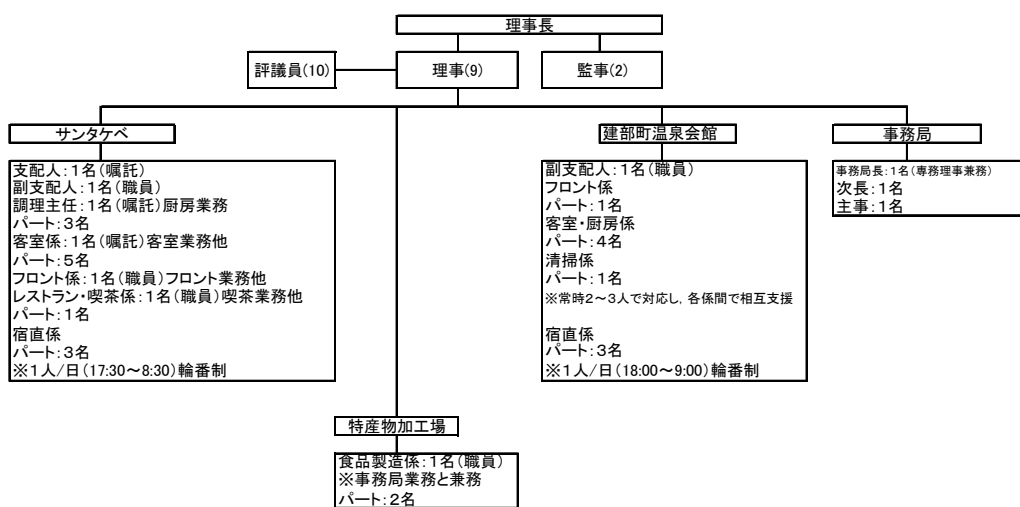
2 チェック項目の充足状況（○問題なし，×指摘，△意見，T意見（提言又は問題意識），
—該当なし）

区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	T	理事長(建部町合併特例区区长)は常勤しておらず，常勤の理事長を選任すべきである。
2 職員配置や定員管理は適正か。	O	事務局，サンタケベ，温泉会館，加工場に職員を適正に配置している。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	O	役員に占める民間企業経験者54.6%（11人中6人）。
4 役員任期・報酬は適正か。	O	役員任期は2年。報酬は常勤の役員に対しては年間240万円。非常勤に関しては，費用弁償のみ。
5 役員・職員の定年制はあるか。	T	役員の定年はない。職員の定年は60歳であるが，1年更新により65歳まで定年延長が認められている。役員にも定年を設けるべきである。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	O	職員33人中プロパー職員は7人（21.2%）と少ないが，事務局，温泉会館副支配人，サンタケベ副支配人，フロント係に配置し，活用している。
7 民間企業経験者，人材派遣，アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	O	職員のほとんどが民間企業経験者であり，嘱託職員が3人，パートが23人であり，多様な人材活用を行っている。
8 本市職員の派遣は必要かつ適正か。	—	本市職員の派遣はない。
9 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	—	本市OB職員の採用はない。
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	T	独自の給与規程に則り処理されている。調整手当はないが，管理職手当が給与の15%と高く，また，業務手当が給与の10%となっている。
11 財務数値は適正か（①流動比率，②自己資本比率，③経常収支比率）	O	（1）流動比率438.7%，（2）自己資本比率91.0%，（3）経常収支比率100.3%いずれも適正である。
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	O	基本財産50,000千円については，定期預金等を行っており，適正に管理している。
13 本市の財政支出に依存していないか。	O	本市の財政支出24,905千円（財政支出依存比率20.5%）。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	O	支出に占める管理費12,750千円（管理費比率10.3%）である。
15 補助金は適正か。	O	収入に占める補助金の割合0.3%（補助金360千円）。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	O	委託料は886千円。すべて随意契約である。国際交流ヴィラと観光物産育成で，他に実施可能事業者はいないので，随意契約の理由はある。
17 不要な積立金はないか。	O	該当なし。
18 非営利法人において，収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	O	6.7%となっており，問題ない。
19 不動産について時価を計算し，定期的に含み損益を計算しているか。	—	不動産はない。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	T	中期的目標，計画はないので策定すべきである。

区分	評定	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	△	観光物産育成、観光宣伝、特産物加工場を行っており、自主事業の収入は9,801千円(自主事業比率6.7%)と少ないので、さらなる自主事業を検討すべきである。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	T	行っていないので、地産地消の商品開発と販売など検討すべきである。
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	T	行っていない。営業の強化を図るべきである。
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	△	所管課は、利活用計画の中で1006人にアンケートを実施して、397件の回答を得て分析を行っているが、例えば、どのような設備があればよいかとかどのようなサービスがあればよいかという回答等に対する具体的な経営改善の方法を検討していない。また、本社の自身が顧客に対するアンケートやモニター調査を実施していないので、改善すべきである。
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	O	(財)岡山市建部町観光公社個人情報保護規程に基づき適正に管理されている。
26 情報公開を制度化しているか(ホームページの活用を含めて)。	△	(財)岡山市建部町観光公社情報公開要綱はあるが、財務状況等のホームページでの公開は行っていないので公開すべきである。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	△	受託事業の再委託割合8.2%。単独随意契約が2件、見積り合わせが4件である。単独随意契約は、浄化槽維持管理と廃棄物収集であり、見積り合わせを実施すべきである。
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	T	食中毒等による法的リスクはある。
29 施設の工作物責任及び管理上の責任を追及される法的リスクはないか。	T	転倒や盗難等の施設管理上の法的リスクがあるが、損害保険に加入している。
30 不要な事業所、施設、設備等はないか。	T	温泉会館を日帰り入浴に特化すれば、食事、宿泊スペースが不要になる。
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	T	長期保存可能なものに関しては行っているが、商品や食材の仕入れにおける見積り合わせ等をコストダウンの方策を工夫すべきである。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	T	施設が木造で、老朽化しており、多額の修繕費が予想される。なお、協定書では、建物の基本構造の修繕は本市の負担となっている。
33 効果的な職員研修を行っているか。	T	行っていないが、マナー研修等の研修を行うべきである。
34 理事会(取締役会)への理事(取締役)及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がされているか。	T	平成20年6月22日:10人出席、平成21年3月26日:11人出席(うち2名委任状出席)。十分な議論はなし。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論はなされているか。	T	平成20年10月30日:10人出席(うち委任状出席1名)監事1名出席、平成21年3月26日:10人出席(うち委任状出席1名)。十分な議論はなし
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的になされているか(現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む。)	△	6月、12月に建部支所の支所長及び担当課からのチェックが入り、9月、3月には、監事による内部監査が行われている。会計指導は随時、税理士をお願いしている。監事に公認会計士等の専門家を選任すべきである。
37 コンプライアンス(法令遵守)体制は確立されているか(コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等)。	△	コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。
38 契約事務は適正か。	O	備品、食材の購入等定期的な契約しか存在しないが、適正である。
39 出納は適正か。	O	温泉会館、サンタケベの料金等は日報で管理され、本市に納付書により納入されている。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	O	文書管理規程等に基づき適正に処理がなされている。

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	T	就業規則に基づき適正になされており、特に問題はないが、タイムカードによる管理を行うべきである。
42 固定資産、備品の管理は適正か。	X	固定資産台帳と決算書を照合したところ、金額の相違があった。
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	T	指定管理業務が公益認定されるかどうかは、現在のところ不明確である。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	T	温泉会館は宿泊者が伸び悩んでいる。サンタケベは入浴者数が減少している。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	T	温泉会館、サンタケベとも宿泊稼働率が低く、サンタケベのレストランの終了時間が早い。
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	T	施設の管理自体は民間会社でも実施可能なので、公募にすべきである。
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	—	現在は非公募である。
48 指定管理の協定内容に問題はないか。	O	特に問題はない。
49 設立目的自体が不合理な団体はないか。	O	設立目的自体は合理的である。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出捐金は適正か。	O	本市からの出資額は50,000千円は、事業内容、規模等からみて適正である。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	T	本施設の指定管理者に他者が選定されれば、施設管理以外の建部地区の観光振興施策の目的が残ることになる。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	T	本施設の指定管理者に他者が選定された場合は、本社の存在意義は薄れる。
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	T	施設管理自体は他の外郭団体でも実施可能である。
54 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。	T	施設管理は他団体でも可能である。
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	O	職員数33人、収入121,192千円。事業の実体はある。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	O	累積欠損はない。
57 法人形式（株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式）が不合理な団体はないか。	T	収益事業の割合が高いので、株式会社の形式でも可能である。
58 営利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	—	営利法人ではない。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	O	出資の引揚げは不要である。
60 解散又は統廃合すべき団体はないか。	△	本社の事業の中心は、観光施設管理業務と観光振興であり、一方、(社)おかやま観光コンベンション協会も岡山城、足守プラザ、おかやま備前焼工房といった観光施設の管理運営のほか、観光振興も行っており、事業内容が類似しているので、協会への吸収統合を検討すべきである。なお、財団法人と社団法人の合併は可能である。

3 組織 (平成20年4月1日現在)



4 財務

(1) 平成20年度の決算状況

(貸借対照表) (単位:円)

科目	合計
I 資産の部	
(1) 流動資産	
流動資産合計	32,977,706
2 固定資産	
(1) 基本財産	0
定期預金	50,000,000
基本財産合計	50,000,000
(2) 特定資産	0
(3) その他固定資産	
その他固定資産合計	442,227
固定資産合計	50,442,227
資産合計	83,419,933
II 負債の部	
1 流動負債	
流動負債合計	7,516,806
負債合計	7,516,806
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	
指定正味財産合計	50,000,000
2 一般正味財産	25,903,127
正味財産合計	75,903,127
負債及び正味財産合計	83,419,933

(正味財産増減計算書) (単位:円)

科目	合計
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	35,027
受取会費	1,077,640
事業収入	98,401,602
受取補助金	360,000
受取委託料	24,545,000
雑収益	392,662
経常収益計	124,811,931
(2) 経常費用	
管理費支出	
人件費支出	49,012,825
原材料費支出	27,046,013
物件費支出	48,217,325
燃料費他	48,102,637
減価償却費	114,688
法人税住民税及び事業	225,800
経常費用計	124,501,963
当期経常増減額	309,968
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	309,968
一般正味財産期首残高	25,593,159
一般正味財産期末残高	25,903,127
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	50,000,000
指定正味財産期末残高	50,000,000
III 正味財産期末残高	75,903,127

5 事業

(1) 温泉会館

ア 概要

旧建部町は昭和62年3月に策定された第3次建部町振興計画に基づき、「魅力ある温泉郷の整備」を進め、平成2年8月に、客室や大広間、野外ステージなどを持つ温

泉会館をオープンした。
 外観は次のとおりである。



イ 利用状況

利用状況の推移は、次のとおりである。

(単位：人)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
宿泊	1,434	1,410	1,097	1,162	1,096
宴会・休憩	603	687	523	414	441
食事	4,076	7,361	3,599	2,802	2,002
入浴	52,956	55,886	55,886	60,845	59,196
合計	59,069	65,344	61,105	65,223	62,735

以上のとおり、入浴客は、増加傾向にあったが、平成20年度はやや減少傾向に転じている。

また、宿泊者数は、伸び悩んでおり、食事は、平成18年度以降大きく減少している。

ウ 収支の推移

温泉会館の収支の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入	事業等	33,648	36,710	31,260	37,681	35,535
	委託料	10,500	11,923	15,124	4,971	4,778
	計	44,148	48,633	46,384	42,652	40,313
支出	人件費	9,989	12,500	11,714	10,812	10,209
	原材料費	21,420	9,392	8,109	7,856	7,309
	物件費	8,771	22,710	26,311	24,844	26,002
	計	40,180	44,602	46,134	43,512	43,520
収支		3,968	4,032	250	▲860	▲3,207

以上のとおり、温泉会館の収支は、平成19年度、平成20年度と赤字となってい

る。特に、平成20年度は、重油代が、高騰したため、収支は赤字となっている。

(2) 建部町温泉宿泊研修センター「サンタケベ」

ア 概要

旧建部町によって、建設労働者の福祉の増進と勤労意欲の高揚を目的とした「岡山建設労働者研修福祉センター（雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）」を誘致し、昭和59年12月にオープンした。建設費は約3億5,000万円とのことであった。

平成15年度には、同機構から旧建部町が105,000円で譲渡を受けた。

外観は、次のとおりである。



イ 利用状況

(単位：人)

区分	平成16年	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
宿泊	2,255	2,028	1,715	1,639	1,675
会議・研修	2,656	2,580	2,495	2,173	2,847
宴会・休憩	5,538	4,126	4,186	3,857	4,574
喫茶・レストラン	11,535	11,825	12,042	13,757	14,284
入浴	7,463	10,826	9,170	8,955	7,961
合計	29,447	31,385	29,608	30,381	31,341

以上のとおり、喫茶・レストランは、平成18年度以降、利用者が増加しており、会議・研修と宴会、休憩も平成20年度に増加している。喫茶・レストランは、快適でメニューも豊富で値段もリーズナブルである。

一方、入浴者数は、平成18年度以降減少しており、平成20年度は平成17年度の73.5%となっている。

ウ 収入の推移

サンタケベの収入の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
収入	事業等	63,337	60,892	57,832	57,730	58,158
	委託料	—	3,723	2,508	6,283	5,697
	計	63,337	64,614	60,340	64,013	64,125
支出	人件費	32,098	29,552	29,710	29,503	26,581

	原材料費	17,227	17,620	16,937	16,536	16,393
	物件費	18,011	17,700	16,717	17,937	17,580
	計	67,336	64,872	63,364	63,976	60,554
収 支		▲3,999	▲258	▲3,024	37	3,571

以上のとおり、サンタケベの収支は、温泉会館と異なり、平成19年度には、黒字となっている。

(3) 温泉会館とサンタケベの事業重複

(意見)

サンタケベと温泉会館の事業内容が重複しており、サンタケベはレストランと会議室、温泉会館は日帰り温泉に特化すべきである。

6 本施設の見直し

(1) 本施設の整備

本市は、本施設について、平成21年10月に意見募集を行ったが意見書の提出業者はなかった。

現在のところ、民間事業者のプロポーザル型事業への参画の可能性はないと考えられる。

(意見)

本市は、今後本施設を整備していく必要があるが、ポイントは、①温泉会館の掛け流し風呂を生かした日帰り入浴施設への特化、②サンタケベの宿泊、レストラン機能の強化であると考えます。

(2) (社) おかやま観光コンベンション協会との統合

(意見)

本公社の事業の中心は、観光施設管理業務と観光振興であり、一方、協会も岡山城、足守プラザ、おかやま備前焼工房といった観光施設の管理運営のほか、観光振興も行っており、事業内容が類似しているため、協会への吸収統合を検討すべきである。

なお、財団法人と社団法人の合併は可能である。

第11 財団法人岡山県下水道公社

1 団体の概要

代表者	島津 義昭（岡山県副知事）			所在地	岡山県玉野市東七区 453					
所管課	下水道局企画総務課		設立年月日	昭和63年4月1日						
設立目的	児島湖流域下水道の維持管理業務を受託することを主たる業務とし、県内市町村からの下水道に関する工事等下水道に関連する施策に協力し、もって県民の福祉の向上に寄与する。 事業は、次のように定められている。									
事業内容	① 児島湖流域下水道の維持管理業務の受託に関する事、② 県内市町村からの下水道に関する工事、設計及び水質分析の受託に関する事、③ 下水道技術者の養成に関する事、④ 下水道技術の調査研究に関する事、⑤ 下水道知識の普及啓発に関する事、⑥ その他公社の目的を達成するために必要な事業									
主要事業 (平成20年度)	区分	事業内容			決算額(千円)					
	流域下水道維持管理業務	下水道処理に関する業務			1,383,921					
	技術者養成事業	技術者養成に関する業務			73					
機能	行政サービス提供型の行政代行型									
本市からの財政支出(千円)	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度				
	委託料	0	0	0	0	0				
	指定管理料	0	0	0	0	0				
	補助金	0	0	0	0	0				
	その他	0	0	0	0	0				
	計	0	0	0	0	0				
役職員数(人) (平成20年4月1日現在)	区分	役員数			職員数					
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規職員	うち本市 派遣職員	うち本市 OB職員	非正規	総数
	人数	1	9	10	0	23	2	0	0	23
財政状況 (千円)	平成18年度～平成20年度の3か年において、いずれも当期収支が黒字であるが、それぞれ数十万円と少額である。									
	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度				
	総収入額	1,206,798	1,223,450	1,247,780	1,357,923	1,384,589				
	総支出額	1,206,467	1,223,219	1,247,468	1,357,526	1,384,099				
	うち人件費	140,537	137,392	127,181	131,750	129,654				
	差引収支額	331	231	312	397	490				
	総資産額	196,289	180,132	215,720	217,708	214,554				
	総負債額	162,806	146,417	181,694	183,285	179,641				
	正味財産額	33,483	33,715	34,026	34,423	34,913				
出捐状況	出捐金	30,000千円	総出捐金に占める本市の出捐金の割合		9,853千円	32.85%				

(注) 本市から岡山県に対して、流域下水道の運営負担金を支出している。この負担金等により、本公社に対して運営委託費が支払われている。

2 チェック項目の充足状況（○問題なし，×指摘，△意見，T意見（提言又は問題意識），
—該当なし）

区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	○	理事長は岡山県副知事であり非常勤であるが、専務理事が常勤であり、問題はない。
2 職員配置や定員管理は適正か。	○	業務の必要に応じて配置されている。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	○	役員に占める民間企業経験者0人。役員は、県及び流域下水道関連市町との関係者だけであるが、事業内容からみてやむを得ないと考えられる。
4 役員任期・報酬は適正か。	○	任期は法定の定めによるが、継続されている。役員報酬は常勤者にだけ支払われている。
5 役員・職員の定年制はあるか。	○	職員の定年はある。役員は定年は定められていないが、ほぼ宛て職であり、常勤の専務理事に対しては、一定期間後に交代するため、問題はない。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	○	正規職員に占めるプロパー職員の割合 46%
7 民間企業経験者、人材派遣、アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	○	職員には、出向者として民間企業からの10人がいるが、実質は委託業務であり、他の職員はプロパー、県や市からの出向者で占められている。
8 本市職員の派遣は必要かつ適正か。	○	職員23人中2人派遣。市の下水道業務の一部を実施する団体であるため、派遣は妥当と思われる。他に民間企業からの出向10名あり。
9 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	—	職員23人中0人
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	○	県の人事制度に準じている。
11 財務数値は適正か（①流動比率、②自己資本比率、③経常収支比率）	○	（1）流動比率103%、（2）自己資本比率16%、（3）経常収支比率100% 自己資本比率は低いが、事業費の期末未払い金額が多額であるため低いものであり、事業費自体は、岡山県下水道特別会計から本財団に支払われるため、問題はない。
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	○	県に準じ、国債等で運用されている。
13 本市の財政支出に依存していないか。	○	本市からの直接的な財政支出はない。流域下水道事業に対する負担金は、岡山県下水道特別会計に対して支出される。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	○	管理費率0% 管理費として計上されている金額は理事会関連費用のみである。
15 補助金は適正か。	—	補助金はない。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	○	随意契約による委託事業割合56%。随意契約が多額になるのは、汚泥処理施設の株式会社児島湖下水道管理への管理委託211百万円のためである。この契約は、合特法の趣旨に基づくものであり、契約価格の妥当性については検討されている。
17 不要な積立金はないか。	○	事業費は毎年精算され、それ以外に収入はないため、余剰資金は発生しない。
18 非営利法人において、収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	—	収益事業比率0% 事業は受託事業のみであるが、実費精算されており、他に事業は行っていない。
19 不動産について時価を計算し、定期的に含まみ損益を計算しているか。	—	不動産はない。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	○	下水道事業自体が、長期計画に基づき実施される事業である。

区分	評定	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	—	児島湖流域下水道の維持管理が事業目的であり、自主事業は実施していないが問題はない。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	—	実施事業が明確であり、新たな収入源を広げることは求められないし、妥当でもない団体である。
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	—	流域下水道事業の維持管理が目的の団体であるため、営業は不要である。
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	—	流域下水道の維持管理が事業目的であり、顧客はいない。
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	○	業務にかかわるすべての情報に関しては、岡山県の個人情報保護条例に準拠して適正に管理されている。
26 情報公開を制度化しているか（ホームページの活用を含めて）。	○	情報公開の制度も岡山県に準拠しており、また財団情報もホームページで公開されている。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	△	委託契約に関しては規程に準じ、適正に行われていたが、入札が形式的になっている可能性のある契約があり、契約方法変更を検討する必要がある。
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	—	該当なし。
29 施設の工作物責任及び管理上の責任を追及される法的リスクはないか。	○	下水道施設を運営しているが、県の下水道特別会計と一体であり、本社のみに責任を問われることは考えにくい。
30 不要な事業所、施設、設備等はないか。	T	県の特別会計から見ると、当初予定よりも処理量が伸びず、用地が過剰になっている。現在は、ゲートボール場や公立高校敷地として使用されている。
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	—	県に準じて行われている。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	○	施設自体は県特別会計の施設である。
33 効果的な職員研修を行っているか。	—	県に準じて行われている。
34 理事会（取締役会）への理事（取締役）及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がされているか。	T	代理等による出席が多い。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論はなされているか。	×	評議員会は設置されておらず、寄付行為に反している。
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的に行われているか（現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む。）。	○	外部監査は受けていないが、監事監査のほか、県の監査委員監査を受けている。監事に公認会計士等の専門家を選任することまでは必要ないと考える。
37 コンプライアンス（法令遵守）体制は確立されているか（コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等）。	○	県に準じて行われている。
38 契約事務は適正か。	△	出向契約については、入札によらず、また再委託の内訳には出ないことから、委託に比べ、透明性には欠けるので、浄化センターの運転方法の変更の可能性についての検討を行う必要があると考える。
39 出納は適正か。	○	県に準じて管理されている。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	○	同上

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	○	同上
42 固定資産、備品の管理は適正か。	○	同上
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	T	理事に各流域下水参加自治体の長が就任しており、理事会への出席が困難であること、評議員を置いていないことが支障となる。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	—	該当なし。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	—	同上
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	—	同上
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	—	同上
48 指定管理の協定内容に問題はないか。	—	同上
49 設立目的自体が不合理な団体はないか。	○	設立目的は適正である。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出捐金は適正か。	○	流入下水水量に概ね比例しており、出捐は適正である。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	○	流域下水道の運営を行っており、依然設立目的はある。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	○	同上
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	T	実施事業を民営化する自治体もあるので、民間でも実施可能である。
54 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。	○	該当なし。
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	○	職員数23人。総収入額1,385百万円。事業の実体はある。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	○	累積欠損金はない。
57 法人形式（株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式）が不合理な団体はないか。	○	法人形式は適正である。
58 営利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	—	営利法人ではない。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	○	必要ない。
60 解散又は統廃合すべき団体はないか。	○	必要ない。

3 組織

(1) 経緯

児島湖流域の水質の悪化などを受け、浄化対策として岡山県は昭和49年に児島湖流域下水道整備総合計画を策定した。県と関係市町（本市、倉敷市、玉野市、早島町）がそれぞれの役割を担い、共同して運営することを基本理念として設立された。児島湖流域下水道の維持管理に関する業務を受託することを主たる業務とする財団法人である。

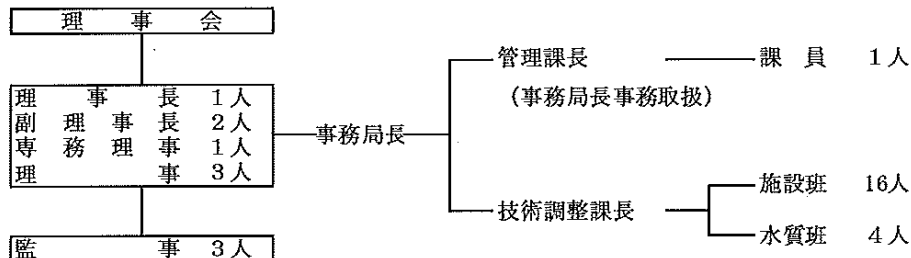
(2) 出捐金

出捐内訳は次のとおりである。

団体名	金額（円）	比率① （％）	流入下水 量	比率② （％）	②÷①
岡山県	15,000,000	50.00	千㎡	-	-
岡山市	9,853,500	32.85	31,057	65.42	1.99
倉敷市	4,587,000	15.29	13,149	27.70	1.81
玉野市	321,000	1.07	1,694	3.57	3.34
早島市	238,500	0.80	1,570	3.31	4.16
合計	30,000,000	100	47,471	100	-

合併による増加以外に、設立当初から出捐金の異動はない。出捐の比率の決定方法は不明とのことであるが、流入下水道量におおむね合致している。

(3) 組織図



4 財務

(1) 平成20年度の決算状況

(貸借対照表)		(収支計算書)	
科目	平成20年度	科目	平成20年度
I 資産の部	214,554	I 事業活動収入	1,384,589
1 流動資産	171,347	①基本財産運用収入	450
普通預金	159,946	②事業収入	1,383,963
その他	11,401	受託事業収入	1,383,921
2 固定資産	43,207	技術者養成事業収入	42
(1)基本財産	30,000	③雑収入	176
(2)特定資産	13,207	④特定預金取崩収入	0
II 負債の部	179,641	II 事業活動支出	1,384,099
1 流動資産	166,434	①事業費支出	1,383,994
2 固定資産	13,207	流域下水道維持管理 業務受託事業支出	1,383,921
III 正味財産の部	34,913	技術者養成事業支出	73
1 指定正味財産	30,000	②管理費支出	105
2 一般正味財産	4,913	事業活動収支差額	490
負債及び正味財産合計	214,554	当期収支差額	490

受託施設の運営を業務とし、自己の固定資産を保有していないので、普通預金と流動負債（未払金、預り金）の残高が突出している。

必要額を予算化し、受託していること、また施設は県のものであり、固定資産を有しないことから、運営は安定している。

(2) 委託

随意契約による委託事業割合は56.3%である。

随意契約が多額になるのは、浄化センター処理施設運転管理の株式会社児島湖下水道管理への管理委託211百万円のためである。この契約は、「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年5月23日法律第31号）」の趣旨に基づき、児島湖流域下水道の整備を行うことにより関係公共下水道区域において、「一般廃棄物処理業（し尿処理等）」を行っていた業者が著しい影響を受け、生活基盤を失うことから、児島湖流域下水道の整備区域を業務区域としている業者が設立した当該会社に政策的見地から委託しているものであり、契約価格の妥当性については検討されている。

5 事業

(1) 本公社の事業の概要

流域下水事業の計画、施設整備は岡山県下水道特別会計が行っている。本公社は、県からの委託に基づき、整備された施設の運営を管理している。

このうち、主要な施設は浄化センターであるが、平成19年度に設置された公園も平成20年度から本公社により管理されている。

本公社の事業は次のとおりである。

ア 児島湖流域下水維持管理業務受託事業

委託者 岡山県 受託金額 1,383百万円（平成20年度）本公社の主事業である。

イ 技術者養成事業

ウ 普及啓発事業

下水道普及啓発用パンフレットの配布、浄化センター施設見学者の案内、自然環境体験公園の管理運営、下水道の日行事関連

エ 調査研究事業

施設の省エネルギー運転に関する調査研究、処理コスト削減に向けた水処理運転方法の最適化に関する調査研究

オ 児島湖流域下水道関連市町担当者連絡会議の実施

(2) 本市の公共下水道

本市公共下水道の計画及び整備状況は次のとおりである。

比率%	項目	本市	うち流域下水	比率%
汚水	認可計画 (ha)	11,125	5,234	47
	整備済排水面積 (ha)	6,606	3,192	48.3
	進捗度 (%)	59.4	61	-
雨水	認可計画 (ha)	5,742	2,889	50.3
	整備済排水面積 (ha)	2,260	843	37.3
	進捗度 (%)	39.4	29.2	-

(意見)

本市の浄水処理に占める児島湖流域下水の割合は高いので、本社の運営方法などについて、本市はより積極的に関与すべきである。

6 契約

(1) 委託契約

ア 再委託の状況

運転保守管理の増加は、委託の中で大きなウエイトを占める(株)児島湖下水道管理に対する施設運転管理業務委託の委託費増加に伴うものである。このほか、運転保守管理関係の主要契約の推移は次のとおりである。

項目	契約方法	H17	H18	H19	H20
合計	—	217,493	225,747	234,742	252,258
施設運転管理業務委託	a 特命随意契約	186,270	194,649	203,049	211,449
比率	—	85.6	86.2	86.5	83.8
台帳整備業務委託	b 特命随意契約	7,035	7,350	6,720	11,404
場内樹木管理業務	c 指名競争入札	7,350	7,560	7,560	7,560
用水路周辺樹木管理業務委託	d 指名競争入札	5,775	5,985	5,775	5,985
自然環境体験公園樹木等管理業務(北)	e 指名競争入札	—	—	—	5,985
自然環境体験公園樹木等管理業務(南)	f 指名競争入札	—	—	—	3,885

(意見)

このうち場内樹木管理業務、用水路周辺樹木管理業務は、指名競争入札を行っているものの、設定価格は年度によって異なるが、落札額は同じ業者が継続して同額程度となっている。植栽などの生き物に関する業務であり、同じ業者が継続して管理することが望ましい業務である可能性もあるが、それならば指名競争入札を行う意義は少なく、随意契約で行うべきである。逆に随意契約とする理由がないのであれば、金額が規定では指名競争入札になっているとしても、一般競争入札にするか、管理状況が極めて優秀なのであれば、総合価格を取り入れるなど、入札方法の変更検討が望まれる。

イ 入札

平成20年度の入札のうち、百万円を超えるものから10件を抽出し、契約時の入札、業務終了時の検収が行われていることを確認した。

これらの入札者数、落札率は次のとおりである。

項目	場内樹木管理業務	用水路周辺樹木管理業務委託	自然環境体験公園樹木等管理業務(北)	自然環境体験公園樹木等管理業務	管理棟庁舎内外清掃業務	消防設備保守点検業務	無停電電源装置点検業務	VVVF装置精密点検業務	各種測定業務	水質・汚泥分析業務
	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
入札者数	5	5	5	5	14	5	6	3	3	5
落札率%	95.5	97.4	91.9	72.3	95.2	97.4	88.6	100.0	82.7	41.1

①で同じ業者が継続して落札している契約c・dは同種の新規の入札e・fに比べて落札率が高どまりしている。

jは、落札率が100%であるが、入札がすべて予定価格を超えていたため複数回の入札を行った経緯による。

(2) 出向契約

浄化センターは、プラントを建設した会社からの出向者により運転されている。委託によらない理由は、浄化センター建設時の地元との約束により、施設の運転は本公社職員が行うこととされているため、とのことである。

出向契約の推移は次のとおりであり、契約内容は、運転に必要な人員見積もりによっている。契約は出向元から人件費実費を徴収し、これに国規定の設計書に従い、10%の管理費を乗せて支払っている。

年度	金額(千円)	人数(名)	契約先	備考
H17	72,240	9	三井造船(株)岡山支社	
H18	72,240	9	三井造船(株)岡山支社	
H19	72,240	9	三造環境エンジニアリング(株)	事業分割され子会社が承継
H20	71,040	9	三井造船環境エンジニアリング(株)岡山支店	社名変更
H21	71,040	9	三井造船環境エンジニアリング(株)岡山支店	

(意見)

出向契約については、入札によらず、また再委託の内訳には出ないことから、委託に比べ、透明性には欠けるので、浄化センターの運転方法の変更の可能性についての検討を行う必要があると考える。

7 課題

本公社は、流域下水道事業を運営するために設立されている。

下水道事業のなかでも、汚水処理施設である浄化センターは主要施設であるが、これはいわゆる迷惑施設に分類され、近隣での建設が反対されることも多く、福祉施設や公園などの設置も含め各種の事業で対応されることが多い。

流域下水運営事業自体を民間事業者包括委託する自治体も出ているが、当施設では、浄化センター建設時の地元との約束により、公的団体が直営で運営することを求められている。

(意見)

建設途上である浄化センターにおいて、地元住民の理解を得るよう随時協議を行うとともに、建設当初に協議した意図と現在の実態がかい離していないかの検討は定期的に行うことが望まれる。

第12 財団法人児島湖浄化センター周辺対策基金

1 団体の概要

代表者	黒田 晋 (玉野市長)			所在地	玉野市宇野一丁目27番1号				
所管課	下水道局企画総務課		設立年月日	昭和57年3月					
設立目的	児島湖浄化センター周辺地域の環境整備を図り、もって周辺地域の健全な発展に資することを目的とする。								
事業内容	① 児島湖浄化センター及び周辺地域の環境保全に関する事業 ② 周辺地域の生活環境整備に関する事業 ③ その他基金の目的を達成するために必要な事業								
主要事業 (平成20年度)	事業名	事業内容			決算額 (千円)				
	周辺環境整備	児島湖の環境整備業務			4,158				
機能	行政サービス提供型のうち、行政代行型								
本市からの財政支出 (千円)	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	委託料	0	0	0	0	0			
	指定管理料	0	0	0	0	0			
	補助金	0	0	0	0	0			
	その他	0	0	0	0	0			
	計	0	0	0	0	0			
役員員数(人) (平成20年4月1日現在)	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	うち民間出身者	正規職員	うち本市派遣職員	うち本市OB職員	非正規
	人数	0	10	10	0	0	0	0	0
財政状況 (千円)	平成18年度～平成20年度の3か年は、いずれも当期収支が黒字であり、合計額は10,167千円である。								
	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	総収入額	140	385	3,404	8,991	4,299			
	総支出額	5,663	4,999	940	1,320	4,267			
	うち人件費	1,680	1,686	0	0	0			
	差引収支額	△5,523	△4,614	2,464	7,671	32			
	総資産額	503,601	349,174	351,637	359,308	359,340			
	総負債額	149,770	0	0	0	0			
正味財産額	353,831	349,174	351,637	359,308	359,340				
出捐状況	出捐金	344,981千円	総出捐金に占める本市の出捐金の割合		115,223千円	33.4%			

2 チェック項目の充足状況（○問題なし，×指摘，△意見，T意見（提言又は問題意識），
—該当なし）

区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	—	玉野市市長が理事長であり、非常勤である。玉野市の職員が職務の一環として事務を行っている。役員を含め、常勤者はゼロであり、この意味で理事長だけを常勤とすることも合理的とは思われない。
2 職員配置や定員管理は適正か。	—	専任職員はいない。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	—	役員に占める民間企業経験者ゼロ 事業が補償事業であり、限定されている。
4 役員任期・報酬は適正か。	○	あて職である。報酬はゼロ。任期の定めはあるが、継続されている。
5 役員・職員の定年制はあるか。	—	職員はいない。役員については同上である。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	—	職員自体がない。
7 民間企業経験者，人材派遣，アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	—	同上
8 本市職員の派遣は必要かつ適正か。	—	同上
9 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	—	同上
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	—	同上
11 財務数値は適正か（①流動比率，②自己資本比率，③経常収支比率）	○	（1）流動比率 - %，負債なし（2）自己資本比率100%，（3）経常収支比率100.8%
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	×	1億円については、金利変動リスク、流動性リスクの高い商品で運用されている。3億4千万円の基本財産の一部の運用であり、他の資産の運用益でも事業の継続は可能であることなどを検討して決定されており、低金利の中で、運用益で事業を行うタイプの本財団であることから、利回りの高い商品を探すことは当然ではあるが、やや流動性リスクの認識が甘かったと考える。
13 本市の財政支出に依存していないか。	○	事業は基本財産の運用資金により実施されており、本市からの毎年の財政支出は0である。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	○	管理費率2.6% 玉野市役所が事務を行っており、実質的には管理費を負担している。
15 補助金は適正か。	—	該当なし。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	—	該当なし。
17 不要な積立金はないか。	—	積立金はない。
18 非営利法人において、収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	—	収益事業は実施していない。
19 不動産について時価を計算し、定期的に含み損益を計算しているか。	—	不動産は保有していない。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	T	中長期的の目標、計画はないので、策定すべきである。

区分	評定	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	－	行っていない。そもそも、団体の目的から見て不要である。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	－	同上
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	－	同上
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	－	同上
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	○	玉野市職員が職務として実施している業務であり、適正に対応されている。
26 情報公開を制度化しているか（ホームページの活用を含めて）。	△	情報公開は玉野市の条例に従っているが、ホームページでの公開は実施されていない。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	－	受託がないため、再委託される対象がない。
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	－	該当なし。
29 施設の工作物責任及び管理上の責任を追及される法的リスクはないか。	－	同上
30 不要な事業所、施設、設備等はないか。	－	もともと、事業所、施設は全く保有していない。
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	－	事務効率を図る余地はほとんどない。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	－	該当なし。
33 効果的な職員研修を行っているか。	－	すべての業務を玉野市職員が行っているため、該当事項はない。
34 理事会（取締役会）への理事（取締役）及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がされているか。	○	理事はあて職であり、関連自治体の首長が理事になっている。このため、出席は委任状又は代理であるがやむを得ない。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論が行われているか。	○	地元関係者が評議員となっていて、要望を聞き取る場になっており、出席率等は問題ない。
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的に実施されているか（現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む。）。	△	監事による監査報告は徴収されているが、現地で調査の上報告したものではなく、証憑等を持参し、監査を受けている。監事に対しても理事会の議事内容を報告すべきである。
37 コンプライアンス（法令遵守）体制は確立されているか（コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等）。	○	玉野市役所職員が職務として実施しているので、実質的には玉野市のコンプライアンス体制に準じている。
38 契約事務は適正か。	○	玉野市の契約規程に準じて実施されている。
39 出納は適正か。	○	現金は保有せず、すべての入出金は預金通帳を通して。出金時には玉野市の会計規則に準じて決済をとっている。預金通帳と印鑑も管理者が分離され、別途保管されている。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	○	玉野市の規程に準じて実施されている。

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	—	職員はいない。
42 固定資産、備品の管理は適正か。	—	当財団独自の固定資産、備品はない。
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	T	理事に関連自治体の首長が就任しており、理事会への出席が困難であること等から公益認定がなされるかどうかは現在のところ不明確である。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	—	該当なし。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	—	同上
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	—	同上
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	—	同上
48 指定管理の協定内容に問題はないか。	—	同上
49 設立目的自体が不合理な団体はないか。	O	児島湖浄化センター周辺地域の環境整備を図り、もって周辺地域の健全な発展に資することという設立目的は問題ない。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出捐金は適正か。	O	当初の流域下水道の負担比率とほぼ一致している。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	O	流域下水道事業の中核施設である児島湖浄化センターが建設途中であることなどから設立目的は依然ある。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	O	同上
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	O	同上
54 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。	—	同上
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	—	職員はいないが、複数自治体による流域下水道事業の地元地域補償事業のために設立された団体であり、自主的な事業を行う目的の団体ではない。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	O	累積欠損金はない。
57 法人形式（株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式）が不合理な団体はないか。	O	他の法人形式では運営が困難である。
58 営利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	—	営利法人ではない。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	O	必要ない。
60 解散又は統廃合すべき団体はないか。	O	同上

3 組織

(1) 経緯

児島湖流域の水質の悪化などを受け、浄化対策として岡山県は昭和49年に児島湖流域下水道整備総合計画を策定し、53年に児島湖流域下水道事業に着手した。この事業の中核施設である児島湖浄化センターの設置にあわせ、その周辺地域の環境整備を図り、地域の健全な発展に資するために設立された財団である。

(2) 職員数

職員数は0であり、業務は玉野市職員が行っている。

4 財務

(1) 平成20年度の収支の状況、貸借の内訳（財産目録）は次のとおりである。

科目	金額 (千円)
基本財産運用収入	4,299
当期収入合計	4,299
繰越金	14,327
収入合計	18,626
事業費	4,158
周辺環境整備費	4,158
防犯灯の設置	3,308
清掃の助成4団体	850
運営管理費	110
会議費	26
消耗品費	1
公課費	21
支払利息	61
当期支出合計	4,267
当期収支差額	32
次期繰越収支差額	14,359

科目	金融機関	金額 (千円)
流動資産		14,359
普通預金	中国銀行	14,359
基本財産		344,981
定期預金	中国銀行	853
コミュニケーションベスト	岡三証券	200,000
京都府公債	岡三証券	31,500
神戸市公債	岡三証券	12,697
国債	日興コーディアル証券	99,931

5 事業

水洗化補助や水洗化割増補助は概成しているが、浄化センターは未だ建設中であり、今後、地域のコミュニティ施設の整備など本財団の目的に合致する事業を実施することになる。

6 経営管理

(1) 理事会

理事会は、毎年の事業計画の承認、事業報告、理事及び監事の選任など、寄付行為により必要とされる都度開催されているが、すべて書面決議であり、玉野市職員が持参し、説明のうえ押印してもらっている。

寄付行為によっても、書面又は代理出席を認めているが、本来は理事会を招集し、出席できない場合に書面決議を行うことが妥当と思われる。ただし、理事の構成を見ると、出捐団体の首長が就任しており、実際に理事会を開催することも難しいと考えられる。

(2) 監査

(意見)

監事による監査報告は徴収されているが、現地で調査の上報告したものではなく、証憑等を持参し、監査を受けている。

監事に対しても理事会の議事内容を報告するべきである。

(3) 契約事務

契約事務も玉野市の会計規則に準拠して実施されている。

平成20年度の請負契約1件3,307千円について契約時の資料を閲覧したところ、玉野市の基準に従い、入札により契約され、検収も行われている。

(4) 投資の決定

基本財産のうち、2億円は仕組債と呼ばれる金融商品で運用されている。運用開始時の決済、運用状況の報告などは、規定どおり実施されている。

この仕組債は、2種に分けて1億円ずつ購入されている。これらは、一定の条件により金利が変動するもので、もともとの投資期間は極めて長期に設定されているが、利息の累計が元本に対して一定割合に達した時点で償還されるというものである。

このうち1億円は、21年度で償還されるが、残りの1億円は、円高になると金利が下がるタイプの商品である。利払いは年に1回、ドルが108.7円より円高になると利息がゼロになり、累積利息が6%に達すると償還される。平成21年10月現在で、累積利息は3%であり、円高が進んでいることから、当面の償還の見込みはたっていない。平成19年2月に発行された30年期日のものであり、償還日は平成49年2月となっている。

(指摘事項)

1億円については、金利変動リスク、流動性リスクの高い商品で運用されている。3億4千万円の基本財産の一部の運用であり、他の資産の運用益でも事業の継続は可能であることなどを検討して決定されており、低金利の中で、運用益で事業を行うタイプの本財団であることから、利回りの高い商品を探すことは当然ではあるが、やや流動性リスクの認識が甘かったと考える。

7 課題

(意見)

公益認定を受けるか一般財団に移行するかの方針決定とともに、理事会の運営方法や残余財産の帰属についても決定する必要があると考えられる。

この過程で、事業の規模が決定されれば、岡山県又は玉野市の基金として運営するなどの方法を検討すべきである。

第13 財団法人吉井川水源地域対策基金

1 団体の概要

代表者	高谷 茂男（岡山市長）		所在地	岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県土木部河川課内					
所管課	企画局		設立年月日	昭和54年4月					
設立目的	基金は、吉井川水系におけるダム等の建設に伴い必要となる水没関係住民の生活再建対策と水没関係地域（水源地域及びその周辺地域をいう。以下同じ。）の振興対策に必要な資金の貸付、交付等の援助及び調査を行うことにより、当該ダム等の建設促進、水没関係住民の生活安定及び水没関係地域の発展に資することを目的とする。								
事業内容	①関係地方公共団体が講ずる水没関係住民の代替不動産取得に必要な措置に対する資金の貸付、交付等の援助、②関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の生活安定に必要な措置に対する資金の貸付、交付等の援助、③関係地方公共団体等が講ずる水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の貸付、交付等の援助、④水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興に必要な調査及びその受託、⑤その他基金の目的を達成するために必要な事業								
主要事業 (平成20年度)	事業名	事業内容		決算額（千円）					
	水源地域振興事業補助金交付事業	ダム建設に伴う水源地域への補償事業		197,756					
機能	行政サービス提供型のうちの行政代行型								
本市からの財政支出（千円）	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	委託料	0	0	0	0	0			
	指定管理料	0	0	0	0	0			
	補助金	0	0	0	0	0			
	負担金	38,341	37,748	32,442	23,247	14,915			
	計	38,341	37,748	32,442	23,247	14,915			
役員員数（人） (平成20年4月1日現在)	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規職員	うち本市 派遣職員	うち本市 OB職員	非正規
	人数	0	13	13	0	6	0	0	0
財政状況 (千円)	平成18年度～平成20年度の3か年において、平成20年度は収支差額が赤字となっている。								
	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	総収入額	372,700	275,319	272,921	187,633	159,269			
	総支出額	390,833	254,407	251,138	186,001	199,902			
	うち人件費	0	0	0	0	0			
	差引収支額	△18,132	20,913	21,784	1,632	△40,632			
	総資産額	213,795	229,166	245,424	247,047	206,458			
	総負債額	11,000	5,500	0	0	0			
正味財産額	202,795	223,666	245,424	247,047	206,458				
出捐状況	出捐金	105,673千円	総出捐額に占める市の出捐額の割合		34,695千円	32.8%			

2 チェック項目の充足状況（○問題なし，×指摘，△意見，T意見（提言又は問題意識），
—該当なし）

区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	—	本州市長が理事長であり、非常勤である。岡山県河川課の職員が職務の一環として事務を行っている。役職員を含め、常勤者はゼロであり、この意味で理事長だけを常勤とすることも合理的とは思われない。
2 職員配置や定員管理は適正か。	—	専任職員はいない。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	—	役員に占める民間企業経験者はいない。事業が補償事業であり、限定されている。
4 役員任期・報酬は適正か。	○	あて職である。報酬はゼロ。任期の定めはあるが、継続されている。
5 役員・職員の定年制はあるか。	—	職員はいない。役員については同上である。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	—	専任職員がいない。
7 民間企業経験者，人材派遣，アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	—	同上
8 本市職員の派遣は必要かつ適正か。	—	該当なし。
9 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	—	同上
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	—	同上
11 財務数値は適正か（①流動比率，②自己資本比率，③経常収支比率）	○	（1）流動比率-%，負債なし（2）自己資本比率100.0%（3）経常収支比率123.9%。H20年度は特殊事情により80%であるが、各自治体の負担金で支出を賄うため通常はほぼ100%である。
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	○	岡山県の規定に従っており、元本が保証された国債等以外では運用していない。
13 本市の財政支出に依存していないか。	○	本市の負担割合は、県に次いで高いが、それでも9.4%である。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	○	岡山県担当部署で事務作業を実施しているため、管理費は縮減され、実質的には岡山県が負担している状況である。
15 補助金は適正か。	—	該当はなし。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	—	委託事業はない。
17 不要な積立金はないか。	○	積立金は計上されていない。
18 非営利法人において、収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	—	収益事業は実施していない。
19 不動産について時価を計算し、定期的に含み損益を計算しているか。	—	不動産はない。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	○	もともと、水源地域の総合計画に基づき、事業計画策定の上、負担金が決定されている。

区分	評定	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	－	行っていない。そもそも、団体の目的から見て不要である。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	－	同上
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	－	同上
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	－	同上
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	○	県職員が職務として実施している業務であり、岡山県個人情報保護条例に従って処理されている。
26 情報公開を制度化しているか（ホームページの活用を含めて）。	○	財務内容等をホームページで公開している。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	－	受託がないため、再委託される対象がない。
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	－	該当なし。
29 施設の工作物責任及び管理上の責任を追及される法的リスクはないか。	－	同上
30 不要な事業所、施設、設備等はないか。	○	同上
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	T	事務効率を図る余地はほとんどないが、強いて挙げれば、理事会等を外部ではなく、県の会議室等で実施すればコストダウンになる。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	－	該当なし。
33 効果的な職員研修を行っているか。	－	岡山県河川課職員が事務を行っており、県職員として職務に必要な研修を受けており、担当職員の自己研鑽を行っている。
34 理事会（取締役会）への理事（取締役）及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がされているか。	○	理事はあて職であり、自治体首長のため、委任等が多い。現状は過年度の起債の償還業務を行っているだけであるので、やむを得ない。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論はなされているか。	－	該当なし。
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的に実施されているか（現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む。）。	○	県の監査委員による監査対象になっている。また、公益法人会計改正など必要に応じて公認会計士の指導を受けている。監事に対しても理事会の議事内容を報告すべきであるが、実質的には説明されている。
37 コンプライアンス（法令遵守）体制は確立されているか（コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等）。	○	岡山県職員が職務の一環として事務を実施しており、県事務と同等のコンプライアンス体制にある。
38 契約事務は適正か。	－	該当なし。
39 出納は適正か。	△	現金の出金が口座の払込よりも早いケースがあり、県職員による立替が行われていると考えられる。本来は仮払金として出金し精算すべきであるので、その旨を岡山県に伝えることが望ましい。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	○	県の職務の一環として、県の規則に従って行われている。

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	—	職員はいない。
42 固定資産、備品の管理は適正か。	—	本財団独自の固定資産、備品はない。
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	T	理事に関連自治体の首長が就任しており、理事会への出席が困難であること等から公益認定がなされるかどうかは現在のところ不明確である。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	—	該当なし。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	—	同上
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	—	同上
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	—	同上
48 指定管理の協定内容に問題はないか。	—	同上
49 設立目的自体が不合理な団体はないか。	○	法規に従い設立された団体である。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出捐金は適正か。	○	本市の利水による利益を考慮すると、出捐は合理的である。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	○	補償対象自治体が事業実施のために既存に借入れた債務の償還業務だけになっているが、償還期間までは事業が残っている。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	○	支出予定額はほぼ確定しており、本市を含む負担自治体からの負担金徴収と、対象自治体への交付業務が残る。ただし、対象自治体の債務の返済が終了するのは平成48年である。
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	—	個別の事業の水源地域対策事業のために設立された団体である。
54 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。	—	同上
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	—	もともと複数自治体による水源地域対策事業のために設立された団体である。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	○	累積欠損金はない。
57 法人形式（株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式）が不合理な団体はないか。	○	他の法人形式では運営が困難である。
58 営利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	—	営利法人ではない。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	○	出資の引揚げは必要ない。
60 解散又は統廃合すべき団体はないか。	○	目的事業が終了するまでは存続が求められる。

3 組織（平成20年4月）

(1) 経緯

苦田ダムは治水に加え、利水容量を持つ多目的ダムである。ダム建設にあたり、利水容量を確保し水道等の水源としての恩恵を受ける下流地域自治体が、水源地域振興事業などへの協力を行うために設立された。

(2) 職員

岡山県河川課が事務を行っており、本市の財団職員はいない。

4 財政

(1) 平成20年度収支、貸借の内訳

財産目録		収支計算書	
科目	金額(千円)	科目	金額(千円)
I 資産の部	206,458	(収入の部)	306,075
1 流動資産	59,109	1 事業活動収入	159,269
現金預金	49,114	① 基本財産運用収入	1,421
普通預金 中国銀行県庁支店	710	② 負担金収入	157,288
定期預金 中国銀行県庁支店	10,000	水源地域振興事業負担金収入	157,288
定期預金 トマト銀行岡山県庁支店	10,000	③ 雑収入	560
譲渡性預金 みずほ信託銀行岡山支店	28,404	2 投資活動収入	5,468
投資有価証券	9,995	(支出の部)	246,966
短期国債 第556回政府短期証券	9,995	1 事業活動支出	199,902
2 固定資産	147,349	① 水源地域振興事業費	197,756
基本財産	105,753	② 運営管理費	366
普通預金 みずほ信託銀行岡山支店	6,073	③ 負担金返還支出	1,780
投資有価証券	99,680	2 投資活動支出(特定預金支)	47,064
特定資産	41,596	当期収支差額	△ 82,229
水源地域振興事業積立預金	41,596	次期繰越収支差額	59,109
譲渡性預金 みずほ信託銀行岡山支	41,596		
II 負債の部	0		
正味財産	206,458		

ア 基本財産

寄付行為により、資産は理事会の定める方法により、理事が管理することとされ、郵便官署もしくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国公債その他確実な有価証券にかえて保管する、とされている。

(意見)

本財団の資産の運用については、別に定められた「事務局規程」により、事務局の所轄事務とされており、理事長の決済はとられていない。また、運用に必要な印鑑も県で管理されている。小規模団体であるため、理事長の選出方法を変えなければ、現実的には現在の方法による以外に方法はないと思われるが、事務局に多大な責任が課されている現状にある。運用方針や運用結果については理事会に報告し、議事録に記録することが望まれる。

イ 資金

平成20年度は加入した3町に係る過年度負担金の調整により、単年度を見ると正味財産が減少している。この調整は20年度から5年間で行われる。

このような特殊事情を除き、過去5年間を見ると、継続して資金は余剰である。

事業支出は各出捐団体であらかじめ定めた負担率に応じて年度ごとに本財団に入金され、管理費も基本財産等の運用利回りを下回るため、徐々に資金は溜まっており、2億円強の額が余剰となっている。

ウ 平成20年度の収支の赤字

平成20年度に収支が赤字になっている理由は、基金の余剰資金により、各構成団体の負担金の軽減を行うとともに(3,500万円分)、平成14年に3町が加入したことによる負担金の調整を平成20年度から5年をかけて行うことにして、その最初の年度の調整(約550万円分)を構成団体の負担金から軽減したためである。

5 事業

(1) 事業の内容

ア 水源地域振興事業補助金交付事業

水源地域対策特別措置法に基づき、「吉井川水系吉井川苦田ダムに係る水源地域整備計画(この項では以下「整備計画」と呼ぶ)」（平成7年12月）に規定された事業のうち、鏡野町が負担する額の半分、受益者負担金の5分の1を負担する。

イ 生活再建対策事業

水没地域の住民の移転のための貸付、協力金の支払などを行ってきたが、事業自体は平成13年度で終了している。

ウ 調査広報事業

(2) 支出手続

事業は、鏡野町からの要望に基づき、県がとりまとめ、計画をたて、構成自治体の担当課長会議(10月前後)にかけ、各構成自治体は来年度の予算枠をとる。

本財団は鏡野町からの事業計画書に基づいて予算書を作成し、理事会で承認を受ける。なお、県は実施事業のうち、水源地域対策特別措置法で認定を受けた事業(水特事業)について、毎年5月に国土交通省にて進捗状況等の説明を行っている。

このため、事業が実施される年度では、予算に基づき鏡野町から交付申請が行われ、各自治体からの毎年の負担金を原資として町に支出し、実際の支出額に基づき、翌年度に精算されている。

(3) 負担割合

事業の各自治体等の負担割合は、ダムの建設費のうち、治水の割合分(61.2%)については県が負担し、利水38.8%は依存水量の比率により各利水者が負担する。本市の負担割合は約15.7%である。

平成20年度では、過年度に実施した振興事業に係る起債の償還を行っている。水源地対策事業は、事業主体が地元の町である場合、町で起債される。この返済の財源の一部を基金からの収入によることになる。本財団は、毎年負担金を予算組して各自治体から収入する。すでに水源地対策として実施された事業の借入であり、本財団の負担を行わないという決定は事実上不可能である。

法的には事業主体では長期起債するので、議決を経るが、実際に債務の半分を負担す

る自治体では毎年度の予算で対応されるという枠組みにあり、本財団に負担金を払っている各自治体から見ると、どこにも表現されていない将来債務があることになる。

平成22年から償還までの、本市も負担する水特事業の元本利息合計は、35億円であり、この半分を本財団が負担し、さらに本市の負担割合は15.7%であるので、約276百万円の認識されていない将来債務が確定していることになる。

6 経営管理

(1) 理事会

理事会は、事業報告、理事及び監事の選任など、寄付行為により必要とされる都度開催されているが、年に1度の理事会以外は書面決議によっている。

業務自体は岡山県職員が行っているが、理事長・副理事長には別途資料を持参し、運営内容等を説明しているとのことである。

(2) 監査

監事による監査報告は徴収されているが、現地で調査の上報告したものではなく、証憑等を持参し、監査を受けている。

理事会が持ち回り決議される場合、監事に対しても理事会の議事内容を報告すべきであるが、監事は首長が理事に就任している自治体の会計管理者2名であり、実質的には説明されている状況であると考えられる。

(3) 出納

現金は保有せず、すべての入出金は預金通帳を通してしている。出金時には岡山県の会計規則に準じて決済を受け、預金通帳と印鑑も管理者が分離され、別途保管されている。

毎年、取引記録と通帳コピー、期末残高の残高証明書等を添えて監事の監査を受けている。全般的に管理状況は良好である。

(意見)

会計記録と通帳とを照合したところ、現金出金日が通帳出金日より半月程度早いものが数件見受けられる。小口現金の制度がないことから、現金による少額の支出は県担当者により立替えられていると考える。本来は、仮払い金として出金し、精算すべきであるので、その旨を岡山県に伝えることが望ましい。

7 課題

(意見)

公益認定を受けるか、一般財団に移行するかの方針決定とともに、余剰金があることから負担金の軽減の検討も必要である。

第 14 岡山花き精算株式会社

1 本会社の概要

代表者	難波 孝			所在地	岡山市南区市場一丁目1番地				
所管課	市場事業部事業課		設立年月日	昭和57年10月2日					
設立目的	次の事業を営むことを目的とする。 ア 岡山市中央卸売市場における業者間の売買代金の精算業務 イ 前号に付随する転貸融資業務 ウ 前各号に付随関連する一切の業務								
事業内容	ア 岡山市中央卸売市場における業者間の売買代金の精算業務 イ 前号に付随する転貸融資業務 ウ 前各号に付随関連する一切の業務								
主要事業 (平成20年度)	事業名	事業内容			決算額(千円)				
	精算事業	岡山市中央卸売市場における花き代金の精算業務			19,185				
機能	会社法人								
本市からの財政支出(千円)	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	委託料	0	0	0	0	0			
	指定管理料	0	0	0	0	0			
	補助金	0	0	0	0	0			
	その他	0	0	0	0	0			
	計	0	0	0	0	0			
役職員数(人) (平成20年4月1日現在)	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規職員	うち本市 派遣職員	うち本市 OB職員	非正規
	人数	1	8	9	8	1	0	0	2
財政状況 (千円)	平成18年度から平成20年度の3か年において、いずれも当期収益が赤字であった4団体のうちの1団体である。								
	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	総収入額	22,344	21,930	20,063	19,325	16,582			
	総支出額	21,843	20,533	20,171	20,098	19,185			
	うち人件費	11,050	10,262	10,470	10,320	9,908			
	差引収支額	501	1,397	△108	△773	△2,603			
	総資産額	280,052	325,840	295,484	316,623	353,925			
	総負債額	210,696	256,458	226,582	248,564	288,648			
	純資産額	69,356	69,382	68,902	68,059	65,277			
出資状況	出資金	6,000千円	総出資額に占める本市の出資額の割合		2,400千円	40%			

2 チェック項目の充足状況（○問題なし，×指摘，△意見，T意見（提言又は問題意識），
—該当なし）

区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	T	代表取締役は、岡山総合花き株式会社代表取締役と兼務であり、厳密な意味では常勤ではない。常勤の代表取締役の選任を検討すべきである。
2 職員配置や定員管理は適正か。	△	職員数は3人で、適正に配置されているが、事務長（総括）と職員（経理）の統合を検討すべきである。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	○	役員9人中、本市職員を除く8人が民間企業経験者で、そのうち6人が市場関係者である。
4 役員任期・報酬は適正か。	△	定款によれば、取締役の任期は2年、監査役の任期は4年。非常勤役員の4人と監査役2人にも報酬が支給されている（平成20年度は600千円）が、少額である。本市の職員である監査役にも月額5千円が支給されているが、不要である。
5 役員・職員の定年制はあるか。	T	役員の定年はない。職員の定年は満60歳と就業規則に規定されている。役員についても定年制を設けるべきである。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	○	プロパー職員を活用している。職員3人中1人がプロパー職員である。
7 民間企業経験者、人材派遣、アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	○	嘱託職員2人を活用しており、多様な人材活用を図っている。
8 本市職員の派遣は必要かつ適正か。	—	本市から職員の派遣はない。
9 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	—	本市OB職員はいない。
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	T	正規職員の給与については、本市の規定を準用しており、独自の制度ではない。また、業績の低迷により、インセンティブ制度は導入されていない。
11 財務数値は適正か（①流動比率、②自己資本比率、③経常収支比率）	T	（1）流動比率 191.9%、（2）自己資本比率18.4%、（3）経常収支比率86.4%。経常収支比率が100%未満であり、支払能力が弱い。
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	—	株式会社であり、該当なし。
13 本市の財政支出に依存していないか。	—	本市からの財政支出はない。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	T	管理費15,961千円（管理費比率82.9%）と高い。平成19年度は16,313千円（管理費比率80.9%）であり、管理費は増加している。
15 補助金は適正か。	—	本市からの補助金はない。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	—	本市からの委託事業はない。
17 不要な積立金はないか。	○	積立金はない。
18 非営利法人において、収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	—	株式会社であり、該当なし。
19 不動産について時価を計算し、定期的に含み損益を計算しているか。	—	不動産を所有していない。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	T	中長期の目標、計画はないので、策定すべきである。

区分	評定	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	—	株式会社である。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	T	特に検討はなされていないので、今後検討すべきである。
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	T	精算業務ではあるが、取引額が減少しているので、営業の強化は必要である。
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	△	顧客満足度の調査を行っていないので、実施、分析すべきである。
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	△	個人情報保護規程とマニュアルは策定されていないので、策定すべきである。
26 情報公開を制度化しているか（ホームページの活用を含めて）。	△	事業内容や財務内容を公開していないが、本市の外郭団体である以上公開すべきである。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	—	本市からの委託事業はない。
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	T	精算業務が事業であり、常時金銭を預かっており、盗難等のリスクはあるが、集金後は直ちに預金口座に入金されるためリスクは少ない。
29 施設の工作物責任及び管理上の責任を追究される法的リスクはないか。	○	施設管理を行っていない。
30 不要な事業所、施設、設備等はないか。	○	特になし。
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	○	特に行っていない、事業内容からみて問題はない。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	—	該当はなし。
33 効果的な職員研修を行っているか。	T	職員研修は実施していないので、実施すべきである。
34 理事会（取締役会）への理事（取締役）及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がされているか。	×	平成20年4月28日：取締役8人、監査役1人出席。同年9月30日：取締役4人、監査役2人出席。同年11月28日：取締役7人、監査役1人出席。平成21年1月30日：取締役7人出席。同年3月27日：取締役7人、監査役1人出席。出席率が少なく、議論も不十分である。平成20年度の取締役会は4回規定通り開かれているが、3か月以上空いている。会社法上取締役は3か月に1回開催される必要があるが、なされていない。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論はなされているか。	—	株式会社である。
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的になされているか（現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む。）。	△	監査役監査には、公認会計士等の専門家を選任すべきである。
37 コンプライアンス（法令遵守）体制は確立されているか（コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等）。	△	コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。
38 契約事務は適正か。	○	買参人との基本契約、リース契約等適正に行われている。
39 出納は適正か。	○	代金を現金で持参してくる場合があるが、ただ地に銀行口座に入金していて、出納簿を作成している。現金としての保管は2万円程度である。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	△	文書管理規程、事務処理規程は策定されていないので策定すべきである。

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	○	就業規則に基づき、適正になされている。
42 固定資産、備品の管理は適正か。	×	リース資産以外の固定資産はない。備品台帳は作成されていないので、作成すべきである。
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	—	株式会社であるので、該当なし。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	—	該当なし。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	—	同上
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	—	同上
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	—	同上
48 指定管理の協定内容に問題はないか。	—	同上
49 設立目的自体が不合理な団体はないか。	○	岡山市中央卸売市場における花きの取引代金の早期・公正・確実な決済を実現するという設立目的は合理的である。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出損金は適正か。	T	岡山市中央卸売市場における花きの取引代金の早期・公正・確実な決済を実現するという設立目的からすれば、2,400千円の出資は合理的であると考える。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	○	本会社が確実に卸、仲卸、売買参加者の精算業務を行うことは、市場の信頼性や業務の効率性から必要性は薄れていない。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	T	市場外取引の増加に伴い、岡山市中央卸売市場における花きの取引高は減少し続けており、さらに減少すれば本会社の存在意義も希薄化する可能性はある。
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	—	もともと民間事業者として設立されている。
54 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。	○	特になし。
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	T	職員数は3人。収入は16,582千円。職員数は比較的小規模である。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	○	累積欠損金はない。
57 法人形式（株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式）が不合理な団体はないか。	○	株式会社という法人形式は合理的である。
58 営利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	T	本市の出資割合は40%で50%未満なので、会社を支配できていない。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	△	本市の出資割合は40%、役員9人中本市職員は監査役の1人で、本会社は本市の関与をさほど受けずに花きの精算業務を行っていること、本会社が精算業務を行っている取引先は303社（平成20年度）で、直接的には不特定多数の市民の利益になっていないことなどから本市は出資の売却を検討すべきである。
60 解散又は統合すべき団体はないか。	○	実施している事業自体は、市場の信頼性やその業務の効率性の観点から必要であるので、解散の必要性はない。

3 財務

(1) 平成20年度の決算状況

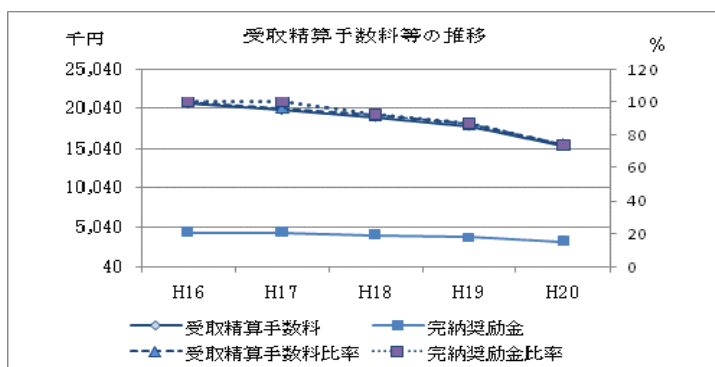
科目	H20
資産の部	353,925
流動資産	353,576
現金預金	167,459
未収清算金	186,090
未収入金	2,025
貸倒引当金	△2,000
固定資産	349
負債の部	288,648
流動負債	184,248
未払精算金	183,192
その他	1,056
固定負債	104,400
預り保証金	104,400
純資産の部	65,277
資本金	10,000
利益剰余金	55,277
うち役員退職慰労積立金	2,846
負債・純資産の部合計	353,925
科目	H20期
受取精算手数料	15,449
販売費一般管理費	19,184
うち役員報酬	600
うち役員退職金	0
うち完納奨励金	3,224
営業利益	△3,735
営業外収益	1,132
うち受取利息	1,042
営業外費用	0
経常利益	△2,603
特別利益	0
税引前当期純利益	△2,602
法人税及び住民税等	71
当期純利益	△2,673

(2) 財務分析

ア 受取精算手数料

本会社の収益源である受取精算手数料は減少傾向にある。経費のうち、完納奨励金は代金が精算された場合の割戻的な性格のものであるが、これも売上と同様の動きをしている。

受取精算手数料及び完納奨励金の推移は、次のとおりである。



受取精算手数料

$$= \text{清算金取扱額 (売買成立額)} \times \text{手数料率 (3/1,000)} \times \text{消費税 (1,05)}$$

$$\text{完納奨励金制度} : \text{完納金額} \times \text{バック率 (8/10,000)}$$

(意見)

現状では、過去の貯蓄により運営を維持している状況といえる。市場参加者の減少とともに営業量が減少している状況であり、運営方法の抜本的な見直しを行

わなければならない状況にある。

4 事業

(1) 事業取引の状況

平成16年度から平成20年度までの取引業者の推移は次のとおりである。

(単位：件)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
業者数	344	327	320	313	303

(2) 花きの売買代金精算業務の実際の運用

本会社における花きの売買代金精算業務の運用は次のとおりである。

	月～金	土・日	月	火	水	木	金	翌週金曜
卸	請求書作成							
仲卸	同上		売買代金 請求書 ↓					
精算会社			売買代金 集計 ↓ 請求額通 知書			第1回目 引落とし不 能先へ連 絡 ↓		代払引受停止 措置 ↓
買参者			配布 (基準日) ↓	請求額に ついて異 議申立て、 預金残高 確認	第1回目口 座引落とし(決 算日)	↓	第2回目口 座引落とし (延滞金起 算日)	↓

(指摘事項)

業務運用規程によれば、買受人が延滞金起算日以降も売買代金の入金を怠ったときは、直ちに代払いの引受けを停止することになっている。しかし、実際の運用では、買受人に対して、延滞金起算日からさらに1週間の猶予を与え、延滞金起算日から1週間を経ても売買代金の入金がなかった場合に初めて代払引受停止措置を取っている。

このような運用となったのは、延滞金起算日を過ぎても売買代金の入金ができない買受人が少なからず存在し、運用規程と実態とが乖離しつつあることを受け、平成12年3月29日に開催された取締役会において、業務運用規程の読替えをする旨の取締役会決議を行ったためである。

しかし、業務運用規程そのものの改正は行われておらず、現在の運用では合规性の点で問題がある。

(3) 買受人の売買代金未払状況

平成21年7月から9月にかけての買受人の売買代金未払状況は次のとおりである。なお、その他の期間についても、その数値は概ね同じである。

売渡期間	6/29 ~ 7/3	7/6 ~ 7/10	7/13 ~ 7/17	7/20 ~ 7/24	7/27 ~ 7/31	8/3 ~ 8/8	8/10 ~ 8/12	
決済日経過後	49	40	46	50	50	53	38	
延滞金起算日経過後	18	17	16	19	17	19	12	
延滞金起算日から1 週間経過後	3	3	3	3	4	4	3	
売渡期間	8/17 ~ 8/21	8/24 ~ 8/28	8/31 ~ 9/4	9/7 ~ 9/11	9/14 ~ 9/18	9/21 ~ 9/25	合計	
決済日経過後	41	45	46	48	30	49	585	
延滞金起算日経過後	19	13	13	16	14	16	209	
延滞金起算日から1 週間経過後	3	2	2	2	3	1	36	

(指摘事項)

業務運用規程によれば、代払引受の停止が同一年度内に2回以上になった買受人に対しては、中央卸売市場での代払（買受け）は出来ないものとして取り扱わなければならない。しかし、本会社では、代払引受停止が同一年度内に2回以上になった買受人との関係でも、売買代金され支払われれば、代払停止措置を解除して、以後代払いを続けており、業務運用規程で定められた取扱いがなされていない。

現況の運用で、常習者から貸倒れが発生すると、業務運用規程を曲げて運用していた取締役の管理責任、監査役の監督責任が問われることとなる。

(4) 保証金の納付状況

本会社が買受人（仲卸業者、売買参加者）との間で締結する花き等売渡代金精算委託契約書によれば、買受人から、業務運用規程で定められている保証金を預託してもらうこととなっている。そして、業務運用規程では、買受人の年間仕入額に応じて保証金額を設定している。毎年の取引高によって預託保証金額が決定されることになるから、毎年保証金額の見直しを行っていく必要があり、業務運用規程第7条でも、毎年1回保証金額の見直しを行うものとされている。

しかしながら、平成21年10月時点において、預託した保証金額が業務運用規程で定められた保証金額に満たない買受人は、298人中231人となっており、その割合は約77.3%である。

(指摘事項)

平成元年3月27日以降に参入した売買参加者（78人）に限ってみても、業務運用規程で定められた保証金額に満たない保証金額しか預託していない業者が26人も存在し、その割合は約33.3%にもなっている。かかる状況が合規性の点で問題のあることは明らかであり、早急に業務運用規程で定められた保証金額を預託させるよう対処していくべきである。

(5) 買受け限度額

買受人との間で締結されている花き等売渡代金精算委託契約によれば、一買受代金集金期間内（1週間）の買受限度額は、保証金の5倍と定められているが、この規定を遵守できていない買受人は、平成20年度には4人存在した。

(指摘事項)

少数ではあるが、業務運用規程によれば、買受限度額超過者に対し、「買受限度額超過通知」を作成し、通知すると定められている。この作成通知は行われておら

ず、合規性の観点からは問題がある。

5 株式の売却による本市の関与の解消

本会社は、岡山市中央卸売市場における花きの取引代金の早期・公正・確実な決済を実現させるために設立された精算会社であり、今日に至るまで、岡山市中央卸売市場における花きの円滑な取引の実現に一定の役割を果たしてきたといえる。

しかしながら、近時、市場外取引、直取引の増加に伴い、全国的に市場取引高が減少傾向にあり、岡山市中央卸売市場も例外ではない。特に花き部においては、広島や姫路方面からの攻勢を受けて、市場取引高の落ち込みが著しく、取引業者も減少している。

岡山市中央卸売市場でも、青果部については、組合の代払いによって代金決済されており、精算会社方式を採用していない。

また、現在では取引高の減少に伴い、本会社の経営状況は悪化し、毎期赤字を計上している状況にある。

(意見)

本市の出資割合は40%、役員9人中本市職員は監査役の1人で、本会社は本市の関与をさほど受けずに花きの精算業務を行っていること、本会社が精算業務を行っている取引先は303社(平成20年度)で、直接的には不特定多数の市民の利益になっていないことなどから株式の売却を検討すべきである。

純資産を基に株式を評価すると、15,666千円となるが、実際に売却するとなると、その金額で売却できるとは限らない。

第15 株式会社岡山コンベンションセンター

1 本会社の概要

代表者	岡崎 彬(岡山商工会議所会頭)		所在地	岡山市北区駅元町14番1号						
所管課	経済局観光課		設立年月日	平成12年7月						
設立目的	岡山市駅元町地区第二種市街地再開発事業により建設された駅元町第一開発ビル(フォーラムシティビル)内1階~4階を占める市施設の岡山コンベンションセンターおよび地下駐車場(ママカリパーキング)の運営を行うこと									
事業内容	①コンベンション施設の運営、管理、②コンベンションの企画、誘致、③駐車場の運営、管理、④建物及び設備の管理、運転、保守、点検、整備、⑤飲食サービスの提供、斡旋、手配、⑥宿泊施設、観光施設、運輸交通の斡旋、手配、⑦土産品の販売、⑧イベントの企画、⑨広告代理業務、⑩損害保険代理業務、⑪前号の附帯関連する一切の事業									
主要事業 (平成20年度)	事業名	事業内容				決算額(千円)				
	室料売上	フォーラムの貸室運営事業				304,724				
	関連施設事業	岡山駅西口パーキングの駐車場収入とホテルエクセル岡山の賃貸料収入				157,473				
	料飲売上	フォーラムにおける弁当等の料飲売上高				122,754				
	備品売上	フォーラムにおけるコンベンション用の貸出備品の賃貸料収入				53,802				
	ママカリパーキング	ママカリパーキングの駐車場収入				37,432				
機能	施設管理運営型：公共施設を利用料金制により管理運営しているが、その他に独自に不動産を所有し、管理運営を行っている。一括賃貸により収益を計上しており、他の外郭団体とは異なり高収益体制の運営を行っている。									
本市からの財政支出(千円)	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度				
	委託料	0	0	0	0	0				
	指定管理料	0	0	0	0	0				
	補助金	0	0	0	0	0				
	計	0	0	0	0	0				
役職員数(人) (平成20年4月1日現在)	区分	役員数				職員数				
		常勤	非常勤	総数	うち民間出身者	正規職員	うち本市派遣職員	うち本市OB職員	非正規	総数
	人数	0	8	8	7	16	0	0	3	19
財政状況 (千円)	平成18年~20年度の3か年において、税引前当期純利益の平均が107,667千円と大幅な利益となっている。									
	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度				
	売上総利益	545,538	579,372	605,042	567,253	561,444				
	経常利益	146,093	132,197	128,156	99,354	103,438				
	当期純利益	82,616	79,861	72,111	50,669	58,895				
	総資産額	1,328,405	1,471,809	1,496,732	1,428,486	1,429,877				
	総負債額	1,033,397	1,103,869	1,063,611	951,625	901,051				
	純資産額	295,008	367,939	433,121	476,860	528,826				
出資状況	出資金	99,000千円	総出資額に占める本市の出資額の割合		50,000千円	50.51%				

2 チェック項目の充足状況 (○問題なし, ×指摘, △意見, T意見 (提言又は問題意識),
—該当なし)

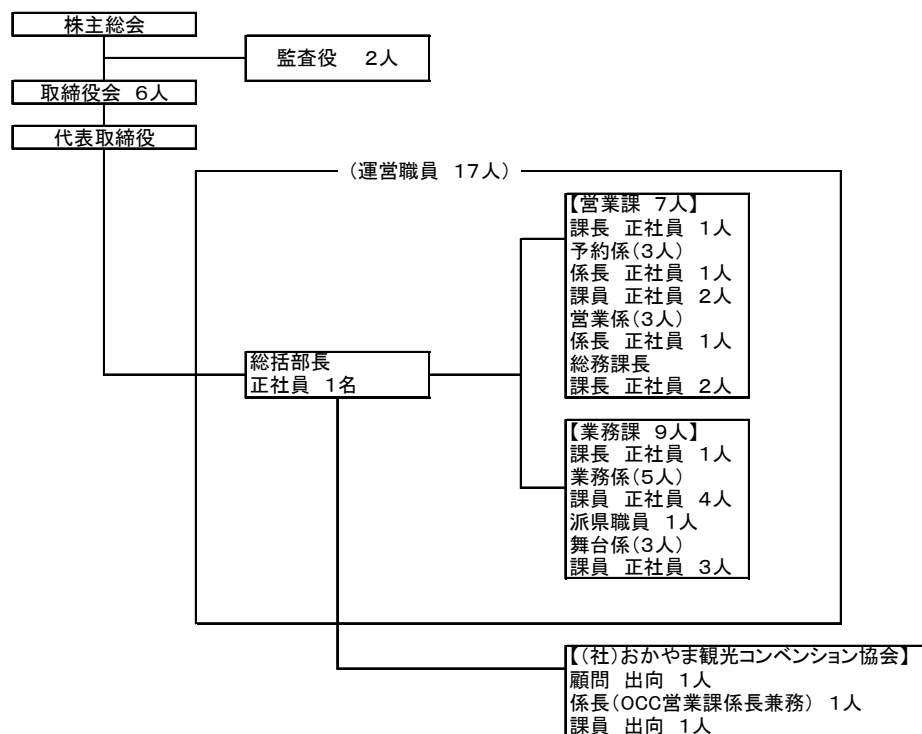
区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	T	代表取締役は岡山商工会議所会頭で常勤ではない。取締役が現在1人も常勤していない。
2 職員配置や定員管理は適正か。	×	(社)おかやま観光コンベンション協会に3人(うち1人は会社と兼務)派遣しているが、協会の仕事に従事しながら、人件費の負担を全て会社が行っており、税務上問題があるため、速やかに改善すべきである。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	○	役員8人中民間企業経験者は7人(87.5%)
4 役員任期・報酬は適正か。	○	任期は取締役2年、監査役4年。報酬の支給なし。
5 役員・職員の定年制はあるか。	T	役員については定年なし、職員の定年は60歳。役員についても定年制を設けるべきである。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	○	正規職員16人に占めるプロパー職員の割合は100%。
7 民間企業経験者、人材派遣、アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	○	派遣職員を3人活用している。
8 本市職員の派遣は必要かつ適正か。	○	該当なし(職員19人中派遣0人)
9 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	—	該当なし(職員19人中派遣0人)。本市退職者が1人いるがOBではない。
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	T	本市の人事給与制度を参考に、独自の制度を制定している。本市よりは給与水準は低い。ただし、常勤の取締役がいないことから、お手盛りにならないように管理する必要がある。
11 財務数値は適正か (①流動比率, ②自己資本比率, ③経常収支比率)	○	(1) 流動比率 134.5%, (2) 自己資本比率 37.0%, (3) 経常収支比率121.5% 自己資本比率は37.0%と多少低めではあるが、多額の有形固定資産の所有及びそれに伴う長期借入金があるためであり、資本金の4倍以上の利益剰余金が計上されており、問題はない。
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	○	毎年1億前後の税引前当期純利益を計上しており、良好な財務状況である。
13 本市の財政支出に依存していないか。	○	本市からの財政支出はない。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	○	平成20年度の管理費は128,995千円(管理費比率19.0%)である。
15 補助金は適正か。	—	本市からの補助金支出はない。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	—	委託はない。
17 不要な積立金はないか。	—	積立金を計上していない。
18 非営利法人において、収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	—	株式会社である。
19 不動産について時価を計算し、定期的に含まみ損益を計算しているか。	T	所有している不動産は賃貸物件等、事業に使用している不動産のみであるが、売却を検討する必要があるホテルエクセル岡山用の不動産については、時価情報を入手しておく必要がある。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	T	各営業年度ごとの稼働率、催事件数、売上目標、収支予算計画を作成して管理しているが、中長期の目標、計画はない。

区分	評定	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	△	駐車場運営及びホテル用の賃貸業等を実施しており、自主事業収入は199,377千円（自主比率は29.4%）である。ソフト事業を含めたさらなる自主事業を検討、実施する必要がある。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	T	館外における会議及び付随するサービスの提供など新たな収入増加策について検討しているが、まだ十分な成果は上がっていない。さらなる検討が望まれる。
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	○	派遣会社からの有能な人材を正社員とする等民間から積極的に採用している。
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	△	顧客満足度の調査、分析はなされていなかったため、実施すべきである。
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	△	個人情報保護について、本市と個人情報の取扱いに関する覚書を締結している。また、個人情報の取り扱いについて、全従業員に重要性を指導・周知し、遵守するように努めているが、個人情報保護規程は策定されていないので、策定すべきである。
26 情報公開を制度化しているか（ホームページの活用を含めて）。	△	財務内容を公開していないが、本市の外郭団体である以上公開すべきである。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	T	受託事業再委託割合は、指定管理料が0のため割合はでない。
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	○	特に問題はない。
29 施設の工作物責任及び管理上の責任を追及される法的リスクはないか。	T	施設管理上の責任追及のリスクはある。また、貸与備品の紛失のリスクもある。
30 不要な事業所、施設、設備等はないか。	△	ホテルエクセル岡山については、今後安定した賃貸料を確保できる保証がないので、売却の方が望ましい。
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	T	清掃業等を外部委託し、事務の効率化を図っているが、資材の一括購入は行っていない。検討すべきである。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	T	80万円以上の修繕に関しては、本市の全額負担となり、80万円未満については、受託者の負担となる。十分な修繕等を実施しているが、将来多額の修繕費等が発生するリスクはある。
33 効果的な職員研修を行っているか。	○	接遇研修など多岐にわたり、適切に実施されている。
34 理事会（取締役会）への理事（取締役）及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がされているか。	×	平成21年3月23日開催取締役会 取締役7名中5名監査役2名中1名出席。平成21年2月3日開催取締役会 取締役7名中4名監査役2名中1名出席。出席率も高くなく、十分な議論はなされていない。監査役の出席が1名のみである。会社法上要求される3か月に1回の取締役会の開催もなされていない。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論はなされているか。	—	株式会社である。
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的になされているか（現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む。）。	○	公認会計士により適正な監査がなされている。
37 コンプライアンス（法令遵守）体制は確立されているか（コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等）。	△	コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。
38 契約事務は適正か。	○	岡山市開発㈱との賃貸借等適正になされていた。
39 出納は適正か。	T	貸室料金等の入出金は適正に行われている。西ロパーキングの小口現金が期末で996千円と多いので必要最小限にすべきである。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	△	経理文書について7年もしくは永年保管するとされており、これにより保管が行われていたが、それ以外の文書の保管については規定されておらず、重要な書類については永年保管とする等の規程を作成すべきである。また、組織、業務の分掌、専決規程が整備されていなかった。

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	△	就業規則に基づき適正になされている。タイムカードにより労働時間の管理がなされていた。なお、主任から管理職手当があり、一定の「持ち時間」の範囲内では残業手当を支払わないが、管理監督者ではない可能性があるため、労基法上のリスクがある。
42 固定資産、備品の管理は適正か。	○	固定資産台帳、備品台帳を確認したが、適正に管理がなされていた。
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	－	該当なし。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	○	施設の稼働率は高く、有効利用はなされている。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	△	本社が購入した備品については指定期間の満了時に自己の費用と責任で撤去することとされているが、施設運営に支障が生じるので、売却等により新たな指定管理者に引き継ぐ方法を検討すべきである。
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	○	公募とするかどうかについて十分検討するべきであった。
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	－	非公募である。
48 指定管理の協定内容に問題はないか。	○	特に問題なし。
49 設立目的自体が不合理な団体はないか。	○	該当しない。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出捐金は適正か。	○	特に問題ない。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	○	施設の指定管理者である以上、設立目的はある。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	T	仮に公募による指定管理者制度により他者が指定管理者になれば、存在意義は希薄化する。
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	－	株式会社である。
54 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。	T	事業内容は民間会社と同じである。
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	○	職員数19人で、売上高678,596千円となっており、企業として適正に活動している。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	○	累積欠損金はない。
57 法人形式（株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式）が不合理な団体はないか。	○	特に問題ない。
58 當利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	○	50.51%の出資割合である。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	△	本市施設の管理運営を行うための本会社を設立したところ、公募による指定管理者制度により他者が指定管理者になれば、本市が本会社の株式を保有し続ける必要性がなくなるので、株式の売却を検討すべきである。
60 解散又は統廃合すべき団体はないか。	○	必要はないと考える。

3 組織

(1) 組織図



(2) 取締役会

本会社は本市の外郭団体でありながら、本市からの役員としては、取締役6人中経済局長1人が取締役として機関に入っているだけである。

(3) 職員

平成20年度より、民間会社2社から各1名で計2名の出向者を受け入れているが、これは社団法人おかやま観光コンベンション協会に人的な協力を行うための出向契約によるものであり、本会社の業務のための出向ではないと考えられる。

現在、職員が退職した場合の補充については派遣会社からの派遣職員で補完している。ただし、その派遣職員が希望し、会社が能力・勤務実績が優秀であると判断した場合、契約社員、正社員への雇用も推進している。

4 財務

(1) 平成20年度貸借対照表

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 資産の部合計	1,429,877	II 負債の部合計	901,051
1 流動資産 合計	138,521	1 流動負債 計	102,961
(現金・預金) 計	103,392	未払金	27,215
現金	260	預り金	33,057
小口現金	2,055	預り保証金	8,000
普通預金	101,075	前受収益	405
(売上債権) 計	33,514	未払法人税等	24,471
未収入金	33,614	未払事業税等	5,725
貸倒引当金	△100	未払消費税	4,087
(棚卸資産) 計	1,598	2 固定負債 計	798,089
貯蔵品	1,598	長期借入金	779,188
(その他流動資産) 計	15	リース債務	4,886
仮払金	15	退職給付引当金	14,014
2 固定資産 合計	1,291,356	純資産の部	
(有形固定資産) 計	1,258,963	III 純資産(資本)の部 合計	528,826
建物	717,341	資本金	99,000
建物付属設備	76,660	(利益剰余金)	
構築物	2,067	利益準備金	4,455
機械及び装置	342	繰越利益剰余金	425,371
工具器具備品	45,311	利益剰余金 計	429,826
一括償却資産	1,092		
土地	411,260		
リース資産	4,886		
(無形固定資産) 計	6,689		
ソフト開発費用	6,689		
(投資等) 計	25,703		
出資金	22,000		
長期前払費用	3,703		

(2) 平成20年度損益計算書

科目		H 20	科目		H 20
I 経常損益の部			II 特別損益の部		
1 営業損益の部			1 特別利益 計		
(1) 売上高 計	678,596		貸倒引当金戻入額	122	
貸館事業	395,958		2 特別損失 計	0	
サービス事業	122,754		固定資産除去損	0	
受託事業	2,400		貸倒引当金繰入額	0	
関連施設事業	157,473		過年度退職給与費用 繰入	0	
保険代理事業	9		税引前当期純利益	103,560	
(2) 売上原価 計	117,152		法人税、住民税及び 事業税	44,665	
期首商品・製品棚卸高	0		当期純利益	58,895	
働事仕入高	117,152				
受託事業仕入高	0				
サービス事業仕入高	0				
当期商品仕入高	117,152				
期末商品・製品棚卸高	0				
売上総利益	561,444				
(3) 販売費一般管理費計	441,165				
営業利益	120,278				
2 営業外損益の部					
(1) 営業外収益 計	710				
受取利息	137				
受取配当金	80				
雑収入	493				
(2) 営業外費用 計	17,550				
支払利息	17,550				
雑損失	0				
経常利益	103,438				

本会社の出資内訳は、本市が 50.51%、A社 19.19%、B社 10.10%、C社 10.10%、D社 10.10%となっている。

(意見)

本会社の設立当初、コンベンション誘致のため、宿泊、旅行代理店、コンベンション、交通の専門家に加わってもらう必要があり、各部門の会社として民間会社4社に出資をしてもらい、この4社から職員が出向していたが、現在は本会社で勤務する出向者はいなくなって、本会社のプロパー職員でコンベンション誘致の営業活動を行っている。したがって、民間会社4社から本会社への出資は、既に目的を達成し、現在は必要ではないと考える。

また、本市が出資した外郭団体に民間会社4社が共同出資しているのは、4社と事業競合する会社がほかに存在することにかんがみると、本市の外郭団体の中立性の観点から問題があるので、本会社は民間会社4社の出資の返還を行うべきである。

5 施設管理

(1) 建物の管理方法

ア 建物の概要

建物自体は、岡山市駅元町地区市街地再開発事業の一環として、本市を中心としてリットシティビルとフォーラムシティビルが建設された。このうち、本会社が管理運営している部分は、フォーラムシティビルの1F～4Fであり（以下「フォーラム」という。）、本市の所有となっている。

イ 本会社所有不動産等

本会社では、リットシティビル内のレセプションホールに201会議室、211・212控室を所有している。

このほか、フォーラムの運営に関する施設管理のための備品等や貸出用の備品等を所有している。

(2) 施設の概要

本会社は、平成12年の設立当初においては、フォーラムの有効活用を実施するために設立された。

現在では、フォーラムの他、岡山駅西口パーキング、ホテルエクセル岡山として営業している不動産を競売により取得し、岡山駅西口パーキングを管理運営、ホテルエクセル岡山を有限会社ホテルエクセル岡山に賃貸している。

(3) フォーラムの管理

ア 指定管理者の選定

平成18年から平成22年度までの5年間の指定管理者選定に際しては、従来の委託管理者である本会社が単独指定を受けていた。

イ 本市の負担額

指定管理者指定通知書において、本市は、原則として、指定管理業務の実施に関する費用の負担を負わないとされており、本市は本会社に対し、指定管理料を支払っていない。

(4) 本部事務所

(意見)

フォーラム内の本社事務所については、フォーラムの管理を開催する場所であり、コンベンションを開催する施設としての目的に一致しているが、本社はフォーラムの管理以外にも独自の事業も実施しており、本会社機能部分としては、目的外使用の可能性が高いのではないかと考えられるため、目的外使用許可をとっておく方が望ましいと考える。

6 契約事務

委託契約は、主として施設管理に関するものが多い。本市所有の施設の管理に関する委託は、本市側からは指定管理者の行う再委託となるため、協定書により甲の承諾を受けなければならないことになっている。本市の施設の再委託及び本会社独自で所有している不動産の委託の主なものは以下のとおりである。

物件名称	管理業務の種類	委託先
駅元町第1開発ビル (公共施設専門部分)	1.警備員業務 2.設備管理業務 3.清掃業務	駅元町第1開発ビル施設管理共同企業体
ママカリパーキング	1.駐車場管理運営業務	アマノマネージメントサービス(株)
岡山駅西口パーキング	1.駐車場管理運営業務 2.設備管理業務 3.清掃業務	有限会社アーバン・プロデュース

このうち、再委託となるビル管理については、契約当初に金額入りのコンペにより委託先を決定したが、その後は随意契約により契約を継続している。

その他の委託については、随意契約により契約しているが、随意契約の経緯等についての書類は残っていない。

(指摘事項)

随意契約とする理由やその経緯等については書類に残しておき、将来においても経緯等が明確になるようにしておく必要がある。

7 事業の検討

(1) 民間会社との株式持ち合い状況について

前述したように、本社は、民間会社に10,000千円出資している。また、民間会社も本会社に対し同額の10,000千円を出資しており、株式を持ち合う形となっている。

これは民間会社が最も近接するホテルを運営する会社であり、同じ再開発事業においてセンターと情報を共有する必要性もあり、本会社との関連が深いためであるとの説明を受けた。

(指摘事項)

フォーラムは本市の施設であり、本会社も本市の外郭団体に位置付けられる会社であることを勘案すると、利用可能なホテルは他にもあるので、1民間ホテル運営会社の株式だけを保有するのは適切ではないと考える。

また、同額の出資を行っている(ただし、出資比率は本会社12.5%に対し、株式会社レイ10.1%と本会社の株式会社レイに対する出資比率のほうが多い。)にもかかわらず、株式会社レイの代表取締役がセンターの取締役となっていて、本会社の役員は株式会社

レイの役員になっておらず釣り合いがとれていない。

そして、本会社は、毎年一株当たり 3,500 円の配当を行っているのに対し、株式会社レイは無配の状態が続いており、経済合理性からしても本市の外郭団体の出資としては、望ましい状況ではない。

財政状況等を確認するため、株式会社レイの決算書等の資料の提示を求めたところ、平成 21 年の年末までの本会社での応査においては、資料が見当たらないとのことで、提示がなかった。本当に情報を共有できているのか疑問が残る上、本会社として 1 千万円出資している民間会社の決算書類がきちんと保管されていないのは不適切である。

(2) ホテルエクセル岡山の賃貸事業

前述したように、ホテルエクセル岡山に賃貸している物件については、2002 年 12 月に競売により取得したものであり、取得後は、有限会社ホテルエクセル岡山に一括賃貸している。

しかしながら、本会社から建物を賃借し、ホテルを運営している有限会社ホテルエクセル岡山の経営も交渉により賃貸料が 2 度減額になっているなどだんだんと厳しくなっており、今後についても安定した賃貸料を確保できる保証はない。

(意見)

現在この物件について賃貸契約期間終了時である平成 22 年 2 月に売却することも含めて検討中であるとの説明があり、売却が可能であるならば、速やかに売却したほうが望ましい。

(3) 本会社の本市についての負担関係について

本会社は、フォーラムについて賃料、使用料等の経費負担が生じないことにかんがみ、原則としてフォーラムの所有者である本市が負担すべきフォーラムに関わる修繕積立金、年 8,247 千円を本市に代わって負担している。

また、本市の依頼により、平成 20 年度から社団法人おかやま観光コンベンション協会(以下、「協会」という。)に 2.5 人(2 人については協会に専属して、1 人については本会社の仕事と兼任で、業務内容、勤務場所について協会と本会社とで約半々とのことで 0.5 人の換算)を出向させ、協会の業務をさせることにより、協会の平成 20 年度分 12,373 千円人件費負担を軽減させていた。

(指摘事項)

本会社の本市に対する貢献については、本会社が順調に利益を計上しているため、本市にその一部を還元させようという考えによるものと判断されるが、このような支出(設備投資を除く)を本市の代わりに負担させている現在の状況は、妥当ではない。

また、課税事業会社である本会社においては、税務調査においてもこの支出は協会に対する寄付金と認定され、課税の対象となる可能性も高いと推測され、税務上も適切ではない。

(4) 損益構成表の修正

センターが本市に報告していた損益構成表の平成 20 年度分については、給与手当、賞与等の人件費をすべてフォーラム分として算入していた。

試算したところ、フォーラム以外に分配されるべき人件費分 6,180 千円がフォーラムの費用とされていたため、それだけフォーラムの利益が過小となっていた。

(指摘事項)

平成 20 年度についてのみ、人件費をすべてフォーラムに計上していたことについては、(社) おかやま観光コンベンション協会への支援開始に伴い、人件費関係が複雑になり、配分が困難となったため、フォーラムに一括計上したとの説明を受けたが、今後については簡易な按分方法であっても、人件費を配分して損益を算定すべきである。

(5) 定額納付金の場合と配当金の場合での本市の受取額の比較

本会社は、毎年 1 株当たり年 3,500 円の利益の配当を実施している。これにより、本市は年間 3,500 千円を配当金として受け取っている。

例えば、本会社がフォーラムに関する利益 50,000 千円の全額を、定額納付金として支出すると仮定すると、本市は 50,000 千円の全額を受領できるのに対し、配当の場合 14,281 千円の配当金の受領のみで、利益の約 28.6%しか受領できない。

これは、配当の場合、まず 43%以上の税金を支出した残額について、株式の持分割合である 50.51%分を受領することしかできないためであり、本市としては株主として配当金の受領を期待するよりは、本会社で利益の計上前に定額納付金として受領する方が望ましい。

(6) 納付金の收受

(意見)

本会社の作成した損益構成表によるフォーラムの当期利益は、過去 5 年間の合計(修正後)で 261,061 千円、年間平均 52,212 千円の利益が計上されていた。前述したように、その他にも本会社は、協会の人件費分 12,373 千円(平成 20 年度)等について負担していたが、今後については、少なくとも協会の人件費負担分 12,373 千円について本市が負担するよう変更するとともに、協会の人件費負担額を加算して算出した額を指定管理者より定額納付金として收受するように変更すべきである。

具体的な定額納付金の適正額を客観的に決定するのは難しいが、定額納付金の最低額を、例えば平成 20 年度の修正後利益 50,487 千円と協会の人件費負担額 12,373 千円と修繕積立金年 8,247 千円の合計 71,107 千円を基準に、その約 70%の 50,000 千円程度に基準を設定し、公募により業務内訳と共に定額納付金の金額も応募者が提案することにして、条件を比較検討して金額を決定すれば、最も客観的となり、望ましいものと考えられる。

また、岡山県がコンベックス岡山の公募時に公募条件としたのと同じように、例えば 50,000 千円を定額の定額納付金とする場合でも、指定管理者が定額納付金納付後においてもフォーラム事業で利益を計上した場合、その利益の半分を本市に納付するよう業績連動納付金についても指定管理者の協定内容に含めることを検討すべきである。

(7) 公募による指定管理者制度への対応

(意見)

公募による指定管理者選定に備えて、本会社では、人件費等の販管費の削減とさらなる自主事業の実施等による既存の指定管理者制度の収益に頼らない底力としての収益力の向上と指定管理業務の安定した実績を残す必要があると考える。

(8) 株式の売却

(意見)

本市施設の管理運営を行うための本会社を設立したところ、公募による指定管理者制

度により他者が指定管理者になれば、本市が本会社の株式を保有し続ける必要性がなくなるので、株式の売却を検討すべきである。

第16 岡山市場冷蔵株式会社

1 本会社の概要

代表者	代表取締役社長 内山三郎			所在地	岡山市南区市場一丁目1番地				
所管課	市場事業部事業課			設立年月日	昭和58年2月14日				
設立目的	次の事業内容を営むことを目的とする。								
事業内容	①冷蔵倉庫事業、②氷の販売事業、③食品の冷凍加工及び販売事業、④前各号に附帯関連する一切の業務								
主要事業 (平成20年度)	区分	事業内容				決算額(千円)			
	冷蔵倉庫事業	冷蔵庫の貸庫、個数預り				146,266			
	氷の販売事業	氷の販売				327			
機能	会社法法人								
本市からの財政支出(千円)	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	委託料	0	0	0	0	0			
	指定管理料	0	0	0	0	0			
	補助金	0	0	0	0	0			
	その他	0	0	0	0	0			
	計	0	0	0	0	0			
役員員数(人) (平成20年4月1日現在)	区分	役員数				職員数			
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規職員	うち本市 派遣職員	うち本市 OB職員	非正規
	人数	3	7	10	10	11	0	0	2
財政状況 (千円)	平成18年度から平成20年度の3か年において、いずれも当期収益が赤字であった4団体のうちの1団体。上記3か年の赤字合計額は、本市の外郭団体の中で最も大きい(△43,283千円)。								
	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	総収入額	150,333	152,765	152,239	151,582	132,486			
	総支出額	166,776	173,293	176,724	155,998	146,895			
	うち人件費	65,197	71,181	70,989	56,726	48,261			
	差引収支額	△16,443	△20,528	△24,485	△4,416	△14,409			
	総資産額	113,638	98,178	77,959	70,966	52,608			
	総負債額	11,349	16,599	21,048	18,654	14,886			
純資産額	102,289	81,579	56,911	52,312	37,722				
出資状況	出資金	15,000千円	総出資金に占める本市の出資金の割合			5,000千円	33.3%		

2 チェック項目の充足状況（○問題なし，×指摘，△意見，T意見（提言又は問題意識），
—該当なし）

区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	T	代表取締役（梶山都屋会長）は非常勤であるので、常勤の代表取締役を選任すべきである。
2 職員配置や定員管理は適正か。	T	平成20年度末に3人削減したが、業務部と営業部の仕事内容の合理化を図った上で、職員のさらなる削減を検討すべきである。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	○	役員10人全員が民間企業経験者である。
4 役員任期・報酬は適正か。	△	役員の任期は2年。経営悪化に伴い、20年6月から社長、専務、常務のみに役員報酬を支出している。業績悪化に伴い、役員報酬の減額を検討すべきである。
5 役員・職員の定年制はあるか。	T	役員の定年はない。職員の定年は60歳である。役員にも定年制を設けるべきである。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	○	職員13人中11人がプロパー職員（84.6%）でプロパー職員を積極的に採用している。
7 民間企業経験者、人材派遣、アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	T	嘱託職員1人、パート1人を採用しているが、プロパー職員の代わりにさらに活用を検討すべきである。
8 本市職員の派遣は必要かつ適正か。	—	本市からの職員の派遣はない。
9 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	—	本市OB職員はいない。
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	T	本市の給与水準より低い報酬体系を採用しているが、平均給料は約19万円である。業績の低迷により、インセンティブ制度は導入されていない。
11 財務数値は適正か（①流動比率、②自己資本比率、③経常収支比率）	T	（1）流動比率 182.5%、（2）自己資本比率71.7%、（3）経常収支比率90.2%。経常収支比率が100%未満である。
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	—	株式会社であり、該当なし。
13 本市の財政支出に依存していないか。	—	本市からの財政支出はない。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	○	管理費は17,736千円（管理費比率は12.1%）20%を下回っており適正である。平成19年度の管理費20,283千円（管理費比率13.0%）であり、減少している。
15 補助金は適正か。	—	補助金はない。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	—	本市からの委託事業はない。
17 不要な積立金はないか。	—	積立金はない。
18 非営利法人において、収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	—	株式会社である。
19 不動産について時価を計算し、定期的に含み損益を計算しているか。	—	不動産を所有していない。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	T	中長期的な目標、計画は策定されていないので、策定すべきである。

区分	評定	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	—	株式会社である。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	T	さらなる市場外物流の保管を検討すべきである。
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	T	営業の強化は行っていないが、市場外物流の保管を拡大するため、営業職員を採用すべきである。
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	△	顧客満足度の調査を行っていないので、実施、分析すべきである。
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	△	個人情報保護規程とマニュアルは策定されておらず、情報管理のチェック体制はないので、策定すべきである。
26 情報公開を制度化しているか（ホームページの活用を含めて）。	△	財務内容を公開していないが、本市の外郭団体である以上公開すべきである。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	—	本市からの委託事業はない。
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	○	特に問題はない。
29 施設の工作物責任及び管理上の責任を追及される法的リスクはないか。	△	冷蔵庫の故障による預かり商品に関する管理責任、転倒や荷崩れ事故による安全配慮義務違反による損害賠償責任を追及されるリスクはある。保険は付されているが限度額が2,000万円であり、不十分である。
30 不要な事業所、施設、設備等はないか。	○	特になし。
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	○	特に行っていないが、事業内容からみて問題はない。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	T	冷蔵庫の老朽化が進んでおり、このまま使用し続ければ、近いうちに大修繕を行う必要がある。ただし、冷蔵庫自体は市の所有である。
33 効果的な職員研修を行っているか。	T	業績悪化により、近年は実施していないが実施すべきである。
34 理事会（取締役会）への理事（取締役）及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がされているか。	×	平成20年度は取締役会は1度だけ開催で、出席取締役は7人、委任状出席は3人。議論はなされていない。会社法上取締役会は3か月に1回が開催される必要があるが、なされていない。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論はなされているか。	—	該当なし。
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的になされているか（現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む。）。	△	会計事務所のチェックを受けている旨、取締役会で報告されているが、事務委託業務であり、本来監査とはいえない。監査役に公認会計士等の専門家を選任すべきである。
37 コンプライアンス（法令遵守）体制は確立されているか（コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等）。	△	コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。
38 契約事務は適正か。	○	寄託物保管契約、リース契約等があるが、特に問題なし。
39 出納は適正か。	○	保管料、荷役料の現金収入があるが、銀行口座に振り込んでおり、出納簿で管理している。手元現金は10万円程度であり、特に問題なし。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	△	文書管理規程、事務処理規程は策定されていないので策定すべきである。

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	△	平成20年度末に職員を3人解雇しているが、そのうちの1人は、再就職先がなかったため、不当解雇で争われる法的リスクがある。タイムカードによる管理を行うべきである。なお、管理職手当の支給は課長級からであり、残業手当の支給は課長級のみであるが、管理監督者ではない可能性があるため、労基法上のリスクがある。
42 固定資産、備品の管理は適正か。	○	固定資産台帳、備品台帳は整備されている。
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	—	株式会社である。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	—	該当なし。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	—	同上
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	—	同上
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	—	同上
48 指定管理の協定内容に問題はないか。	—	同上
49 設立目的自体が不合理な団体はないか。	○	岡山市中央卸売市場における冷蔵倉庫事業により市場機能を維持するという設立目的自体は合理的である。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出捐金は適正か。	○	岡山市中央卸売市場における冷蔵倉庫事業により市場機能を維持するという設立目的からは、5,000千円の出資は合理的である。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	T	売上が減少するとともに、冷蔵庫の空きはあるが、利用会社は138社、貸し庫件数は23件あるので、設立目的は依然あると考える。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	T	市場外流通のさらなる増加や業者の自主冷蔵庫のさらなる開設等により存在意義が薄れる可能性はある。
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	T	他の民間企業でも実施可能である。
54 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。	○	特になし。
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	○	職員は10人。総収入額は132,486千円。事業の実体はある。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	○	近年赤字経営が続いているが、累積欠損は発生していない。
57 法人形式（株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式）が不合理な団体はないか。	○	株式会社という法人形式は問題はない。
58 営利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	T	本市の出資は33.3%で会社の経営を支配できていない。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	△	本市の出資は33.3%、役員10人中0人が本市職員で、本社は本市の関与をさほど受けずに冷蔵倉庫事業等を行っていること、本社の取引先は138社（平成20年度）で、直接的には不特定多数の市民の利益になっていないことなどから、本市は株式の売却を検討すべきである。
60 解散又は統廃合すべき団体はないか。	○	平成22年度中に出される国の第9次卸売市場整備基本方針との整合性を踏まえ、市場の在り方も検討していく中で、冷蔵施設更新時に会社を存続させるかどうかを含めた検討を行うべきである。

3 財務

(1) 平成20年度の決算状況

(貸借対照表)		(単位:千円)		(損益計算書)		(単位:千円)	
区 分	H20期	区 分	H20期	区 分	H20期	区 分	H20期
資産の部	52,607	負債の部	14,886	保管料収入	90,755	荷役料収入	40,953
流動資産	27,173	流動負債	14,886	商品売上高	498	純売上高	132,207
現金及び預金	11,537	未払動力費	2,222	当期倉庫業費用	128,530	売上総利益	3,677
売掛金	12,506	短期借入金	0	販売費及び一般管理費	17,736	営業利益	△14,386
短期貸付金	2,600	未払金	9,918	営業外収益	267	営業外費用	24
その他	27,272	その他	14,886	経常利益	△14,143	特別利益	11
貸倒引当金	△99	資本の部(純資産の部)	37,721	特別損失	276	税引前当期純利益(損失)	△14,408
固定資産	25,434	資本金	15,000	法人税等	182	当期純利益(損失)	△14,591
有形固定資産	14,130	利益剰余金	22,721				
造作	12,108	負債及び純資産の合計	52,607				
その他	291						
無形固定資産	1,133						
投資その他の資産	10,170						
出資金	10						
有価証券	10,160						
保健積立金	0						

倉庫収入の減少により平成10年に営業赤字になって以来、業績が悪化し、平成18年度には約2千5百万円の当期純損失を計上している。後記する青果倉庫の運営合理化の経費削減効果により平成19年度の純損失は4.6百万円まで減少したが、その後20年度は収入額も減少したことなどから、純損失はまた増加に転じている。

過去の留保利益はあるが、近年の大幅赤字に伴い、利益剰余金が減少傾向にある。

過去の留保利益が減少するにつれ、有価証券、出資金などの営業に使用しない金融資産が減少している。

4 事業

(1) 原価

本会社の原価は固定的であるが、本市に支払う施設使用料のウエイトも高い。

使用料は、本市の規定に沿って計算されたものではあるが、稼働率の低下に伴い、企業の収益を圧迫する要因となっている。

区 分	単位	H16期	H17期	H18期	H19期	H20期
当期倉庫業費用	千円	144,139	149,323	153,884	133,725	128,530
うち施設使用料	千円	38,424	38,424	38,430	35,050	37,416
比率	%	26.7	25.7	25.0	26.2	29.1

5 問題点

(1) 売上減少の要因

前述したように、当社の売上げは、平成10年以降、一貫して減少し続け、これに伴って、本会社は平成10年以降赤字経営が続いている。

本会社の売上減少の要因として、次の事情がある。

ア 市場外流通の増加

イ 青果部低温売場棟の影響

ウ 水産卸売業者（荷受人）２社が近隣に自社冷蔵庫を建設運営

(2) 高額な電力費

水産冷蔵庫棟及び青果冷蔵庫棟ともに昭和５６年に建築されたものであり、建築後既に２８年経過している。冷蔵庫の設備は老朽化しているのみならず、節電構造になっていないため、電力費が相当多額となっている。

(3) 冷蔵庫自体に内在する問題点

（意見）

本件冷蔵庫は、水産冷蔵庫、青果冷蔵庫共に保管型建物であり、満庫にするためには、荷物を高く積みなければならない他、２階建てであり、２階部分にはエレベーターを使わなければ荷物の搬入搬出ができず、荷物の出し入れに時間がかかる。

また、水産冷蔵庫及び青果物冷蔵庫はお互いに距離的に離れているため、相互補完的に利用することが難しいという欠点がある。

このように、本件冷蔵庫には設立当初からの構造上及び配置上の問題がある。

(4) 株式の売却による本市の解消

本件冷蔵庫は老朽化しており、本市としては、近日中に新型冷蔵庫を新築するか又は大修繕を行うかどうかの検討を迫られることになる。

（意見）

本市の出資は３３．３％、役員１０人中本市職員は０人で、本会社は本市の関与をさほど受けずに冷蔵倉庫事業等を行っていること、本会社の取引先は１３８社（平成２０年度）で、直接的には不特定多数の市民の利益になっていないことなどから、株式の売却を検討すべきである。

純資産を基に株式の時価を計算すると、２９，２４０千円である。

ただし、実際に売却となると、時価で売却できるとは限らない。

(5) 本会社の存続

（意見）

平成２２年度中に出される国の第９次卸売市場整備基本方針との整合性を踏まえ、市場の在り方も検討していく中で、冷蔵施設更新時に会社を存続させるかどうかを含めた検討を行うべきである。

第 17 岡山都市整備株式会社

1 本会社の概要

代表者	高谷茂男（岡山市長）			所在地	岡山市北区表町一丁目10番25号				
所管課	都市整備局 都市計画課			設立年月日	昭和47年6月14日				
設立目的	本市の区域において、次の業務を営むことである。 ア 公共地下道又は公共地下駐車場で都市計画と発表されたものとあわせて設けられる地下街を建設及び管理すること。イ 路外駐車場を建設及び管理すること。ウ 飲食物等の販売、その他歩行者又は駐車場利用者のサービス施設の運営を行うこと。								
事業内容	中之町地下街の管理運営								
主要事業 (平成20年度)	区分	事業内容				決算額（千円）			
	貸店舗業務	中之町地下街における歩行者専用地下通路の維持管理及び店舗の賃貸				12,570			
機能	会社法法人の中の施設管理運営型								
本市からの財政支出（千円）	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	委託料	0	0	0	0	0			
	指定管理料	0	0	0	0	0			
	補助金	0	0	0	0	0			
	その他	0	0	0	0	0			
	計	0	0	0	0	0			
役職員数(人) (平成20年4月1日現在)	区分	役員数				職員数			
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規職員	うち本市 派遣職員	うち本市 OB職員	非正規
	人数	0	6	6	4	1	0	1	0
財政状況 (千円)	平成18年度～20年度の3か年で合計6,186千円の黒字となっている。								
	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	総収入額	21,746	18,114	17,847	12,986	13,335			
	総支出額	13,579	13,523	12,665	12,747	12,570			
	うち人件費	3,363	3,363	3,363	3,363	3,363			
	差引収支額	8,167	4,591	5,182	239	765			
	総資産額	97,422	98,950	102,714	98,986	99,728			
	総負債額	13,240	11,556	11,662	7,890	8,227			
純資産額	84,182	87,394	91,052	91,096	91,501				
出資状況	出資金	5,000千円		総出資金に占める本市の出資金の割合		2,550千円	51%		

2 チェック項目の充足状況（○問題なし，×指摘，△意見，T意見（提言又は問題意識），―該当なし）

区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	T	経営責任者（本市市長）は常勤ではない。
2 職員配置や定員管理は適正か。	T	職員は1人のみである。定年後も勤務しており，平成20年4月1日現在76歳である。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	○	役員6人中4人（66.7%）が民間企業出身者。施設に隣接する企業の代表者及び商工会議所関係者が役員に入っている。
4 役員任期・報酬は適正か。	○	取締役の任期は2年。監査役は4年。役員報酬はなし。
5 役員・職員の定年制はあるか。	T	役員の定年はないので，設けるべきである。職員の定年は60歳である。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	△	就業規則によれば，定年は満60歳となっているにもかかわらず，代わりの職員がいなかったため，定年後も雇用を延長し続けて今日に至っているという現状であり，若手の職員の採用を検討すべきである。
7 民間企業経験者，人材派遣，アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	―	職員は1人のみである。
8 本市職員の派遣は必要かつ適正か。	―	本市から職員の派遣はない。
9 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	△	職員1人がOB職員であるが，再雇用の理由は決裁文書により明確になっていない。
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	△	独自に策定した給与規程に則って行われている。給料は178千円で固定しているが，人件費，法定福利費の合計は，年3,387千円である。調整手当はないが，扶養手当13,500円と賞与約5か月分がある。職員と配偶者の年齢や年金を受け取っていること等を考えると一般的には扶養手当の支給は必要と考えられるし，事務内容等からすると賞与の減額を検討すべきである。
11 財務数値は適正か（①流動比率，②自己資本比率，③経常収支比率）	T	（1）流動比率4436.8%（2）自己資本比率91.8%，（3）経常収支比率99.1%。経常収支比率が100%未満である。
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	―	株式会社であり，該当なし。危険な商品での運用はなされていない。
13 本市の財政支出に依存していないか。	―	本市からの財政支出はない。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	T	本来貸貸収入の原価とするべきものが混入しているが，管理費と区分することが難しい。管理費は12,570千円（管理費比率は97.2%）である。
15 補助金は適正か。	―	本市からの補助金はない。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	―	委託事業はない。
17 不要な積立金はないか。	―	積立金はない。
18 非営利法人において，収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	―	株式会社であり，該当なし。
19 不動産について時価を計算し，定期的に含み損益を計算しているか。	△	貸貸資産は，半分が民間会社への倉庫貸しと季節貸しとなっていて収益が上がっておらず，採算性が低下しているため，減損の検討が必要である。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	T	中長期目標，計画は策定されていないので，策定すべきである。

区分	評定	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	—	株式会社である。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	T	特に検討していない。賃貸収入は減少傾向であり、空室部分への誘致が優先である。
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	△	本会社職員は主に経理関係の業務を行っており、テナント募集などの営業活動は不十分である。
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	T	現在の顧客2名に対しては、賃料の値下げ要求等に応じる等しているが、顧客満足度の調査、分析は行っていない。
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	T	個人情報保護規程、マニュアルはない。
26 情報公開を制度化しているか（ホームページの活用を含めて）。	△	事業内容や財務内容を公開していないが、本市の外郭団体である以上公開すべきである。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	—	本市からの委託事業はない。
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	△	職員が1人という現状を考えると、相互統制は現実的には無理であるが、少なくとも日常口座として使用されている普通預金の残高17百万円は多額過ぎる。1か月分の運転資金程度を残高の上限とするべきである。
29 施設の工作物責任及び管理上の責任を追及される法的リスクはないか。	T	賃貸対象の構築物は本会社所有であり、管理上の責任は本会社にある。
30 不要な事業所、施設、設備等はないか。	T	特になし。
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	O	清掃、整備については、アウトソーシングを実施している。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	T	中之町地下街は全体として設備が老朽化しているため、今後はテナント施設の補修が必要となる。
33 効果的な職員研修を行っているか。	O	職員研修は行っていないが、事務内容等からすれば、やむを得ない。
34 理事会（取締役会）への理事（取締役）及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がされているか。	×	平成20年度では、取締役が出席しての取締役会は1回しか開かれていない。このときは、取締役6人中4人が出席している。会社法上取締役会は3か月に1度は開催する必要があるが、書面決議の2度の取締役会を含めても要件を満たしていない。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論はなされているか。	—	株式会社であるので、該当なし。
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的になされているか（現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む。）。	O	公認会計士による監査が毎年実施されている。
37 コンプライアンス（法令遵守）体制は確立されているか（コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等）。	△	コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。
38 契約事務は適正か。	△	賃料減額の合意が口頭によりなされているが、書面による合意を行うべきである。
39 出納は適正か。	O	現金の管理を行っておらず、銀行預金にて管理している。また、出納簿を付けている。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	△	文書管理規程、事務処理規定はないので、策定すべきである。

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	T	タイムカードによる管理を行うべきである。
42 固定資産、備品の管理は適正か。	O	固定資産台帳、備品台帳は作成されている。
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	—	株式会社である。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	—	該当なし。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	—	同上
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	—	同上
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	—	同上
48 指定管理の協定内容に問題はないか。	—	同上
49 設立目的自体が不合理な団体はないか。	O	本市中心部の再開発のという本会社の設立目的は合理的である。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出捐金は適正か。	O	建設省通達「地下街の取扱いについて」では、「地下街の設置者は原則として、国、地方公共団体又はこれに準ずる公法人又はこれらからおおむね三分の一以上の出資を受けている法人でなければならない。」とされており、第三セクター方式で設立された。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	T	設立後37年が経過し、岡山市中心部の再開発という設立目的は概ね達成されたといえる。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	T	本会社の存在意義はやや希薄化している。平成12年12月に、ロッソビルと天満屋との間にオーバブリッジが完成したため、現在では、オーバブリッジの通行者数は1日約8,000人から1万人であるのに対し、中之町地下通路の通行者数は、多いときで1日約1,000人である。
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	—	もともと民間事業者として設立されている。
54 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。	O	特になし。
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	T	職員数は1人。収入は13,335千円。小規模団体である。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	O	累積欠損はない。
57 法人形式（株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式）が不合理な団体はないか。	O	第三セクター方式は建設省通達からは適切である。
58 営利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	—	本市が51%出資している。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	△	岡山市中心部の再開発という出資目的は概ね達成されたと考えられること、建設省の通達が平成13年6月1日に廃止になったこと、小規模外郭団体であること、中之町地下通路の通行客が多いときで1日約1,000人と減少していること、テナント施設が老朽化しており今後修繕費が予想されることなどから、本市は出資の売却を検討すべきである。
60 解散又は統廃合すべき団体はないか。	O	必要ない。

3 組織

(1) 取締役及び監査役（平成21年9月30日現在）

代表取締役は本市市長である。

このほか、取締役4人、監査役1人である。

(2) 職員

職員は1人であり、すべての業務を行っている。

本市の退職職員であり、勤続が22年と長く、平成20年4月1日現在で76歳と高齢であることから、退職を希望しているが、代替りの人員がないことから慰留されているとのことである。

本会社職員は主に経理関係の業務を行っており、テナント募集などの営業活動は不十分である。

（意見）

就業規則によれば、定年は満60歳となっているにもかかわらず、代替りの職員がいなかったため、定年後も雇用を延長し続けて今日に至っているという現状であり、若手の職員の採用を検討すべきである。

4 財務

(1) 平成20年度の決算状況

（貸借対照表）

区 分	平成20年度
I 資産の部	99,728
1 流動資産	72,039
現金・預金	72,039
未収入金	
前渡金	
2 固定資産	27,689
(1) 有形固定資産	22,632
建物附属設備	1,723
構築物	20,909
(2) 無形固定資産	56
電話加入権	56
(3) 投資その他の資産	5,000
出資金	5,000

（単位：千円）

区 分	平成20年度
II 負債の部	8,227
1 流動負債	1,623
未払金	
未払費用	497
預り金	31
法人税等充当金	361
前受収益	732
2 固定負債	6,603
退職給与引当金	90
預り敷金	6,512
III 資本の部	91,500
1 資本金	12,500
2 利益剰余金	79,000
利益準備金	800
その他利益剰余金	78,200
別途積立金	1,000
当期末処分利益	77,200
（うち当期利益）	404
負債・資本の部合計	99,728

（損益計算書）

（単位：千円）

区 分	平成20年度
家賃収入	5,948
共益費収入	2,847
管理費収入	3,656
売上高合計	12,451
売上総利益	12,451
販売費及び一般管理費	12,570
営業利益	△118
受取利息	336
雑収入	518
営業外収益合計	855
経常利益	736
退職給与引当金戻入	30
特別利益合計	30
税引前当期純利益	766
法人税等	361
当期純利益	404

(2) 財務状況

ア 有形固定資産

（意見）

賃貸資産は、半分が民間会社への倉庫貸しと季節貸しとなっていて収益が上がっておらず、採算性が低下しているため、減損の検討が必要である。

イ 出資金

出資金として計上されているものは、(株)岡山シティエフエムに対する出資である。

本会社の平成20年度株主総会資料を閲覧したところ、資本金145,500千円に対

し、繰越欠損額が 83,391 千円と多額であるため、純資産額は 61,609 千円となり、当初投資の 42.3%の水準である。

同資料には簡易な推移が添付されており、これによると平成 17 年度は最終赤字であるが、18 年度以降は順次利益を計上している。

5 事業

(1) 貸店舗業務

中之町地下街には、4 店舗分のスペースがあるが、現在入っているのは下記 2 店舗のみで、残りは倉庫等として貸している。

ア ダイヤクレーニング

平成 11 年 10 月 25 日に坪 2 万円（月 277,600 円）で契約。

しかし、その後、ダイヤクレーニングから賃料減額を要請されたため、取締役会に諮ったうえで、平成 16 年には坪 1 万 8,000 円に、さらに平成 18 年 9 月には坪 1 万 6,500 円に賃料を減額した。

（意見）

賃料減額の合意が口頭によりなされているが、書面による合意を行うべきである。

イ 軽食喫茶クレープ

平成 16 年 2 月 6 日に坪 18,000 円（月 265,140 円、税別）で契約した。

しかし、その後、ダイヤクレーニングとの関係で賃料を減額することに合わせて、軽食喫茶クレープとの関係でも賃料を減額することとし、取締役会に諮ったうえで、平成 18 年 9 月に坪 16,500 円に減額した。

（意見）

賃料減額の合意が口頭によりなされているが、書面による合意を行うべきである。

6 今後の方針

(1) 現況

本会社設立当初は、地下街への来客も多く、4 店舗分すべて埋まっており、貸店舗業務が好調であった。利益金の積立てによって、平成 21 年 3 月 31 日時点で、繰越利益剰余金額は 77,201 千円となっている。

しかし、平成 12 年 12 月に、ロツビルと天満屋との間にオーバブリッジが完成したため、現在では、オーバブリッジの通行者数は 1 日約 8,000 人から 1 万人であるのに対し、中之町地下通路の通行者数は、多いときで 1 日約 1,000 人である。

かかる通行者数の減少により、テナント撤退後の新規テナント誘致が難しくなり、空き店舗の状況が続いており（現在では、4 店舗分のスペースのうち 2 店舗分が空いている）、当社収益事業の中心である貸店舗業務における家賃収入は減少の一途を辿っている。

ただし、今のところ毎年黒字決算となっており、その意味では経営状況は安定しているといえる。

(2) 株式の売却による本市の関与の解消

(意見)

岡山市中心部の再開発という出資目的は概ね達成されたと考えられること、建設省の通達が平成13年6月1日に廃止になったこと、小規模外郭団体であること、中之町地下通路の通行客が多いときで1日約1,000人と減少していること、テナント施設が老朽化しており今後修繕費が予想されることなどから、本市は株式の売却を検討すべきある。

純資産を基に株式を評価すると、46,665千円となるが、実際に売却となるとその金額で売却できるとは限らない。

第 18 岡山港埠頭開発株式会社

1 本会社の概要

代表者	高谷 茂男（岡山市長），井上忠夫（（株）岡山臨港専務取締役）			所在地	岡山市南区築港元町 8 番 5 0 号				
所管課	都市整備局 街路交通課			設立年月日	昭和 4 2 年 6 月				
設立目的	次の事業内容を営むことを目的とする。 ①船舶乗務員又は港湾労働者の休憩所等福利施設の設置とその運営管理，②上屋施設管理，③船舶給水施設管理，④共同事務所の建設及び運営管理等								
事業内容	①船舶乗務員又は港湾労働者の休憩所等福利施設の設置とその運営管理 ②上屋施設管理，③船舶給水施設管理，④共同事務所の建設及び運営管理 ⑤その他埠頭施設の建設及び運営管理，⑥岡山港湾施設の運営管理及び料金の徴収等の受託，①～⑥までの業務に付帯する事業								
主要事業 (平成 2 0 年度)	区分	事業内容			決算額 (千円)				
	指定管理者事業	野積場等埠頭施設の管理			132, 276				
	その他売上	上屋の管理受託、事務受託等			7, 378				
機能	会社法法人の中の施設管理運営型								
本市からの財政支出 (千円)	区分	平成 1 6 年度	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度			
	委託料	0	0	0	0	0			
	指定管理料	0	0	0	0	0			
	補助金	0	0	0	0	0			
	その他	0	0	0	0	0			
	計	0	0	0	0	0			
役職員数(人) (平成 2 0 年 4 月 1 日現在)	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規職員	うち本市 派遣職員	うち本市 OB職員	非正規
	人数	1	12	13	10	5	0	0	0
財政状況 (千円)	平成 1 8 年度は 1,319 千円の黒字，平成 1 9 年度は 3,091 千円の黒字，平成 2 0 年度は 12,865 千円の黒字となった。港湾管理者である岡山県が，平成 2 0 年 4 月 1 日から，岡山港福島・高島地区湾施設の指定管理者制を導入し，当社が指定管理者の指定を受けたことにより，平成 2 0 年度は大幅な黒字となった。								
	区分	平成 1 6 年度	平成 1 7 年度	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度			
	総収入額	15, 873	15, 858	16, 355	42, 865	144, 812			
	総支出額	16, 870	15, 030	15, 036	39, 775	131, 948			
	うち人件費	9, 620	8, 325	7, 360	10, 238	12, 840			
	差引収支額	△997	828	1, 319	3, 091	12, 865			
	総資産額	51, 233	52, 615	54, 080	81, 954	195, 234			
	総負債額	1, 167	1, 720	1, 866	26, 648	127, 064			
	純資産額	50, 066	50, 894	52, 213	55, 305	68, 170			
出資状況	出資金	22, 000 千円		総出資金に占める本市の出資金の割合		7, 000 千円	31. 8%		

2 チェック項目の充足状況（○問題なし，×指摘，△意見，T意見（提言又は問題意識），
—該当なし）

区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	T	代表取締役2人はともに非常勤である。
2 職員配置や定員管理は適正か。	○	正規職員は5人。岡山港管理と指定管理（福島地区3階，高島地区2階）にそれぞれ適正に配置されている。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	○	役員13人中に占める民間企業経験者10人（76%）。
4 役員任期・報酬は適正か。	○	任期は2年。報酬はない。
5 役員・職員の定年制はあるか。	T	役員の定年はない。職員の定年は満60歳。役員についても定年制を設けるべきである。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	○	正規職員に占めるプロパー職員の割合100%。
7 民間企業経験者，人材派遣，アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	T	プロパー職員以外の多様な人材活用は行っていない。活用を検討すべきである。
8 本市職員の派遣は必要かつ適正か。	—	本市職員の派遣はない。
9 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	—	本市OB職員はいない。
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	○	本市とは独立した人事・給与制度が採られている。
11 財務数値は適正か（①流動比率，②自己資本比率，③経常収支比率）	T	（1）流動比率 143.9%，（2）自己資本比率34.9%，（3）経常収支比率117.8%。自己資本比率が50%未満で，財政基盤が不安定である。
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	—	株式会社であり，該当なし。
13 本市の財政支出に依存していないか。	—	本市からの財政支出はない。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	T	管理費は122,946千円（管理費比率53.6%）と30%を超えており高いので，削減を検討すべきである。
15 補助金は適正か。	—	補助金はない。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	—	本市からの委託はない。
17 不要な積立金はないか。	—	積立金はない。
18 非営利法人において，収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	—	株式会社である。
19 不動産について時価を計算し，定期的に含み損益を計算しているか。	○	時価を計算していないが，帳簿価格6百万円であり，取得が古いことから，含み損失はないと考えられる。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	T	中長期的な目標，計画を策定していないので策定すべきである。

区分	評定	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	—	株式会社である。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	T	港湾施設につき、県の指定管理者に選定され、収入は激増したが、新たな収入源の検討は行っていないので検討すべきである。
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	T	特に行っていないので、営業の強化を図るべきである。
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	T	特に行っていないので、顧客満足度の調査、分析を行うべきである。
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	△	個人情報保護規程とマニュアルは策定されていないので、策定すべきである。
26 情報公開を制度化しているか（ホームページの活用を含めて）。	△	事業内容や財務情報を公開していないが、本市の外郭団体である以上公開すべきである。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	—	本市からの委託事業はない。
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	T	会社に対する上屋の使用料の回収不能や原状回復不履行のリスクがある。
29 施設の工作物責任及び管理上の責任を追及される法的リスクはないか。	○	保留の事故や野積場での事故等が考えられるが、本会社には責任はないと考える。
30 不要な事業所、施設、設備等はないか。	○	該当なし。
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	T	行っていないので、事務効率を図るべきである。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	—	該当なし。
33 効果的な職員研修を行っているか。	T	特に行っていないので、職員研修を行うべきである。
34 理事会（取締役会）への理事（取締役）及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がされているか。	×	平成20年度は1回開催され、取締役の出席9人であった。会社法上取締役会は3か月に1回開催される必要があるがなされていない。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論はなされているか。	—	該当なし。
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的になされているか（現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む。）。	△	監査役には公認会計士等の専門家が入っていないが、選任すべきである。
37 コンプライアンス（法令遵守）体制は確立されているか（コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等）。	△	コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。
38 契約事務は適正か。	○	上屋と野積場の賃貸借契約等の契約があるが、特に問題はない。
39 出納は適正か。	○	保留料金を集金するが、いったん金庫に入れて、日報管理と伝票処理して、直に口座に入金しており、適正に処理されていた。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	○	規程に基づき適正に処理されていた。

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	○	就業規則に基づき管理されている。
42 固定資産、備品の管理は適正か。	○	固定資産台帳、備品台帳は整備されている。
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	－	株式会社である。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	○	県の施設であり、施設の有効利用はなされている。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	－	県の施設である。
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	－	同上
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	－	同上
48 指定管理の協定内容に問題はないか。	○	問題はない。
49 設立目的自体が不合理な団体はないか。	○	岡山港において、船舶用給水、荷役施設、共同事務所等の管理を行い、岡山港利用者の利便を図り、岡山港ひいては岡南臨海地区の発展を目的とするという設立目的は合理的である。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出捐金は適正か。	○	岡山港において、船舶用給水、荷役施設、共同事務所等の管理を行い、岡山港利用者の利便を図り、岡山港ひいては岡南臨海地区の発展を目的とするという設立目的からは、7,000千円の出資は合理的である。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	T	本会社は、岡山港が国の重要港湾に限定されたことを機に、船舶用給水、荷役施設、共同事務所、船員・作業員の休憩所等の管理業務を行うことにより、出入港船舶等岡山港利用者の利便を図り、岡山港の発展ひいては岡南臨海地区の発展に寄与することを目的として、設立されたが、岡南港地区の開発はある程度実現されているので、本市の出資目的は、ある程度実現されている。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	T	同上
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	－	もともと民間企業である。
54 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。	○	特になし。
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	T	職員は5人。収入は144,812千円であり、小規模である。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	○	累積欠損金は無い。
57 法人形式（株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式）が不合理な団体はないか。	○	法人形式は問題ない。
58 営利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	T	本市の出資割合は31.8%であり、会社を支配できていない。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	△	岡山港の発展ひいては岡南臨海地区の開発はある程度実現されていること、本会社の管理する施設の利用会社が297社であり、直接的には不特定多数の市民の利益になっていないことなどから本市は出資の売却を検討すべきである。
60 解散又は統廃合すべき団体はないか。	○	必要ない。

3 財務

(1) 平成20年度の決算状況

(貸借対照表)		(単位:千円)		(損益計算書)		(単位:千円)	
科目	H20	科目	H20	科目	H20	科目	H20
I 資産の部	195,234	II 負債の部	127,064	期間(月数)	10	売上高	144,296
1 流動資産	181,737	1 流動負債	126,254	占用料, 使用料	132,063	上屋管理受託料	0
現金及び預金	181,429	未払金・未払費用	116,438	港湾施設用使用料	4,853	売上総利益	144,296
その他	308	その他	9,816	販売費・管理費	122,946	県納入金	97,378
2 固定資産	13,496	2 固定負債	810	営業利益	21,350	営業外収益合計	516
(1)有形固定資産	13,466	III 純資産の部	68,170	経常収益	21,866	税引前当期純利益	21,866
建物・付属設備	7,324	1 株主総会	68,170	法人税等	9,001	当期純利益	12,865
構築物・備品	10	(1)資本金	22,000				
土地	6,129	(2)利益剰余金	46,170				
(2)無形固定資産	30	負債・純資産の部 合計	195,234				

4 事業

(1) 港湾関連職員福祉

本会社の所有の建物を港湾関連の民間会社に賃貸するとともに、岡山港福祉センターの施設管理を(財)中国港湾福利厚生協会から受託している。

また、岡山港高島埠頭第1号休憩所の管理を岡山県から受託している。

(2) 上屋施設管理

福島地区3棟、高島地区2棟の管理を岡山県から受託している。

(3) 施設利用売上

給水施設を設置しており、船舶への給水に応じて売り上げが計上される。

(4) その他

港湾管理者である県に対し、利用者としての港湾整備、維持管理関連の要望をする窓口となっている。

5 株式の売却による本市の関与の解消

(意見)

本会社は、岡山港が国の重要港湾に限定されたことを機に、船舶用給水、荷役施設、共同事務所、船員・作業員の休憩所等の管理業務を行うことにより、出入港船舶等岡山港利用者の利便を図り、岡山港の発展ひいては岡南臨海地区の発展に寄与することを目的として設立されたが、現在、岡南臨海地区の開発はある程度実現されているので、本市の出資目的は、ある程度実現されていること、また、本会社の管理する施設の利用会社は船舶係留224社、占用22社、給水20社、野積み場27社、上屋が4社であり(平成20年度)、直接的には不特定多数の市民の利益になっていない。

よって、本市市長は、本会社の代表取締役を辞任するとともに、本市は株式の売却を検討すべきである。

純資産を基に株式を評価すると、17,587千円となるが、実際に売却となると、その金額で売却できるとは限らない。

第19 岡山市土地開発公社

1 団体の概要

代表者	村手 聡 (岡山市副市長)		所在地	岡山市北区大供一丁目1番1号 (岡山市役所庁舎の一部)						
所管課	財政局財産管理課		設立年月日	昭和47年12月						
設立目的	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とし「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設立された法人である。									
事業内容	<p>1 (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。</p> <p>イ 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地</p> <p>ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地</p> <p>ハ 公営企業の用に供する土地</p> <p>ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地</p> <p>ホ 観光施設事業の用に供する土地</p> <p>ヘ 当該地域の自然環境を保全することが、特に必要な土地</p> <p>ト 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地</p> <p>チ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために必要な土地</p> <p>(2) 住宅用地の造成事業、港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務用地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。</p> <p>(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。</p>									
主要事業 (平成20年度)	区分	事業内容			決算額(千円)					
	公有地取得事業収益	公社による土地取得事業による収益			4,883,681					
	附帯等事業収益	新産業ゾーン等土地賃貸収入			114,595					
	補助金等収益	本市からの中島公園用地と東山地内用地分について 公社が支払う支払利息分の補助金			19,585					
機能	行政サービス提供型の行政代行型									
本市からの財政 支出(千円)	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度				
	委託料	—	—	—	—	—				
	指定管理料	—	—	—	—	—				
	補助金	—	4,357	5,838	19,524	19,585				
	その他	—	—	—	—	—				
	計	—	4,357	5,838	19,524	19,585				
役職員数(人) (平成20年4月1 日現在)	区分	役員数				職員数				
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規職員	うち本市 派遣職員	うち本市 OB職員	非正規	総数
	人数	0	9	9	0	4	0	0	0	4
財政状況	平成18年度～平成20年度の3カ年において、合計で88,400千円の当期純利益となっている。									

(千円)	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	総収入額	3,623,729	2,604,483	2,152,531	5,038,428	5,022,206
	総支出額	3,606,182	2,595,362	2,132,142	5,006,143	4,986,477
	うち人件費	775	829	693	0	0
	差引収支額	17,547	9,121	20,388	32,284	35,728
	総資産額	44,518,438	42,549,154	41,658,540	38,571,519	34,119,476
	総負債額	43,854,090	41,875,685	40,964,682	37,845,377	33,357,605
	正味財産額	664,347	673,468	693,857	726,142	761,871
出資状況	出資金	20,000 千円	総出資金に占める本市の出資金の割合		20,000 千円	100%

2 チェック項目の充足状況（○問題なし、×指摘、△意見、T意見（提言又は問題意識）、
—該当なし）

区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	○	理事長（村手聡本市副市長）は非常勤であるが、本社の性格上、大きな問題はないものと考ええる。
2 職員配置や定員管理は適正か。	○	全員本市職員の兼務による従事である。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	○	役員に占める民間企業経験者9人中0人であるが、当社の性格、業務内容からすれば、やむを得ない。
4 役員任期・報酬は適正か。	○	役員の任期は3年。報酬はない。
5 役員・職員の定年制はあるか。	○	全員本市職員の兼務による従事である。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	—	正規職員に占めるプロパー職員の割合 0 % 全員岡山市職員の兼務による従事である。
7 民間企業経験者、人材派遣、アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	—	全員本市職員の兼務による従事である。
8 本市職員の派遣は必要かつ適正か。	—	同上
9 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	—	OB職員はいない。
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	—	全員本市職員の兼務による従事である。
11 財務数値は適正か（①流動比率、②自己資本比率、③経常収支比率）	○	(1)流動比率3254.7%、(2)自己資本比率2.2%、(3)経常収支比率102.7% 自己資本比率が2.2%と極端に低くなっているが、保有地及びそれに伴う借入金の額が大きいためであり、特に問題はない。
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	△	現在のところ、基本財産20,000千円の他に準備金が741,871千円あるが、公有用地、代行用地に多額の含み損があるものと推測され、本市との取引状況によっては、将来問題が発生する可能性がある。
13 本市の財政支出に依存していないか。	○	補助金19,585千円(0.4%)は一部保有土地の支払利息分である。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	○	0.3%で、ほとんどが人件費負担分である。
15 補助金は適正か。	○	中島公園用地、東山地内用地の利息相当分の利子補給金のみであり、問題ない。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	—	随意契約による委託事業割合 0 %
17 不要な積立金はないか。	○	該当なし。
18 非営利法人において、収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	○	該当なし。
19 不動産について時価を計算し、定期的に含み損益を計算しているか。	△	本市の財政状況を適切に把握するためには、本公社が保有している土地等について、簿価と時価の乖離についての情報を入手しておくことが必要である。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	△	経営の健全化に関する計画書を策定しているが、その後、中長期的計画が策定されていない。

区分	評定	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	－	本会社の性格上、不要である。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	－	同上
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	－	同上
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	－	同上
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	－	該当なし。
26 情報公開を制度化しているか（ホームページの活用を含めて）。	△	不動産の時価についての情報公開を制度化していないが、市民にとって重要な情報なので公開すべきである。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	－	受託事業の再委託割合 0%
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	－	該当なし。
29 施設の工作物責任及び管理上の責任を追及される法的リスクはないか。	－	同上
30 不要な事業所、施設、設備等はないか。	－	同上
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	○	年度ごとの入札による金利条件決定方法から、個々の銀行との複数年での金利条件交渉に変更することにより借入金利の減少等に努めている。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	○	問題はなし。
33 効果的な職員研修を行っているか。	○	全員本市職員の兼務による従事である。
34 理事会（取締役会）への理事（取締役）及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がされているか。	○	特に問題なし。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論はなされているか。	－	評議員会なし。
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的になされているか（現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む。）。	○	毎決算期の監事監査と不定期での監査事務局による監査を受けている。公認会計士等の専門家による監査を行われていないが、問題はない。
37 コンプライアンス（法令遵守）体制は確立されているか（コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等）。	○	公社職員は岡山市の職員と兼務であり、岡山市職員としてコンプライアンスマニュアル、研修等を受けており、特に問題ない。
38 契約事務は適正か。	○	問題はなし。
39 出納は適正か。	○	問題はなし。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	△	文書管理規定が策定されていないので、策定すべきである。

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	○	全員本市職員の兼務による従事である。
42 固定資産、備品の管理は適正か。	○	適正に処理がなされていた。
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	－	公益認定を受ける必要性が現在のところない。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	－	該当なし。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	－	同上
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	－	同上
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	－	同上
48 指定管理の協定内容に問題はないか。	－	同上
49 設立目的自体が不合理な団体はないか。	○	「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設立された法人である。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出捐金は適正か。	○	特に問題なし。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	○	公共用地の先行取得の目的自体は依然存在する。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	△	デフレの現在の状況下においては、存在意義は希薄化している。
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	○	なし。
54 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。	○	なし。
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	○	職員数は4人と少ないが、事業の性格上問題はない。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	△	累積欠損金はない。現在のところ、基本財産20,000千円の他に準備金が741,871千円あるが、公有用地、代行用地に多額の含み損があるものと推測され、本市との取引状況によっては、問題が発生する可能性がある。
57 法人形式（株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式）が不合理な団体はないか。	○	「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設立されている。
58 営利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	－	公社である。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	○	現時点では出資を引き揚げる理由はない。
60 解散又は統廃合すべき団体はないか。	△	本社はデフレの現在においては存在意義が薄れている。本社は公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立されているが、用地の先行取得がやや安易に実行されてきたさきがある。このため、地方自治体は上記の時価の下落による損失と本来負担すべきではない支払利息の負担という2重の損失を被ったことになる。国の政策誘導が失敗した典型例であると考え。長期保有地の処分を早急に行い、その目途がついた段階において、インフラの整備のために、土地の先行取得をする必要があるかどうかの検討を踏まえ、解散も含め、本社の在り方を検討すべきである。

3 財務

(1) 平成 20 年度貸借対照表

(貸借対照表)		(単位:千円)	
項目	当年度	項目	当年度
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
(1)現金及び預金	646,113	(1)未払金	8,709
(2)公有用地	22,824,461	(2)短期借入金	1,039,589
(3)代行用地	10,648,876	(3)前受金	0
(4)事業未収金	0	(4)短期預り金	0
流動資産合計	34,119,451	(5)引当金	0
		流動負債合計	1,048,298
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1)有形固定資産		(1)長期借入金	32,123,610
①車両その他の運搬具	0	(2)長期預り保証金	185,697
②工具, 器具及び備品	25	固定負債合計	32,309,307
(2)無形固定資産		負債合計	33,357,605
①ソフトウェア	0		
固定資産合計	25	III 資本の部	
資産合計	34,119,476	1. 資本金	
		(1)基本財産	20,000
		資本金合計	20,000
		2. 準備金	
		(1)前期繰越準備金	706,142
		(2)当期純利益	35,728
		準備金合計	741,871
		資本合計	761,871
		負債・資本合計	34,119,476

ア 公有用地, 代行用地

公有用地とは、本社の公有地取得事業により、本社が所有権を取得した土地のことである。これに対し代行用地とは、本社の公有地取得事業により、本社が地方公共団体等に所有権を取得させた土地で公有用地以外のもののことである。

この1年間で公有用地が3,679百万円、代行用地が761百万円減少している。

これは、本社において新規の土地の購入を抑制しながら、本市への土地の売却を進めたための減少である。平成18年3月作成の土地開発公社の経営の健全化に関する計画書によると、平成20年度末保有額の目標は37,610百万となっているのに対し、実際の保有額は33,473百万円と計画書よりも4,137百万円処分が進んでおり、処分計画は順調に推移している。

イ 借入金

短期借入金は対前年で23,363百万円減少しているが、長期借入金は19,974百万円増加しており、これは短期借入金から長期借入金へ契約をシフトしているためである。

短期借入金と長期借入金との合計では3,389百万円借入金が減少しているが、これは公有用地等の処分が進み、売却代金により借入金の返済が進んだためである。

ウ 長期預り保証金

長期預り保証金は、新産業ゾーン及び西部リサイクルプラザ整備事業用地の賃貸事業による保証金である。平成19年度末残高に比べて平成20年度末残高が35,420千円減少しているが、これは平成20年度に西部リサイクルプラザ整備事業用地を本市に売却したため、預り保証金も本市に移管されたことによる減少であり、平成20年度末残高

はすべて新産業ゾーン分である。

(2) 平成 20 年度損益計算書

(損益計算書)		(単位:千円)	
科目	当年度	科目	当年度
I 事業収益		IV 事業外収益	
1. 公有地取得事業収益	4,883,681	1. 受取利益	4,343
2. 附帯等事業収益	114,595	2. 雑収益	0
3. 補助金等収益	19,585	事業外収益計	4,343
事業収益計	5,017,862	V 事業外費用	
		1. 支払利息	0
II 事業原価		2. 引当金繰入	104,535
1. 公有地取得事業原価	4,867,241	事業外費用計	104,535
事業原価計	4,867,241	経常利益	35,728
事業総利益	150,621		
		VI 特別利益	
III 販売費及び一般管理費		1. 固定資産売却益	0
1. 販売費及び一般管理	14,699	特別利益計	0
事業利益	135,921	VII 特別損失	
		1. 固定資産売却損	0
		特別損失計	0
		当期純利益	35,728

本市からの本公社に対する財政支出は、本公社からの公用地の取得以外では補助金の支出のみである。

これは、中島公園用地と東山地区内用地分についての本公社の支払う支払利息に見合う金額の補助金であり、本公社の保有期間が長期化しているこれらの用地を本公社から購入する際の本市の取得価額がこれ以上増加しないようにするためのものである。

4 事業

本公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」(昭和 47・6・15 法律第 66 号)に基づいて設立されたものであり、公共用地、公有地等の取得、管理及び処分を計画的かつ効率的に行うことにより、本市の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする特別法人である。

本公社の主要事業は、土地の先行取得に関する協定書に基づき、地域の秩序ある整備を進めるために必要な公有地となる土地を本市に代わって先行取得することである。先行取得のために、本公社は金融機関等から借入れを行い、その資金で必要な土地を利用に先立って取得し、本市に売却することを目的とした事業を行っている。

(1) 公有地取得事業

ア 先行取得事業

本公社は、土地の先行取得に関する協定書に基づき、公共用地となる土地を本市に代わって先行取得し、その後その土地を本市に売却するのを主たる事業としている。

この公有地取得事業における過去 5 年間の公有地取得事業収益、同原価、及び利益の推移は次のとおりである。

(単位:千円)

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
公有地取得事業収益	3,553,645	2,496,723	2,024,284	4,905,447	4,883,681
公有地取得事業原価	3,529,466	2,484,193	2,014,934	4,886,039	4,867,241
公有地取得事業利益	24,179	12,530	9,350	19,408	16,440
利益率(%)	0.68%	0.50%	0.46%	0.40%	0.34%

公有地取得事業により本公社の利益となるのは、公有地取得事業収益から公有地取得事業原価を差し引いた差額である。そして、本市に保有地を売却して受け取る公有地取得事業収益自体が、本公社の売却簿価である公有地取得事業原価に売却までの手続きに対する事務手数料を加えたものである。この事務手数料は、本公社の売却時の簿価に0.8%(新産業ゾーンについては0.3%)を乗じて計算される。このため、本市への公有地の売却が多ければ多い程、本公社の利益が多くなる仕組みとなっている。

イ 公有地取得事業費支出額

過去5年間の公有地取得事業費支出額の内訳は次のとおりである。

(単位:千円)

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
用地費	1,118,982	308,931	366,218	785,817	88,963
補償費	108,620	35,865	307,371	9,309	177,265
工事費	607,521	21,656	6,084	0	0
測量試験費	6,562	4,984	1,816	1,417	0
諸経費	5,392	26,417	187,488	29,543	5,152
支払利息	283,225	126,544	174,485	688,944	553,646
合計	2,130,304	524,398	1,043,465	1,515,033	825,028

この推移表からもわかるように、支払利息の負担が公有地取得事業において大きな割合を占めるものとなっている。平成17年度までの超低金利時代が終わり、借入総額が徐々に減少しているにもかかわらず、平成18年度からは支払利息の支払額は増加傾向にある。特に平成19年度においては、支払利息の金額が大きく増加しており、公有地の簿価のさらなる上昇が懸念される。

ウ 公有地増減額

過去5年間の公有地残高の推移は次のとおりである。

(単位:千円)

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
公有用地	32,008,183	31,042,415	30,114,732	26,504,449	22,824,461
代行用地	12,336,263	11,299,731	11,213,440	11,410,214	10,648,876
計	44,344,446	42,342,147	41,328,173	37,914,663	33,473,337
対前年増減額	△1,411,159	△2,002,299	△1,013,974	△3,413,510	△4,441,326

この5年間公有地は毎年減少し、この5年間の合計で12,282,268千円と平成15年度末残高45,755,606千円(公有用地34,034,166千円、代行用地11,721,439千円)の26.8%も減少しており、全体としては、処分が進んでいるのがわかる。

しかしながら、岡山操車場跡地整備事業用地のように、長期に渡り滞留し、処分が進

んでいない公有地もある。

この岡山操車場跡地整備事業の平成15年度末の簿価は、11,974,407千円であったが、5年間に支払利息が合計で776,332千円が追加され、平成21年度末の簿価は12,750,739千円と、支払利息分だけ増加しており、全く処分が進んでいなかった。

エ 長期保有土地明細書
(意見)

本会社が5年以上保有している公有用地436,880.63㎡32,192,975千円のうち、10年以上の保有となっているのは156,261.25㎡18,609,984千円となっている。186億円余分の土地が10年以上の長期保有となっており、すみやかな改善が望まれる。

将来本市が購入する場合の価額に加算される本会社が支払う支払利息についても、金利が上昇傾向にあるため、本市の購入について目途が立たない場合には、本市と協議の上、民間等への売却についても検討すべきである。

事業名	5年～10年保有		10年以上保有		契約日 (最古)		
	事業	面積	簿価	事業		面積	簿価
市道大元駅前二日市町線	18	3,592.59	1,222,089,884	12	1,391.74	1,043,770,749	H7.9.4
都計道路中川駅前河本線	5	7,291.97	408,235,033	3	1,718.78	268,538,681	H6.3.9
下石井一丁目内外道路	1	263.65	191,871,616				H11.11.12
市道北長瀬表町野田藤道路改良事業	1	2,499.73	189,127,018				H14.2.19
宇野線高架事業				4	403.39	39,971,633	H8.3.22
市道いずみ町青江線	3	1,290.91	242,335,140	1	1,088.68	206,899,461	H10.9.22
岡山操車場跡地整備事業				1	105,222.08	12,750,739,701	H6.2.28
岡山操車場跡地新駅周辺整備事業	1	7,456.52	479,099,467				H16.3.19
新駅北線・新駅北口交通広場				1	1,036.30	128,646,885	H10.2.23
岡山庭瀬間新駅整備事業							H17.9.7
JR野々口駅周辺整備事業							H18.12.11
JR金川駅周辺整備事業							H20.11.25
東山内用地(市営葬場)				1	3,405.98	225,584,941	H9.9.11
岡山市立東地区図書館				1	2,448.86	255,148,127	H10.8.26
西大寺地域拠点整備推進事業				1	34,122.37	2,810,125,496	H7.3.28
中島公園	25	2,389.53	325,778,740	41	5,423.07	880,559,258	H4.3.23
浦安総合公園駐車場整備事業	1	11,569.14	522,605,776				H14.3.12
瀬崎町総合公園整備事業							H17.3.15
新産業ゾーン	1	244,265.34	10,001,848,088				H6.3.24
合計	56	280,619.38	13,582,990,762	66	156,261.25	18,609,984,932	
公有用地	55	36,354.04	3,581,142,674	66	156,261.25	18,609,984,932	
代行用地	1	244,265.34	10,001,848,088	0	0	0	

岡山操車場跡地整備事業用地12,750,739千円は、簿価では公有用地の55.9%を占めている。また、代行用地の内訳は新産業ゾーン10,001,848千円と瀬崎町総合公園整備事業647,028千円である。

(意見)

よって、岡山操車場跡地整備事業用地と新産業ゾーン用地とで、簿価全体の約68%と3分の2以上を占めている。支払金利も以前に比べて高くなっており、この2事業用地の処分を進めることが、本市および本会社の喫緊の課題である。

オ 本公社保有土地簿価

保有年数が15年以上の14事業の簿価合計13,063,246千円のうち、支払利息の計は3,415,889千円で簿価の26.1%を占めていた。また、保有年数が10年以上の66事業の簿価合計18,609,984千円のうち、支払利息の計は4,182,460千円で簿価の22.5%を占めていた。

また、全体の簿価33,473,337千円の内には、支払利息分5,430,917千円が含まれており、簿価に占める割合は16.2%となっていた。

(意見)

この支払利息54億円余が公社の保有簿価に含まれていることは、将来本市が公社から用地を購入する際に、支払利息部分が本市の資産として計上されることを意味する。

直接本市が用地を購入する場合、市の借入金の支払利息は支出年度の支出として計上され、本市の資産として計上されないのに比べ、財務状況における本市の適切な情報公開という意味からしても適切ではないものと判断される。

(意見)

現在保有する土地の処分を引き続き促進するとともに、今後の土地取得については、各事業における必要最小限度の期間内に本市が必ず購入することが決定している用地についてのみ取得するようにして、長期保有とならないようにすべきである。

カ 保有年数が15年以上の事業

保有年数が15年以上となっている14事業は、中島公園事業関連12事業面積計1,681.88㎡簿価計280,323,830円と岡山操車場跡地整備事業1件面積105,222.08㎡、簿価12,750,739,701円と都計道路中川駅前河本線事業1件面積395.99㎡簿価32,182,855円の3事業関連である。

この3事業のうち、最も重要な岡山操車場跡地整備事業については、前述したので、その他の中島公園用地と都計道路中川駅前河本線用地を検討する。

① 中島公園用地概要

現況 (H21.3.31 現在)

	宅地総数	公社買収済み	
	面積(a)	面積(b)	(b)/(a)
東中島町	20,774.03 ㎡	5,586.76 ㎡	26.89%
西中島町	14,093.30 ㎡	2,886.17 ㎡	20.48%
全 体	34,867.33 ㎡	8,472.93 ㎡	24.30%

都市計画公園「中島公園」用地の種地とするとともに、老朽木造家屋が密集している東西中島町の防災(防火)対策のため、土地を取得した。(昭和23年5月15日都市計画決定)

(意見)

家屋の倒壊や延焼などの災害の拡大を防ぐため、防災(防火)の観点からの先行取得の意味合いもあり、取得決定時の市の判断を誤りであったと決めつけることはできないが、本市において都市計画公園「中島公園」の事業化が決定してから先行取得を行うなど、長期保有とならないよう十分考慮して取得すべきであったものと考えられ、担当課において、さらなる検討が必要である。

② 都市計画道路中川駅前河本線用地概要

現況 (H21.3.31 現在)

保有事業数	保有面積	保有簿価(円)
10事業	10,666.20 ㎡	756,809,364円

都市計画道路中川駅前河本線(広谷工区)は、小規模な開発による無秩序な市街化が進行しているため、今後の事業の円滑な推進を図るため、平成8年度に都市計画法第55条の規定により事業予定地の指定をし、土地を取得。(平成8年6月28日都市計画法55条指定)

(意見)

しかしながら、平成11年に1度は策定された岡山県の砂川改修計画がその後の社会情勢の変化等に伴い見直しについて検討されており、本市としても事業化できないため長期保有となっている。

先行取得当時の判断の妥当性についての評価は一概にはできないものの、結果的に長期間の保有となっているのは問題であり、担当課におけるさらなる検討が必要となるものとする。

(2) 時価評価

(意見)

本市の財政状況を適切に把握するためには、本公社が保有している土地等について、簿価と時価の乖離についての情報を入手しておくことが必要である。

なお、時価評価については、厳密に行うとコストがかかるので、保有土地の時価に近いと考えられる近隣地を対象として、その対象地の固定資産評価額を担当課から入手できるような体制を作って、毎年時価の概算の評価を行うようにすべきである。

(3) 本公社の経営の健全化に関する計画書

本市は、平成18年3月に、本公社の経営の健全化に関する計画書を策定している。

平成18年度から平成22年度までの5年間を経営健全化の期間とし、経営健全化に向けた目標として次のものを掲げている。

ア	保有土地の簿価総額の縮減
	平成22年度末までに、市の債務保証を付した借入金によって取得された土地の簿価総額を標準財政規模で除した数値を0.25以下とする。
	平成16年度末数値→平成22年度末数値
	0.33 0.24
イ	5年以上保有土地の簿価総額の縮減。
	平成22年度末までに、市の債務保証を付した借入金によって取得された土地で、本公社保有期間が5年以上であるものの簿価総額を標準財政規模で除した数値を平成16年度末の数値から0.1以上低下させる。
	平成16年度末数値→平成22年度末数値
	0.28 0.18
ウ	用途不明確土地の解消
	平成21年度末までに用途が明確でない本公社保有土地を解消する。

平成20年度末の保有額は、計画によると37,610百万円まで縮減することになっていたが、実際の残高は33,473百万円まで縮減が進んでおり、計画の残高よりも4,137百万円前倒して縮減が進んでいた。

5 本公社の見直し

(意見)

本公社はデフレの現在においては存在意義が薄れている。

本公社は公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立されているが、用地の先行取得がやや安易に実行されてきたきらいがある。

このため、地方自治体は上記の時価の下落による損失と本来負担すべきではない支払利息の負担という2重の損失を被ったことになる。

国の政策誘導が失敗した典型例であるとする。長期保有地の処分を早急に行い、その目途がついた段階において、インフラの整備のために、土地の先行取得をする必要があるかどうかの検討を踏まえ、解散も含め、本公社の在り方を検討すべきであるとする。

第 20 岡山都市開発株式会社

1 本会社の概要

代表者	村手 聡 (岡山市副市長)		所在地	岡山県岡山市北区駅元町 14 番 1 号					
所管課	都市整備局都市計画課	設立年月日	平成 14 年 4 月						
設立目的	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与すること								
事業内容	ア 駐車場・駐輪場の整備、管理及び運営、イ 建物及び設備の管理、運転、保守、点検、整備、ウ 不動産の売買、賃貸、仲介、エ 飲食物、土産品の販売、オ イベントの企画、運営、カ 広告代理業務、キ 損害保険代理業務、ク 前各号に附帯関連する一切の事業								
主要事業 (平成 20 年度)	事業名	事業内容			決算額 (千円)				
	駐車場事業	本会社所有の駐車場 (リットパーキング) 駐車場の維持、管理業務			115,282				
	会議室賃貸事業	リットシティビル 2 階の会議室(100.8 坪)について、株式会社岡山コンベンションセンターに一括賃貸			18,144				
機能	会社法法人の施設管理運営型の個人消費型								
本市からの財政支出 (千円)	区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度			
	委託料	0	0	0	0	0			
	指定管理料	0	0	0	0	0			
	補助金	0	0	0	0	0			
	その他	0	0	0	0	0			
	計	0	0	0	0	0			
役員員数(人) (平成 20 年 4 月 1 日現在)	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規職員	うち本市 派遣職員	うち本市 OB職員	非正規
	人数	2	2	4	2	0	0	0	0
財政状況 (千円)	平成 18 年～平成 20 年の 3 カ年において、当期純損失の合計が 1 番大きい団体となっている(△50,039 千円)。この主な原因は減価償却費が大きいためであるが、今後は定率法による減価償却費も減少し、利益の計上により損失は解消される予定。								
	区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度			
	総収入額	17,080	91,080	135,371	139,142	140,538			
	総支出額	10,809	112,449	181,897	133,844	128,767			
	うち人件費	1,100	1,200	1,200	1,200	1,200			
	差引収支額	9,709	△21,369	△46,526	5,298	11,771			
	総資産額	2,970,863	2,943,332	2,890,568	2,888,679	2,895,091			
	総負債額	6,495	6,148	6,717	6,407	7,947			
純資産額	2,964,368	2,937,183	2,883,850	2,882,271	2,887,144				
出資状況	出資金	2,950,000 千円	総出資額に占める市の出資金の割合	1,540,000 千円	52.2%				

(注) ただし、実際には(株)岡山コンベンションセンターの本店所在地と同じ場所に登記されており、都市開発独自の部屋等はなく、いわゆる本社としての機能は有していない。

(1) 沿革

駅元町地区市街地再開発事業は、ひと・もの・情報が交流するコンベンションエリアを駅西地区に創り、都心の活力の低下を指摘されているこの地区を本市の新しい賑わい拠点として再生しようとするもので、第1工区にコンベンション施設と住宅を整備し、第2工区には商業施設、業務施設、ホテル、放送局、ミュージアムを整備するとともに、都心に不可欠な駐車場を整備するため本会社が設立された。

本市の財政負担の軽減と再開発事業の推進のため、地域振興整備公団に中心市街地活性化事業の商業・サービス業集積関連出資事業として認定され14億円が出資された。

事業費は、

用地費	約 11 億 9 千万円
建物費	約 16 億 5 千万円
その他	約 1 億 1 千万円
計	約 29 億 5 千万円

(2) 出資の状況

資本金 29 億 5 千万円

株式数 59,000 株(50,000/株)

株主名	株式数	出資比率
岡山市	30,800	52.20%
(独)中小企業基盤整備機構	28,000	47.46
(株)岡山コンベンションセンター	200	0.34

(注) 中小企業総合事業団（信用保険業務を除く）は、地域振興整備公団（地方都市開発整備等業務を除く）及び産業基盤整備基金の業務を統合し、平成16年7月1日に「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に名称変更になっている。

2 チェック項目の充足状況（○問題なし，×指摘，△意見，T意見（提言又は問題意識），―該当なし）

区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	○	本市副市長が代表取締役であり常勤でないが、事業内容等からすればやむを得ない。
2 職員配置や定員管理は適正か。	―	職員がいない。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	△	役員に占める民間企業経験者は4人中2人であるが、管理業務委託先の株式会社からの役員であり、是正が望ましい。
4 役員任期・報酬は適正か。	△	常勤取締役、常勤監査役に月額5万円の役員報酬を支給している。常務取締役は契約業務、駐車台数調整業務、苦情対応を行っているとのことであるが、月額5万円の役員報酬が適正かどうかを検討すべきである。監査役は管理受託会社の職員以外が望ましい。
5 役員・職員の定年制はあるか。	―	職員がいない。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	―	同上
7 民間企業経験者、人材派遣、アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	―	同上
8 本市職員の派遣は必要かつ適正か。	―	同上
9 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	―	同上
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	―	同上
11 財務数値は適正か（①流動比率，②自己資本比率，③経常収支比率）	○	（1）流動比率3,053.4%，（2）自己資本比率99.7%，（3）経常収支比率109.5%。業務内容からみて問題はない。
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	○	事業収支シミュレーションにより、基本財産は維持されるよう計画され、単年度黒字は平成26年度からの予定であったが、平成20年度において達成され、現在までのところ順調に推移している。
13 本市の財政支出に依存していないか。	―	本市の財政支出を受けていない。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	○	管理費は128,343千円（管理費比率95.7%）。ほとんどが減価償却費、外注費、租税公課であり、駐車場の管理運営という事業の性格上固定比率が高く、管理費比率は99.7%となっているが、特に問題はない。
15 補助金は適正か。	―	本市の財政支出を受けていない。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	―	本市からの委託はない。
17 不要な積立金はないか。	―	積立金はない。
18 非営利法人において、収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	―	株式会社である。
19 不動産について時価を計算し、定期的に含ま損益を計算しているか。	○	特に実施していないが、今のところ必要性は薄い。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	T	開業後20年の事業収支シミュレーションを行っているが、中長期的な目標、計画はない。

区分	評定	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	－	株式会社である。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	－	職員がいない。
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	－	同上
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	－	該当なし。
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	△	個人情報保護規程とマニュアルは策定されていないので、策定すべきである。
26 情報公開を制度化しているか（ホームページの活用を含めて）。	△	都市開発のホームページはなくリットパーキング単独でのホームページ等も作成されていないが、リットシティビル等の紹介の中では、リットパーキングについても記載がある。株式会社ではあるが、本市の外部団体である以上、財務内容についても公開すべきである。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	－	本市からの受託事業はない。
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	○	特になし。
29 施設の工作物責任及び管理上の責任を追及される法的リスクはないか。	T	駐車場管理上の法的リスクはある。
30 不要な事業所、施設、設備等はないか。	○	特になし。
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	○	事務を全て委託により外注している。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	T	将来、修繕等に多額のコストが発生する可能性がある。
33 効果的な職員研修を行っているか。	－	職員がいない。
34 理事会（取締役会）への理事（取締役）及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がされているか。	×	平成21年1月30日第29回取締役会 3名中2名（監査役は1名中1名）。平成20年11月19日第28回取締役会 3名中3名（監査役は1名中1名）。議論は十分でなく、会社法で要求される3か月に1回の取締役会が開催されていない。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論はなされているか。	－	株式会社であり、評議員会はない。
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的になされているか（現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む。）。	△	公認会計士等の専門家により監査が行われているが、勘定科目の処理について、今後注意する必要がある。
37 コンプライアンス（法令遵守）体制は確立されているか（コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等）。	△	コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。
38 契約事務は適正か。	△	随意契約とする理由自体は合理的であるものと判断されるが、本市の外部団体であり、随意契約とする理由やその経緯等については書類を残しておき、将来においても経緯等が明確になるようにしておく必要がある。
39 出納は適正か。	○	適正に実施されている。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	△	文書管理規程が整備されておらず、文書保管年数等についても定められていない。規程を整備すべきである。また、組織、業務の分掌、専決規程が整備されていない。

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	—	職員がいない。
42 固定資産、備品の管理は適正か。	○	適正に実施されている。
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	—	株式会社である。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	—	該当なし。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	—	同上
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	—	同上
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	—	同上
48 指定管理の協定内容に問題はないか。	—	同上
49 設立目的自体が不合理な団体はないか。	○	この会社の設立により、本市はリットパーキング整備に際し14億1千万円分の初期投資額の減少となっており、設立目的は合理的なものである。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出捐金は適正か。	○	特に問題ない。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	○	現在目的を実施している。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	○	少なくとも固定資産の償却が完了するまでは存在意義がある。
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	—	株式会社である。
54 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。	T	駐車場管理運営会社であり、事業自体は他の施設管理型団体と類似している。
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	○	職員は少ないが、事業の性格上問題はない。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	○	赤字はあるが解消見込みであり、特に問題はない。
57 法人形式（株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式）が不合理な団体はないか。	○	問題ない。
58 営利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	○	出資割合は52.2%である。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	○	少なくとも固定資産の償却が完了し、資金が流動化されるまでは出資を継続すべきである。
60 解散又は統廃合すべき団体はないか。	△	固定資産の償却が進み、資金が流動化し、外部からの資本金につき返済ができるようになれば、将来的に会社を解散し、本市が駐車場等の固定資産を直接保有する等の方法も検討すべきである。

3 組織

(1) 経緯

本会社が設立されたのは、本市が中心となり施工する再開発事業において必要な地下駐車場を取得運営するためである。

岡山都市開発株式会社(仮称)に係る出資計画において、本会社が、本市の施行する再開発事業において整備する駐車場施設を取得するとされている。

そして、運営については、本会社が、本市、地域振興整備公団、地元商店街等の協力を得ながら行うとされている。

本市の再開発事業として直接投資するのではなく、本会社に対する出資としたのは、地域振興整備公団(現在は、独立行政法人中小企業基盤整備機構、以下、「整備機構」と言う。)の中心市街地活性化事業のうちの商業・サービス業集積関連施設出資事業により、整備機構から出資を受けられることで、本市の設備投資の資金負担を軽減させるためである。

(2) 従業員の状況

本会社には従業員がおらず、本会社の管理運営は、株式会社岡山コンベンションセンターが行っている。

4 財務

(1) 平成 20 年度の貸借対照表

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未払金	1,013,803
現金	1,808,383	預り金	59,000
普通預金	30,773,558	前受収益	238,800
現金・預金計	32,581,941	未払法人税等	3,959,300
(有価証券)		未払消費税	2,676,400
満期保有目的有価証券	199,695,560	流動負債計	7,947,303
有価証券計	199,695,560		
(その他の流動資産)			
前払費用	1,081,981		
未収収益	3,115,474		
未収入金	5,007,967		
繰延税金資産	1,179,201		
その他流動資産計	10,384,623		
流動資産合計	242,662,124		
【固定資産】			
(有形固定資産)			
建物	1,027,995,808		
建物附属設備	268,675,151		
構築物	2,162,379		
工具器具備品	5,093,090		
土地	1,251,997,479		
有形固定資産計	2,555,923,907		
(投資その他の資産)			
満期保有目的有価証券	96,505,715		
投資その他の資産計	96,505,715		
固定資産合計	2,652,429,622		
		負債の部合計	7,947,303
		純資産の部	
		【株主資本】	
		資本金	2,950,000,000
		(利益剰余金)	
		[その他利益剰余金]	
		繰越利益剰余金	△62,855,557
		利益剰余金計	△62,855,557
		株主資本計	2,887,144,443
		純資産の部合計	2,887,144,443
資産の部合計	2,895,091,746	負債・純資産の部合計	2,895,091,746

ア 有価証券、投資有価証券

有価証券については、すべて満期保有目的の社債であり、ワンイヤールールによ

り、期末日以後1年以内に満期を迎える社債については有価証券として、1年を超えて満期を迎える社債については、投資有価証券として計上していた。

平成21年3月末の有価証券残高は、日本テレコムは無担保社債1億円分で簿価99,092,875円と第7回日本航空株式会社無担保社債1億円分で簿価100,065,184円で計199,695,560円であった。

また、投資有価証券残高は、第102回オリックス株式会社無担保社債1億円分で簿価96,505,719円であった。

有価証券及び投資有価証券については、償還期限のある有価証券を、額面以外の金額で取得した場合に満期までの期間にかけてその差額を少しずつ損益として認識するとともに、簿価を額面に近づけていく処理方法である償却原価法によっていた。

そして、本会社の会計処理において、既発の社債の購入時における経過利子については、社債の購入金額と共に取得原価として計上し、差額を償却原価法により処理していた。

(3) 平成20年度損益計算書

(単位：円)

[営業損益の部]		[営業外損益の部]	
【売上高】		【営業外収益】	
駐車場収入	115,282,909	受取利息	105,593
家賃収入	18,144,000	有価証券利息	6,312,492
その他売上	694,042	営業外収益計	6,418,085
売上高計	134,120,951	【営業外費用】	
【売上原価】		雑損失	34
期首商品・製品棚卸高	0	営業外費用計	34
当期商品仕入高	0	経常利益	12,195,346
合計	0		
期末商品・製品棚卸高	0	【特別損益の部】	
売上原価計	0	【特別利益】	
売上総利益	134,120,951	特別利益計	0
【販売費・一般管理費】		【特別損失】	
販売費・一般管理費計	128,343,656	投資有価証券評価損	424,858
営業利益	5,777,295	特別損失計	424,858
		税引前当期純利益	11,770,488
		法人税、住民税及び事業税	6,909,800
		法人税等調整額	△12,257
		当期純利益	4,872,945

5 事業

(1) 契約

契約事務は以下の3件である。

物件名称	管理業務の種類	委託先
リットパーキング	駐車場の運営管理	有限会社アーバンプロデュース
〃 他	管理業務	大成サービス株式会社
事務処理	管理運営及びそれに付随する事務処理業務	株式会社岡山コンベンションセンター

この3件の委託契約はすべて随意契約によるものであるが、随意契約の経緯等についての書類は残っていない。

リットパーキングの管理業務については、24間稼働体制にある全日空ホテルの管理会社の株式会社レイの関連会社である有限会社アーバンプロデュースに業務委託

することにより、24 時間体制を取れる等の理由により随意契約としていた。

(意見)

随意契約とする理由自体は合理的であるものと判断されるが、本会社は本市が株式の 50%超を所有する外郭団体でもあり、随意契約とする理由やその経緯等については書類を残しておき、将来においても経緯等が明確になるようにしておく必要があるものとする。

6 課題

(1) 会計処理について

(意見)

本会社の会計処理については、消耗品費が適切な勘定科目であるトイレットペーパー代(衛生用品)を、消耗品費という勘定科目を作成していないということで、事務用消耗品費に計上していた。

また、税理士への決算申告料等や司法書士への登記手数料を、第4期まで諸会費として計上していたが、第5期から適切な勘定科目である事務委託費に計上していたのに対し、同じく事務委託費が適切な勘定科目である会計監査人の監査報酬については、第5期以降も諸会費に計上していた。

今後は注意して勘定科目を決定する必要がある。

(2) 前年度の包括外部監査における「遊休資産」について

前年度の包括外部監査の外郭団体の見直しにおいて、提言中で、

「岡山市の外郭団体には、監査人が控えめに算定しても、合計すると4億円程度の余剰資金がプールされている。蓄積の原因が外郭団体の自助努力によるものでない外郭団体に対しては、今後の岡山市からの補助金・委託料等の査定を厳正に行うことによって岡山市からの資金流失を回避すべきである。

(注) 外郭団体における「遊休資産」の金額の試算

ア 財団法人岡山市水道サービス公社	92,156,619 円
イ 財団法人岡山市建設公社	60,000,000 円
ウ 財団法人岡山市公園協会	38,000,000 円
エ 岡山都市整備㈱	56,961,505 円
オ 岡山都市開発㈱	199,582,917 円
合計	446,701,041 円

と記載されている。」

(意見)

この4億円程度の余剰資金とされている金額のうち、半分弱を占める本会社分199,582,917円は、本会社の平成20年3月末における投資有価証券の金額である。

しかしながら、本会社は本市との関係において、会社設立当初の出資以外には現在まで補助金・委託料等の収受はなく、本市から資金は流入していない。

また、この投資有価証券に投資した資金については、本会社の自助努力によって発生したというよりは、減価償却により設備の償却が進んでいくことにより、資産が固定資産から流動資産に移行していくものを、投資有価証券に再投資したものにすぎないものと判断される。

よって、前年度の外部監査が外郭団体における「遊休資産」として計上していることは、誤りであるとする。

(3) 将来的な本会社の解散

(意見)

駐車場の運営等の賃貸業自体は小規模な事業であり，固定資産の償却が進み，資金が流動化し，外部からの資本金につき返済ができるようになれば，将来的に会社を解散し，本市が駐車場等の固定資産を直接保有する等の方法も検討すべきである。

第21 有限会社サウスヴィレッジ

1 本会社の概要

代表者	堀川 進 (岡山市農業協同組合経営管理委員会会長)		所在地	岡山市南区灘崎町片岡2468					
所管課	経済局農林水産課	設立年月日	平成15年3月17日						
設立目的	おかやまファーマーズ・マーケットサウスヴィレッジは、岡山県が農林水産業の役割とその重要性について、県民の理解と認識を深めるとともに、県内の農林水産業の振興を図るため、平成9年4月21日に、旧灘崎町に設置したものであり、その管理運営のため設立された。								
事業内容	①おかやまファーマーズ・マーケットサウスヴィレッジの管理運営業務、②宿泊施設、スポーツ施設等の観光施設の経営、並びに料理飲食店、売店の経営、③花卉及び園芸用品の販売、④各種催物の企画、幹旋、並びに運営、⑤生活廃棄物のリサイクル研究開発事業、⑥前各号に附帯する一切の業務								
主要事業 (平成20年度)	事業名	事業内容			決算額 (千円)				
	施設管理部門	おかやまファーマーズマーケット管理			71,103				
	販売部門	ショップ (自販機を含む。), 遊具利用料, フリーマーケット, クラフト体験料			14,759				
機能	施設管理運営型 (個人消費型) の営利法人								
本市から財政支出 (千円)	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	委託料	0	0	0	0	0			
	指定管理料	—	—	0	0	0			
	補助金	0	0	0	0	0			
	その他	0	0	0	0	0			
	計	0	0	0	0	0			
役職員数(人) (平成20年4月1日 現任)	区分	役員数				職員数			
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規職員	うち本市 派遣職員	うち本市 OB職員	非正規
	人数	0	8	8	6	4	0	0	9
財政状況 (千円)	平成18年度から平成20年度の収支の合計は、29,440千円の黒字である。								
	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	総収入額	100,402	97,735	108,541	100,715	110,761			
	総支出額	87,663	88,474	96,651	96,003	97,923			
	うち人件費	26,630	25,420	37,102	39,300	41,003			
	差引収支額	12,739	9,261	11,890	4,712	12,838			
	総資産額	33,027	51,029	71,645	52,978	65,062			
	総負債額	14,121	25,972	36,854	16,807	20,997			
純資産	18,906	25,057	34,791	36,171	44,065				
出資状況	出資金	5,500千円	総出資額に占める本市の出資額の割合			1,500千円	27.3%		

2 チェック項目の充足状況（○問題なし，×指摘，△意見，T意見（提言又は問題意識），
—該当なし）

区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	T	代表取締役（岡山市農業協同組合経営管理委員長）は常勤ではないので、常勤の代表取締役を選任すべきである。
2 職員配置や定員管理は適正か。	O	12人の職員で総務、緑地管理、園遊園者運行、ショップ、インフォメーション等さまざまな分野を掛け持ちで臨機応変に対応している。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	O	役員に占める民間企業経験者75.0%（8人中6人）と高い。公募はしていない。
4 役員任期・報酬は適正か。	O	任期は2年で、報酬は支給なし。
5 役員・職員の定年制はあるか。	T	職員は60歳定年。役員はなし。役員についても定年制を設けるべきである。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	O	職員13人中プロパー職員は4人と少ないが、担当にかかわらず業務を行うようしている。
7 民間企業経験者、人材派遣、アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	O	プール監視員にアルバイト（10人程度）及び人材派遣（2人程度）、施設清掃にシルバー人材センター（4人程度）を活用している。
8 本市職員の派遣は必要かつ適正か。	—	なし。
9 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	—	なし。
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	O	独自の給与制度があり、地域手当等不必要な手当もない。
11 財務数値は適正か（①流動比率，②自己資本比率，③経常収支比率）	O	（1）流動比率360.5%，（2）自己資本比率67.7%，（3）経常収支比率108.4%
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	O	資本金5,500千円を維持して、元本が保証される資産運用（定期預金及び普通預金）を行っている。
13 本市の財政支出に依存していないか。	T	本市の財政支出はないが、収入に占める灘崎町合併特例区による財政支出は84,000千円（財政支出依存率は75.8%）と高い。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	T	管理費は71,103千円（管理費比率は72.8%）と高いので、管理費の削減を検討すべきである。
15 補助金は適正か。	—	補助金はなし。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	O	平成20年度の随意契約による委託事業割合100%（施設の管理委託料）。
17 不要な積立金はないか。	△	別途積立金5,000千円はショップを行うための積立金ということであるが、既にショップは営業しているので取り崩すべきである。
18 非営利法人において、収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	—	営利法人であり、収入は収益事業である。
19 不動産について時価を計算し、定期的に含み損益を計算しているか。	—	不動産なし。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	T	中長期的目標、計画が策定されておらず、策定すべきである。

区分	評定	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	△	有料遊具の設置、売店の運営、フリーマーケット等のイベントを実施している。自主事業収入は7,833千円（自主事業比率7.4%）である。さらなる自主事業を検討すべきである。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	○	直営部門（売店、フリーマーケット）の規模を拡大して、平成20年度は9,547千円増加している。
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	T	行っていない。検討すべきである。
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	△	顧客満足度の調査を行っていないが、入場者を増加させるためアンケートモニターによる顧客のニーズを把握、分析して経営改善に結び付けるべきである。
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	○	弁護士作成の個人情報保護規程に則り行われている。
26 情報公開を制度化しているか（ホームページの活用を含めて）。	△	施設の概要についてはホームページの活用をして行っている。財務内容の公開はなされていないが、本市の外郭団体である以上公開すべきである。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	○	平成20年度の受託事業の再委託比率2.0%（委託費：84,000千円、再委託費：1,649千円）。再委託については見積もり合わせが行われている。
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	○	なし。
29 施設の工作物責任及び管理上の責任を追及される法的リスクはないか。	○	施設管理上の法的リスクがあるが、施設賠償責任及び製造物責任保険等に加入している。
30 不要な事業所、施設、設備等はないか。	T	プールや宿泊施設は、本件施設の目的と農業振興と関係がないと考えられる。
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	T	芝生の管理に関して、アウトソーシングを活用しているが、資材等の一括購入は行っていない。検討すべきである。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	T	開園以来13年が経過しているため、空調、給排水などの老朽化が見られる。また、建物外壁やプール水槽、木製建物、備品など定期的に塗装すべき箇所も多々ある。
33 効果的な職員研修を行っているか。	T	過去数度、岡山県観光連盟主催のセミナーや、労働基準協会主催のセミナー等（開催は不定期）に参加したことはあるが、平成20年度は参加していない。各種研修等への参加を検討すべきである。
34 理事会（取締役会）への理事（取締役）及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がされているか。	○	平成20年3月28日：8人中8人出席、同年5月29日：8人中6人出席、12月1日：8人中8人出席、平成21年3月27日：8人出席。本会社の将来等につき議論がなされていた。なお、特例有限会社であり、取締役会の設置が義務付けられない。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論はなされているか。	—	なし。
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的になされているか（現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む。）。	△	決算前の監査役による内部監査（年1回）、農協からの監査要求（だいたい年1回程度）があるが、公認会計士等の専門家による監査はなされていないので実施すべきである。
37 コンプライアンス（法令遵守）体制は確立されているか（コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等）。	T	出資者（農協）のコンプライアンスマニュアルが有り、それに則った運用をしている。ただし、コンプライアンス研修は行われておらず、内部通報の窓口等もない。改善すべきである。
38 契約事務は適正か。	○	請負、委託、物品購入等適正になされており、問題となる契約は見当たらなかった。
39 出納は適正か。	○	本会社においては、現金収入は、①事務所におけるホールやバッテリーカー等の使用料の徴収、②ショップにおける商品の販売代金、③自販機の現金収入、④条例に基づく利用料金収入があるが、いずれも現金出納簿において適切に管理がなされていた。これらの現金は、翌日に本会社の銀行口座に振り込みがなされ、その後、④のみ灘崎町合併特例区へ支払がなされている。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	○	規程に基づき、適正になされていた。

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	T	就業規則に基づき、適正になされていた。タイムカードによる管理を行うべきである。
42 固定資産、備品の管理は適正か。	O	固定資産、備品台帳を確認したが、特に問題はなかった。
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	—	有限会社である。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	—	該当なし。指定管理者は灘崎町合併特例区、岡山県の施設。本会社は灘崎町合併特例区から施設の管理の委託を受けており、指定管理者ではない。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	—	同上
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	—	同上
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	—	同上
48 指定管理の協定内容に問題はないか。	—	同上
49 設立目的自体が不合理な団体はないか。	O	設立目的は問題ない。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出捐金は適正か。	O	本市の出資金1,500千円は適正であると考ええる。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	T	岡山県が施設の廃止を検討していたところ、本市は施設の無償譲渡を受け入れる方針を固めている。他者が本件施設の指定管理者に選定されれば、設立目的を達成したことになる。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	T	施設の管理運営が公募による指定管理者により、他者が行うようになれば、本会社の存在意義はなくなると考えられる。
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	T	施設管理自体は民間でも可能である。
54 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。	T	施設管理は他の施設管理運営型外郭団体でも可能である。
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	O	職員数13人、売上高105,866千円。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	O	累積欠損金は0円。
57 法人形式（株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式）が不合理な団体はないか。	O	法人形式に問題はない。
58 営利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	T	本市の出資は1,500千円（出資割合は27.3%）。出資割合が50%未満で、法人を支配できていない。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	O	出資の引揚げは必要ない。
60 解散又は統廃合すべき団体はないか。	Δ	本施設の指定管理者に選定されなければ、解散すべきである。

3 組織

(1) 沿革

岡山県は、平成9年4月本施設を開園したが、入園料収入が計画を大幅に下回るなど厳しい経営状態が続いた。

このため、岡山県は、「県民のための農業公園」として平成14年4月1日から入園料を無料化するとともに、施設の管理運営を地元町の旧灘崎町に委託することとなった。

本施設は、旧灘崎町が平成15年1月から3月まで岡山県から委託を受けて管理し、平成15年4月1日からは、町・地元商工会の出資による有限会社サウスヴィレッジが設立されて、サウスヴィレッジの管理運営を旧灘崎町から再委託されている。

また、平成17年3月22日をもって、旧灘崎町は本市に編入合併したため、(有)サウスヴィレッジは、灘崎町合併特例区から本施設の管理運営を再委託されることとなった。

平成15年9月の地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入されたことから、平成18年4月から、灘崎町合併特例区が岡山県の施設である本施設の指定管理者として、その管理運営を行った。

平成21年度からは、本会社が本施設の指定管理者となっている。

(2) 職員配置

副支配人 1人（現場責任者）

職員 3人（施設緑地管理担当，総務人事・会計担当，施設管理・ショップ担当）

臨時職員 6人（緑地管理担当3人，彩の館管理・園内遊園者運行担当1人，実りの館管理・園内遊園者運行担当1人，ショップ担当1人）

パート 2人（インフォメーション担当，緑地管理担当）

現地で、各職員の業務内容を確認したが、少人数でありながら、適正に職員配置がなされていた。

4 財務

(1) 平成20年度の決算状況

（貸借対照表）

科目	金額
資産の部	
【流動資産】	
現金・預金	42,610
未収入金	14,133
商品	458
貯蔵品	567
前払費用	181
立替金	574
流動資産合計	58,524
【固定資産】	
建物付属設備	598
構築物	1,443
機械装置	1,878
車両運搬具	426
工具器具備品	2,193
固定資産合計	6,538
資産の部合計	65,062

科目	金額
負債の部	
【流動負債】	
未払金	8,449
預り金	234
前受金	375
未払消費税	1,655
法人税等充当金	4,417
賞与引当金	1,104
流動負債合計	16,234
【固定負債】	
退職給付引当金	156
固定負債合計	156
【引当金】	
特別修繕引当金	4,606
引当金合計	4,606
負債の部合計	20,997

（単位：千円）

科目	金額
資本の部	
【資本金】	
資本金	5,500
資本金合計	5,500
【利益剰余金】	
別途積立金	5,000
繰越利益剰余金	33,565
（うち当期利益）	7,894
利益剰余金合計	38,565
資本の部合計	44,065
負債・資本の部合計	65,062

(損益計算書)

科目	金額
【売上高】	
受託部門	84,000
販売部門	14,033
雑収入	7,833
売上高合計	105,866
【販売費及び一般管理費】	
受託部門費	74,702
施設管理部門	56,356
人件費	29,001
需用費	20,513
役務費	5,035
委託料	1,579
使用料及び賃借料	126
租税公課費	102
緑地管理部門	14,747
人件費	9,453
需用費	3,480
役務費	1,645
委託料	70
使用料及び賃借料	39
租税公課費	60
イベント費	3,599
販売部門費	14,759
商品仕入	8,131
人件費	2,548
需用費	2,791
役務費	0
使用料及び賃借料	1,288
租税公課費	0
管理部門費	8,181
旅費	90
需用費	701
役務費	1,335
使用料及び賃借料	3,096
租税公課費	2,958
販売費及び一般管理費合計	97,642
営業利益	8,224
【営業外収益】	
受取利息等	111
その他	63

(単位:千円)

科目	金額
【営業外収益】	
受取利息等	111
その他	63
営業外収益合計	174
【営業外費用】	
その他	9
営業外費用合計	9
経常利益	8,389
【特別利益】	
前期損益修正額	4,721
特別利益合計	4,721
【特別損失】	
前期損益修正額	103
固定資産除却損	169
特別損失合計	272
税引前当期純利益	12,838
法人税, 住民税及び事業税	4,945
当期純利益	7,894

5 事業

(1) 本施設の現状

本施設の平面図は別紙のとおりである。

ア 目的との適合性

本施設は、農林水産業の役割とその重要性について県民の理解と認識を深めることと、県内の農林水産業の振興を図ることにあるが、プールや宿泊施設はその目的とは関係がないと考えられる。

(意見)

むしろ、農業の理解と認識を深めるというのであれば、果樹園の賃貸にとどまらず農業体験コーナーとか、水田の賃貸と耕作の指導事業とかを行うべきであったと考えられる。

イ 空きスペース

味覚の館（レストラン、カフェテリア、バーベキュー広場）は、(有)サンファームが本会社から賃借していたが、平成16年6月に撤退したため、現在は使用されてい

ない。ただし、カフェテリアは平成21年11月より新たなテナントが入り再開している。

このように空きスペースがあると、全体的に寂れた施設という印象を与え、そのため、ますます客足が遠のいていくというスパイラルに陥っている感じがした。

ウ 稼働していない施設

彩りの館は、平成21年度から営業されておらず、風車は故障で動かず、水車は結婚式など特別の日のみ動かされている。

このように、本施設は、すべて構造物が順調に稼働しているという状態ではない。現地を訪れたところ、稼働していない施設が多々あるほか、池の水は濁っており、人が少なく、何か手入れが十分されていない荒廃した施設の一步手前のような印象を持った。

エ パネル物

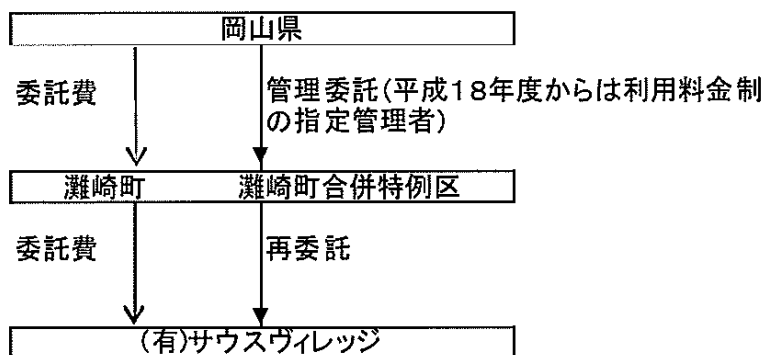
米と酒の館は、土曜日、日曜日、祝日及び学校教育事業の要望日だけ開けられている。米と酒の館は、米と酒をテーマに農業の理解を深める展示館ということであるが、アナウンスが流れ、人形がぎこちなく動いて日本酒の醸造の過程を示す展示施設であった。

オ ロードサイドマーケット

なお、ロードサイドマーケットは、(有)サンファームが経営している農作物の直売所であり、これは、買物客であふれ、活気がみなぎっていた。

(2) 施設管理をめぐる全体のスキーム

本施設の所有者である岡山県、岡山県から本施設の委託管理（平成18年度から指定管理）を受けている灘崎町合併特例区、本会社のそれぞれの関係は、次のとおりである（平成16年度～平成20年度）。



(3) 指定管理料の推移

平成18年度から平成20年度の岡山県の灘崎町合併特例区に対する指定管理料と灘崎町合併特例区の本会社に対する管理委託費の比較は、次のとおりである。

(単位：千円)

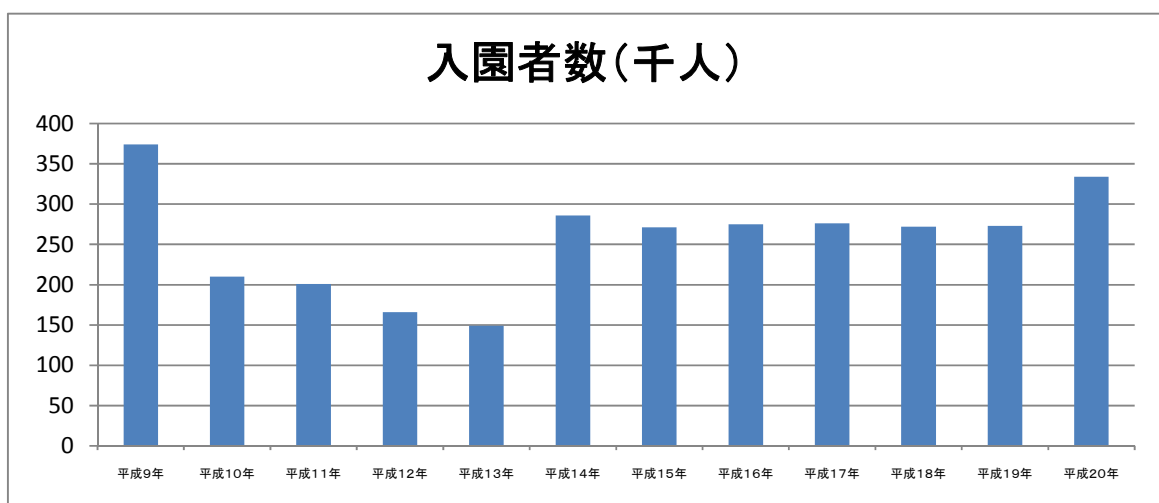
区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
岡山県の指定管理料 (A)	76,744	76,744	76,744
利用料金・賃借料(B)	19,637	16,240	15,634
灘崎町合併特例区の本会社に対する管理委託料(C)	96,197	87,159	84,000
差額(A)+(B)-(C)	184	5,825	8,378

このように、岡山県から本施設の指定管理者に選定された灘崎町合併特例区は、本施設の管理のため、毎年、岡山県からの指定管理料を上回る委託費を本会社に支払っていた。

しかし、本会社は、ホールやプール等の利用料金、ロードサイドマーケットの賃借料を灘崎町合併特例区に納入するので、灘崎町合併特例区は、一定の収益を上げていたことになる。

(4) 入園者数の推移

入園者数の推移は、次のとおりである。



以上から明らかとなっており、入園無料化になった平成14年度から平成19年度まで、入園者数は27～28万人で安定していた。

平成20年度は33万4,000人の入園者数となっており、前年度比で22.3%増となっているが、これは、閑散期の6月と9月に子供祭りというイベント(キャラクターショーなど)を行ったためとのことである。

(意見)

子供祭りといったアイデアで入園者数が増えると、それと連動してショップの売上やバッテリーカー等の利用増加にもつながるので、もう少し早く入園者数増加のための方策を取り入れるべきであった。

6 施設の扱い

(1) 施設の無償譲渡の検討

ア 本市の当初の意見

前述のとおり、岡山県はこれまで本施設に対し、年間約8,000万円弱の指定管理料を負担してきた。

本施設の存続に関しては、本市が県から無償譲渡を受けたとしても、今後、多額の指定管理料の支払や、施設の修繕費がかかることが問題である。

一方で、施設の存続を求める地元の声が強いかも事実であり、この調整が必要である。

本市が平成20年10月1日に県に提出した要望内容の理由は、次のとおりである。

- ①県下全域からの広域的な利用がされており、市の施設にはそぐわない。
- ②観光農園や各種農産物販売所など、市内には類似施設が多く仮に本市に移譲されたとしても市民サービスの大幅な向上は見込めない。
- ③県からの管理委託料がなくなる中、施設の管理運営費をはじめ、老朽化する施設の修繕費に係る財政的負担が大きい。

イ 岡山県の手法の問題点

(意見)

本施設は、県が「農産物の収穫体験や公園などは県内に類似の施設が多いことから、県施設としては廃止し、本市又は民間への譲渡についても検討」ということで「廃止(本市又は民間への譲渡)」という方針を示したことが発端であり、この点が問題であると考えられる。すなわち、県内に類似の施設が多いといっても、本市にも類似の施設は存在するのである。それにもかかわらず、本市への譲渡という無責任な提案を本市の承認なしに行うこと自体が問題であると考えられる。

(2) 本施設の無償譲渡

その後、本市は、県との協議を進め、県が全ての改修工事を終えた段階で、本施設を農業公園として県から無償譲渡を受ける考えであることを表明した。

本市は、本施設は岡山市民にも親しまれている施設として、また、市内の農業者のための農業公園として機能を存続することは、「心豊かな庭園都市」を目指し、政令指定都市となった本市にとっても意義のあることであるとの考えを示した。本市は、これまで県が毎年約8,000万円を投じてきた運営方法を見直し、民間活力や市民の協力を積極的に活用するなどして、収入を上げて、運営経費を抑えた効率的な運営が必要であるとしている。

(意見)

本施設の無償譲渡については、上記の農業公園としての本施設の必要性和新たな本市の財政的負担の回避という要請が衝突するところ、その是非は、最終的には、政策判断とその市民の評価に委ねざるを得ない問題であると考えられる。

(3) 公募による指定管理者制度への対応

(意見)

公募による指定管理者選定に備えて、本会社では、人件費等の販管費の削減とさらなる自主事業の実施等による既存の指定管理者制度の収益に頼らない底力としての収益力の向上と指定管理業務の安定した実績を残す必要性があると考えられる。本会社は、本施設の指定管理者に選定されなければ、解散すべきである。

第 22 社団法人おかやま観光コンベンション協会(前 社団法人岡山市観光協会)

1 団体の概要

代表者	岡崎 彬(岡山商工会議所会頭)	所在地	岡山市北区厚生町三丁目1番15号 岡山商工会議所6階							
所管課	岡山市経済局 観光課	設立年月日	平成9年6月							
設立目的	岡山市の文化的,社会的,経済的特性を活かしたコンベンションの常時開催体制の整備及び誘致を戦略的に推進するとともに,観光施設の整備運営,市民の観光意識の普及及び向上並びに観光客誘致宣伝事業の促進等によって観光事業の健全な振興を図り,もって地域経済の発展と市民の生活,文化の向上発展に寄与すること									
事業内容	①観光客及びコンベンションの誘致及び支援,②観光及びコンベンションの広報及び宣伝,③観光意識及びコンベンション理解の普及及び向上,④観光及びコンベンションに係る人材の確保及び資質の向上,⑤観光及びコンベンションに関する調査研究,情報収集及び情報提供,⑥郷土民芸及び地域文化の保護育成,⑦観光土産品の改善指導及び開発,⑧観光地の美化推進,⑨地方公共団体等が所有する観光施設等の管理運営,⑩旅行業法に基づく旅行業,⑪観光土産品その他物品の販売,⑫その他この法人の目的を達成するために必要な事業									
主要事業 (平成20年度)	事業名	事業内容			決算額(千円)					
	岡山城天守閣入場料収益	岡山城天守閣の指定管理による入場料収入			64,334					
	足守プラザ指定管理料収益	足守プラザの指定管理料収入			26,800					
	岡山駅観光案内業務委託料収益	岡山駅2階で実施している観光案内業務の受託料収入			11,199					
	おかやま備前焼工房指定管理料収益	おかやま備前焼工房の指定管理料収入			7,117					
機能	施設管理運営型,行政サービス提供型									
本市からの財政支出(千円)	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度				
	委託料	97,752	99,667	21,372	13,926	17,370				
	指定管理料	0	0	34,420	28,556	32,858				
	補助金	0	0	0	0	0				
	その他	33,531	29,098	26,976	26,076	44,869				
	計	131,282	128,764	82,766	68,556	95,096				
役職員数(人) (平成20年4月1日現在)	区分	役員数			職員数					
		常勤	非常勤	総数	うち民間出身者	正規職員	うち本市派遣職員	うち本市OB職員	非正規	総数
	人数	1	29	30	26	6	2	0	15	21
財政状況 (千円)	平成18年度~平成20年度の3か年において,経常増減額が2,757千円の増加となっている。									
	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度				
	総収入額	143,676	138,377	159,719	165,644	190,708				
	総支出額	143,288	135,136	164,003	162,102	187,207				
	うち人件費	59,610	61,451	63,461	53,679	64,410				
	差引収支額	388	3,241	△4,284	3,541	3,500				
	総資産額	25,326	23,477	34,393	30,233	46,781				
	総負債額	12,423	7,333	22,533	14,832	27,879				
純資産額	12,902	16,144	11,859	15,401	18,901					
出捐状況	出捐金	0円	総出捐額に占める市の出捐額の割合			—円 —%				

2 チェック項目の充足状況（○問題なし，×指摘，△意見，T意見（提言又は問題意識），
—該当なし）

区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	△	会長は岡山商工会議所会頭であるが、常勤の会長を選任すべきである。
2 職員配置や定員管理は適正か。	△	本協会の事業内容が本市の事業等を、今後協会においてノウハウを蓄積していくとともに自主事業を拡大させていくためにも、本市職員の派遣ではなく、民間からの積極的な採用を検討すべきである。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	○	役員30人中民間に占める民間企業経験者26人（86.7%）と高い。
4 役員任期・報酬は適正か。	○	役員の任期は2年。組織改編により、平成20年7月以降報酬の支給はない。
5 役員・職員の定年制はあるか。	T	定年は60歳。（ただし、65歳まで再雇用制度有り）。また、役員については定年制はない。役員についても定年制を設けるべきである。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	T	正規職員6人に占めるプロパー職員は4人である。幹部等への登用も含め、さらなる活用を検討すべきである。
7 民間企業経験者、人材派遣、アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	T	観光誘致、コンベンション事業のみならず、自主事業を拡大させていくためにも民間からの積極的な人材活用を検討すべきである。
8 本市職員の派遣は必要かつ適正か。	△	職員21人中2人派遣。本市からの派遣については本市70%給料負担であり、派遣の理由はあるが、決裁文書により明確にすべきである。
9 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	△	職員21人中2人OB職員。OB職員は、管理者として職務を行っている。ただし、採用の理由、必要性は不明確であるので、明確にすべきである。
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	T	本市の給与規程を参考に作成されているが、本市より低くなっている。
11 財務数値は適正か（①流動比率、②自己資本比率、③経常収支比率）	T	（1）流動比率 145.0%，（2）自己資本比率 40.4%，（3）経常収支比率 101.9% 流動比率は問題ないが、自己資本比率は多少低めとなっている。
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	—	基本財産はない。
13 本市の財政支出に依存していないか。	△	本市の財政支出に対する依存度が高い（財政支出依存比率49.9%）。今後、会員企業等へのサービスの向上に努め、会員数を増やす努力を行うとともに、社団法人として民間の活力をより取り入れ、本市からの財政支出に頼らない、収入確保に向けた運営を実施できるよう努力する必要がある。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	○	管理費は41,557千円で（管理費比率は21.8%）。ほとんどの支出を事業費に計上しているため、非常に低くなっているが、適正に計算しても特に高すぎることはないものと思われる。
15 補助金は適正か。	—	補助金はない。正味財産増減計算書等において受取補助金等として52,560千円が計上されているが、これは、本市から指定管理料収益2件分33,917千円と、岡山駅観光案内業務等の受託料収益4件分18,643千円の計上である。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	○	随意契約による委託事業割合100%。随意契約の理由はある。
17 不要な積立金はないか。	○	特になし。
18 非営利法人において、収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	○	4.9%となっており、問題はない。
19 不動産について時価を計算し、定期的に含み損益を計算しているか。	—	不動産がない。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	T	中長期の目標、計画が策定されておらず、策定すべきである。

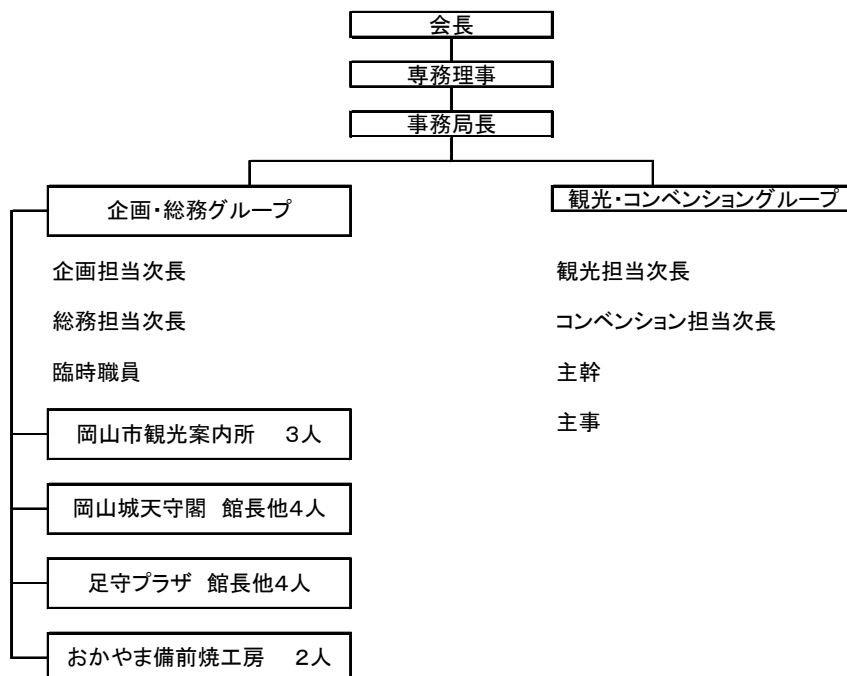
区分	評定	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	△	第3種旅行業の登録により独自でのバスツアーの実施や、コンベンションでの特産品の販売、JRチケットの手数料収入、岡山城での物品販売等自主事業を実施しているが、自主事業収入は9,263千円（自主事業比率は4.9%）と低く、さらなる自主事業を企画、実行すべきである。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	T	新たな収入源の確保を検討すべきである。
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	T	プロパーとしての採用がほとんどなく、派遣、臨時等の職員で凌いでおり、体制の強化までできていないので、検討すべきである。
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	△	岡山城にアンケート用紙を設置し、集計はしていたがその分析と業務改善に向けた活用はなされていない。施設のみならず、コンベンション事業、観光事業等すべての事業につき、アンケート等の実施・分析と活用を行うべきである。
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	○	個人情報保護規程により、個人情報管理責任者を設け、個人情報の取り扱いに十分留意している。
26 情報公開を制度化しているか（ホームページの活用を含めて）。	○	情報公開に関する規定を設け、情報公開に努めている。また、ホームページを活用し、タイムリーに更新している。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	×	指定管理業務における再委託については、すべて本協会の会員を対象とした随意契約になっているが、残額を返納する制度のため、最終的には本市の負担となるにもかかわらず、再委託契約の金額の妥当性について、本市として十分なチェックができる体制になっておらず、改善すべきである。
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	○	特になし。
29 施設の工作物責任及び管理上の責任を追及される法的リスクはないか。	○	施設についての管理責任はあるが、適切な管理は実施しており、特に問題はない。
30 不要な事業所、施設、設備等はないか。	○	特になし。
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	○	専門的な業務ノウハウを必要とする設備管理業務の一部を再委託によりアウトソーシングを活用するとともに、会計・給与システムのソフトを用い、事務効率の向上等に努めている。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	○	指定管理の協定により、通常の修繕は本市の負担となっている。
33 効果的な職員研修を行っているか。	○	外部の研修等に積極的に参加している。
34 理事会（取締役会）への理事（取締役）及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がされているか。	T	平成21年3月26日 理事30名中28名出席(内委任状出席8名) 監事2名中2名出席 平成20年5月29日 理事30名中27名出席(内委任状出席4名) 監事2名中2名出席 出席率は良いが、十分な議論はない。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論はなされているか。	—	評議員会はない。
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的になされているか（現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む。）。	T	監事による監査の他、税理士による会計チェックが実施されているが、外部監査はなされていない。
37 コンプライアンス（法令遵守）体制は確立されているか（コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等）。	△	コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。
38 契約事務は適正か。	△	岡山城特別展の契約を見直すべきである。その他、岡山ゆかり人による情報発信事業、緑化フェアの入場券の交付においては、費用対効果が不明確である。
39 出納は適正か。	○	適正に運営されている。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	△	文書取扱規定はあいまいな区分となっており、恣意性のある余地が大きいため、区分を明確にする必要があり、早急な改善が望まれる。

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	X	株式会社岡山コンベンションセンターからの派遣職員3人については、本協会の業務を行っているにもかかわらず、給与はすべてセンターの負担となっており、適切な費用負担が行われていない。この状況については、速やかな改善が必要であり、本市からの運営負担金等の金額を調整するなどして、本協会の業務を行う人員の給与については本協会から支給するように改善すべきである。
42 固定資産、備品の管理は適正か。	T	岡山城天守閣の物品台帳が事務局に保管されていなかった。改善を検討すべきである。
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	T	指定管理者が公益認定されるかどうかは現在のところ不明確である。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	T	足守プラザや備前焼工房については、本市の負担額に比べて利用者数が少ない。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	T	足守プラザやおかやま備前焼工房については、本市の負担額に比べて利用者数が少ないので、公募による運営方法の改善や事業の廃止も含め、検討すべきである。
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	T	公募を検討すべきである。
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	—	非公募である。
48 指定管理の協定内容に問題はないか。	○	問題はない。
49 設立目的自体が不合理な団体はないか。	○	依然、設立目的はある。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出捐金は適正か。	—	社団であり、出資等はない。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	○	特に問題はない。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	○	同上
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	T	施設管理業務は民間でも実施可能である。
54 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。	T	観光施設等の管理運営が事業内容にあるので、その点で(財)岡山市建部町観光公社と事業内容が類似している。
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	○	職員数は21人。総収入額は190,708千円。事業の実体はある。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	○	累積欠損金はない。
57 法人形式(株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式)が不合理な団体はないか。	○	特に問題はない。
58 営利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	—	営利法人ではない。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	—	社団法人であり、本市は出資をしていない。
60 解散又は統廃合すべき団体はないか。	△	観光施設の管理運営等の事業があるので、その点で(財)岡山市建部町観光公社と事業内容が類似している。よって、(財)岡山市建部町観光公社を吸収する形で統合を検討すべきである。なお、社団法人と財団法人の合併は可能である。

3 組織

(1) 組織図

組織体制(平成20年6月11日組織再編後)



(2) 職員

本市からの派遣2人を除くと、正規職員が4人と事業規模の割に少なく、嘱託、臨時の職員に業務の多くを実施させており、コンベンション業務の蓄積等について、今後支障となる可能性がある。

(意見)

本協会の事業内容が本市の事業と異なる上、今後協会においてノウハウを蓄積していくとともに自主事業を拡大させていくためにも、本市職員の派遣ではなく、民間からの積極的な採用を検討すべきである。

4 財務

(1) 平成20年度貸借対照表

科 目	合 計	科 目	合 計
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	32,308	未払金	24,515
未収金	7,418	未払消費税等	1,896
前払金	424	未払法人税等	1,467
仮払金	2	流動負債合計	27,879
商品	260		
流動資産合計	40,414	負債合計	27,879
2. 固定資産		III 正味財産の部	
(1) 特定資産		1. 一般正味財産	18,901
退職給付引当金	3,008	(うち特定資産への充当額)	(3,008)
特定資産合計	3,008	正味財産合計	18,901
(2) その他固定資産		負債及び正味財産合計	46,781
建物附属設備	64		
構築物	242		
車両運搬具	39		
什器備品	2,182		
電話加入権	229		
保証金	600		
その他固定資産合計	3,357		
固定資産合計	6,366		
資産合計	46,781		

(2) 平成20年度正味財産増減計算書

科 目	合 計	科 目	合 計
I 一般正味財産増減の部		(2) 経常費用	
1. 経常増減の部		事業費	140,717
(1) 経常収益		管理費	41,557
受取会費	4,250	岡山市返納金	3,466
受取補助金等	52,560	法人税及び住民税	1,467
受取負担金	46,452	他会計への繰出額	0
事業収益	81,085	経常費用計	187,207
雑収益	6,360	当期経常増減額	3,500
他会計からの繰入額	0	当期一般正味財産増減額	3,500
経常収益計	190,708	一般正味財産期首残高	15,401
		一般正味財産期末残高	18,901
		II 正味財産期末残高	18,901

ア 本市からの財政支出

① 指定管理料

平成20年度より岡山城天守閣については残額が発生した場合にはその半額を本市に返納し、足守プラザ及びおかやま備前焼工房については、残額が発生しても返納しなくてよいとされている。

② 委託料

委託料について平成20年度に実施された事業は、岡山駅観光案内業務、岡山ゆかりの人による情報発信事業、観光関連団体招請事業、観光ボランティア事業運営業務の4事業であるが、委託料に残額が発生した場合には、本市に返納することになっている。

③ 負担金

負担金とは、国、地方公共団体等が自己の利害に関係のある事務又は事業に関して、自己の経費として負担すべきものとして交付する給付金のことであり、協会運営負担金として、主に協会の人件費負担のための本市からの財政支出である。

平成 20 年度からは本協会がコンベンション事業を開始したことに伴い、コンベンション事業費の負担金が追加されたため増加している。

イ 収入に占める本市からの財政支出の割合

本協会の収入と、そのうち本市からの財政支出による割合は、次のとおりである。

区分	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
収入(千円)	143,676	138,377	159,719	165,644	190,708
財政支出(千円)	131,282	128,764	82,766	68,556	95,096
割合(%)	91.4	93.1	51.8	41.4	49.9

この表によると収入に占める本市からの財政支出の割合が、平成 16～17 年度は 90%を超えていたのに対し、平成 18 年度以降は 50%前後まで下がっている。

これは、平成 18 年度に指定管理制度の開始により岡山城天守閣等 3 施設の管理業務が指定管理となったのに伴い、入場料や体験料が利用料金制に変更され、3 施設からの入場料収入や体験料収入等を本協会の事業収益として計上しているため、本市からの財政支出に計算上算入しなくなったためである。

しかしながら、利用料金制により、入場料収入等が本協会の収入になったとはいえ、本市からの指定管理に伴う収入であり、受託事業会計からの事業収入も本市からの財政支出に加えて計算しなすと、以下のようなになる。

区分	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
収入(千円)	143,676	138,377	159,719	165,644	190,708
財政支出(千円)	131,282	128,764	149,136	141,705	166,919
割合(%)	91.4	93.1	93.4	85.5	87.5

(意見)

本市の財政支出に対する依存度が高い(実質的な財政支出依存比率 87.5%)。今後、会員企業等へのサービスの向上に努め、会員数を増やす努力を行うとともに、社団法人として民間の活力をより取り入れ、本市からの財政支出に頼らない、収入確保に向けた運営を実施できるよう努力する必要がある。

④ 補助金

補助金はない。正味財産増減計算書等において受取補助金等として 52,560 千円が計上されているが、これは、本市からの指定管理料収益 2 件分 33,917 千円と、岡山駅観光案内業務等の受託料収益 4 件分 18,643 千円の計上である。

5 事業

(1) 加入事業所

過去5年間の本協会の会員数及び会費収入の推移は次のとおりである。

年度	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
正会員数(者)	294	293	291	297	301
会費収入(千円)	3,834	3,729	3,714	4,030	4,250

(注) 会員数は毎年6月現在の会員数である。

正会員は、1口5千円で任意(現在は原則として4口以上)の年会費を納入することになっている。

なお、毎年、正会員に対する年会費は、例年5月の定期総会終了後6月頃に請求書を送付して請求する。

(2) コンベンション事業

ア 職員の派遣等

平成20年6月より社団法人岡山市観光協会から社団法人おかやま観光コンベンション協会に名称変更されるとともに、組織体制が改編され、本市からの負担金により、コンベンションの誘致活動を行うことになった。

このため平成20年度より本市から2人が事務局長および事務局次長として派遣された。また、株式会社岡山コンベンションセンター(以下「センター」と言う)から2人が本協会に常駐することになった。このうち1人は本協会の専務理事として唯一の常勤の役員として本協会の業務を行っており、もう一人はコンベンション業務を担当している。また、センターからはもう1人、センターとの兼務により本協会とセンターの業務を半分程度行う人員が、2日に1度程度勤務している。

(指摘事項)

株式会社岡山コンベンションセンターの3人については、本協会の業務を行っているにもかかわらず、給与はすべてセンターの負担となっており、適切な費用負担が行われていない。

この状況については、速やかな改善が必要であり、本市からの運営負担金等の金額を調整する等により、本協会の業務を行う人員の給与については本協会から支給するように改善すべきである。

イ 誘致事業の実績

項目	業務内容	実施状況
国際ミーティングエクスポへの出展	共同出展ビューローとの調整、ブースレイアウト作成、設営発注、来客サービス企画・必要物品調達、招待者リスト作成、招待状発送、現地相談・説明・商談、アフターフォロー(情報提供、プレゼン招待)等	相談25件、商談3件

中四国地区コンベンション誘致懇談会	来客サービス企画・必要物品調達, 招待者リスト作成, 招待状発送, 現地相談, アフターフォロー (情報提供, プレゼン招待) 等	相談36件
個別誘致活動	誘致対象大会調査・選定, 主催者リストアップ, 事務所所在地マッピング, 事務所訪問・説明, アフターフォロー (情報提供, プレゼン招待) 等	県外主催者34件, 地元主催者 (未決定大会) 22件, 旅行代理店98社, コンベンション事業者10社
懇親会事例プレゼンテーション	プログラム作成, 設営・飲食・アトラクション等手配, 主催者・来賓・参加事業者の調整, 招待者リストアップ, 招待状発送, 出席者取りまとめ, プレゼン実施, アフターフォロー (情報提供) 等	県外主催者4件, 地元主催者13件, コンベンション事業者6件
会場の優先予約	主催者との相談 (開催形態・予算等把握, 施設選定), 会場施設との協議, 要望書受付, 施設への依頼, 承諾書交付, 使用申請手続指導等	3施設 12件
招請支援サービス	招待者リストアップ, 招待状発送, 出席者取りまとめ, 宿泊予約, 旅費支払等	県外主催者4件, 本部への地元主催者同行1件

コンベンションの誘致実績は県外主催者への誘致活動によるもの3件, 県内主催者への誘致活動によるもの10件となっている (平成20年度)。

ところで, 事務局職員のコベンション事業の従事時間 (1日8時間労働とした場合の従事時間の概算) は, 次のとおりであり, 合計20.6h (2.58人) となっている。

事務局長1.6h, 次長A5.0h, 次長B4.0h, 次長C1.6h, 主任8.0h, 主事0.4h

(意見)

コンベンション事業が, 誘致活動のみならず, 開催支援事業等さまざまな事業を含んでいることは理解できるが, コンベンション誘致活動による実績は県外3件, 県内10件にすぎず, 2.6人分の職員がかかる業務を行っていることからすると, 非効率であるので, より積極的かつ効率的なコンベンションの誘致活動を企画・実行すべきである。

この点, 補足すると, コンベンションの誘致は綿密な市場調査の下, 相手方との交渉, プレゼンテーション等の民間の経営ノウハウが発揮される業務であるので, 本協会においては, 観光, 宿泊等の関連業界の営業の専門家の幹部職員としての採用と業績手当等の成果主義の導入を工夫すべきであると考えます。外郭団体は民間の経営ノウハウを生かすということに存在意義があるのであるから, 負担金といった本市の財政支出に依存して, 成果を上げようが上げまいが団体は倒産しないという組織全体の意識の改革を実践すべきである。

(3) 観光事業

本協会は, 設立当時から観光事業に取り組んでおり, 観光ボランティア事業等多

くの事業を実施している。

本市においては、岡山市都市ビジョンでの岡山の光を発信するプロジェクトを基に観光施策について戦略を構築している。

また、本協会は、本市から委託を受け、岡山市観光案内所等を管理運営している。岡山市観光案内所の利用状況等は次のとおりである。

年度	窓口取扱件数（件）	電話案内件数（件）
平成 18 年度	86,312	2,996
平成 19 年度	116,810	2,587
平成 20 年度	99,864	2,317

(4) 指定管理事業

ア 各施設 1 人当たりのコスト状況

※事業費等÷入場者数

H20 年度	事業費等（円）	入場者数（人）	1 人当たりのコスト（円）
岡山城天守閣	0	167,710	0
足守プラザ	26,800,000	19,362	1,384
おかやま備前焼工房	7,117,000	5,771	1,233

岡山城天守閣については、本市からの指定管理料が実質的に 0 となっているため、1 人当たりのコストも 0 となった。

足守プラザ及びおかやま備前焼工房については、指定管理料を入場者数で割り 1 人当たりの行政コストを算定したが、足守プラザについては 1,300 円台、おかやま備前焼工房については 1,200 円台と割高になっている。

イ 再委託契約

本市からの再委託契約事業のうち岡山城天守閣（平成 19 年度までは足守プラザ及びおかやま備前焼工房を含む。）については、残額が発生した場合返納する契約となっている。

（指摘事項）

指定管理業務における再委託については、すべて本協会の会員を対象とした随意契約になっているが、残額を返納する制度のため、最終的には本市の負担となるにもかかわらず、再委託契約の金額の妥当性について、本市として十分なチェックができる体制になっておらず、改善すべきである。

(5) 自主事業

（意見）

第 3 種旅行業の登録により独自でのバスツアーの実施や、コンベンションでの特産品の販売、JR チケットの手数料収入、岡山城での物品販売等自主事業を実施しているが、自主事業収入は 9,263 千円（自主事業比率は 4.9%）と低く、さらなる自主事業を企画、実行すべきである。

(6) 支出チェック

本協会の事業支出は費用対効果がわかりにくく、関係団体招請事業等項目だけではその当否が判明しにくいので、決算書の内訳を検証した。

以下、問題があるものを掲げる。

ア	岡山城特別展委託料 (H20. 4. 1～5. 18)	9,952 千円
	岡山城特別展委託料 (H20. 9. 27～11. 1)	9,520 千円
	岡山城特別展委託料 (H21. 3. 20～5. 10)	3,082 千円
	合 計	22,554 千円

これは、地元新聞社との間で、特別展期間中の入場者数×480 円で計算されるものである。地元新聞社が特別展の手配をしている。

(意見)

1 人当たり入場料 800 円の 6 割の 480 円を地元新聞社が取得して、本協会には 4 割の 320 円が入ってくるが、清掃代月額 341 千円のほか警備料代を考慮すると、地元新聞社との間で収入に関する割合について交渉すべきである。

イ	玉野市ボランティア交流会議	4 3 千円
	岡山県観光ボランティア昼食代	1 4 千円
	相手方の飲食代だけで、本協会の職員の飲食代は入っていないことを確認した。	

ウ	まちなか見て歩きマップ権利手数料	3 1 5 千円
		2 1 0 千円

(意見)

岡山の街のイラストの著作権料であるが、今後、類似の取引を行う際には、減額の交渉を行うべきである。

エ	岡山ゆかりの人による情報発信事業	
	京都県人会かくし寿司	8 0 千円 (参加者 70 人, 来賓 5 人)

(意見)

かくし寿司 100 人前分のアトラクションを行ったとのことであるが、他の東京県人会 (参加者 250 人, 来賓 4 人) の出費が 6 4 千円であることを比較すると、費用対効果も不明である。

オ	緑化フェア入場券	1,500 千円 (300 円×5,000 枚)
	同 上	1 8 千円 (300 円×60 枚)

(意見)

入場券の利用状況が把握されておらず、費用対効果が不明であり、配布しただけの結果になっている。

カ	観光関係団体招請	
	福寿司	9 6 千円 (14 人)
	まつのき	8 1 千円 (10 人)
	全日空ホテル	4 4 千円 (10 人)
	ほのか	8 1 千円 (10 人)

旅行代理店等の招請であるが、飲食代の中には本協会の職員分も含まれている。

キ 岡山城外国語パンフ印刷代 1,000千円

(意見)

増刷ということで見積りを取らずに発注しているが、見積り合わせを行い、コストの削減を図るべきである。

ク 岡山城リーフレット 401千円

デザイン変更のため、本協会会員による見積り合わせが行われていた。

6 (財)岡山市建部町観光公社との統合

(意見)

観光施設の管理運営等の事業があるので、その点で(財)岡山市建部町観光公社と事業内容が類似している。

よって、(財)岡山市建部町観光公社を吸収する形での統合を検討すべきである。

なお、社団法人と財団法人の合併は可能である。

第23 社会福祉法人岡山市社会福祉協議会

1 団体の概要

代表者	高田 武子		所在地	岡山市北区鹿田町1丁目1番1号		
所管課	保健福祉局福祉援護課		設立年月日	昭和37年12月		
設立目的	本市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること。					
事業内容	1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 2 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 4 1～3のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 5 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 6 共同募金事業への協力 7 ボランティア活動の振興 8 福祉サービス利用援助事業 9 生活福祉資金貸付事業 10 ひまわり福祉相談センター事業 11 小口資金貸付事業 12 岡山市御津老人福祉センターの管理運営 13 児童館の管理運営 14 老人憩いの家の管理運営 15 障害福祉サービス事業 16 移動支援事業 17 一人暮らし高齢者等給食サービスセンターの管理運営 18 岡山市建部町在宅福祉サービスセンターの管理運営 19 福寿苑の管理運営 20 建部町生きがい支援通所事業 21 建部町外出支援サービス事業 22 岡山市建部町在宅福祉サービスセンターの管理運営 23 岡山市生活支援訪問事業 24 居宅介護支援訪問事業 25 通所介護事業 26 訪問介護事業 27 岡山市瀬戸町高齢者生きがい支援通所サービス事業 28 その他本会の目的達成のため必要な事業					
主要事業 (平成20年度)	事業名	事業内容				決算額(千円)
	通所介護介護保険事業(建部)	通所介護保険事業				53,777
	共同募金配分金事業	岡山県共同募金会の岡山市支会として、募金を集めた上で各種事業を実施(元気の出る会、ふれあい交流事業、いきいきサロン、ふれあい広場、地域福祉活動助成等)				53,359
	重度訪問介護事業	常時介護を必要とする障害者に、居宅における家事介助等を行う。				44,358
	児童館管理運営事業	大曲児童館、錦児童館、興除児童館、平津児童館、馬屋下児童館の運営。				31,552
	ひまわり給食サービス事業	援護を必要とする在宅の一人暮らしの高齢者及び重度障害者等に栄養バランスに配慮した食事を居宅まで、地域の協力員が配食する。				25,358
	地域福祉活動事業	住民ニーズに即したサービスの提供と地域住民を主体とした福祉活動を推進				18,298
	日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な方が、自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う。				11,865
	ふれあい給食サービス事業	ボランティアが主体となり、一人暮らしの高齢者等を対象に、公民館等において会食や配食方式で食事を提供する。				6,038
機能	行政サービス提供型の中の行政代行型及び行政機能拡大型					
本市からの財政支出(千円)	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	委託料	128,772	110,142	91,599	60,629	63,297
	指定管理料	—	—	—	37,714	59,731
	補助金	82,896	98,678	120,110	136,581	155,992

	その他	0	0	0	0	0			
	計	211,668	208,820	211,709	234,924	279,020			
役職員数(人) (平成20年4月1日現在)	区分	役員数				職員数			
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規職員	うち本市 派遣職員	うち本市 OB職員	非正規
	人数	1	21	22	20	38	1	1	56
財政状況 (千円)	4,423千円の黒字(平成18年度～平成20年度の3か年)								
	区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
	総収入額	496,624	534,174	548,940	612,512	668,288			
	総支出額	489,385	529,724	558,601	623,740	642,976			
	うち人件費	176,461	212,818	193,039	283,143	321,806			
	差引収支額	7,239	4,450	▲9,661	▲11,228	25,312			
	総資産額	543,142	733,562	714,013	969,020	990,665			
	総負債額	220,007	228,009	224,399	292,671	296,781			
正味財産額	323,135	505,553	489,614	676,349	693,884				
出捐状況	出捐金	62,490千円	総出捐額に占める本市の出捐額の割合			0円	0%		

(意見)

本協議会は、社会福祉法に基づいて設置されている団体であるが、「地域福祉の推進」という事業目的は明記されているものの、事業の範囲、組織、財源等は明らかでない。

それ故、「何でも屋さん」として肥大化していく危険があるとともに、単なる介護保険事業者になってしまっている社会福祉協議会もあるので、本協議会の事業内容の監査と将来ビジョンの検討が必要となるものと考え。今後、少子高齢化社会の本格的な到来や、障害者福祉の充実等、福祉関連サービスに対する社会的ニーズはますます高まると考えられるため、社協が地域福祉の中核的な団体として、地域福祉の推進を実現できるように、効率的な事業運営及び組織体制強化を図る必要がある。

2 チェック項目の充足状況 (○問題なし, ×指摘, △意見, T意見 (提言又は問題意識), ー該当なし)

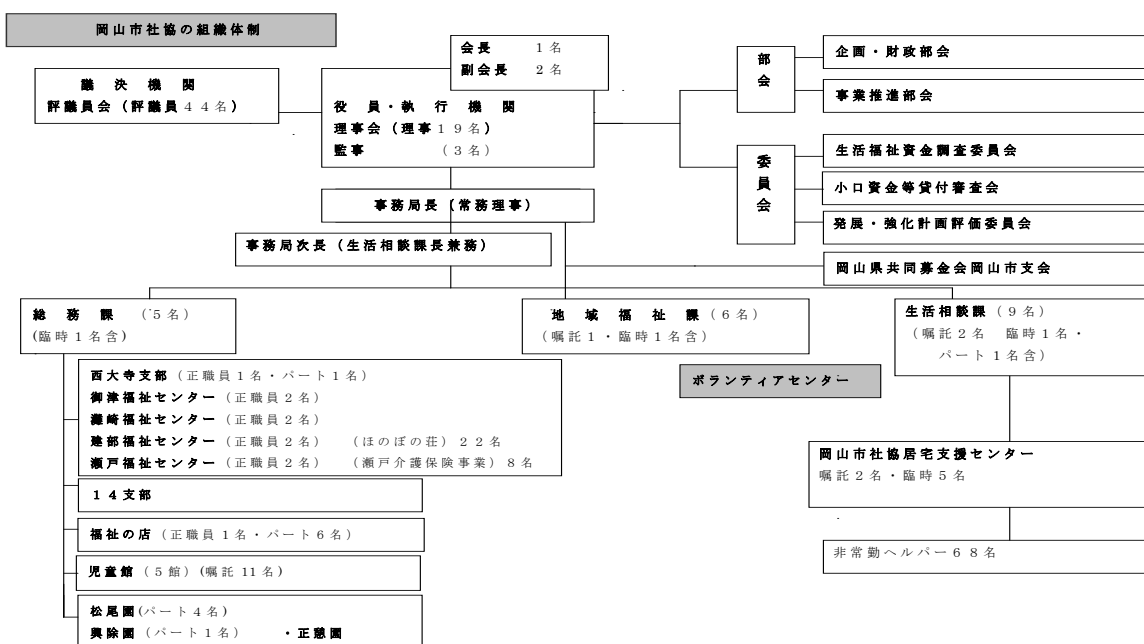
区分	評定	備考
1 経営責任者を常勤にしているか。	△	会長は月に4～5日程度しか出勤せず、常勤ではない。常勤の会長を選任すべきである。
2 職員配置や定員管理は適正か。	△	予算と事業計画の中で、各課、各支部、各センターへ配置している。定員管理の考え方はない。合併により、職員が増加しているので、定員管理が必要である。
3 役員へ民間企業経験者を登用しているか。	○	役員に占める民間企業経験者の割合90.9% (22人中20人) と多く、適正である。
4 役員任期・報酬は適正か。	○	役員報酬は支給されない。任期は2年である。
5 役員・職員の定年制はあるか。	T	役員の定年はない。職員の定年は60歳 (65歳までは可) と規定されている。役員についても定年制を設けるべきである。
6 プロパー職員を積極的に活用しているか。	○	正規職員に占めるプロパー職員の割合 95% (38人中36人) と多く、活用している。
7 民間企業経験者、人材派遣、アルバイト等多様な人材活用を行っているか。	○	嘱託職員20人、パート職員20人、臨時職員16人と多様な人材活用を行っている。
8 本市職員の派遣は必要かつ適正か。	×	職員94人中1人が派遣職員である。建部町の職員だったが、合併に伴い本市職員として派遣されている。ケアマネージャーで長年勤務しているため、地域の事情に詳しく、必要性は非常に高いとされているが、派遣の必要性と理由についての稟議書、何書は存在しない。旧建部町の頃からの派遣職員とのことであり、派遣開始時期は、平成10年頃とのことであるが、派遣法では派遣期間は原則3年なので、この点でも問題であり、早急に是正すべきである。
9 本市OB職員の再雇用は必要かつ適正か。	△	職員94人中1人OB職員であるが、OB職員採用の必要性、理由が不明確である。
10 人事・給与制度は適正か。不必要な手当はないか。	△	独自に岡山市社会福祉協議会職員給与規則を策定しているが、調整手当、特殊勤務手当といった手当があるので、是正すべきである。
11 財務数値は適正か (①流動比率, ②自己資本比率, ③経常収支比率)	○	(1) 流動比率 455.6%, (2) 自己資本比率 70.0%, (3) 経常収支比率104.0%
12 基本財産を毀損しない運用をしているか。	○	基本財産19,100千円及び基本財産である土地・建物は維持されている。
13 本市の財政支出に依存していないか。	T	本市からの財政支出依存比率41.8% (補助金155,992千円, 委託料123,028千円)。今後、自主事業や新たな収入源を確保するべきである。
14 支出に占める管理費比率は適正か。	○	管理費比率2.7%。平成19年度の2.9%と比べて減少しているが、さらなる削減を検討すべきである。
15 補助金は適正か。	○	平成20年度は社会福祉協議会活動費補助金129,104千円, 住民参加型在宅支援サービス補助金7,217千円, 地域生活支援事業補助金19,671千円。今後、合併地区の人員費補助率が削減される。
16 委託は適正か。必要がないのに随意契約となっていないか。	○	随意契約による委託事業割合100% (123,028千円), 随意契約の理由に関しても適正であった。
17 不要な積立金はないか。	△	事業調整資金積立預金のうちの50,000千円, 地域福祉活動基金積立預金200,000千円, 御津、瀬戸の地域福祉基金38,472千円は基金として残すべき理由がないので、一般会計に組み入れるなどすべきである。
18 非営利法人において、収入に占める収益事業の割合が高くなりすぎている団体はないか。	ー	収益事業の割合 0%
19 不動産について時価を計算し、定期的に含み損益を計算しているか。	△	含み損益を明らかにするため、不動産の時価を評価しておくべきである。
20 目標・計画は存在するか。内容は適切か。	△	「岡山市社会福祉協議会発展・強化計画」(平成19年度～平成21年度)を策定しているが、その達成状況を踏まえたその後の中長期の目標、計画は策定中であるが、独自性と具体的な経営改善内容の検討が不十分である。

区分	設定	備考
21 自主事業を検討・実施しているか。	T	地域福祉活動事業、ひまわり福祉相談センター事業、居宅介護事業等の自主事業を行っているが、自主事業は、433,461千円（自主事業比率67.1%）であるが、さらなる自主事業を検討、実施すべきである。
22 新たな収入源の確保を検討・実施しているか。	T	新規会員の獲得に力を入れ、会費による収入の増加を図っているが、不十分である。検討すべきである。
23 営業経験者の採用等営業の強化を図っているか。	T	パソコンの技術が高い者を採用し、福祉の店のインターネットでの販売を開始し、売上の増加を図っているが、営業経験者の採用等は行われていない。検討すべきである。
24 顧客満足度の調査、分析を行い、その向上を図っているか。	△	利用者にアンケート送付し、利用者の要望等を調査しているが分析と業務改善への活用を行っていない。実施すべきである。
25 適正な個人情報保護の体制がとれているか。	○	個人情報のデータの入ったパソコンへのパスワード設定により、個人情報の保護を図っている。
26 情報公開を制度化しているか（ホームページの活用を含めて）。	△	ホームページで財務内容等を公開していないが、本市の外郭団体である以上公開すべきである。
27 再委託の割合が高くなっていないか。再委託の際に競争性を確保しているか。	—	受託事業の再委託割合 0 %
28 事業内容において例えば、介護事故や利用者からの金銭や重要書類の預かりなどの法的リスクのあるものが含まれていないか。	T	金銭や書類の預かりサービスを行っており、法的リスクがある。また、小口資金貸付事業において不納欠損のリスクがある。
29 施設の工作物責任及び管理上の責任を追及される法的リスクはないか。	T	老人憩いの家、児童館、介護事業で施設管理上の責任を追及されるリスクがある。
30 不要な事業所、施設、設備等はないか。	△	正徳園は老朽化しており、施設管理上のリスクもあるので、廃止を検討すべきである。
31 アウトソーシング、資材等の一括購入等による事務効率を図っているか。	T	用紙の一括購入を行っているが、アウトソーシングなどさらなる事務効率を図るべきである。
32 今後、施設、設備の補修に多額のコストがかからないか。	T	正徳園は施設が老朽化しており、補修のコストが予想される。
33 効果的な職員研修を行っているか。	○	管理職研修、中堅職員研修、新人職員研修、接客マナー等をふれあい公社と合同で実施している。また、各事業ごとに、職員のレベル向上を図るため、福祉に関する研修に積極的に参加している。
34 理事会（取締役会）への理事（取締役）及び監事の出席率は適正か。また、十分な議論がされているか。	T	平成20年度は6回開催され、出席率は高いが、議論は不十分であった。
35 財団法人において、評議員会の評議員の出席率は適正か。また、十分な議論はなされているか。	—	該当なし。
36 監査は、公認会計士等により定期的かつ実効的になされているか（現金、預金、借入金、債権、債務の突合を含む。）。	○	監査役には公認会計士等の専門家が入っていないが、所管課による監査が年に1回行われており、適正である。
37 コンプライアンス（法令遵守）体制は確立されているか（コンプライアンスマニュアル、研修、啓発等）。	△	コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。
38 契約事務は適正か。	○	委託、リース、物品購入等の契約について、特に問題はない。
39 出納は適正か。	○	寄付、募金、ボランティア保険といった現金を扱っているが、日報を整備して、本部へ入金がなされている。
40 文書管理、事務処理管理は適正か。	○	規程に基づき適正に処理されていた。

区分	評定	備考
41 労務管理は適正か。	T	就業規則に基づき適正になされており、特に問題はない。本部はタイムカードによる管理を行っているが、支部等では行われていない。
42 固定資産、備品の管理は適正か。	×	固定資産台帳は整備されていたが、備品台帳は整備されていなかったため、整備すべきである。
43 社団法人、財団法人において、今後公益認定は可能か。	—	社会福祉法人である。
44 指定管理者制度において、施設の有効利用がなされているか。	○	御津老人福祉センター、建部町老人福祉センター、建部町在宅福祉サービスセンター、老人憩の家2件、児童館5件の指定管理を行っており、安定した利用者として、それぞれの福祉の目的に沿った施設の有効利用が行われている。
45 指定管理者制度の運営状況に問題点はないか。	○	特に問題点はない。
46 非公募型の指定管理者制度は適正か。	○	福祉施設、介護施設、児童館については、福祉の公平性、中立性の観点から非公募はやむを得ないと考えられる。
47 公募の場合、管理者の選定方法に問題はないか。	—	公募はなされていない。
48 指定管理の協定内容に問題はないか。	○	特に問題点はない。
49 設立目的自体が不合理な団体はないか。	○	設置目的は合理的である。
50 設立目的、事業内容、役割分担、採算からみて、出資金・出捐金は適正か。	—	社会福祉法人であるため、出資金はない。
51 設立目的を達成した団体及び事業開始時の目的を達成した事業はないか。	○	社会福祉法第109条に基づく。設立目的は、依然存在すると考えられる。
52 今後、存在意義が希薄化することが予想される団体及び事業はないか。	○	地域福祉事業は今後も重要であると考えられる。
53 事業が民間事業と類似又は民間企業でも実施可能な団体はないか。	T	講座事業については、民間事業との類似性がある。
54 設立目的及び事業が他の外郭団体と類似している団体、事業はないか。	T	介護、児童館、講座等において、ふれあい公社と類似している。
55 職員数が少なく、事業の実体が乏しい小規模外郭団体となっていないか。	○	職員数94人、収入668,288千円。事業の実体はある。
56 多額の累積欠損があり、かつ、経営状況等から見て累積欠損の解消が困難な団体はないか。	○	累積欠損金は0円。
57 法人形式（株式会社、有限会社、財団法人、社団法人等の形式）が不合理な団体はないか。	○	社会福祉法人形式は法令に基づくもので、合理的である。
58 営利法人への50%未満の出資は必要かつ合理的であったか。	—	営利法人ではない。
59 出資を引き揚げるべき団体はないか。	—	出資はない。
60 解散又は統廃合すべき団体はないか。	△	本協議会の事業の介護保険事業、各種施設の管理事業、児童館事業、その他自主事業等は、(財)岡山市ふれあい公社の事業と類似しているため、本協議会をあえて独立して存続させる必要性はないことになる。本協議会は、(財)岡山市ふれあい公社と統廃合すべきである。

3 組織（平成20年4月1日現在）

(1) 組織図



以上のとおり、本協議会は、御津、灘崎、建部、瀬戸の各福祉センター、西大寺支部ほか14支部（ただし、職員が配置されているのは西大寺支部のみである。）、福祉の店2店舗、児童館5館、老人憩いの家3園において事業を行っている。このほか、北区、南区、東区、中区の各事務所と建部町在宅福祉サービスセンター（ほのぼの荘）、瀬戸町デイサービスセンターにおいて事業を行っている。

(3) 機関

理事	19人
監事	3人
評議員会	44人

ところで、常務理事は事務局長と兼任となっている。しかし、本協議会の常務理事は、（財）岡山市ふれあい公社の常務理事、さらには、（財）岡山市シルバー人材センターの非常勤理事も兼務している。

この点、本協議会の常務理事兼事務局長は、本協議会と（財）岡山市ふれあい公社のいずれに普段は出勤しているのかを質問したところ、本協議会に普段は出勤しているとのことである。

（意見）

本協議会においては、常務理事は、会長、副会長を補佐し、会長の命を受けて本会の常務を処理するとされ、また、（財）岡山市ふれあい公社の常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を処理するとされている。

このように、外郭団体の常務理事の職責は、重要であるところ、同一人物が2つの外郭団体の常務理事を兼ねるのは、それぞれの団体における業務の統制が行き届かないおそれが高いため、直ちに人事を見直すべきである。

イ 評議員

- ① 社会福祉事業について学識経験を有する者（12人）
- ② 地域（支部・地区社会福祉協議会）の代表（20人）
- ③ 地域福祉に関係する団体（12人）

（意見）

評議員が44人というのは、本協議会の行っている事業がさまざまな団体と関わりを有していることや、本協議会が支部や地区といった多数の地区拠点を持していることにかんがみても、多過ぎる。これほど数が多いと出席もおろそかになるし、重要事項についての審議も不十分となるおそれがある。現に、平成20年度の合計3回の評議員会の出席者数の平均は44人中28.3人と少なくなっている。

地域の代表20人は支部の代表10人と地区社協の代表10人から構成されているところ、取りあえず、これらを6名ずつにして、学識経験者12人、地域福祉に関係する団体12人と同じ数にすべきである。そして、将来的にも削減を検討していくべきである。定款第15条2項において、評議員は44人と規定されているが、変更すべきである。

なお、社会福祉法第42条で評議員数は理事定数の2倍を超える数とされているので、理事定数もそれに併せて減少すべきである。

(4) 本市職員の派遣

本市職員の派遣は、次のとおりであり、建部町在宅福祉センター（ほのぼの荘）に配置されている。

本協議会での役職	派遣期間	仕事の内容	給料の負担
介護支援専門員	1年間ごとの更新	介護保険ケアプラン作成	全額本協議会負担

（指摘事項）

職員94人中1人が派遣職員である。建部町の職員だったが、合併に伴い本市職員として派遣されている。ケアマネージャーで長年勤務しているため、地域の事情に詳しく、必要性は非常に高いとされているが、派遣の必要性と理由についての稟議書、伺書は存在しない。旧建部町の頃からの派遣職員とのことであり、派遣開始時期は、平成10年頃とのことであるが、派遣法では派遣期間は原則3年なので、この点でも問題であり、早急に是正すべきである。

4 財務

(1) 平成20年度貸借対照表（総括）

資産の部		負債・純資産の部	
（単位：千円）		（単位：千円）	
流動資産	208,333	流動負債	45,725
普通預金	175,614	未払金	44,440
有価証券	72	社会保険料預り金	167
前払金	969	その他預り金	1,103
立替金	0	前受金	15
仮払金	0	固定負債	251,057

未収金	31,677
固定資産	782,333
基本財産特定預金	19,100
建物（基本財産）	17,000
土地（基本財産）	26,390
建物	1,914
車両運搬具	6,764
器具及び備品	6,002
ソフトウェア	63
貸付金	35,874
権利	218
敷金・保証金等預け金	15
全社協退職共済預け金	164,806
県社協退職共済預け金	30,134
事業調整資金積立預金	92,969
固定資産取得等積立預金	0
基金特定預金	142,612
地域福祉活動基金積立預金	200,000
御津地域福祉基金積立預金	26,816
瀬戸地域福祉基金積立預金	11,656
合 計	990,666

長期預り金	56,116
全社協退職給与引当金	164,806
県社協退職給与引当金	30,134
純資産	693,885
基本金	48,222
基金	142,612
事業調整資金積立金	92,969
地域福祉活動基金	200,000
御津地域福祉基金積立金	26,816
瀬戸地域福祉基金積立金	11,656
固定資産取得等積立金	0
次期繰越活動収支差額	171,609
合 計	990,666

ア 基本財産

定款によると、基本財産は、次のとおりとされており、固定資産の基本財産に挙がっている。

- ① 定期預金 4,185,503 円
利付国庫債券 14,914,497 円
- ② 土地
 - 岡山県岡山市北区大供二丁目4番115所在 宅地 (100.93 m²)
 - 岡山市北区大供二丁目4番116所在 宅地 (101.61 m²)
 - 岡山市南区藤田字錦566番17所在 宅地 (542.00 m²)
 - 岡山市南区藤田字錦566番105所在 宅地 (63.90 m²)
- ③ 建物
 - 岡山県岡山市南区藤田字錦566番地17, 566番地105所在
木造セメント瓦葺平屋建 居宅 1棟 (98.77 m²)
 - 岡山県岡山市北区大供二丁目4番地115, 4番地116所在
鉄骨造陸屋根2階建 事務所 1棟 (1階170.61 m²)
(2階173.25 m²)

土地、建物のうち、岡山市南区藤田の物件は、老人憩の家の「正憩園」(昭和58年5月に寄付により取得)であり、岡山市北区大供の物件は、「ひまわり福祉会館」(昭和59年8月完成)である。

(意見)

含み損益を明らかにするため、不動産の時価を評価しておくべきである。

イ 事業調整資金積立預金

従前からの余剰金の積立金ということである。

(意見)

単なる預貯金(埋蔵金)であるが、92,969千円と多額に上っているため、少なくとも50,000千円を一般会計に組み入れるべきである。

その上で、社会福祉協議会活動費補助金を毎年一定額減額すべきである。

ウ 基金特定預金

(意見)

市民福祉の向上に役立ててほしいとして寄付された積立金であるため、福祉活動を行っている団体、個人の取り組みや福祉活動に対する新たな発想、ユニークな取り組みなどを支援する助成活動等を企画して、その財源に充てるべきである。

エ 地域福祉活動基金積立預金

従前、御津、灘崎、建部、瀬戸の4町がそれぞれ岡山県の20,000千円、各町20,000千円、各社協の10,000千円の拠出金合計50,000千円の積立預金を行っていたものである(合計200,000千円)。

これは、平成6年6月30日の「地域福祉活動基金指導要綱」(岡山県保健福祉部長通知)により、地域住民が共に励まし合う幅の広い地域福祉活動に係る事業の実施に必要な財源を安定的に確保するため、市町村社会福祉協議会に設置されたものであり、基金は元金を取り崩さず、その果実をもって運営することを基本とするとされているものである。

(意見)

地域福祉活動の財源を確保する必要があるが、200,000千円もの基金をそのためだけに眠らせておくのは不合理である。

本市と本協議会は、この基金の有効利用を県と協議の上、本協議会の一般会計に組み入れることを検討すべきである。

その上で、後述する社会福祉協議会活動費補助金を毎年一定額減額すべきである。

オ 御津と瀬戸の地域福祉基金

本協議会が御津町社協と瀬戸町社協が合併したときに、それぞれの町社協が有していた積立預金を別立てで残したものである。御津町の基金は御津町住民の寄付、瀬戸町の基金は瀬戸町在住の一人暮らしの方の寄付によるものである。それぞれ御津町、瀬戸町やその町民の福祉事業に使用することになっている。

御津町の基金は、平成17年度末は44,264千円であったが平成20年度末は26,816千円、瀬戸町の基金は、平成19年度末が19,135千円であったが平成20年度末は11,656千円にそれぞれ減少している。

(意見)

社協同士が合併したにもかかわらず、4町のうち、御津町と瀬戸町だけ地域福祉活動基金積立預金が別立てでプールされている。しかも、御津、瀬戸のそれぞれの社協の支部の判断で、それぞれの町民の福祉のために使用されるというのは、不公平かつ不合理である。というのは、本市内における本協議会のサービスの公平化という観点からすれば、御津町、瀬戸町だけ特別扱いすることになるからである。また、同じく

本市と合併した瀬崎町, 建部町との間でも不公平であるし, かかる特別扱いの基金は, 使途の適否をめぐる問題となり得るからである。

本協議会とすれば, 早急にかかる積立預金(合計額 38,472 千円)を廃止して一般会計に組み入れるべきである。

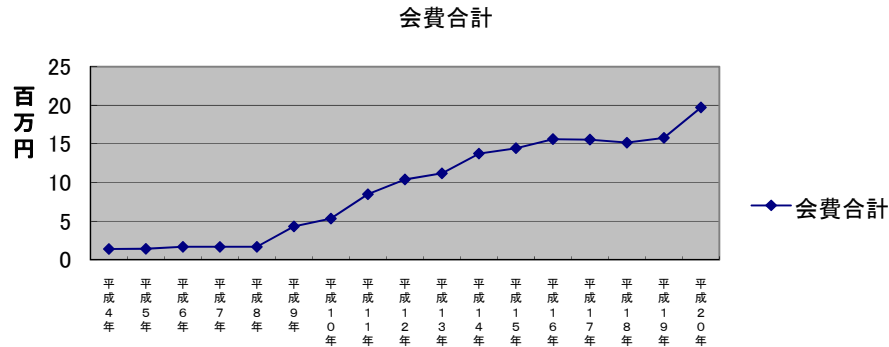
(2) 平成20年度資金収支計算書(総括)

(単位: 千円)

経常活動による収支		人件費	321,806
会費収入	20,007	事務費支出	5,511
寄附金収入	21,298	事業費支出	204,070
介護保険収入	118,740	助成金	245,093
経常経費補助金収入	155,992	指定寄付金払出	100
共同募金配分金収入	53,310	負担金支出	3,742
受託金収入	136,817	会計単位間繰入金支出	966
事業収入	22,660	経理区分間繰入金支出	52,360
支援費収入	52,562	市返納金	9,009
負担金収入	504	経常支出計(2)	621,386
手数料収入	562	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	24,702
貸付事業収入	4,555	固定資産取得支出	4,426
交付金収入	190	施設設備等支出合計(5)	4,426
雑収入	997	施設設備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△4,426
受取利息配当金収入	4,569	その他の収入	12,871
会計単位間繰入金収入	965	積立資金取崩収入	9,328
経理区分間繰入金収入	52,360	財務活動等収入計(7)	22,199
経常活動収入計(1)	646,088	その他の支出	16,252
		積立預金積立支出	912
		財務活動等収入計(8)	17,164
		財務活動等資金収支差額(9)=(7)-(8)	5,035
		当期資金収支差額合計	25,311
		前期末支払資金残高(繰越金)	137,297
		当期末支払資金残高(次年度繰越金)	162,608

ア 会費収入

会費合計の推移をグラフにすると, 次のようになる。



平成10年度より本市愛育委員協議会が個人会員と個人特別会員の会員募集を行うようになってから, 入会者数が大幅に増加している。

また, 平成20年度の会費収入は19,714千円で, 前年度の約25%増となっているが, その理由は, 平成19年度途中に合併した瀬戸町の社協が会員を多数確保していたためである。ちなみに, 平成19年度の特別会員会費は1,481千円であったところ, 平成20年度は5,062千円となっている。

会費については, 本協議会は, 地区内で愛育委員が募集した会員会費のうち地区愛育委員会に対して20%, 支部と地区社協に30%を保健福祉活動費として交付しているが, 瀬戸支部については, 当分の間100%交付することとされている(平成20

年度で約400万円)。

(指摘事項)

合併の際のさまざまな交渉や合意事項が存在することは分かるが、瀬戸支部に事業費として会費に見合う保健福祉活動を配分するというのは、合理的ではなく、不公平であるばかりか、その使途をめぐってトラブルになる可能性もある。

本協議会としては、瀬戸支部の「特権」を改めるべきである。

(意見)

瀬戸支部においては、愛育委員会ではなく、福祉委員が会費を集めているとのことであるので、福祉委員に20%助成、支部に30%の助成を行うべきである。

イ 補助金

補助金の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
社会福祉協議会活動費補助金	75,379	91,923	107,031	111,442	129,104
住民参加型在宅支援サービス補助金	7,517	6,755	7,092	7,141	7,217
低所得者利用者負担軽減事業費補助			64	0	0
地域生活支援事業補助金			5,987	17,997	19,671
合計	82,896	98,678	120,174	136,580	155,992

本協議会の補助金依存度は20%を上回っており、本市の財政的負担の軽減のための方策が重要となる。今後は、旧御津・瀬崎社協職員の人件費補助率を平成22年度から70%、旧建部社協職員の人件費補助率を平成24年度から70%とする方針である。

5 事業

(1) 地域福祉活動費

ア つなぎ資金 (つなぎ資金運営要綱による)

① 目的

生活保護を申請した者が、決定までの間所持金がなく生活費に困っている場合に、保護費支給までの生活費として一時立て替え、要援護者の生活安定を図る。

平成12年度以前は、給付制であったが、平成13年以降は、立替制となっており、申請者は立替金を返還することとなっている。

② 対象者

本市内に居住する生活保護を申請中の者であって、福祉事務所長がつなぎ資金の一時立替えが適当と認めた者である。

③ 立替金の推移

(単位：件, 千円)

区分	立替金	件数	返還不可能額	返還不可能額 累計	不納欠損額
平成16年度	6,918	679	260	900	260
平成17年度	6,877	648	197	1,097	197
平成18年度	6,031	581	280	1,377	280

平成19年度	5,598	547	219	1,596	219
平成20年度	7,398	753	243	1,840	243

④ 検討
(意見)

確かに、保護認定までの生活費の「つなぎ」が必要な場合もあり得るが、本来的には、生活保護のシステムの中で解決すべき問題であり、本協議会が自主財源を用いてまで本制度を行う理由はないと考えられる。

よって、本制度を廃止すべきである。

(2) ひまわり福祉相談センター事業

ひまわり福祉相談センター御津分室、建部分室の相談件数はそれぞれ8件、9件(平成20年度)と少なくなっている。

御津分室、建部分室ともに相談日は毎月1回で、1回あたりの相談員は2人で、3,000円×2人×12か月=72,000円ずつ年間経費がかかっている。

(意見)

御津分室、建部分室の相談件数が少ないので、よりPRに努めるべきであるとともに、相談回数削減を検討すべきである。

(3) ふれあい給食サービス事業

一人暮らし高齢者等を対象に、会食や配食方式で、地区社協や民生委員・児童委員協議会のボランティアが主体となってふれあいを深め、高齢者等の食生活の改善を通じて健康維持に努力するものである。高齢者等に公民館やコミュニティハウスに集まってもらい、食事をするもので、料金は、地区によって異なるが、一食30円～500円である。料金は当日現金で徴収している。

ふれあい給食サービスはすべてボランティアで費用はかかっていない。

(意見)

ふれあい給食サービス事業実施要領の別表によると、例えば、1回当たり20～30人で7,500円、31人～40人で10,000円となっている。しかし、これでは30人と31人で差異が生じて不合理である。

参加者1人当たり250円の助成と改めるべきである。

(4) ひまわり給食サービス(平成6年11月実施)

ア 概要

援護を必要とする在宅の一人暮らし高齢者及び重度障害者等に栄養バランスを配慮した食事を居宅まで地域の協力員が配食することで、地域社会との交流や安否確認及び孤独感の解消を図るというものである。

イ 利用状況

昼食は弁当であり、本市内は1食が350円である。配食協力員に対して1食当たり130円の活動手当を支給するとともに、弁当製造業者に配送拠点までの配送費(費用弁償)を支給している。弁当代については、毎月口座振替により徴収しており、未収入金は無いとのことである。

(意見)

弁当製造業者は3社とのことである。この点については、利用者に対し、定期的にアンケートを行い、最小の金額で最も内容の良い弁当を供給してくれる業者を選定すべきである。

(5) 法外援護事業

低所得者等への援護として、以下の給付がある。

ア 自立援護金

自らの就労努力により生活保護が廃止された世帯に対し、100,000円、生活保護世帯に属していた中学、高校、各種学校卒業者で、卒業後20歳の誕生日の前日までに就職し、その世帯から生活実態として転出し、自立した者に50,000円支給する。

イ 被保護世帯入学祝金

小学校又は中学校に入学する者がいる被保護世帯に対し、小学校入学者一人につき18,000円、中学校入学者一人につき18,500円を支給する。

ウ 被保護世帯学童服購入助成金

小学校又は中学校に入学する者がいる被保護世帯に対し、小学校入学者一人につき7,000円、中学校入学者一人につき8,000円の学童服購入助成金を支給する。

エ 就学援助世帯学童服支給

小学校4年生になる子どもがいる低所得者世帯に対し、学童服を支給する。

オ 困窮者援護費

かつては、生活環境の改善事業等のために使用されていたが、現在は、お盆とお彼岸に1万円ずつ、無縁墓のお参り料として寺院に支払っている。

これらの総支給額の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
総支給額	76,650	79,439	82,953	55,270	45,765

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総支給額	37,546	24,065	25,150	25,171	25,465

いわゆる法外援護であるが、減少傾向にあり、平成20年度は平成11年度の33.2%となっている。

本市以外の政令市の生活保護世帯に対する法外援護事業の実施状況は、次のとおりである。

政令市	法外援護事業
札幌市	なし
仙台市	入学祝金、修学旅行援助金
新潟市	修学旅行支度金、夏季見舞金、年末見舞金、歳末慰問品、小・中学校入学祝品、中学卒業祝金、高校入学祝金
千葉市	修学旅行支度金、出産費差額助成
さいたま市	契約更新料差額金、出産費差額金、修学旅行準備金、通学服買換え費
川崎市	なし
横浜市	日用品・肌着支給、小学校給食施設改築中の給食費助成金、民間施設援護費
静岡市	なし
浜松市	なし
名古屋市	修学旅行支度金、学童服購入資金
京都市	修学旅行援助金、水洗便所設置助成金、外国人教育扶助
大阪市	なし
堺市	なし
神戸市	高校入学準備金、体操服購入助成金、水着購入助成金
広島市	なし
北九州市	なし
福岡市	技能修得支援金、運転免許取得支援金、就職支援金、供物料、就学援助金

以上のとおり、8つの政令市においては法外援護事業を行っていない。
(意見)

いわゆるナショナルミニマムとしての生活保護費以外に、行政が法外援護を行う必要性は乏しいと考えられる。

また、政令市においても約45%が法外援護事業を行っていない。

したがって、いずれも、廃止を含めた見直しを検討すべきである。

仮に、法外援護を行うとすれば、保護から自立への助長のための助成金の支給を検討すべきである。

(6) 老人憩いの家の運営（興除園・松尾園・正憩園）

ア 概要

老人憩いの家とは、興除園、松尾園は、本市の施設で、本協議会が指定管理者の選定を受けているが、正憩園は本協議会所有で直営の施設である。

イ 検討

(意見)

正憩園は施設が相当老朽化しているので、補修コストが予測される。

施設の倒壊や損壊等により、老人が負傷した場合は、本協議会は損害賠償請求（工作物責任）を起こされる可能性があるため、施設の廃止を検討すべきである。

(指摘事項)

本施設は、住み込みでの管理として、契約書上には記載されているが、施設内の入浴場の改築や居住スペースの増築などを管理人負担で行っており、管理があいまいである。

本施設は本協議会の財産であるため、以上のような改築や増築は、本協議会が行うべきである。

(7) 貸付金事業

経理区分は貸付事業となっているが、出産支度金貸付事業は現在存在せず、償還事務だけが残っているので、小口資金貸付事業について検討する。

ア 目的 低所得者に対し、緊急不測の事態に必要な生活資金等の貸付を行い、その

世帯の福祉増進と自立助長を図るというものである。

イ 資金種 通常貸付

ウ 貸付対象者

①定職を有し又は定職を得る見込みが確実である者。

②当該世帯の所得の総額が当該世帯について生活保護法の規定により算定した生活保護基準額の1.5倍の額に満たないこと。

ただし、本協議会会長が資金の必要性について特別の事情があると認めた場合は、限度額を超える所得を有するものについて貸付対象とすることができる。

③償還が可能であると認められる者

エ 貸付状況

(単位：件、千円)

区分	貸付件数	貸付金額	未償還額	未償還額累計	免除件数	免除金額
平成16年度	39	2,700	391	41,287	107	6,073
平成17年度	45	2,770	683	35,812	91	5,160
平成18年度	59	3,880	952	32,043	61	3,424
平成19年度	66	4,940	1,130	31,521	5	230
平成20年度	52	3,682	334	30,672	11	592

長引く不況と消費者金融のいわゆる総量規制のため、貸付件数と金額、さらには未償還額が増大しているのではないかという懸念があったが、さほど増加していなかった。

(意見)

低所得者に対する貸付限度額の貸付は、未償還額が多いとか免除金額が多いというよりも、督促手続にむしろコストがかかってしまい、極めて不合理な制度である。

加えて、生活福祉資金貸付事業と趣旨が重なっているため、廃止を含めた見直しを検討すべきである。

(8) 日常生活自立支援事業

本事業は、社会福祉法第2条3項12号に規定されている福祉サービス利用援助事業である。

日常的金銭管理サービスとは、契約者が社会福祉協議会に通帳を預け、支援計画に基づき生活支援員が社会福祉協議会より通帳を受け取り、預金の引き出し等を行うサービスである。

本サービスの契約は判断能力の全く無い人とは締結しないこととなっているが、判断能力の有無の判断は、専門員が契約締結判定ガイドラインに沿って行っている。この契約締結判定ガイドラインでは主に、コミュニケーション能力の評価、契約の意思確認、基本的情報の確認・見当識の確認、現在の生活状況の概要、将来の計画、援助の必要性に関する認識、契約内容の理解等について判定し、契約可能かどうかを判断することとなっている。そして、本会においては、専門家（弁護士、医師、保健福祉関係者）による契約締結審査会で全件判断されることとなる。

(意見)

本事業のうち、福祉サービスの利用援助はともかく、日常的金銭管理サービスや書類等の預かりサービスは、預かった、預かってないのトラブルや、物がなくなったなどのトラブルに巻き込まれやすいリスクのある事業である。

もともと、認知症高齢者や知的障害者・精神障害者などで自分の判断能力に不安の

ある人を対象しているところ、判断能力があるとはいえ、不十分な可能性があり、場合によっては、保佐か補助が必要な場合もあり得ると考えられる。

したがって、判断能力が不十分な場合に、契約が取り消されたり、前出のトラブルに巻き込まれないようにするためにも、専門員が判断に迷った場合に、直ちに弁護士と連絡をとって、アドバイスを受けられるような制度を設けるべきである。

6 施設管理

(1) 施設の現状

本協議会の関係施設の現状は、次のとおりである。

①御津老人福祉センター



②建部町老人福祉センター



③建部町在宅福祉サービスセンター



④老人憩の家「松尾園」



⑤正憩園



⑥馬屋下児童館



(2) 施設管理

老人憩の家、御津老人福祉センター、岡山市大曲児童館等は、いずれも平成18年度から平成22年度までの指定管理で、非公募であった。

また、建部町老人福祉センター、建部町在宅福祉サービスセンター、福寿苑はいずれも建部町が平成19年度から平成23年度までの指定管理としたもので、非公募であったところ、本市がそれを引き継いでいる。

(3) 指定管理者制度

御津老人福祉センター、建部町老人福祉センター、建部町在宅福祉サービスセンター、老人憩の家2件、児童館5件の指定管理を行っており、施設の有効利用は認められる。福祉施設、介護施設、児童館については、非公募であるが、やむを得ないと考えられる。

指定管理者制度の運営状況、協定内容についても、特段の問題はなかった。

7 本協議会と（財）岡山市ふれあい公社の統合

(1) 本協議会の事業内容の性格

本協議会の事業の中身は、介護保険事業以外は、ひまわり給食、ふれあい給食、ひまわり在宅支援サービス、日常生活自立支援事業のほか、老人憩の家、児童館、福寿苑、福祉の店の施設管理事業等である。

このうち、介護保険事業は、（財）岡山市ふれあい公社が行っており、施設管理事業も（財）岡山市ふれあい公社等の団体がやってやれない事業とはいえない。また、ひまわり給食などといった事業は、いわゆる地域福祉の観点からは、重要とはいえるが、（財）岡山市ふれあい公社がやってやれなくもない事業といえる。

(2) ふれあい公社との統合

（意見）

本協議会の事業の介護保険事業、各種施設の管理事業、児童館事業、その他自主事業等は、（財）岡山市ふれあい公社の事業と類似しているため、本協議会をあえて独立して存続させる必要性はないことになる。

本協議会は、（財）岡山市ふれあい公社と統合すべきである。

(3) 統合の手続

（意見）

社会福祉法人と財団法人をそのまま統合することは制度上不可能である。

そこで、いずれかを解散した上で、事業を他方へ移管することになるが、介護保険事業は社会福祉法人が行えば課税されないこと、中四国をつなぐ福祉の拠点を目指す本市としては地域福祉の実現を目的とする社会福祉法人を解散するのは望ましくないと考えられることから、ふれあい公社を解散して、事業等を本協議会に移管すべきである。

そして、ふれあい公社を統合した本協議会がふれあいセンターの施設管理運営を行い、本市の福祉事業を外郭団体として一元的に実施する体制を作るべきである。

その際、本協議会においては、（財）岡山市ふれあい公社における本市OB職員と本市の派遣職員を減少させるとともに、民間から多彩な人材を登用して民間の経営センスとノウハウを生かせるような自立性と独立性を工夫すべきである。